

論文 / 著書情報
Article / Book Information

題目(和文)	IR（統合型リゾート）を用いた埋立地における 新規都市開発と観光政策に関する研究
Title(English)	Research on Urban Development and Tourism Policies Utilizing IR (Integrated Resorts) in Land Reclamation Area
著者(和文)	鶴田一
Author(English)	Hajime Tsuruta
出典(和文)	学位:博士(工学), 学位授与機関:東京工業大学, 報告番号:甲第12783号, 授与年月日:2024年3月26日, 学位の種別:課程博士, 審査員:真野 洋介,坂村 圭,室町 泰徳,那須 聖,大佛 俊泰,十代田 朗
Citation(English)	Degree:Doctor (Engineering), Conferring organization: Tokyo Institute of Technology, Report number:甲第12783号, Conferred date:2024/3/26, Degree Type:Course doctor, Examiner:,,,,,
学位種別(和文)	博士論文
Type(English)	Doctoral Thesis

学 位 論 文

IR（統合型リゾート）を用いた埋立地における
新規都市開発と観光政策に関する研究

Research on Urban Development and Tourism Policies Utilizing IR
(Integrated Resorts) in Land Reclamation Area

2024 年 3 月

鶴 田 一

Hajime Tsuruta

IR（統合型リゾート）を用いた埋立地における新規都市開発と

観光政策に関する研究

Research on Urban Development and Tourism Policies Utilizing IR (Integrated Resorts) in Land Reclamation Area

目次：

第1章 序 論

1-1. 研究の背景	1
(1) 埋立地における都市開発の歴史	
(2) 日本の国際観光競争力と埋立地における IR 議論	
1-2. 研究の目的	4
1-3. 既往研究のレビュー	5
(1) IR における経済的メリットと社会的デメリット 群	
(2) 合法化検討過程 群＋都市開発/都市計画・観光政策 群（スポット：G）	
(3) 都市開発/都市計画・観光政策 群	
(4) シンガポール群 ＋ 都市計画・観光政策 群（スポット：H）	
(5) 既往研究の総括	
1-4. 研究の構成・対象及び方法	11

第2章 わが国におけるカジノ及び IR をめぐる言説の変遷と国会での議論

2-1. 本章の背景と目的	15
(1) 本章の背景と目的	
(2) 本章の構成	
2-2. 朝日新聞の記事を対象としたカジノ合法化における言説の変遷	16
(1) 朝日新聞記事でキーワード「カジノ」が出現した回数、研究の対象期間、及び期分け	

(2) キーワードの抽出方法

(3) 各時代背景における言説の特徴

1. I 期（1996 年～1997 年）
2. II 期（1998 年～2005 年）
3. III 期（2006 年～2009 年）
4. IV 期（2010 年～2013 年）
5. V 期（2014 年～2018 年）

(4) 通期における特徴

1. A 群各都道府県におけるカジノ論争
2. B 群政治家／意見の出現回数の比例
3. C 群 IR における「観光」「都市開発・計画」
4. D 群（肯定／否定／肯定・否）の出現回数の推移と時代背景
5. まとめ

2-3. 国会会議録を対象としたカジノ合法化における議論・・・・・・・・・・ 30

- (1) 国会会議録検索システムを利用したキーワード抽出方法及び対象期間
- (2) カジノ合法化におけるキーワード「カジノ・IR」が現れた国会の議論
- (3) 国会会議録におけるカジノ合法化と関連性の薄い議論
- (4) 主要発言内容からみる国会での議論の分析
- (5) 国会での議論まとめ

2-4. 朝日新聞を対象としたカジノ合法化における言説並びに国会会議録を対象としたカジノ合法化における議論の変遷比較分析・・・・・・・・・・ 40

- (1) 朝日新聞記事内の国会関連議論や動きの記事抜粋
- (2) 朝日新聞及び国会における「カジノ」「IR」のキーワード出現回数の比較表

2-5. 小括・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41

第 3 章 IR 整備をめぐる候補自治体（大阪府・市）における議論と行政組織体制

3-1. 本章の背景と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46

- (1) 本章の背景と目的
- (2) 本章の構成
- (3) 調査手法等

1. 本章で用いる大阪府議会会議録検索システム
2. 本章の対象期間
3. 抽出された対象質問及び答弁
4. 意見・質問の分類

3-2. 大阪府定例会議議録の分析・・・・・・・・・・・・・・ 49

- (1) 分類項からみる推移と分析
- (2) 答弁者／業務内容／答弁回数からみる組織体制
 1. 大阪府府民文化部
 2. 政策企画部
 3. IR 推進局
 4. 健康医療部
- (3) 答弁にみる大阪府施策の特徴
 1. 普及施策
 2. 都市計画
 3. 依存症対策
 4. 治安施策

3-3. 国の特定複合観光施設区域整備計画に係る行政組織体制・・・・・・・・・・ 57

1. 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（平成二十八年法律第百十五）
2. 特定複合観光施設区域の整備に関する法律（平成三十年法律第八十号）
3. 国における法整備の経緯
 - ・ 国と地方自治体の役割分担について

3-4. 大阪府・市における特定複合観光施設区域整備計画に係る 行政組織体制・・・・・・・・・・・・・・ 61

- (1) 年代にみる IR 関連の府議会での回答、行政組織並びに IR 関連団体
- (2) 広域に権限を持つ行政機関「大阪都市計画局」の発足
- (3) 大阪都市計画局／ベイエリアグループ（大阪湾岸部管轄（夢洲・咲州地区））
- (4) 都市開発と観光政策の連動性
- (5) 大阪府・市における特定複合観光施設区域整備計画立案の流れ

3-5. 小括・・・・・・・・・・・・・・ 68

第4章 大阪府の埋立地におけるIRを核とした新規都市開発

4-1. 本章の背景と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・72

- (1) 本章の背景と目的
- (2) 本章の構成
- (3) 本章の調査方法

4-2. 埋立地夢洲におけるIR都市開発・・・・・・・・・・・・・・74

- (1) 夢洲の埋立概略史からIR構想の流れ
- (2) 「テクノポート大阪」計画の概要
- (3) 咲州・夢洲地区のまちづくり

4-3. 国の特定複合観光施設区域整備計画に係る要綱及び大阪IRのそれに対する計画概要・・・・・・・・・・・・・・79

- (1) 国による要求基準・評価基準
- (2) 大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画
 - 1. 【要求基準4】収支計画及び資金計画
 - 2. 【評価基準18】地域経済への効果
 - 3. 【要求基準15】（カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための措置等／【評価基準14】（カジノ施設の種類、機能、数、規模、配置、外観及び内観の特徴、設置及び運営の方針）
 - 4. 【評価基準1】IR区域全体のコンセプト／【評価基準2】具体的な配置計画
 - (1) コンセプトとイメージ
 - (2) ゾーニング
 - (3) 区域・施設の概要
 - 5. 【評価基準1】IR事業の工程

4-4. 本章の小括並びに第2章～第4章の総括・・・・・・・・・・・・・・90

- (1) 本章の小括
- (2) 第2章～第4章の総括

第5章 シンガポールにおけるカジノ合法化検討過程

5-1. 本章の背景と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 96

- (1) 本章の背景と目的
- (2) 本章の構成
- (3) 世界にみる IR の起源
- (4) 本章の調査手法

5-2. リー・シェンロン首相声明文(2005 年 4 月 18 日)の言説分析・・・・・・・・ 99

- (1) 声明文考察の意義
- (2) 声明文の概要
- (3) 声明文の背景
- (4) 声明文の詳細分析
- (5) 考察

5-3. シンガポールにおけるカジノ合法化検討時期別の特徴・・・・・・・・ 104

- (1) 過去 5 回のカジノ合法化検討
- (2) 第 1 回目カジノ合法化検討(1965 年)の特徴
- (3) 第 2 回目カジノ合法化検討(1970 年)の特徴
- (4) 第 3 回目カジノ合法化検討(1985 年)の特徴
- (5) 第 4 回目カジノ合法化検討(2002 年)の特徴
- (6) 第 5 回目カジノ合法化検討(2004 年)の特徴
- (7) 第 1 回目～第 5 回目カジノ合法化検討総合考察

5-4. シンガポールにおける IR カジノ合法化時の行政組織体制・・・・・・・・ 111

- (1) マリーナ・ベイエリアにおける IR 開発時の行政組織体制
- (2) リー・シェンロン首相声明文と IR 開発時の行政組織体制

5-5. 小括・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 113

第6章 シンガポールの埋立地における IR を核とした都市開発の過程及び観光政策との関連

6-1. 本章の背景と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 118

- (1) 本章の背景と目的

- (2) 本章の構成
- (3) 本章の調査方法

6-2. マリーナ・ベイエリアにおける新規都市開発・・・・・・・・・・119

- (1) シンガポールにおける埋立ての概略史
- (2) シンガポールにおける都市計画の骨格（コンセプトプラン、マスタープラン、コントロールプラン）
- (3) マリーナ・ベイエリアにおける埋立ての歴史、及び同国におけるその他埋立地を含む歴史的、社会的背景
- (4) マリーナ・ベイエリアにおける I R 都市開発
 - 1. 埋立地開発に伴う都市整備
 - 2. IR 開発時における RFC (Request For Concept) 要綱
 - 3. IR 建築（マリーナ・ベイ・サンズ）
 - 4. IR 合法化時における開発に関連するリー・シェンロン首相の声明
 - 5. マリーナ・ベイ・サンズにおけるファイナンス状況
- (5) マリーナ・ベイエリアにおける IR 開発総合考察

6-3. シンガポールにおける都市開発と観光政策との連携・・・・・・・・141

- (1) STB（シンガポール政府観光局）とは
- (2) STB（観光局）と URA（都市再開発局）との連携
- (3) 人口的観光資源（マリーナ・ベイ・サンズ）を利用した観光事業の促進並びに総合考察

6-4. 本章の小括並びに第 5 章～第 6 章の総括・・・・・・・・・・145

- (1) 本章の小括
- (2) 第 5 章～第 6 章の総括

第 7 章 シンガポールとの対比からみる大阪 IR の特徴

7-1. 本章の背景と目的・・・・・・・・・・151

- (1) 本章の背景と目的
- (2) 本章の構成

7-2. 日本（大阪夢洲）とシンガポール（マリーナ・ベイ）の IR 関連事項の対比・・・・・・・・・・153

- (1) IR 合法化検討過程

- (2) 埋立地における新規都市開発と観光政策
 - ① 開発順序
 - ② 面積と形状
 - ③ 土地利用
- (3) IR 合法化検討時期の行政組織体制とその連動性
 - ① IR 関連組織体の構成
 - ② 行政組織の連動性
 - ③ 施策項目（健康医療・警察）（経済・貿易）
 - ④ 観光施策
 - ⑤ 都市開発施策
- (4) 各対比まとめ
 - 1. IR 合法化検討過程
 - 2. 埋立地における新規都市開発と観光政策
 - 3. IR 合法化検討時期の行政組織体制とその連動性
- (5) 建設・開発概要と経営的観点における数値的総合対比
 - ① 建築・開発計画
 - ② 経営的数値
 - ③ インフラ整備における管轄、費用負担

7-3. シンガポールとの対比からみる大阪 IR の特徴・・・・・・・・・・ 165

- (1) IR 実現検討過程
- (2) 埋立地における新規都市開発と観光政策
- (3) IR 実現検討時期の行政組織体制とその連動性

7-4. 大阪 IR の特徴から導き出される新たな手法及び課題とそれに対する 提言・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 166

- (1) IR 合法化検討過程
- (2) 埋立地における新規都市開発と観光政策
- (3) IR 合法化検討時期の行政組織体制とその連動性

第 8 章 結 論

8-1. 各章のまとめ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 171

- (1) 各章研究の目的と結論（再掲）

8-2. 本研究の目的に対する結論	175
8-3. 各結論から得られる示唆	177
①世論・議論（合法化検討過程）	
②空間（都市再開発・都市計画）	
③政策連動とそれに伴う行政組織体制	
8-4. 本研究における今後の課題と対策	178
謝 辞	179
論文要旨	180
Thesis Abstract	182
発表会等実施の記録	184
関係論文	185
資料編	188
資料編（第2章）	
・資料-①(1)～(6)	
カジノ合法化におけるキーワード「カジノ・IR」が現れた国会年表	188
・資料-②(1)～(9)	
カジノ合法化におけるキーワード「カジノ・IR」が現れた国会年及び主要発言内容の抜粋	194
・資料-③(1)～(7)	
朝日新聞内の国会関連の記事抜粋	203

資料編（第3章）

- ・ 資料①(1)～(4)大阪府行政組織図・・・・・・・・・・・・・・ 210

資料編（第5章）

- ・ シンガポール行政組織図・・・・・・・・・・・・・・ 214

資料編（第5章 / 第6章）

- ・ INTEGRATED LAN USE PLANNING COURSE by URA(シンガポール政府都市再開発局), 2022 年
7 月 19 日～22 日・・・・・・・・・・・・・・ 215

第 1 章

序 論

1-1. 研究の背景

(1) 埋立地における都市開発の歴史

国内においては古くから東京や横浜、大阪など多くの都市で埋立は行われている。特に東京湾は江戸期の徳川幕府により約 400 年以上前から、江戸の人口増大への居住確保と家庭ごみの処理場確保という目的で埋め立てられた¹。近代では、東京の台場や横浜のみなとみらい、山下ふ頭、大阪の舞洲、夢洲、咲洲などの埋立地で、大型都市開発が行われている。

一方近隣のアジア諸国に目を向けると、韓国の仁川ではゴミ問題を解決するために 90 年代から既存にある干拓地が埋め立てられ、現在では国際空港やゴルフ場などのレクリエーション施設として利用されている²。また、マカオでは 20 世紀以降、都市の成長に伴い人口密度の緩和と観光産業の拡大を目指して、タイパ島とコロアネ島間の約 80ha を埋立て開発し、多くの観光客を獲得し経済発展を遂げた³。シンガポールでも 70 年代頃から埋め立てられたマリーナ・ベイの開発を 2000 年頃から施策化し、新たな人工的な観光資源を創造したことで国際観光ディスティネーションとなり、アジアで上位にランキングされるまでに GDP を伸ばしている。

ところが、国内における埋立地開発では世界的な観光ディスティネーションとなるまでには至っておらず、高荷⁴は東京湾の環境計画の整備過程では埋立地の先行開発が物流・生産の場所になり、交通不便な暗い場所となっているという課題を挙げている。現況で未利用地になっている埋立地をエンターテインメントや住居の要素等を踏まえた施策を官民で行い、そして活気あるまちづくりに繋がる新規都市開発を行い前述した他のアジア諸国のように経済発展をさせていく必要があると考える。

前述したようにアジア諸国では埋立地を利用した新規都市開発で経済発展を試みるのが主流といえる程に一般化しており、同時に IR(統合型リゾート)^{注1}施策を利用していることがそれらの埋立地開発の共通項に挙げられる。

^{注1} IR とは、Integrated Resort(統合型リゾート施設)の略称で、言葉自体は 2005 年にシンガポールにおいてカジノ合法化が閣議決定される以前の 2004 年に同国の通商産業省 (MTI : Ministry of Trade and Industry Singapore) からカジノ導入構想が発表された後の議会において「Singapore Integrated Resort & Casino」「an integrated entertainment resort」などと表現されていたものが IR という一般名詞として国際的にも使用されるようになった⁵。具体的には、カジノを中心とした、ホテル、MICE (Meeting/Incentive/Convention/Exhibition・Event) 施設、ショッピングセンター等を複合的に開発した、観光客、ビジネス客をターゲットとした施設である。シンガポールのマリーナ・ベイ・サンズは 2010 年開業以降世界的に注目を集め、観光ディスティネーションとして毎年多くの観光客が足を運ぶ。日本国内においても 2018 年に特定複合観光施設区域整備法 (通称 : カジノ法) が可決され、2023 年 4 月に大阪府が条件付きで国の認可を受けたのは記憶に新しい⁶。

(2) 日本の国際観光競争力と埋立地における IR 議論

日本は世界経済フォーラム（2021 年）において様々な基準がある中で相対的に国際観光競争力が高い国として注目されているが、表-1 にあるように観光政策力という観点ではシンガポール（図-1）が 1 位であり、日本は TOP10 にさえ入っていない。また ICCA のデータベースにおいては、アジア・太平洋地域の主要国の国際会議開催件数に対する日本のシェア推移では一貫して低下している。

図-2 を見て分かるように、日本は文化的観光資源に強みがあるものの、MICE 等を活用したビジネス観光を含む観光政策力では他国に劣っていると推察される。近年の国際観光においては MICE 戦略が重要であることが、多くの既往研究においても指摘されているが、大規模な施設を単体で建築・維持していくのは運営的・経営的に大きなリスクが伴うため、MICE は IR 施策とパッケージ化されることが一般的になりつつある。

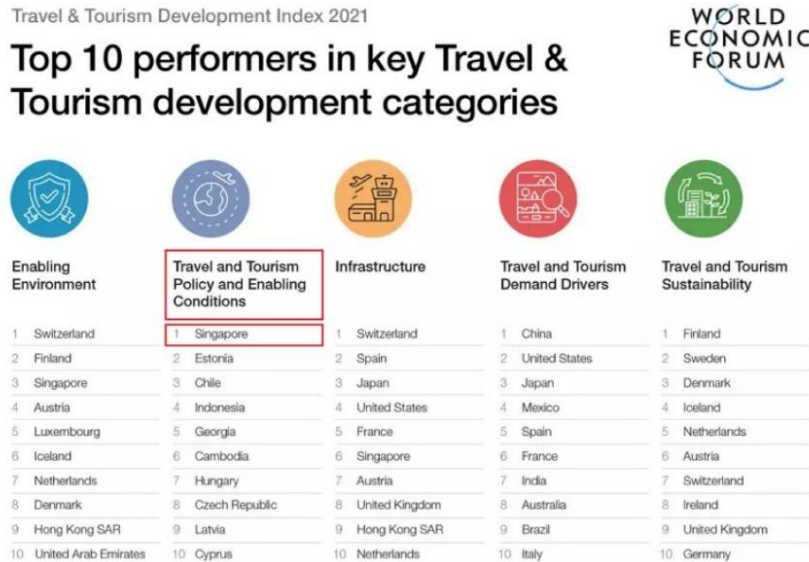
日本政府は 2017 年、カジノを含む IR 全体を経済エンジンとすることで持続可能で MICE の持つメリットを最大化出来るといった試算を行っている⁷。地方自治体でも IR 施策における独自の検討・議論が行われた。例えば、東京では 1999 年台場でのカジノ構想があり、横浜では 2015 年山下ふ頭での「IR（統合型リゾート）等新たな戦略的都市づくり検討調査」⁸が行われた。また、大阪夢洲では 2010 年から「大阪エンターテインメント都市構想推進検討会」⁹が開かれている。その他宮崎県、長崎県、愛知県、北海道などを含む各都道府県においても 2000 年初頭頃より議論が行われている¹⁰。しかしながら、ギャンブル依存症や治安悪化などの社会的デメリットを懸念する反対意見により、現段階では都市型で且つ埋立地（人口島）である大阪夢洲が特定複合観光施設区域として唯一国から認定を受け、本年度より本格的な実施計画が行われている。



図 - 1 写真 マリーナ・ベイ・サンズ 引用：シンガポール政府公式 HP

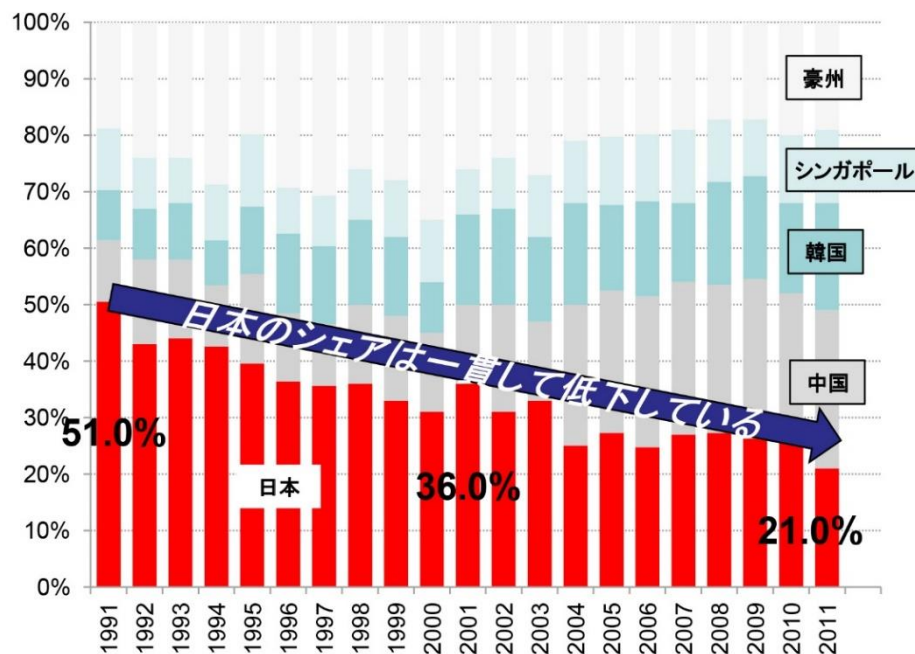
表ー1 国際観光競争力ランキング（世界経済フォーラム）

引用： <https://jp.weforum.org/publications/travel-and-tourism-development-index-2021/shareables-214a5b33ff/>
最終閲覧日 2023. 11. 13



Source: World Economic Forum

Note: Categories are the five Travel & Tourism Development Index subindexes. For more information please visit: <https://www.weforum.org/reports/travel-and-tourism-development-index-2021>.



図ー2 アジア・太平洋地域主要国の国際会議開催件数に対する日本のシェア推移

引用：国土交通省観光庁「我が国の MICE 国際競争力の強化に向けて（MICE 国際競争力強化委員会最終とりまとめ）
平成 25 年（2013 年）8 月

1-2. 研究の目的

アジア諸国では IR を活用した埋立地における新規都市開発によって世界から集客し、MICE 戦略によるビジネス観光を含めた観光産業を発展させることによって大きな経済発展を遂げている。一方日本は「失われた 30 年」と言われるように経済が滞っている現状にある。

通称 IR 法¹¹と呼ばれる「特定複合観光施設区域整備法」第一章第一条の目的に「我が国における人口の減少、国際的な交流の増大その他の我が国を取り巻く経済社会情勢の変化に対応して我が国の経済社会の活力の向上及び持続的な発展を図るため」と掲げられているように、「人口減少、区域整備、国際的な交流の増大、経済発展」という点から法文を読み解くと、「局地的な都市開発を行い、観光政策を連動させることで世界から集客し、経済を発展させることで新たな財源を確保し、高齢化社会に伴う社会福祉費等に充填することで社会的課題を解決する」という構成が読み取れる。このように日本は社会的課題を解決するために経済発展する必要がある、その手段として IR を活用するという今までわが国では実績のない国家施策を試みている過程にある。

ところで、成功に近づけるためには先達を調査することは欠かせない。前節で述べてきたようにシンガポールは IR 先進国であり、マカオや韓国と違い日本同様に近代に至るまでカジノが合法化されておらず IR という新たな概念の基、2005 年に合法化に至り、大きな経済発展を遂げた。よって同国における合法化検討過程並びに埋立地であるマリーナ・ベイの新規都市開発がどういったものであったかを明らかにすることは日本の未来産業と成り得る IR 施策にとって重要な知見を得られる絶好の成功事例だと考えられる。

そのため、わが国とシンガポールにおける IR を用いた都市開発手法の関連事項を対比的に考察することで新たな手法を導き出し、それらが日本で現在も継続的に行われている議論、施策検討の一助となることを大きな目的とする。下記に具体的な目的となる 5 点を示す。

- ① 我が国における IR をめぐる言説・議論の変遷がその施策に及ぼした影響を分析する。
- ② 大阪夢洲における IR を核とした新規都市開発計画に伴う観光政策について分析し、考察する。
- ③ シンガポールにおけるカジノ合法化検討過程を分析し、考察する。
- ④ マリーナ・ベイにおける IR を核とした新規都市開発計画に伴う観光政策について分析し、考察する。
- ⑤ シンガポールの事例を通じて日本（大阪）の IR 施策の特徴を明らかにする。

1-3. 既往研究のレビュー

本研究における既往研究の分野においては大きく図-3のように「IR 合法化検討過程群」「都市開発/都市計画・観光政策群」「シンガポール群」そして「IRにおける経済的メリット/社会的デメリット群」の4群に分類出来、各群が重なり合うA~Iまでの9スポットと単体での4スポットと併せて13スポットに分布される。同図に基づいてそれぞれの既往研究をレビューし、本研究がどこに位置するかを本節の最後に明示する。

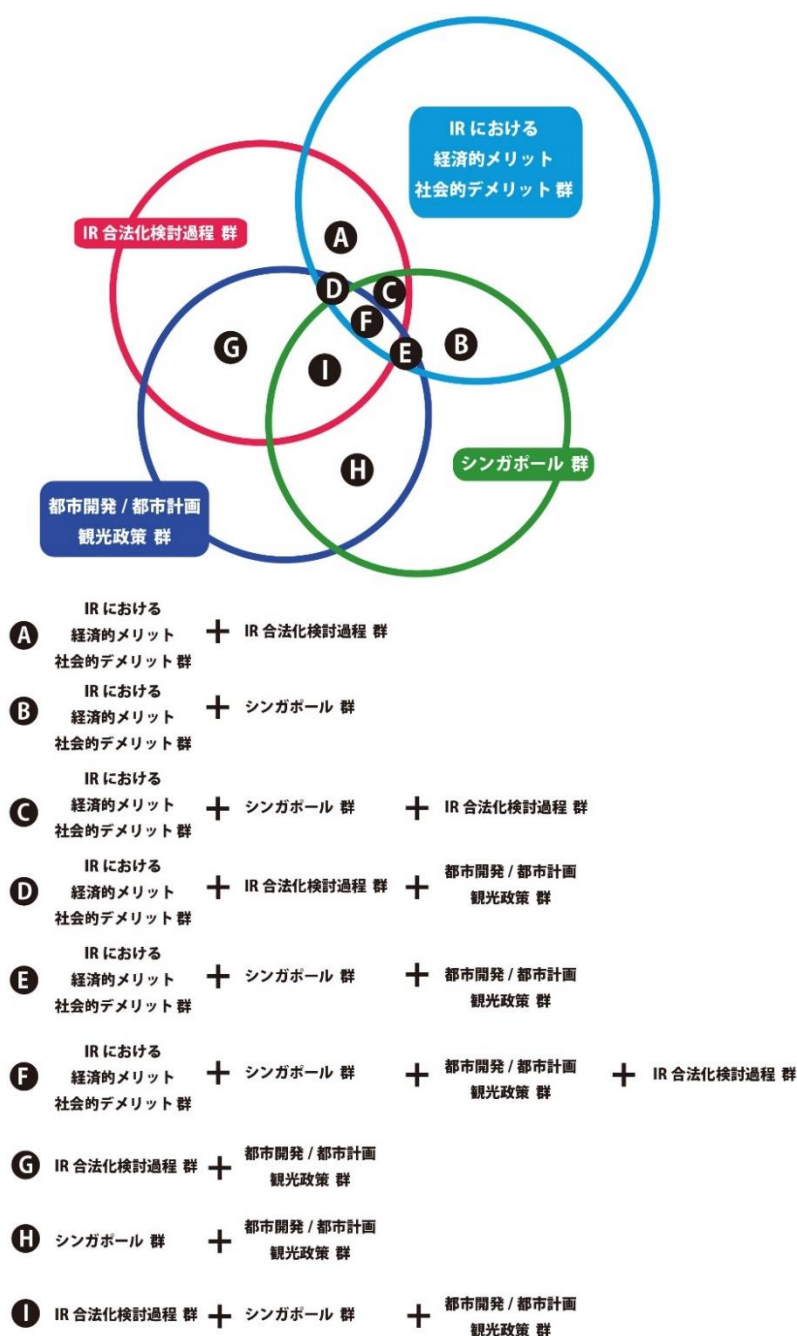


図-3 既往研究概略群図

(1) IRにおける経済的メリットと社会的デメリット 群

経済的メリットについては、①みずほコーポレート銀行調査部¹²がネバダ州のカジノとそれ以外の収益構造を具体的な数字や表をエビデンスとして明示し、そこで売り上げはノンゲーミング部門が年々上がってきているもののカジノ抜きで統合型リゾートは存立し得ないと結論付けている。また②大林¹³は複数地域の産業関連表を使用し近畿地方（大阪周辺地域）が日本でIRに最も有望な地域であるとの評価が得られたと結論付け、範囲の経済、規模の経済、相互補助金などの特性を持つマルチサービスプロデューサーであると考察している。一方社会的デメリットについては、③大村¹⁴が依存症対策全国センターのホームページでは全国の相談窓口・医療機関が紹介されているものの、令和3年度時点でギャンブル依存症の相談員が配置されているのは65か所、そのうちほとんどが精神保健全般を受け付ける施設で、依存症を専門とした窓口はほとんど設置されていないと苦言を呈している。

(2) IR合法化検討過程 群+都市開発/都市計画・観光政策 群(スポット：G)

④小谷¹⁵は一般的世論を反映していると考えられる全国紙「社説」におけるリゾートに関する言説の論点とその変遷について調査・考察を行っている。リゾート法（通称）は国内観光振興においてバブル期に活発に議論され施策された大型開発に関連する90年代に成立した法律である。一方IR法（通称）は国際観光振興において同様に施策された大型リゾート開発に関連する法律であり、類似していると考えられる。小谷らはリゾート整備をとりまく動向を調査し、時代を下記のように区分することで言説がどのように変遷していったかを明らかにした。

I期(86～87年)：リゾート法制定に向けての精力的な活動期

II期(88～90年)：法に基づき各地の構想承認が積極的に行われた時期

III期(91～93年)：リゾート開発の環境が変化し法見直しの議論が行われる時期

IV期(94年～)：「今後のリゾートあり方について」で再確立された方針に基づく整備が施行される時期

小谷らは研究の背景の中で、バブル景気を背景に爆発的なリゾート開発ブームが起こり、その後バブル崩壊によるリゾート開発の行き詰まりを迎え、以降それらの施設を如何に有効に活用出来るかを今後の課題とした。

このように大型開発に係る法案では、言説や世論が変遷していく点に本研究との類似点がある。小谷らの全国紙からリゾートに関する見解を抽出し系統立てて整理し、KJ法を用いて分類や前述した期分けを行っており、それらの見解を抽出して整理していく手法は言説や世論の変遷を的確に把握することに適した手法であると考えられ、本研究においても参考にすべき手法と考える。

⑤ 高橋¹⁶は国会での議論から戦後復興期の観光政策の中で国観法並びに国観法制定都市がどのように位置づけられていたのか、計画が描かれていたのか、更に具体的な整備計画が立てられ、その後どのように変遷していったかについて都市毎に調査を行い比較考察している。最初の国観法は昭和25年(1950)に成立した「別府国際観光温泉文化都市建設法」であった。戦後のGHQ占領下において国際観光による外貨獲得、在留米国人への保養地提供を主たる目的とした戦後復興案として先述した別府以外に熱海や京都・奈良など7都市が選定された。高橋らは、それらの国会での発言を系統立ててまとめ、各都市でのインフラを含む様々な都市再開発計画を表化

している。結論では観光政策が縦割り行政を超えることは叶わず都市計画行政の枠組にはめられていったことを述べている。

このように国際観光における都市再開発という点においては本研究と類似しているが、国内都市間での比較である点に違いがある。しかし、リゾート法における小谷らの具体的な整備計画がどのように変遷していったかという点は本研究においても重要な要素の一つであろう。そして前述したように高橋らが結論において各政策が日本の縦割り行政を超えることが叶わずと言及しているように、このような都市開発を含めた広域にわたる国家プロジェクトにとって行政組織体制をいかに変えていくかは重要な論点である。

⑥ 岡田¹⁷は同法が成立するまでの国会での議論を以下の A～G の項目に絞り調査・考察した上で、国会での IR における議論を概観して要点を整理し、法的な解釈を行っている。

- A. 整備の意義及び経済効果
- B. 区域整備計画認定等に係る手続きの公正性等の確保
- C. カジノ事業と刑法の賭博に関する法制との整合性
- D. 入場回数制限等による依存症防止対策の有効性
- E. 特定資金貸付業務を認めることによる悪影響
- F. カジノ管理委員会の体制等
- G. 認定区域整備計画の上限数見直し

本研究では法的な解釈ではなく合法化に至る議論自体がどのような変遷を経たのか、また一般世論と比較することによってそこに乖離性があるかを考察するという点において違いがある。

(3) 都市開発/都市計画・観光政策 群

港湾エリアにおける埋立地での都市開発（都市計画）はシンガポールのマリーナ・ベイ、大阪府の夢洲に共通し、本研究において重要な要素である。既往研究においても特に近代の都市開発戦略として、それらの都市に加えて香港、マカオ、国内では台場などが考察されている。

⑦木下¹⁸は香港における埋立の拡大とそれに伴う都市開発戦略の変容を歴史的背景から調査している。香港は都市としての拡大・発展及び流入・急増する人口の定住化への対策に埋立地を利用して行ってきたことを明らかにしている。

⑧Fadzli¹⁹は東京台場の埋立の歴史から近代のホテルやアミューズメント、ショッピング、住居に伴うレインボーブリッジを含んだインフラ整備までを調査し、考察している。

⑨高荷⁴は東京湾の港湾行政における環境計画の整備過程について調査し、東京湾沿岸の埋立臨海エリアはスポーツ施設・レクリエーション施設が立地しやすいことを明らかにしている。一方で先行開発によって物流・生産の場所になり、交通不便な暗い場所となっているという課題についても述し、賑わいのある空間を創出する計画が必要と結論付けている。

⑩Adam²⁰は都市開発によって引き起こされる社会的な摩擦が埋立地を活用して回避することが出来る点に直目しており、それはベルリン、コペンハーゲン、ドバイ、香港、マカオ、ニューヨークなど世界的にみられる傾向であることを明らかにしている。Adamの主張する「社会的な摩擦」とは一般大衆がその開発によって不利益を被ることによって生まれる現象と述べており、それは資本家がその開発によって利益を得て、既にその地域に居住する住人が環境的不利益を被ることで起こり得る軋轢と捉えることができる。

このように近代都市開発において、埋立地を活用することは主流とも捉えられ、各時代背景を加味した的確な目的・戦略、ひいては開発における順序も重要であることが読み取れる。

(4) シンガポール群 + 都市開発/都市計画・観光政策 群 (スポット : H)

⑪大坂谷²¹らはシンガポールを取り巻く政治・経済・社会情勢と都市計画の関連性について調査を行っている。コンセプトプランは1971年、1991年、2001年、2011年と改定されているが大坂谷らが調査した91年当時にマリーナ・ベイ周辺を世界的なビジネス中心地として開発していくコンセプトプランが公表された。総合考察の中で、国家主導で戦略的に開発を行っている点が明らかにした。具体的には経済成長の手段として、外資導入とともに都市計画を政策的に活用してきた。

同調査において経済的背景や政治的背景と都市計画の繋がりを明らかにしているが、本研究ではIRと都市計画及び観光政策の関連性に着眼しており、その点に違いがある。

⑫武田²²らはシンガポールでの都市開発における戦略の中に建国当初からガーデン・シティ政策^{注2}があることに着眼し、同国における緑化施策と都市開発の関連性について考察している。マスタープランの公園地域の変遷を各時代に調査し、パークコネクター（公園を一定の法則で点在させることによって緑の都市を連結させる手法）の整備特性についても明らかにしている。

本研究におけるマリーナベイ・エリアにある観光ディステーションとしても世界的に認知が高いガーデン・バイ・ザ・ベイがあるようにシンガポールの都市開発と緑化政策は関連付けて論じられることが多い。

⑬Joshua²³はシンガポールにおける合法化検討時期が1965年、1970年、1985年、2002年の4回あったがいずれも否決されていることを明らかにしている。主には元首相である故リー・クエンユー氏の独断的な判断であったが、具体的にはモラルの低下につながるという理由であった。その後2004年に実子であるリー・シェンロン氏が第3代目首相に就任し、5回目の合法化検討がされ翌年2005年にカジノ合法化に至った。

Joshuaの研究では主に政治的背景とカジノ合法化の時期について明らかにしているが、本研究ではその時期における同国の都市再開発局、観光庁の動きを比較する点において違いがある。

注2 2001年に発表されたシンガポールの都市計画であるコンセプトプランにおいて“ガーデン・シティ”の概念を一步進めた“シティ・イン・ア・ガーデン”という新たな方針が示された。

(5) 既往研究の総括

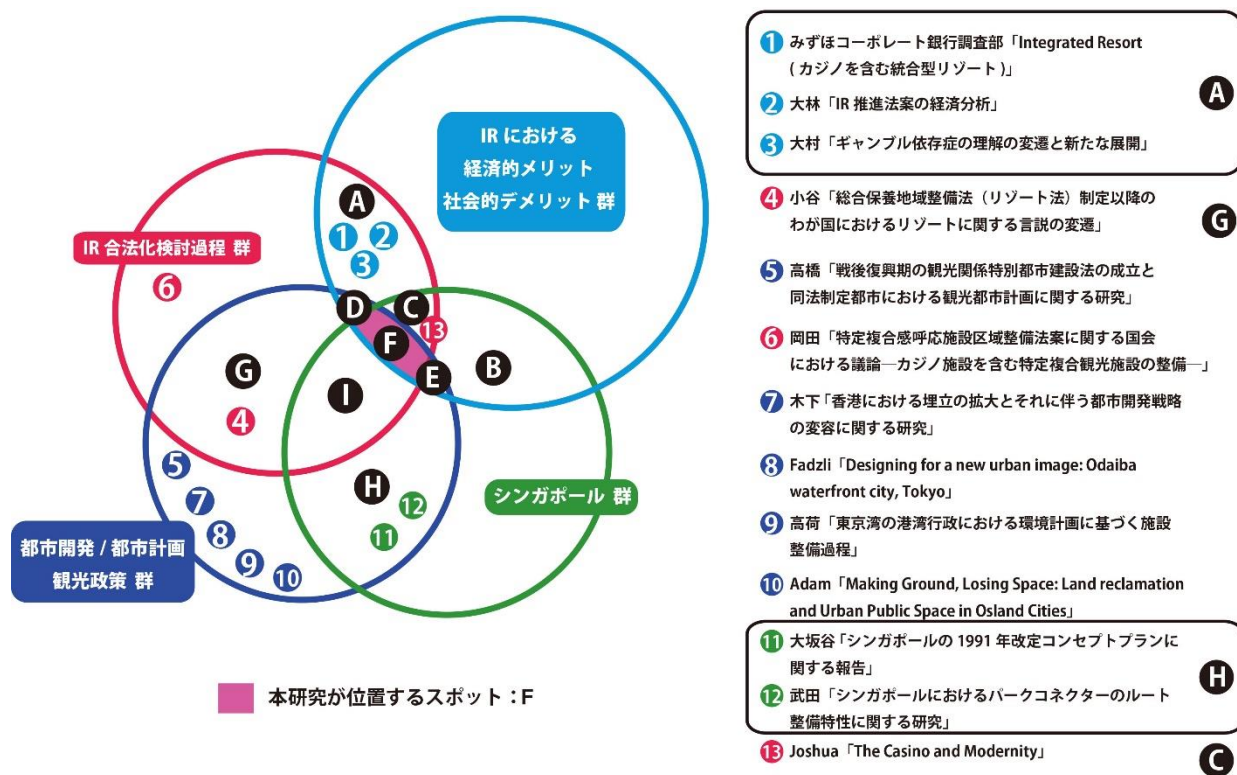


図-4 既往研究概略図 (各論文を各スポットに入れ込み)

それぞれの群に各既往研究をはめ込んでみると図-4のようになる。そして本研究の包括する範囲は唯一「IR 合法化検討過程 群」「都市開発/都市計画・観光政策 群」「シンガポール 群」「IR における経済的メリット 社会的デメリット 群」の4群全てが重なり合うスポット:Fの範囲となる。

④の総合保養地域整備法(リゾート法)、⑤の観光関係都市建設法(国観法)、⑥の特定複合観光施設区域整備法(IR整備法)、といった3つの法律には、時代は違えども類似した点が見受けられる。いずれも観光振興、リゾートというキーワードがあてはまる。ただし、リゾート法は国内観光振興であり、国観法は、名目上は国際観光振興であるが、結果的にはリゾート法と同様に国内観光振興の要素が強いと考えられている。一方で、IR整備法はカジノという特殊な要素を含む国際観光振興である点に大きな違いがある。さらに、小谷らの研究においてリゾート法はバブル期の経済に焦点を当てられ、IR整備法のカジノ関連の経済とは異なる種のものである。そして、前述したように先行研究においてリゾート法はバブル崩壊によるリゾート開発の行き詰まりを迎え、また国観法は縦割り行政を超えることは叶わず都市計画行政の枠組にはめられていったように課題があった。IR整備法においては内閣府が発表した「特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針」^{注3}の中で下記のように明記されている。

注3 特定複合観光施設の整備のための意義や目的等が48ページに渡り首相官邸から公表されている。
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/ir_promotion/kokkaiteisyutsuhoan/seibi_houshin_r021218.pdf,
 最終閲覧 2023年9月4日

(抜粋)

観光は、双方向の国際交流を通じた相互理解の増進はもとより、国民経済の発展や国民生活の安定向上にも寄与するものであり、本格的な少子高齢化・人口減少を迎える中で、真に我が国の成長戦略と地方創生の大きな柱である。このような認識の下、政府の観光戦略である「明日の日本を支える観光ビジョン（平成 28 年 3 月 30 日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）」においては、MICE（企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨及び研修旅行（Incentive Travel）、国際機関及び団体、学会等が行う国際会議（Convention）、展示会及び見本市、イベント（Exhibition及びEvent）の頭文字のことであり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベント等の総称。以下同じ。）誘致の促進やインバウンド観光促進のための多様な魅力の対外発信強化、広域観光周遊ルートの世界水準への改善などの取組により、2030 年に訪日外国人旅行者数を 6000 万人、訪日外国人旅行消費額を 15 兆円とすること等が観光先進国の実現に向けた目標として掲げられているところである。我が国は、自然・文化・気候・食という観光振興に必要な 4 つの条件を兼ね備えた世界でも数少ない国の 1 つであり、豊富で多様な観光資源を有しているが、日本型 IR は、こうした観光資源を生かした日本の魅力を世界に発信する機能を有するものであり、我が国において IR を新たに整備することは、観光資源の潜在力を最大限に解放し、我が国を観光先進国に引き上げるという目標に寄与することが期待される。具体的には、

- （1）民間の活力を生かしてこれまでにないスケールとクオリティを有する MICE 施設を整備することにより、これまでにないような大型の国際的な会議やイベント等を展開し、新たなビジネスの起爆剤となること、
- （2）世界に向けた日本の魅力の発信により、世界中から観光客を集め、全国各地の豊かな自然、固有の歴史、文化、伝統、食などの魅力を紹介すること、
- （3）IR への来訪客に国内各地の魅力を紹介し、国内各地に送り出すことにより、世界と国内各地をつなぐ交流のハブとなることにより、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現することが、日本型 IR の意義である。これにより、観光及び地域経済の振興に寄与し、更には日本全体の健全な経済成長につながるとともに、併せて、国及び地方公共団体の財政の改善に資することが期待される。

すなわちリゾート法には国内景気・需要に左右される課題があり、国観法には行政組織の縦割りによって広域的な政策が実現できない課題があった。リゾート法の課題は IR 法においてはその基本方針に見られるように国際観光に焦点をあてることで克服しようとしている。一方の縦割り組織においては IR 整備法に向けた施策に対する行政組織体制がどのようになっているのかを本研究で注視したい。

そして、⑦～⑩は主に埋立地を利用した都市開発に関する研究となり、本研究においては重要な参考研究であると予想される。

このように本研究では参考にした調査手法や成立した法律の目的、シンガポールにおける都市計画や関連する論文などを「特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針」にあるような日本型 IR における研究として独自性が見いだせる範囲を網羅していると考え、且つ前述したように関連する群全てを包括している点で新規性があると考えられる。

その他多くの IR 関連既往研究を概観すると「IR における経済的メリット・社会的デメリット 群」単体か、その群と重なり合った A スポット、B スポットの 3 スポットに偏りがあることがわかった。そして各種マスコミ報道等においてもこの 3 スポットに偏りがあることも想像出来る。すなわち多くの世

論、議論、報道の内容は社会的デメリットとカジノからの税徴収による財政改善や雇用の拡大による経済的メリットに終始しているが、都市開発が自国のリスクを負わずに短期間で開発を行える点や国際観光の振興などの社会的メリットを含めた多面的観点で捉える必要がある。

1-4. 研究の構成・対象及び方法

序論を総括した上で、本研究の構成は図-5の通りであり、各章で扱う研究の対象と方法を下記に記す。

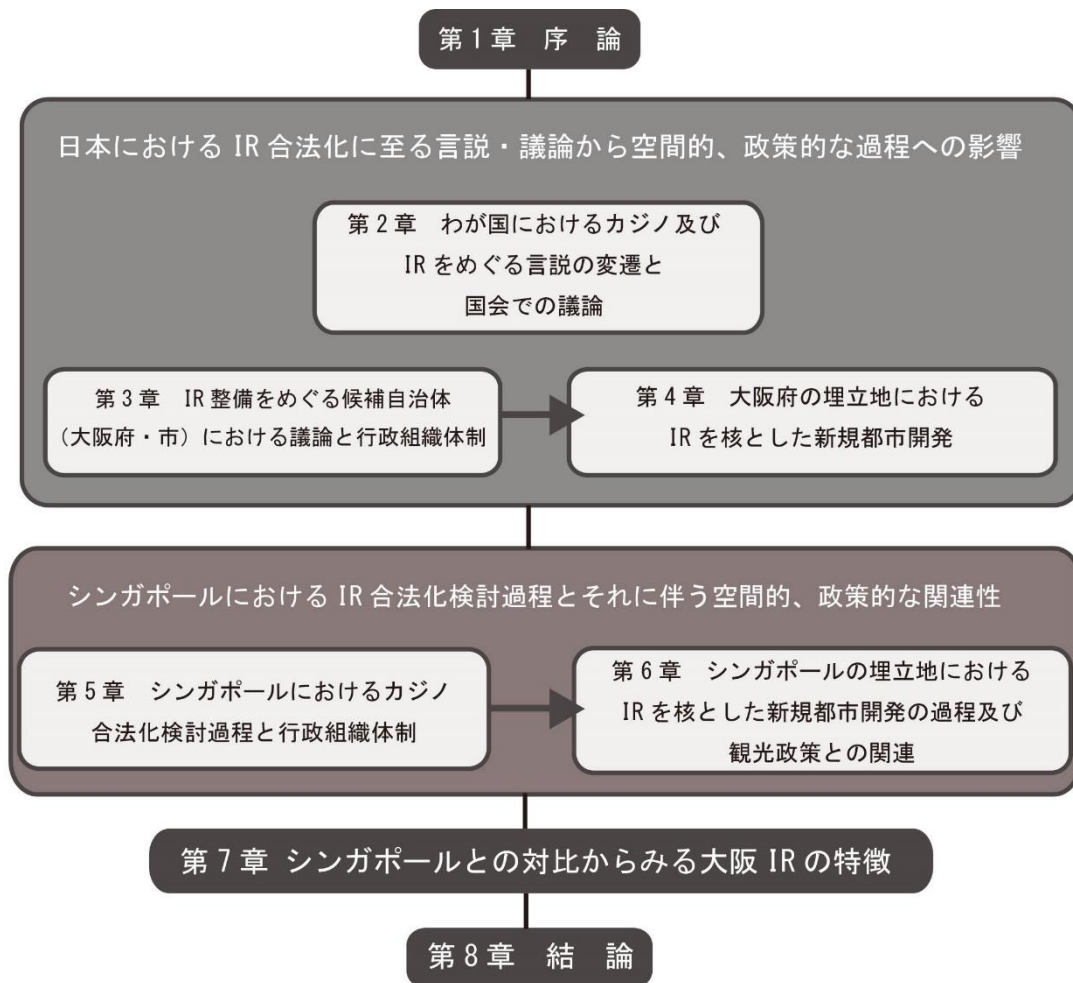


図-5 本研究の構成

第2章では、日本国内におけるIRをめぐる言説・事象の変遷を整理し、同時に国会での議論の変遷を整理し、それらを比較考察する。

第3章では、IR整備をめぐる候補自治体（大阪府）における議論を系統立てて整理した上で考察を行うと同時に国並びに大阪府・市の特定複合観光施設区域整備計画に係る行政組織体制についても分析を行う。

第4章では、大阪府の埋立地（夢洲）におけるIRを核とした都市開発についてこの度国から条件付きで認可を受けた計画書から分析し、考察を行う。そして第2章～第4章までの日本におけるIR合法化に至る言説・議論から空間的、政策的な過程への影響について総括を行う。

第5章では、シンガポールにおけるカジノ合法化検討過程を整理し、併せてIR開発時の行政組織体制を分析する。

第6章では、シンガポールの埋立地におけるIRを核とした都市開発について整理・考察し、観光政策との繋がりについて分析を行う。またIR開発時の開発要綱についても併せて分析する。そして第5章～第6章のシンガポールにおけるIR合法化検討過程とそれに伴う空間的、政策的な連動性について総括を行う。

図-5に示すように本研究は第2章、第3章、第4章が国内IRに関する研究、そして第5章、第6章がシンガポールIRに関する研究となっており、

第7章では、国内IRとシンガポールIRで明らかになった事柄を対比・考察し、大阪夢洲IR施策の特徴を明らかにする。

第8章では、第7章で明らかになった大阪夢洲IR施策の特徴を踏まえた上で、本研究の目的に対する結論を述す。

参考・引用文献

- ¹ 遠藤 毅(2004),「東京臨海域における埋立地造成の歴史」,地学雑誌, Journal of Geography. 113(6)785-801
- ² Incheon Airport 公式HP, 'Development Background' 'Location Selection',
<https://www.airport.kr/ai/en/index.do>, 最終閲覧日 2023 年 12 月 18 日
- ³ 福岡銀行香港駐在員事務所(2008 年),「マカオの発展」,
<https://www.fukuokabank.co.jp/fuku/kaigai/asia/asia200804/hongkong.pdf>, 最終閲覧日 2023 年 12 月 18 日
- ⁴ 高荷 久昌(2004),「東京湾の港湾行政における環境計画に基づく施設整備過程」,東京工業大学博士論文
- ⁵ シンガポール政府、国会議事録「Senior Minister of State Vivian Balakrishnan interview」、2004 年 11 月 16 日
- ⁶ 国土交通省観光庁公式HP,「大阪・夢洲地区の I R 区域整備計画を認定」,
https://www.mlit.go.jp/kankocho/news11_0414.html, 最終閲覧日 2023 年 12 月 18 日
- ⁷ 首相官邸公式HP「IR を活用した MICE 誘致の効果等」,
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/ir_promotion/ir_kaigi/dai8/siryoul_2.pdf, 最終閲覧日 2023 年 12 月 18 日
- ⁸ 横浜市公式HP「IR(統合型リゾート)等新たな戦略的都市づくり検討」検討調査報告書,
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/sogotyousei/IR/ir.files/irhoukoku.pdf>
最終閲覧日 2023 年 12 月 18 日
- ⁹ 大阪府公式HP,「第 1 回大阪エンターテイメント都市構想推進検討会」
<https://www.pref.osaka.lg.jp/toshimiryoku/ir/process/p0000001.html>, 最終閲覧日 2023 年 12 月 19 日
- ¹⁰ 鶴田 一(2017),「わが国におけるカジノ及び IR をめぐる言説・事象の変遷」,第 36 回日本観光研究学会全国大会学術論文集,2021 年 12 月, pp13-18
- ¹¹ E-GOV 法令検索,「平成三十年法律第八十号特定複合観光施設区域整備法」,
https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=430AC0000000080_20221101_502AC0000000033, 最終閲覧日 2023 年 9 月 25 日
- ¹² みずほコーポレート調査部(2012),「Integrated Resort(カジノを含む統合型リゾート)」、みずほ産業調査, Vol. 39, No2
- ¹³ 大林 守(2015),「IR 推進法案の経済分析：問われるべきは何か?」,専修大学商学研究所報, 46(8).1-28,
<https://cir.nii.ac.jp/crid/1390290699802145408>, 最終閲覧 2023 年 8 月 27 日
- ¹⁴ 大村 枝里(2023),「ギャンブル依存症の理解の変遷と新たな展開」,京都大学大学院教育学研究科附属臨床教育実践研究センター, <https://repository.kulib.kyoto-u.ac.jp/dspace/handle/2433/281973>, 最終閲覧 2023 年
- ¹⁵ 小谷 拓也(2002),「総合保養地域整備法(リゾート法)制定以降のわが国におけるリゾートに関する言説の変遷」、第 37 回日本都市計画学会学術論文集, pp925-930
- ¹⁶ 高橋 正義(2003),「戦後復興期の観光関係特別都市建設法の成立と同法制定都市における観光都市計画に関する研究」, 社団法人 日本都市計画学会, 38(3); pp571-576
- ¹⁷ 岡田 智明(2018),「特定複合感呼応施設区域整備法案に関する国会における議論—カジノ施設を含む特定複合観光施設の整備—」,立法と調査, No406, pp03-18
- ¹⁸ 木下 光(1996),「香港における埋立の拡大とそれに伴う都市開発戦略の変容に関する研究」,都市計画. 別冊 都市計画論文集, 31: pp685-690
- ¹⁹ Fadzli Zubi(2007),「Designing for a new urban image: Odaiba waterfront city, Tokyo」, Planning Research Conference
- ²⁰ Adam Grydehoj(2015),「Making Ground, Losing Space: Land reclamation and Urban Public Space in Osland Cities」, Urban Island Studies,1, pp96-117
- ²¹ 大坂谷 吉行(2000),「シンガポールの 1991 年改定コンセプトプランに関する報告」,日本都市計画学会 224, pp64-78
- ²² 武田 重昭(2018),「シンガポールにおけるパークコネクターのルート整備特性に関する研究」,日本都市計画学会,都市計画論文集 Vol.53, No. 3, pp503-509
- ²³ Joshua Sim(2013),「The Casino and Modernity」, NUS Masters Thesis, pp30-31

第 2 章

わが国におけるカジノ及び IR をめぐる言説の変遷と 国会での議論

2-1. 本章の背景と目的

(1) 本章の背景と目的

前章既往研究の調査より、各種マスコミ報道等ではIRにおける経済的メリットと社会的デメリットの二極に偏り、そこに至るまでの経緯や要因、或いはそれら以外の議論されるべき論点が、国会や地方自治体における議題や一般世論から欠落しているように見受けられる。まるでカジノ議論が突発的に出てきて、国会で早急に成立されたように世論に捉えられてしまっている。そこで本章では、まず一般的世論を包括していると想定される全国紙朝日新聞の記事から「カジノ」「IR」のキーワードが含まれる記事を抽出し、それらを調査・分析することによって言説がどのように変遷していったかを明らかにすることを一つ目の目的とする。そして同時に国会での議論も同様に分析することを二つ目の目的とし、最後にそれらを比較してどのような関連性があるのか、或いは無いのかを明らかにすることを三つ目の目的とする。

(2) 本章の構成

図-1にあるように本章ではまず2-2において朝日新聞からの言説の変遷を調査、分析し、2-3において同様に国会議事録から関連する議論を抽出し、2-4にてそれらを比較・考察する。各々の具体的な調査方法や対象範囲等の仔細は各項にて説明を行うものとする。

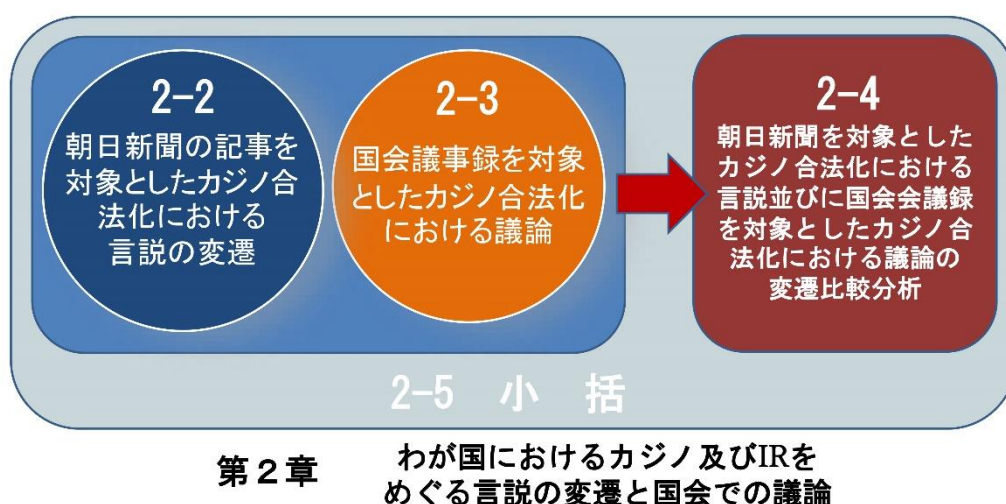


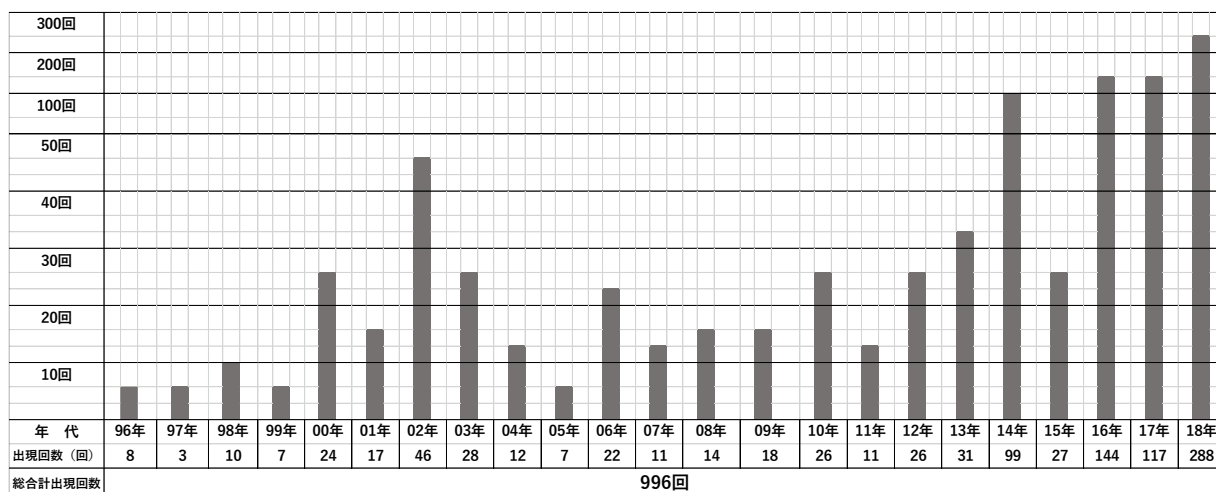
図-1 第2章 全体構成

2-2. 朝日新聞の記事を対象としたカジノ合法化における言説の変遷

(1) 朝日新聞記事でキーワード「カジノ」が出現した回数、研究の対象期間、及び期分け

朝日新聞より、「IR（複合型リゾート）」「カジノ」をキーワードとして抽出した記事は、国内における経済的発展のピークであった 1990 年からカジノ合法化に至る 2018 年までの 28 年間を概観した。抽出した記事のうち、単なるカジノ付きホテルの紹介記事や経済の状況をギャンブル、カジノ的と比喻した記事、違法賭博にまつわる事件、公的資金を個人的に遊興費としてカジノに浪費した事件、汚職事件に関するものは、カジノ合法化に至る関係性が薄いと考え、カウントしないものとした。90 年は合計 3 記事、91 年は合計 2 記事有り、全て海外カジノの紹介記事であった。92 年には合計 2 記事有り、日本企業が中国・青島に外国人専用カジノを計画しているといった記事であった。93 年は合計 2 記事で海外カジノの紹介記事、94 年は合計 3 記事で海外カジノの紹介 2 記事に加えて大阪関西国際空港においてカジノが日本にあっても良いといった一般人の意見が一部あったという記事であった。95 年は合計 1 記事で海外カジノの紹介記事であった。96 年は合計 8 記事でその内 2 記事が「日本カジノ学会の設立」における記事であり、この記事をもってカジノ合法化に関連性の高いキーワードが初めて現れた^{注1}。よって、1996 年から 2018 年の 23 年間を対象期間に設定し、図 - 2 に示すように X 軸を年代、Y 軸を出現回数とし、全体で 996 記事が抽出された。

それら 996 記事内容を分析し、起点と成り得る 4 つの記事を抽出した。その起点で年代



図ー2 朝日新聞(1996～2018 年)における「IR（複合型リゾート）」「カジノ」をキーワードとした出現回数

^{注1} 朝日新聞 1996 年 5 月 18 日の記事「学会はカジノ合法化への法改正や経済効果、社会的な影響などについて分析研究するとともに、福祉活動に貢献できる団体を目指すとしている。」

を分類すると表-1 のようにⅠ期～Ⅴ期に分類する事が出来た。期内的における出現回数の合計と起点となる記事の概要を同表内に併記した。ここでいう「起点」とはその記事が出現する事によりその後の記事が該当記事に影響を受け、それ以前の記事からそれ以降の内容に変化が現れる点をいう。

表-1 起点となる事象による期分けと記事の概要

期分類	年代	期内出現回数総数	起点記事概要
Ⅰ期	96年	11回	—
	97年		
Ⅱ期	98年	151回	愛知県中部国際空港開港におけるカジノ構想（記事日98年4月29日）
	99年		
	00年		
	01年		
	02年		
	03年		
	04年		
	05年		
Ⅲ期	06年	65回	シンガポールカジノ合法化（記事日06年4月1日）※05年4月に合法化
	07年		
	08年		
	09年		
Ⅳ期	10年	94回	シンガポールIRオープン（記事日10年2月15日）
	11年		
	12年		
	13年		
Ⅴ期	14年	675回	カジノ推進法の提案（記事日14.4.22）
	15年		
	16年		
	17年		
	18年		

(2) キーワードの抽出方法

抽出された各記事内の主要文章を取り出し 996 枚のラベルを作成した。表-2 はラベルの一部の参考例であり、前述した「起点となる事象」となるラベルは赤線枠にて表記した。同時に各ラベル内に出現するキーワードを表-3 のように A 群（発信場所）、B 群（発信者／発信形態）、C 群（事柄）、D 群（肯定的、否定的、その両方）の 4 群に分類した。なお、各ワードの様々な呼名は同表に示すように簡略化した。

表－2 ラベル参考例（赤枠は起点を示す）

Ⅰ期（1996年～1997年）	
成功した日本パチンコ学会構想の延長線上ともいえる「日本カジノ学会」設立準備会を始めたなら、多数の有名人を含めて全国から参加希望者が殺到した。（96年④）	
96.03.08/	（A群 ー）（B群 組織）（C群 ー）（D群 肯）
ドイツ南西部の温泉都市バーデンバーデンは、十九世紀の欧州で王侯貴族の保養地として有名だった。英国のビクトリア女王やフランスのナポレオン三世も訪れている。外から来た観光客がルーレットなどでお金を使うのは歓迎だが、地元の市民までとばく場に入りびたり、破産でもすれば、生活保護などで逆に市の出費となる。市民は原則として立ち入り禁止とされている。（96年⑦）	
96.07.01/	（A群 海外）（B群 ー）（C群 ー）（D群 ー）
近年、ラスベガスの変容は急だ。家族連れ客をあてこむ大規模ホテルが、奇怪な建築を次々と登場させている。ライオンの背丈は二十七メートル。「MGMグランド」の玄関棟が、そっくり巨大な猛獣となっている。三十階近いおとぎの城は、中世世界が売り物の「エクスカリバー」。隣の黒いガラスのピラミッド（三十階）が「ルクソール」で、スフィンクスも鎮座する。（97年①）	
97.01.25/	（A群 海外）（B群 ー）（C群 ー）（D群 ー）
Ⅱ期（1998年～2005年）	
名古屋港にカジノ出現？――中部国際空港開港をにらんだ地域開発構想を二十八日、愛知県知多市が発表した。名古屋港の埋め立て地「南五区」を拠点として、大展示場や国際会議場などのほか、カジノホテルや、宝石を競売するオークションハウスといったアイデアまで盛り込んだ。実現には、さまざまな法律の壁があるが、「空港をまちの活性化につなげたい」と真剣。（98年②）	
98.04.29/	（A群 愛知県）（B群 行政）（C群 都市開発）（D群 肯）
「お台場にカジノをつくりたい。真剣に考えているので、協力してくれ」石原慎太郎東京都知事は31日夜、東京・赤坂の料理屋で、自民党時代に率いた議員集団「黎明（れいめい）の会」のメンバーだった亀井静香元建設相、中尾栄一元通産相らと会食し、お台場にカジノをつくる構想や米軍横田基地の軍民共同使用など、都政運営への協力を要請した。（99年②）	
99.06.01/	（A群 東京都）（B群 政治家）（C群 財政）（D群 肯）
松形祐亮・宮崎県知事は二十二日の県議会一般質問で、「カジノは集客の大きな手段になり、地域振興にも効果がある。すでに百カ国以上で合法化され、健全な娯楽産業だ」と述べ、カジノ合法化を国に働きかける意向を明らかにした。同県には、巨額の赤字にあえぐ大型リゾート施設「シーガイア」があり、県は支援のために税金六十億円を拠出している。（00年⑩）	
00.09.23/	（A群 宮崎県）（B群 会議）（C群 地域振興）（D群 肯）
宮崎県議会で継続審議になっているカジノの合法化を求める請願について、県母親大会実行委員会（実行委員長、成見幸子弁護士）が三日、宮崎市の橋通りで、反対の街頭宣伝と署名活動をした。（01年①）	
01.02.04/	（A群 宮崎県）（B群 組織）（C群 ー）（D群 否）
産業や経済の活性化策について話し合う四国地方経済懇談会が、徳島市内のホテルであった。奥田会長は「観光産業の振興が四国の活性化には重要」と述べ、カジノ誘致を提言した。新装オープンした香川県内のテーマパーク「ニューレオマワールド」など四国各地の観光産業の明るい話題を紹介した。（05年③）	
01.02.04/	（A群 四国）（B群 組織）（C群 経済）（D群 肯）
Ⅲ期（2006年～2009年）	
カジノをテコに04年、31%もの経済成長を果たしたマカオの「成功」は、アジアのカジノ産業を後押しし禁止している国にも解禁への連鎖を引き起こした。「各国が動き出している。取り残されれば我が国は埋没し、職を失い、全国民が困窮に陥る」シンガポールのリー・シェンロン首相は05年4月、国会でそう訴え、世論を二分してきたカジノの解禁に踏み切った。（06年⑤）	
06.04.01/	（A群 海外）（B群 ー）（C群 シンガポールカジノ合法化）（D群 ー）
シンガポールが市内中心部のマリーナ地区に建設するカジノを含む総合リゾート施設の入札結果の発表が26日あり、米カジノ運営大手のラスベガス・サンズが落札した。投資額は土地代などを含め、50億シンガポールドル（約3545億円）。8年以内の完成を目指す。（06年⑥）	
06.05.28/	（A群 海外）（B群 ー）（C群 シンガポールIR）（D群 ー）
佐世保市のハウステンボス（HTB）にカジノを誘致する構想が県経済界に広がっていることについて、親和銀行系のシンクタンク、親和経済文化研究所が市民を対象にアンケートを実施した。カジノの立地に「無条件」または「条件付き」で賛成と答えた人は全体の半数を超え、カジノ誘致を契機として、地域経済の活性化に期待を寄せる市民が多いことが分かった。（07年⑪）	
07.10.23/	（A群 長崎県）（B群 ー）（C群 アンケート）（D群 肯50%）

IV期（2010年～2013年）	
シンガポール初のカジノが開業予定のセントーサ島で大型リゾート施設を23日に視察するのに先立ち、報道陣に語った。 (10年④) 大阪府 10.01.23/ (A群 海外) (B群一) (C群 シンガポールIR開業) (D群一)	
橋下知事は28日、府庁を訪れた溝畑宏・観光庁長官と会談し、大阪のカジノ構想をアピールした。シンガポールでカジノを視察した知事は「カジノは稼ぐエンジン。所得再分配機能も担う。都市部に置いて稼ぎ、福祉や地方に回せばいい」と持論を展開。 (10年⑦) 大阪府 10.01.29/ (A群 大阪府) (B群 政治家) (C群 経済) (D群 肯)	
春節（旧暦1月1日）にあたる14日、シンガポール初のカジノが開業した。マレーシアの企業ゲンティン・グループが手がける総合リゾート施設「リゾート・ワールド・セントーサ」につくられ、大勢の客が詰めかけた。(10年⑧) シンガポール 10.02.15/ (A群 海外) (B群一) (C群 一) (D群一)	
V期（2014年～2018年）	
超党派の議員がカジノ設置の推進法案を提案し、今国会で成立を目指している。先日はカジノの本場、中国・マカオのカジノ関係者が来日し、大阪府知事と会談。大阪進出への意欲を示したという。 (14年⑮) 大阪府 14.04.22/ (A群 大阪府) (B群 組織) (C群 カジノ法) (D群 肯)	
カジノを含む統合型リゾート（IR）の整備を政府に促す議員立法「カジノ解禁法案」は15日未明の衆院本会議で、自民党や日本維新の会の賛成多数で可決、成立した。民進、共産、自由、社民の野党4党は法案の廃案を狙って内閣不信任決議案を提出したが、会期を3日間延ばす「カジノ延長」に踏み切った自民に押し切られた。 (16年111) 16.12.15/ (A群 国会) (B群一) (C群 カジノ法) (D群 肯)	
大阪府市の計画では、造成中の夢洲は完成すれば約390ヘクタール。そのうち中央部周辺100ヘクタールを万博に使う予定で、この北側約70ヘクタールにカジノを含む統合型リゾート（IR）の誘致を目指している。 (17年③) 17.02.16 大阪府 (A群 大阪府) (B群 行政) (C群 都市開発・誘致) (D群 肯)	
カジノを含む統合型リゾート（IR）の実施法案が27日、閣議決定された。全国の設置数を最大3カ所とし、連続する7日間で3回、28日間で10回に入場を制限することが主な柱。すでに自治体や事業者の誘致合戦が始まっているが、政府の不祥事に端を発した国会の混乱で会期内の成立は見通せない。ギャンブル依存症に対する根強い不安など課題も山積している。	
日本初のカジノ開業に向けて、各自治体の誘致合戦が熱を帯びつつある。インフラ整備や観光客増加、新たな雇用などによる経済効果を狙うが、その賭け、本当に勝てる？ (18年267) 18.11.27/ (A群 一) (B群 意見) (C群 インフラ、観光、誘致) (D群 否)	

表－3 抽出キーワード分類方

A 群 発信場所	B 群 発信者・発信形態	C 群 事 柄	D 群 肯／否／肯・否
都道府県	組織	税収・税制	肯定
国会	会議	経済	文章の構成から肯定的と断定出来る内容（賛成含む）
会議	企業	福祉	
海外	政治家	都市開発・計画	否定
	意見	観光	文章の構成から否定的と断定出来る内容（反対含む）
	行政	依存症／依存症対策	
		雇用	肯・否
		MICE	文章の構成から否定的内容と肯定的内容を含む記事（賛成・反対含む）
		カジノ法（推進法、整備法）	
各キーワードの簡略化における包括内容一覧			
組織	学会、研究会、行政法人、協議会、検討会、連盟、商工会議所、経団連、団体、地域連合、同友会、政党、策定検討会 ※行政組織含む		
会議	フォーラム、イベント、検討会、協議会、サミット、シンポジウム、県議会、講演会、記者会見 ※行政会議含む		
企業	国内遊技機メーカー、国内アミューズメント企業、海外カジノ運営企業、国内リゾート施設運営企業		
政治家	県知事、都知事、府知事、国会議員、首相		
意見	社説・一般人		
その他 （事柄）	税収、税制、MICE、事件、福祉、経済、都市開発、都市計画、観光、まちおこし、雇用、文科振興、誘致、ラスベガスの変容、成長戦略、カジノ特区		
	カジノ法（推進法、実施法/整備法）、青少年への悪影響、治安悪化、		
	地域振興、地域再生、依存症、依存症対策、倫理観、治安悪化、		
	シンガポールIR、ジェントリフィケーション、地方型、都市型、		
	反社会勢力、パチンコ、外国人専用、カジノ学会、地域創生、		
	財政、構造改革、アンケート、インフラ、ロビー活動		

(3) 各時代背景における言説の特徴

次項以降の表-4 (1) ～ (3) は 996 記事全てから表-3 の A 群～D 群のキーワードをそれぞれ抽出したリストである。各年の出現順にナンバリングを行い、キーワード出現回数の総数を期毎に表記している。表-2 における各ラベルの記事内容や表-4 (1) ～ (3) における各種キーワード出現回数を定量的に考察する。まず、表-1 における総体的な記事出現回数を見てもⅡ期 (151 回)、Ⅴ期 (675 回) が他期と比べて IR・カジノに関連する記事回数が突出おり、関心の高い時代であったことが分かる。

表-4(1) 各ラベル内の A 群～D 群からのキーワード抽出

記：■欄は起点となる主要出来事を示す。その年の出現順にナンバリングを行い、A～D 群全て同じ場合は同一欄に表記する。

年	年代	順番	A群	B群	C群	D群	年	年代	順番	A群	B群	C群	D群	年	年代	順番	A群	B群	C群	D群
I 期 (1996年～1997年)	1996年	①～③、⑤、⑦、⑧	海外	—	—	—	II 期 (1998年～2005年)	2002年	④④	—	意見	観光	青	III 期 (2006年～2009年)	2008年	⑩	北海道	政治家	誘致	青
		④	—	組織	カジノ学会	青			④⑤	大阪府	組織	経済	青			⑪	大阪府	企業	—	—
		⑥	—	組織	経済/カジノ学会	青			④⑥	—	意見	観光・雇用・税収	青・否			⑫	神奈川県	会議	地域振興	青
	1997年	①	海外	—	ラスベガスの実況	—		2003年	①	三重県	政治家	観光・雇用・税収	青		2009年	⑬	山形県	会議	観光	青
		②	—	企業	事件	—			②	静岡県	行政	観光	青			⑭	北海道	会議	観光	青
		③	—	企業	—	—			③	四国	行政	—	青			⑮	奈良県	意見	—	否
各出現 総回数	1998年	①	海外	—	依存症	青・否			④	大阪府	組織	—	青			⑯	佐賀県	会議	観光	—
		②	愛知県	行政	都市開発	青			⑤	四国	組織	—	否			⑰	北海道	組織	誘致	青
		③、⑤、⑥、⑧～⑩	海外	—	—	—			⑥	東京都	組織	—	青			⑱	海外	—	シンガポール限	—
	1999年	④、⑦	—	意見	国際経済	青			⑦	—	行政	経済	青			⑲	海外	—	—	—
		①、④、⑤、⑦	海外	—	—	—			⑧、⑩	—	意見	—	否			⑳	長崎県	組織	観光・依存症	青・否
		②、③	東京都	政治家	財政(カジノ構想)	青		2004年	⑨	宮崎県	行政	—	否			㉑	長崎県	組織	誘致	青
	2000年	⑥	大阪府	意見	—	否			⑩、㉒	海外	—	—	—			㉒	長崎県	行政	観光	青
		①、⑥	海外	—	—	—			⑪	海外	—	事件	—			㉓	大阪府	意見	事件	青
		②	—	企業	—	—			⑫	山形県	組織	経済	青			㉔	大阪府	政治家	—	否・否
	2001年	③	秋田県	組織	—	青			⑬	神奈川県	組織	誘致	青			㉕	大阪府	行政	誘致/カジノ特区	青
		④	秋田県	組織	まちづくり	青			⑭、㉖	東京都	政治家	—	否			㉖	大阪府	行政	誘致/カジノ特区	青
		⑤	宮崎県	意見	—	青			⑮	静岡県	意見	—	青			㉗	沖縄県	政治家	誘致	青
	2002年	⑦	沖縄県	会議	財政	青・否		2005年	⑯	海外	—	—	—		2010年	㉘	北海道	会議	—	青
		⑧	宮崎県	—	—	否			⑰	静岡県	意見	—	青			㉙	宮崎県	会議	—	—
		⑨	宮崎県	会議	—	青			⑱	神奈川県	意見	—	青			㉚	千葉県	組織	経済	青
II 期 (1998年～2005年)	2000年	⑩	宮崎県	会議	地域振興	青			㉒	秋田県	組織	誘致	青			㉛	千葉県	組織	経済	青
		⑪～⑬	宮崎県	政治家	—	否			㉓	鳥取県	企業	—	否			㉜	大阪府	意見	経済	青・否
		⑭	宮崎県	意見	—	否			㉔	宮崎県	組織	—	青			㉝	大阪府	意見	経済	青・否
	2001年	⑮、⑯	宮崎県	組織	—	否			㉕	宮崎県	組織	誘致	青			㉞	大阪府	行政	誘致	青
		⑰	宮崎県	組織	地域振興	青			㉖	和歌山県	組織	経済	青			㉟	大阪府	会議	—	—
		⑱、㉒	宮崎県	組織	—	青・否		2002年	㉗	海外	—	—	—			㊱	海外	—	シンガポール限	—
	2002年	㉓	大分県	組織	—	青・否			㉘	海外	企業	—	—			㊲	大阪府	政治家	経済	青
		㉔	宮崎県	政治家	財政	青			㉙	静岡県	組織	経済	—			㊳	海外	—	—	—
		㉕	宮崎県	組織	—	否			㉚	—	政治家	カジノ法	青			㊴	神奈川県	政治家	観光	青
	2003年	㉖	宮崎県	組織	—	否			㉛	東京都	組織	—	青			㊵	千葉県	政治家	経済	青
		㉗	宮崎県	意見	—	青			㉜	—	政治家	観光・地域再生	青			㊶	千葉県	組織	経済	青
		㉘	宮崎県	会議	財政	青・否			㉝	静岡県	組織	都市計画	青			㊷	大阪府	行政	誘致	青
III 期 (2006年～2009年)	2008年	㉙	宮崎県	組織	—	否			㉞	北海道	—	アンケート	青50%	IV 期 (2010年～2013年)	2011年	㊸	千葉県	組織	経済	青
		㉚	宮崎県	組織	—	否			㉟	大阪府	組織	—	—			㊹	大阪府	行政	誘致	青
		㉛	宮崎県	組織	—	否			㊱	和歌山県	組織	経済	青			㊺	大阪府	行政	誘致	青
	2009年	㉜	宮崎県	組織	—	否			㊲	四国	組織	経済	—			㊻	大阪府	会議	—	—
		㉝	宮崎県	組織	—	否			㊳	北海道	—	アンケート	青50%			㊼	海外	—	シンガポール限	—
		㉞	宮崎県	組織	—	否			㊴	北海道	—	アンケート	青50%			㊽	千葉県	会議	—	—
	2010年	㉟	宮崎県	組織	—	否			㊵	大阪府	組織	—	—			㊾	宮崎県	会議	誘致	青
		㊱	宮崎県	組織	—	否			㊶	秋田県	組織	—	—			㊿	和歌山県	会議	観光	青
		㊲	宮崎県	組織	—	否			㊷	秋田県	意見	地域振興	青			㊱	大阪府	意見	—	否
	2011年	㊳	宮崎県	組織	—	否			㊸	千葉県	組織	観光・地域再生	青			㊲	千葉県	組織	経済	青
		㊴	宮崎県	組織	—	否			㊹	宮崎県	組織	—	青			㊳	大阪府	意見	経済	青
IV 期 (2010年～2013年)	2012年	㊵	宮崎県	組織	—	否			㊺	大阪府	意見	経済	青・否			㊴	大阪府	行政	誘致	青
		㊶	宮崎県	組織	—	否			㊻	大阪府	行政	誘致	青			㊵	大阪府	行政	誘致	青
		㊷	宮崎県	組織	—	否			㊼	大阪府	行政	誘致	青			㊶	大阪府	行政	誘致	青
	2013年	㊸	宮崎県	組織	—	否			㊽	千葉県	組織	経済	青			㊷	大阪府	行政	誘致	青
		㊹	宮崎県	組織	—	否			㊾	千葉県	組織	経済	青			㊸	大阪府	行政	誘致	青
		㊺	宮崎県	組織	—	否			㊿	大阪府	意見	経済	青			㊹	大阪府	行政	誘致	青
	2014年	㊻	宮崎県	組織	—	否			㊱	千葉県	組織	経済	青			㊺	大阪府	行政	誘致	青
		㊼	宮崎県	組織	—	否			㊲	大阪府	意見	経済	青			㊻	大阪府	行政	誘致	青
		㊽	宮崎県	組織	—	否			㊳	大阪府	行政	誘致	青			㊼	大阪府	行政	誘致	青
		㊾	宮崎県	組織	—	否			㊴	大阪府	行政	誘致	青			㊽	大阪府	行政	誘致	青

表－４(２) 各ラベル内のＡ群～Ｄ群からのキーワード抽出

記：■欄は起点となる主要出来事を示す。その年の出現順にナンバリングを行い、Ａ～Ｄ群全て同じ場合は同一欄に表記する。

年代	順番	A群	B群	C群	D群		年代	順番	A群	B群	C群	D群		年代	順番	A群	B群	C群	D群										
Ⅳ期 (2010年～2013年)	2013年	81	宮崎県	政治家	経済成長	青	2014年	81	神奈川県	政治家	誘致	青	2015年	81	神奈川県	政治家	誘致	青	2016年	81	神奈川県	政治家	誘致	青					
		82	宮崎県	組織	誘致	青		82	大阪府	意見	依存症	青・否		82	大阪府	意見	依存症	青・否		82	大阪府	意見	依存症	青・否					
		83	海外	—	—	—		83	—	意見	青少年/民社会勢力	否		83	—	意見	青少年/民社会勢力	否		83	—	意見	青少年/民社会勢力	否	83	—	意見	青少年/民社会勢力	否
		84	宮崎県	政治家	依存症	否		84	宮崎県	—	—	—		84	宮崎県	—	—	—		84	宮崎県	—	—	—	84	宮崎県	—	—	—
		85	宮崎県	組織	誘致	青		85	大阪府	行政	—	—		85	大阪府	行政	—	—		85	大阪府	行政	—	—	85	大阪府	行政	—	—
		86	宮崎県	組織	青少年への悪影響	否		86	宮崎県	意見	誘致/依存症	青・否		86	宮崎県	意見	誘致/依存症	青・否		86	宮崎県	意見	誘致/依存症	青・否	86	宮崎県	意見	誘致/依存症	青・否
		87	宮崎県	組織	—	—		87	—	組織	カジノ法	否		87	—	組織	カジノ法	否		87	—	組織	カジノ法	否	87	—	組織	カジノ法	否
		88	国会	組織	カジノ法	青		88	大阪府	組織	都市開発	青		88	大阪府	組織	都市開発	青		88	大阪府	組織	都市開発	青	88	大阪府	組織	都市開発	青
		89	—	組織	—	—		89	—	組織	カジノ法	青		89	—	組織	カジノ法	青		89	—	組織	カジノ法	青	89	—	組織	カジノ法	青
		90	—	組織	—	—		90	—	組織	カジノ法	否		90	—	組織	カジノ法	否		90	—	組織	カジノ法	否	90	—	組織	カジノ法	否
		91	—	組織	—	—		91	—	組織	カジノ法	否		91	—	組織	カジノ法	否		91	—	組織	カジノ法	否	91	—	組織	カジノ法	否
		92	—	組織	—	—		92	—	組織	カジノ法	否		92	—	組織	カジノ法	否		92	—	組織	カジノ法	否	92	—	組織	カジノ法	否
		93	—	組織	—	—		93	—	組織	カジノ法	否		93	—	組織	カジノ法	否		93	—	組織	カジノ法	否	93	—	組織	カジノ法	否
		94	—	組織	—	—		94	—	組織	カジノ法	否		94	—	組織	カジノ法	否		94	—	組織	カジノ法	否	94	—	組織	カジノ法	否
		95	—	組織	—	—		95	—	組織	カジノ法	否		95	—	組織	カジノ法	否		95	—	組織	カジノ法	否	95	—	組織	カジノ法	否
		96	—	組織	—	—		96	—	組織	カジノ法	否		96	—	組織	カジノ法	否		96	—	組織	カジノ法	否	96	—	組織	カジノ法	否
		97	—	組織	—	—		97	—	組織	カジノ法	否		97	—	組織	カジノ法	否		97	—	組織	カジノ法	否	97	—	組織	カジノ法	否
		98	—	組織	—	—		98	—	組織	カジノ法	否		98	—	組織	カジノ法	否		98	—	組織	カジノ法	否	98	—	組織	カジノ法	否
		99	—	組織	—	—		99	—	組織	カジノ法	否		99	—	組織	カジノ法	否		99	—	組織	カジノ法	否	99	—	組織	カジノ法	否
		100	—	組織	—	—		100	—	組織	カジノ法	否		100	—	組織	カジノ法	否		100	—	組織	カジノ法	否	100	—	組織	カジノ法	否
		101	—	組織	—	—		101	—	組織	カジノ法	否		101	—	組織	カジノ法	否		101	—	組織	カジノ法	否	101	—	組織	カジノ法	否
102	—	組織	—	—	102	—	組織	カジノ法	否	102	—	組織	カジノ法	否	102	—	組織	カジノ法	否	102	—	組織	カジノ法	否					
103	—	組織	—	—	103	—	組織	カジノ法	否	103	—	組織	カジノ法	否	103	—	組織	カジノ法	否	103	—	組織	カジノ法	否					
104	—	組織	—	—	104	—	組織	カジノ法	否	104	—	組織	カジノ法	否	104	—	組織	カジノ法	否	104	—	組織	カジノ法	否					
105	—	組織	—	—	105	—	組織	カジノ法	否	105	—	組織	カジノ法	否	105	—	組織	カジノ法	否	105	—	組織	カジノ法	否					
106	—	組織	—	—	106	—	組織	カジノ法	否	106	—	組織	カジノ法	否	106	—	組織	カジノ法	否	106	—	組織	カジノ法	否					
107	—	組織	—	—	107	—	組織	カジノ法	否	107	—	組織	カジノ法	否	107	—	組織	カジノ法	否	107	—	組織	カジノ法	否					
108	—	組織	—	—	108	—	組織	カジノ法	否	108	—	組織	カジノ法	否	108	—	組織	カジノ法	否	108	—	組織	カジノ法	否					
109	—	組織	—	—	109	—	組織	カジノ法	否	109	—	組織	カジノ法	否	109	—	組織	カジノ法	否	109	—	組織	カジノ法	否					
110	—	組織	—	—	110	—	組織	カジノ法	否	110	—	組織	カジノ法	否	110	—	組織	カジノ法	否	110	—	組織	カジノ法	否					
111	—	組織	—	—	111	—	組織	カジノ法	否	111	—	組織	カジノ法	否	111	—	組織	カジノ法	否	111	—	組織	カジノ法	否					
112	—	組織	—	—	112	—	組織	カジノ法	否	112	—	組織	カジノ法	否	112	—	組織	カジノ法	否	112	—	組織	カジノ法	否					
113	—	組織	—	—	113	—	組織	カジノ法	否	113	—	組織	カジノ法	否	113	—	組織	カジノ法	否	113	—	組織	カジノ法	否					
114	—	組織	—	—	114	—	組織	カジノ法	否	114	—	組織	カジノ法	否	114	—	組織	カジノ法	否	114	—	組織	カジノ法	否					
115	—	組織	—	—	115	—	組織	カジノ法	否	115	—	組織	カジノ法	否	115	—	組織	カジノ法	否	115	—	組織	カジノ法	否					
116	—	組織	—	—	116	—	組織	カジノ法	否	116	—	組織	カジノ法	否	116	—	組織	カジノ法	否	116	—	組織	カジノ法	否					
117	—	組織	—	—	117	—	組織	カジノ法	否	117	—	組織	カジノ法	否	117	—	組織	カジノ法	否	117	—	組織	カジノ法	否					
118	—	組織	—	—	118	—	組織	カジノ法	否	118	—	組織	カジノ法	否	118	—	組織	カジノ法	否	118	—	組織	カジノ法	否					
119	—	組織	—	—	119	—	組織	カジノ法	否	119	—	組織	カジノ法	否	119	—	組織	カジノ法	否	119	—	組織	カジノ法	否					
120	—	組織	—	—	120	—	組織	カジノ法	否	120	—	組織	カジノ法	否	120	—	組織	カジノ法	否	120	—	組織	カジノ法	否					
121	—	組織	—	—	121	—	組織	カジノ法	否	121	—	組織	カジノ法	否	121	—	組織	カジノ法	否	121	—	組織	カジノ法	否					
122	—	組織	—	—	122	—	組織	カジノ法	否	122	—	組織	カジノ法	否	122	—	組織	カジノ法	否	122	—	組織	カジノ法	否					
123	—	組織	—	—	123	—	組織	カジノ法	否	123	—	組織	カジノ法	否	123	—	組織	カジノ法	否	123	—	組織	カジノ法	否					
124	—	組織	—	—	124	—	組織	カジノ法	否	124	—	組織	カジノ法	否	124	—	組織	カジノ法	否	124	—	組織	カジノ法	否					
125	—	組織	—	—	125	—	組織	カジノ法	否	125	—	組織	カジノ法	否	125	—	組織	カジノ法	否	125	—	組織	カジノ法	否					
126	—	組織	—	—	126	—	組織	カジノ法	否	126	—	組織	カジノ法	否	126	—	組織	カジノ法	否	126	—	組織	カジノ法	否					
127	—	組織	—	—	127	—	組織	カジノ法	否	127	—	組織	カジノ法	否	127	—	組織	カジノ法	否	127	—	組織	カジノ法	否					
128	—	組織	—	—	128	—	組織	カジノ法	否	128	—	組織	カジノ法	否	128	—	組織	カジノ法	否	128	—	組織	カジノ法	否					
129	—	組織	—	—	129	—	組織	カジノ法	否	129	—	組織	カジノ法	否	129	—	組織	カジノ法	否	129	—	組織	カジノ法	否					
130	—	組織	—	—	130	—	組織	カジノ法	否	130	—	組織	カジノ法	否	130	—	組織	カジノ法	否	130	—	組織	カジノ法	否					
131	—	組織	—	—	131	—	組織	カジノ法	否	131	—	組織	カジノ法	否	131	—	組織	カジノ法	否	131	—	組織	カジノ法	否					
132	—	組織	—	—	132	—	組織	カジノ法	否	132	—	組織	カジノ法	否	132	—	組織	カジノ法	否	132	—	組織	カジノ法	否					
133	—	組織	—	—	133	—	組織	カジノ法	否	133	—	組織	カジノ法	否	133	—	組織	カジノ法	否	133	—	組織	カジノ法	否					
134	—	組織	—	—	134	—	組織	カジノ法	否	134	—	組織	カジノ法	否	134	—	組織	カジノ法	否	134	—	組織	カジノ法	否					
135	—	組織	—	—	135	—	組織	カジノ法	否	135	—	組織	カジノ法	否	135	—	組織	カジノ法	否	135	—	組織	カジノ法	否					
136	—	組織	—	—	136	—	組織	カジノ法	否	136	—	組織	カジノ法	否	136	—	組織	カジノ法	否	136	—	組織	カジノ法	否					
137	—	組織	—	—	137	—	組織	カジノ法	否	137	—	組織	カジノ法	否	137	—	組織	カジノ法	否	137	—	組織	カジノ法	否					
138	—	組織	—	—	138	—	組織	カジノ法	否	138	—	組織	カジノ法	否	138	—	組織	カジノ法	否	138	—	組織	カジノ法	否					
139	—	組織	—	—	139	—	組織	カジノ法	否	139	—	組織	カジノ法	否	139	—	組織	カジノ法	否	139	—	組織	カジノ法	否					
140	—	組織	—	—	140	—	組織	カジノ法	否	140	—	組織	カジノ法	否	140	—	組織	カジノ法	否	140	—	組織	カジノ法	否					
141	—	組織	—	—	141	—	組織	カジノ法	否	141	—	組織	カジノ法	否	141	—	組織	カジノ法	否	141	—	組織	カジノ法	否					
142	—	組織	—	—	142	—	組織	カジノ法	否	142	—	組織	カジノ法	否	142	—	組織	カジノ法	否	142	—	組織	カジノ法	否					
143	—	組織	—	—	143	—	組織	カジノ法	否	143	—	組織	カジノ法	否	143	—	組織	カジノ法	否	143	—	組織	カジノ法	否					
144	—	組織	—	—	144	—	組織	カジノ法	否	144	—	組織	カジノ法	否	144	—	組織	カジノ法	否	144	—	組織	カジノ法	否					
145	—	組織	—	—	145	—	組織	カジノ法	否	145	—	組織	カジノ法	否	145	—	組織	カジノ法	否	145	—	組織	カジノ法	否					
146	—	組織	—	—	146	—	組織	カジノ法	否	146	—	組織	カジノ法	否	146	—	組織	カジノ法	否	146	—	組織	カジノ法	否					
147	—	組織	—	—	147	—	組織	カジノ法	否	147	—	組織	カジノ法	否	147	—	組織	カジノ法	否	147	—	組織	カジノ法	否					
148	—	組織	—	—	148	—	組織	カジノ法	否	148	—	組織	カジノ法	否	148	—	組織	カジノ法	否	148	—	組織	カジノ法	否					
149	—	組織	—	—	149	—	組織	カジノ法	否	149	—	組織	カジノ法	否	149	—	組織	カジノ法	否	149	—	組織	カジノ法	否					
150	—	組織	—	—	150	—	組織	カジノ法	否	150	—	組織	カジノ法	否	150	—	組織	カジノ法	否	150	—	組織	カジノ法	否					
151	—	組織	—	—	151	—	組織	カジノ法	否	151	—	組織	カジノ法	否	151	—	組織	カジノ法	否	151	—	組織	カジノ法	否					
152	—	組織	—	—	152	—	組織	カジノ法	否	152	—	組織	カジノ法	否	152	—	組織	カジノ法	否	152	—	組織	カジノ法	否					
153	—	組織	—	—	153	—	組織	カジノ法	否	153	—	組織	カジノ法	否	153	—	組織	カジノ法	否	153	—	組織							

表－4(3) 各ラベル内の A 群～D 群からのキーワード抽出

記：■欄は起点となる主要出来事を示す。その年の出現順にナンバリングを行い、A～D 群全て同じ場合は同一欄に表記する。

年代	順番	A群	B群	C群	D群	V 期 (2014 年～ 2018 年)	年代	順番	A群	B群	C群	D群	V 期 (2014 年～ 2018 年)	年代	順番	A群	B群	C群	D群		
2017年	56, 57, 99, 116	—	行政	依存症	—		56, 183	大阪府	組織	誘致	青	198		—	意見	反社会勢力	—	199	大阪府	—	事件
	59	大阪府	政治家	都市開発	青	57, 210	北海道	行政	誘致	青	201	和歌山県	組織	外国人専用・依存症	—	202	愛知県	政治家	誘致	青・否	
	61	北海道	行政	カジノ法	青	61	神奈川県	行政	誘致	—	203	—	意見	パチンコ	—	204	北海道	会議	依存症	—	
	63	神奈川県	意見	依存症	否	62	大阪府	組織	依存症対策	—	205	—	意見	—	—	206	神奈川県	行政	経済・依存症	—	
	65	北海道	会議	観光	青	63	—	組織	カジノ法	青	207	石川県	—	カジノ法	—	208	神奈川県	会議	経済・依存症	—	
	66	神奈川県	組織	選挙	否	64	和歌山県	会議	誘致	—	209	—	—	MICE	—	211	神奈川県	組織	アンケート	否	
	67	大阪府	企業	誘致	青	66	長崎県	会議	誘致	青・否	80	国会	—	依存症対策	青	81, 188	神奈川県	政治家	誘致	—	
	69	大阪府	行政	MICE	—	68, 69, 76, 131, 185	—	意見	カジノ法	—	82, 84, 86, 96, 102, 119	国会	—	カジノ法	—	83	兵庫県	意見	誘致	青・否	
	70	神奈川県	組織	—	否	70	—	意見	カジノ法・依存症	—	85, 272	大阪府	行政	行政	誘致	—	87, 173	—	—	カジノ法	—
	71	神奈川県	政治家	選挙	青	71, 115, 150, 174	国会	—	カジノ法	青	89	—	政治家	カジノ法・税収	青	90	大阪府	意見	誘致	青・否	
2018年	72	長崎県	組織	誘致	青	72	和歌山県	組織	経済・依存症	青・否	92	—	意見	経済・雇用	否	93	—	会議	観光	青	
	73	神奈川県	政治家	選挙	否	73, 74, 118, 125, 139, 152, 156, 165, 186, 197	—	意見	カジノ法	否	95	国会	意見	成長戦略	否	98, 228, 246	和歌山県	行政	誘致	青	
	76	愛知県	行政	誘致	青	77, 91	国会	—	依存症対策	—	99	—	会議	—	—	100, 138, 145, 223	—	意見	—	否	
	77	—	行政	観光/MICE/依存症	—	78	東京都	政治家	誘致	—	101, 243, 260	和歌山県	組織	—	否	104	—	意見	税収	—	
	78	愛知県	政治家	MICE/観光	青	79	佐賀県	会議	誘致	青・否	107	長崎県	組織	誘致	否	108	和歌山県	政治家	誘致	—	
	80	和歌山県	政治家	MICE	—	80	国会	—	依存症対策	青	112	国会	—	カジノ法・依存症	—	113, 123, 157, 212	大阪府	組織	誘致	否	
	81	—	行政	—	—	81, 188	神奈川県	政治家	誘致	—	114	—	意見	カジノ法・依存症	否	116	—	—	アンケート	否73%	
	82	愛知県	組織	誘致	青	82, 84, 86, 96, 102, 119	国会	—	カジノ法	—	117	宮城県	—	観光・誘致	—	118	宮城県	組織	観光・誘致	—	
	83	大阪府	組織	—	青	83	兵庫県	意見	誘致	青・否	121	熊本県	組織	カジノ法	否	122	神奈川県	政治家	カジノ法	—	
	84	—	行政	経済/観光/依存症	青・否	85, 272	大阪府	行政	行政	誘致	—	124	国会	組織	カジノ法	否	126, 222	国会	政治家	カジノ法	—
2019年	85	大阪府	会議	カジノ法	青	87, 173	—	—	カジノ法	—	127	国会	—	カジノ法・依存症	青	128, 141, 186	大阪府	意見	誘致	—	
	86	大阪府	組織	依存症	否	89	—	政治家	カジノ法・税収	青	129	愛知県	会議	カジノ法・依存症	青・否	130, 140	和歌山県	会議	カジノ法	—	
	87	長崎県	組織	誘致/地方型IR	青	90	大阪府	意見	誘致	青・否	134	和歌山県	意見	外国人専用・雇用・建設	青	135	北海道	政治家	都市開発	青	
	88	愛知県	行政	依存症	否	92	—	意見	経済・雇用	否	136	—	政治家	観光・雇用	青	137	国会	—	青	—	
	89	大阪府	組織	依存症	否	93	—	会議	観光	青	142	国会	—	依存症	—	143	国会	—	カジノ法・依存症対策	—	
	90	大阪府	企業	—	—	95	国会	意見	成長戦略	否	144	海外	企業	—	—	146	—	意見	経済・依存症	—	
	91	—	行政	カジノ法/依存症	—	98, 228, 246	和歌山県	行政	誘致	青	147	国会	意見	カジノ法	否	148	宮城県	会議	—	—	
	92	神奈川県	組織	都市開発/経済/観光	青	99	—	会議	—	—	149	—	—	会議	ジャンプ力対策・カジノ法	—	151	—	会議	カジノ法	—
	93	和歌山県	企業	—	—	100, 138, 145, 223	—	意見	—	否	153	—	—	アンケート	否76%	154	大阪府	—	誘致	青	
	94	—	政治家	—	—	101, 243, 260	和歌山県	組織	—	否	155, 268	愛知県	政治家	誘致	青	158	大阪府	意見	依存症	否	
2020年	95	神奈川県	組織	MICE	青	104	—	意見	税収	—	159	—	意見	反社会勢力	否	160	海外	—	—	否	
	96	大阪府	行政	—	—	107	長崎県	組織	誘致	否	161, 166, 221	—	組織	カジノ法	否	167	—	意見	カジノ法	青	
	97	大阪府	会議	—	—	108	和歌山県	政治家	誘致	—	162	国会	—	—	—	168, 194	大阪府	意見	カジノ法	否	
	98	大阪府	—	—	—	112	国会	—	カジノ法・依存症	—	163	神奈川県	組織	誘致	否	169	和歌山県	政治家	外国人専用	青	
	100	和歌山県	行政	誘致	青	113, 123, 157, 212	大阪府	組織	誘致	否	164	—	意見	経済	—	171	—	企業	パチンコ	—	
	102	—	意見	—	否	114	—	意見	カジノ法・依存症	否	167	—	意見	カジノ法	青	175	大阪府	意見	誘致	青	
	106	大阪府	組織	カジノ法	青	116	—	—	アンケート	否73%	168, 194	大阪府	意見	カジノ法	否	176	長崎県	—	誘致	青	
	107	宮城県	政治家	—	—	117	宮城県	—	観光・誘致	—	169	和歌山県	政治家	外国人専用	青	177	長崎県	政治家	誘致	青	
	108	大阪府	意見	依存症	否	118	宮城県	組織	観光・誘致	—	171	—	—	会議	ジャンプ力対策・カジノ法	—	179	北海道	組織	雇用・観光・依存症	青・否
	109	大阪府	意見	誘致	—	121	熊本県	組織	カジノ法	否	175	大阪府	意見	誘致	青	180	和歌山県	政治家	誘致	否	
2021年	110	大阪府	意見	経済	青	122	神奈川県	政治家	カジノ法	—	176	長崎県	—	誘致	青	181	東京都	意見	経済・依存症	青・否	
	111	大阪府	意見	経済	青	124	国会	組織	カジノ法	否	177	長崎県	政治家	誘致	青	182, 184	—	意見	カジノ法	否	
	112	長崎県	企業	—	—	126, 222	国会	政治家	カジノ法	—	179	北海道	組織	雇用・観光・依存症	青・否	187	—	行政	カジノ法・依存症対策	—	
	113	大阪府	企業	依存症	—	127	国会	—	カジノ法・依存症	青	180	和歌山県	政治家	誘致	否	189	愛知県	企業	—	青	
	117	和歌山県	意見	外国人専用	—	128, 141, 186	大阪府	意見	誘致	—	190	和歌山県	—	選挙	—	192	大阪府	組織	—	—	
	①	—	政治家	地方創生	—	129	愛知県	会議	カジノ法・依存症	青・否	193	愛知県	—	世論調査	—	196	静岡県	政治家	誘致	青	
	②, 59, 231	和歌山県	会議	—	—	130, 140	和歌山県	会議	カジノ法	—	196	静岡県	政治家	誘致	青	197	和歌山県	政治家	誘致	青	
	③, 94	—	政治家	カジノ法	青	134	和歌山県	意見	外国人専用・雇用・建設	青	198	和歌山県	政治家	外国人専用	青	199	和歌山県	政治家	外国人専用	青	
	④	—	政治家	観光	青	135	北海道	政治家	都市開発	青	199	和歌山県	政治家	外国人専用	青	200	和歌山県	政治家	外国人専用	青	
	⑤	長崎県	意見	経済・雇用	青	136	—	政治家	観光・雇用	青	201	和歌山県	政治家	外国人専用	青	202	和歌山県	政治家	外国人専用	青	
2022年	⑥	神奈川県	行政	—	否	137	国会	—	青	203	和歌山県	政治家	外国人専用	青	204	和歌山県	政治家	外国人専用	青		
	⑦	和歌山県	政治家	経済	青・否	142	国会	—	依存症	—	205	和歌山県	政治家	外国人専用	青	206	和歌山県	政治家	外国人専用	青	
	⑧	長崎県	意見	誘致	否	143	国会	—	カジノ法・依存症対策	—	207	和歌山県	政治家	外国人専用	青	208	和歌山県	政治家	外国人専用	青	
	⑨	和歌山県	会議	観光・雇用	青・否	144	海外	企業	—	—	209	和歌山県	政治家	外国人専用	青	210	和歌山県	政治家	外国人専用	青	
	⑩	神奈川県	政治家	都市開発	—	146	—	意見	経済・依存症	—	211	和歌山県	政治家	外国人専用	青	212	和歌山県	政治家	外国人専用	青	
	⑪	—	組織	依存症対策	—	147	国会	意見	カジノ法	否	213	和歌山県	政治家	外国人専用	青	214	和歌山県	政治家	外国人専用	青	
	⑫	—	組織	依存症対策	青	148	宮城県	会議	—	—	215	和歌山県	政治家	外国人専用	青	216	和歌山県	政治家	外国人専用	青	
	⑬, ⑭, ⑮, ⑯, 132	—	行政	カジノ法	—	149	—	—	ジャンプ力対策・カジノ法	—	217	和歌山県	政治家	外国人専用	青	218	和歌山県	政治家	外国人専用	青	
	⑰	大阪府	意見	誘致・依存症	—	151	—	会議	カジノ法	否	219	和歌山県	政治家	外国人専用	青	220	和歌山県	政治家	外国人専用	青	
	⑱	長崎県	意見	観光	—	153	—	—	アンケート	否76%	221	和歌山県	政治家	外国人専用	青	222	和歌山県	政治家	外国人専用	青	
2023年	⑲	—	行政	観光	—	154	大阪府	—	誘致	青	223	和歌山県	政治家	外国人専用	青	224	和歌山県	政治家	外国人専用	青	
	㉑	大阪府	政治家	—	—	155, 268	愛知県	政治家	誘致	青	225	和歌山県	政治家	外国人専用	青	226	和歌山県	政治家	外国人専用	青	
	㉒	—	意見	依存症	否	158	大阪府	意見	依存症	否	227	和歌山県	政治家	外国人専用	青	228	和歌山県	政治家	外国人専用	青	
	㉓	北海道	組織	青少年への悪影響	否	159	—	意見	反社会勢力	否	229	和歌山県	政治家	外国人専用	青	230	和歌山県	政治家	外国人専用	青	
	㉔	—	組織	カジノ法	—	160	海外	—	—	否	231	和歌山県	政治家	外国人専用	青	232	和歌山県	政治家	外国人専用	青	
	㉕	神奈川県	組織	—	—	161, 166, 221	—	組織	カジノ法	否	233	和歌山県	政治家	外国人専用	青	234	和歌山県	政治家	外国人専用	青	
	㉖	山形県	会議	—	青・否	162	国会	—	—	—	235	和歌山県	政治家	外国人専用	青	236	和歌山県	政治家	外国人専用	青	
	㉗, 178	愛知県	組織	誘致	青	163	神奈川県	組織	誘致	否	237	和歌山県	政治家	外国人専用	青	238	和歌山県	政治家	外国人専用	青	
	㉘, 97, 103, 105, 106, 110	—	会議	カジノ法	—	164	—	意見	経済	—	239	和歌山県	政治家	外国人専用	青	240	和歌山県	政治家	外国人専用	青	
	㉙	—	意見	税収・依存症	青・否	167	—	意見	カジノ法	青	241	和歌山県	政治家	外国人専用	青	242	和歌山県	政治家	外国人専用	青	
2024年	㉚, 240	和歌山県	政治家	誘致	青	168, 194	大阪府	意見	カジノ法	否	243	和歌山県	政治家	外国人専用	青	244	和歌山県	政治家	外国人専用	青	
	㉛, 172, 191	—	意見	依存症	—	169	和歌山県	政治家	外国人専用	青	245	和歌山県	政治家	外国人専用	青	246	和歌山県	政治家	外国人専用	青	
	㉜	宮城県	政治家	誘致	否	171	—	企業	パチンコ	—	247	和歌山県	政治家	外国人専用	青	248	和歌山県	政治家	外国人専用	青	
	㉝, 226	和歌山県	組織	誘致	否	175	大阪府	意見	誘致	青	249	和歌山県	政治家	外国人専用	青	250	和歌山県	政治家	外国人専用	青	
	㉞	大阪府	企業	—	青	176	長崎県	—	誘致	青	251	和歌山県	政治家	外国人専用	青	252	和歌山県	政治家	外国人専用	青	
	㉟	—	—	アンケート	否57%	177	長崎県	政治家	誘致	青	253	和歌山県	政治家	外国人専用	青	254	和歌山県	政治家	外国人専用	青	
	㊱	大阪府	政治家	誘致	—	179	北海道	組織	雇用・観光・依存症	青・否	255	和歌山県	政治家	外国人専用	青	256	和歌山県	政治家	外国人専用	青	
	㊲	—	意見	税収	否	180	和歌山県	政治家	誘致	否	257	和歌山県	政治家	外国人専用	青	258	和歌山県	政治家	外国人専用	青	
	㊳	和歌山県	政治家	外国人専用	—	181	東京都	意見	経済・依存症	青・否	259	和歌山県	政治家	外国人専用	青	260	和歌山県	政治家	外国人専用	青	
	㊴, 224	長崎県	組織	誘致	青	182, 184	—	意見	カジノ法	否	261	和歌山県	政治家	外国人専用	青	262	和歌山県	政治家	外国人専用	青	
2025年	㊵	—	意見	地域振興・依存症	青・否	187	—	行政	カジノ法・依存症対策	—	263	和歌山県	政治家	外国人専用	青	264	和歌山県	政治家	外国人専用	青	
	51, 111, 274	大阪府	政治家	誘致	青	189	愛知県	企業	—	青	265	和歌山県	政治家	外国人専用	青	266	和歌				

1. I 期（1996 年～1997 年）

全体に出現記事自体が 11 回と少なく、更に出現回数の内 7 回と大半は海外事例の紹介であった。特にラスベガスでは IR の起源となるような複合的な開発が行われている時期であった事が表 - 2/97①番/97. 1. 25 の記事より分かる。また国内においてはカジノ合法化を目指す「日本カジノ学会」が発足された（表 - 2/96④番/96. 03. 08）。

2. II 期（1998 年～2005 年）

1999 年の東京都お台場カジノ構想（表-2/99②番/99. 06. 01）は、該当期における出現回数の高さに起因する呼び水であった事が想像出来る。しかし、実際には前年の 1998 年愛知県において中部国際空港開港をにらんだ地域開発構想（表-2/98②番/98. 04. 29）の中で、カジノを含む複合型リゾート施設の発想が発信されていた。この期間は、宮崎県（表-4（1）/A 群総計宮崎県 29 回）を中心に、多くの都道府県にて経済、観光、地域振興を目的としたカジノ解禁論が活発化した事（表 4（1）/C 群経済 12 回、観光 10 回、地域振興・再生 7 回）が明確であり、表-2 のラベル参考例（00 年⑩番/00. 09. 23）からも分かるようにシーガイアなど 80 年代後半のリゾート法により開発された大型レジャー施設の経営がバブル崩壊も相まって立ちいかない状況になったことで II 期においてカジノ導入の発案が活発化したことが読み取れる。

3. III 期（2006 年～2009 年）

「構造改革特区の募集には、宮崎県や石川県加賀市などの自治体から 7 件のカジノ特区提案があったが不採用となった。」（06 年⑨番/06. 04. 07）「02 年関西空港対岸のりんくうタウンのカジノ構想を発表。周辺の特区化を国に申請したが認められず、府の担当者は 06 年を最後にカジノの検討は止まったまま」（09 年⑭番/09. 10. 17）「長崎県佐世保市のハウステンボスは外国人観光客専用カジノを開設しようと、佐賀、長崎両県の 7 市などが、共同で内閣府に申請していた特区計画について、内閣官房地域活性化統合事務局は設置を認めない方針を発表した。」（09 年⑮番/09. 11. 20）このように、III 期においては II 期、当期に申請していたカジノ特別区が認められなかった事でカジノ解禁論は一斉に鎮静化した事が III 期、IV 期において II 期、V 期と比較した際に表-1 における出現回数の低さから推察できる。一方、2005 年にシンガポールにてカジノが合法化されたこともあり、表-4（1）のように同国を含む海外事例の紹介記事が増えた。（A 群海外 18 回）

4. IV 期（2010 年～2013 年）

「シンガポール出張中の橋本知事は近く開業予定の同国初のカジノ施設を視察した。観光客誘致への国家の意思を感じる。日本との違いを見せつけられたと話した。」（10 年⑤番/10. 01. 24）「シンガポール初のカジノが開業した。マレーシアの企業ゲンティン・グループが手掛ける総合リゾート施設「リゾート・ワールド・セントーサ」に大勢の客が詰めかけ

た」(10年⑧番/10.02.15) このようにシンガポールが観光客獲得に成功した事は各都道府県でのカジノ議論を活発化させた。このことは表-4(2)のキーワード出現回数からも確認できる。(Ⅳ期A群：海外15回、都道府県全体66回>Ⅲ期A群：海外18回、都道府県全体38回)

5. V期(2014年～2018年)

Ⅳ期の流れを引き継ぐように、より活発で具体的な議論が各地域、国会で行われるようになった事が表-4(2)～(3)におけるキーワード出現内容を見る事によって下記のように読み取れる。まず、A群出現回数における都道府県全体383回は前期の38回と比較すると10倍以上であり、国会37回は前期の国会1回以外は他期では出てきていない事から、今期より本格的に国自体での議論が始まった事が分かる。C群のカジノ法(推進法、実施法/整備法：IR実施法など通称で記事には現れている)154回、誘致145回も前期5回、16回と比較して突出している。「依存症」も同様に前期4回に対して今期115回を数え社会的デメリットに関しても本格的な検討が始まった事が分かる。一方でB群における「意見」は前期8回から今期171回となり、実務的な検討と併せて様々な意見が噴出した事もこの比較から読み取れる。その他、C群においては今まで出てこなかったキーワードとして「MICE」、「ジェントリフィケーション」、「インフラ」などが出現している事からも、観光産業や都市計画に関連した議論も始まっている事も分かった。最後にD群においては、以前期では肯定的な記事が否定的な記事を大きく上回っていたが(Ⅰ期肯2回、Ⅱ期肯77回、否36回、肯・否10回、Ⅲ期肯29回、否9回、肯・否6回)、Ⅳ期肯56回、否12回、肯・否7回)、今期では肯215回、否188回、肯・否40回を合わせると否が肯を上回っている。

(4)通期における特徴

1. A群各都道府県におけるカジノ論争

表4(1)～(3)のA群総表より全期を通して出現回数が多かった主要都道府県を抽出し、ランキングを付けた上で表-5を作成した。Ⅱ期においてはA群内の東京都と大阪府といった大都市の出現回数より宮崎県の出現回数が大きく上回る。90年代後半のバブル崩壊の影響に加え、80年代後半に制定されたリゾート法によって開発された既存にある大型レジャー施設が重荷となり、より県経済を圧迫していた。それらの大型レジャー施設を再開発

表-5 A群 主要都道府県出現回数及び順位

期分類	「大阪府」 出現回数	「和歌山県」 出現回数	「神奈川県」 出現回数	「宮崎県」 出現回数	「長崎県」 出現回数	「北海道」 出現回数	「愛知県」 出現回数	「東京都」 出現回数
Ⅰ期	0回	0回	0回	0回	0回	0回	0回	0回
Ⅱ期	7回	2回	2回	29回	0回	1回	4回	12回
Ⅲ期	7回	0回	1回	0回	7回	11回	1回	3回
Ⅳ期	30回	1回	1回	12回	3回	2回	0回	3回
Ⅴ期	140回	62回	47回	6回	32回	24回	31回	8回
合計	184回	65回	51回	47回	42回	38回	35回	26回
順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位

する事によって観光産業を振興させ、経済危機を回避したいという背景が読み取れる。具体的には1987年に制定されたリゾート法第1号の適用となったシーガイアを運営・経営する第三セクターであるフェニックスリゾート社が2001年に負債額3260億円をもって経営破綻した¹。その再建策としてシーガイアをカジノ特区とし観光振興を行うといった肯定的な議論が当時の県議会にて活発に行われていた。しかしながら、同県における記事例（01年①番/01.02.04）からも分かるように、宮崎母親大会実行委員会による「青少年の教育環境を壊す」といった理由にて反対運動が起こったことが影響しているのか、Ⅲ期以降での出現回数は減少している（表-5）。Ⅱ期におけるカジノ肯定論は香川県レオマワールド（05年③番/05.01.25）や長崎県ハウステンボス（07⑪番/07.10.23）でも起こっているが、リゾート法によって開発された大型施設が、バブル経済の衰退によって県税を圧迫する事に対する経済的な解決策を基軸に議論がなされた事が読み取れる。

また、表-5より他と比較して圧倒的に大阪府の出現回数が突出している事が分かる。Ⅴ期において特に大阪の夢洲における具体的な数値を基にした開発計画関連記事（17年③番/17.02.16, 18年283番/18.12.21）が頻繁に出現している。さらに他の都道府県では出てこないような「インフラ」といったキーワードが「都市再開発」と併せて出現しているのが特徴である。

上述した内容を踏まえ、朝日新聞の記事内容を概観したところ下記の事由にて各都道府県で計画が頓挫していることが予想出来る。

和歌山県：Ⅴ期において多くの議論がされ、市が2016年住民へのアンケート（満18歳以上の市民2千人を対象）にて「賛成」「どちらかといえば賛成」が52.7%、「反対」「どちらかといえば反対」が23.1%、「どちらともいえない」が21.2%であり（朝日新聞2016年）、賛成がそれ以外を大きく上回っていた。しかしながら、海外からの交通アクセスに事業者の感触が厳しく、且つ政府のIR候補地への要求基準（国際会議場などの併設）を満たすことが困難であった。

神奈川県：Ⅴ期において多くの議論がされ、当時の横浜市長であった林文子氏が「厳しい財政を考えるとカジノを含めたIR導入は横浜の持続的な経済成長のために必要だ」と話した（朝日新聞2016年）。しかし、任期満了に伴う市長選挙でIR反対派である山中竹春氏が当選したことにより撤退となった。

宮崎県：Ⅱ期において多くの議論がされた。通期における特徴で述したように87年に制定されたリゾート法で開発されたシーガイアの破綻による財政圧迫という課題を解決するためにその区域にIRを誘致するという構想が議論された。しかしながら、宮崎母親大会実行委員会による「青少年の教育環境を壊す」という理由での反対運動により計画は頓挫した。

長崎県：Ⅴ期において多くの議論がされ、宮崎同様にリゾート法により開発されたハウステ

ンボスに IR を誘致するという議論が多くされ、最終的に大阪同様 2022 年 4 月に国土交通省へ IR 区域整備計画の認定申請をしているが現段階では認可に至っていない。

北海道：Ⅲ期、Ⅴ期において多くの議論がされ、苫小牧市にて新千歳空港へのアクセスの良さを生かした IR が検討されたものの（朝日新聞 2016 年）、函館市長は「ばくちが成長戦略の柱というのはおかしい」といった道内行政間での調整がとれず計画は頓挫した。

愛知県：Ⅴ期において多くの議論がされ、Ⅱ期に知多市が中部国際空港開港をにらんだ地域開発構想の中で名古屋港の埋立地「南五区」を拠点として大展示場や国際会議場などの他、カジノホテルを盛り込んだ構想を発表し、「空港をまちの活性化につなげたい」とした（朝日新聞 1998 年）。しかしながら、Ⅴ期では名古屋市の川村たかし市長より「（法案が）通ったら手を挙げないかん」と名古屋駅に誘致することに意欲を示す（朝日新聞 2018 年）ものの、立憲民主党愛知県連合は明確に反対した（朝日新聞 2018 年）ため計画は頓挫した。

東京都：二期において多くの議論がされ、当時の都知事である故・石原慎太郎氏が「お台場にはカジノをつくりたい。」と発言したこと（朝日新聞 1999 年）が「お台場カジノ構想」として話題となるものの、出現回数が最下位であることから以降本格的な議論に至るまでにいかなかったことが予想される。

一方現在国内で唯一「特定複合観光施設区域」として国から認可されている大阪府においてはⅡ期以降継続的に議論が重ねられ、Ⅴ期での出現回数が 140 回と二位の和歌山の 2 倍以上であり、他都道府県と比較すると圧倒的に議論がされたことが明白である。2010 年より官民での「大阪エンターテイメント都市構想推進検討会」などが開催され早くから具体的な検討が行われており、そして前述のように 2022 年に国土交通省観光庁へ区域整備計画の認定申請を提出し、2023 年に認可されている。なお、大阪夢洲における仔細調査・分析、考察は次章第 3 章にて行う。

2. B 群政治家／意見の出現回数の比例

「政治家」の発言と「意見」（社説・一般/普遍的ではないものの相対的な一般世論）を見てみると、Ⅰ期（政治家 0 回、意見 0 回）、Ⅱ期（政治家 33 回、意見 28 回）、Ⅲ期（政治家 4 回、意見 11 回）、Ⅳ期（政治家 23 回、意見 8 回）、Ⅴ期（政治家 123 回、意見 171 回）このように「政治家」の発言が増えると必ずしも関連しているとは言えないが「意見」も増える傾向にある。特にⅡ期、Ⅴ期はカジノ論争が活発化した時期である事は上述してきた通りだが、「政治家」、「意見」の出現回数は他期と比較して突出している。シンガポールは、リー・クアンユー元首相、リー・シェンロン現首相といったカリスマ的な主導者が国をリードしていく体制であるがため、カジノ合法化を可能にしたと言われるが²、日本においても

Ⅱ期における当時の東京都知事であった石原慎太郎氏の発言（99年②番/99.06.01）やⅣ期における当時の大阪府知事であった橋本徹氏の発言（10年⑦番/10.01.29）は我が国におけるカジノ合法化議論を活発化させたと推測される。

3. C群 IRにおける「観光」「都市開発・計画」

Ⅱ期～Ⅴ期通してC群において「観光」「まちづくり」「都市開発」「都市計画」は「経済」と同程度頻繁に出てくるキーワードであり、その他キーワードと比較しても出現回数は突出している（表-6）。IRがそれらの要素に大きく関連していると言える。特にⅤ期においては4つのキーワード共その他の期と比較しても突出していることから、その期においてより詳細に検討された可能性が窺える。同時に「MICE」（Ⅴ期9回）や「ジェントリフィケーション」といったキーワードが出現しており、観光産業の関連領域にまで議論が及んでいた事が分かる。

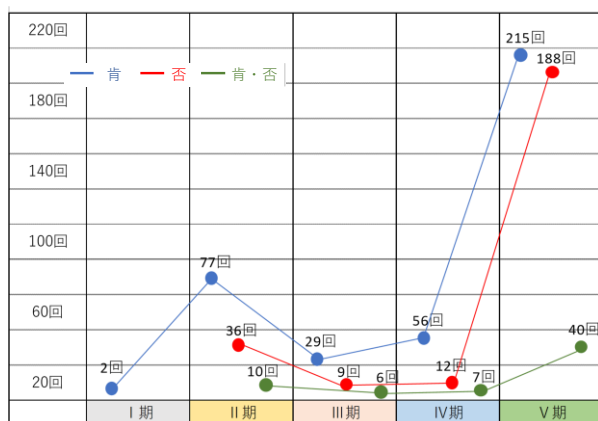
4. D群（肯定／否定／肯定・否）の出現回数の推移と時代背景

図-3にあるようにⅠ期～Ⅳ期においてD群における「否」の出現回数は「肯」と比較すると大幅に少ないがⅤ期では「肯」に迫る程に「否」の出現回数が増えており、「肯・否」と「否」を合わせると単体での「肯」を上回る。Ⅴ期ではC群における「アンケート」「依存症」といったキーワードが突出して増えている事と連動していると思われる。より具体的に政策を論議する過程で社会的デメリットにおける議論も活発化した事が窺える。Ⅱ期では、Ⅴ期同様に各都道府県においてカジノ解禁論が活発化したが、上述したC群内でのキーワード内にて「アンケート」は2回、「依存症」は2回の出現回数に過ぎなかった。Ⅱ期での時代背景は、バブル崩壊における経済対策を主たる目的としていたのに対し、Ⅴ期では、観光振興、都市開発、財政といったより具体的なIRの政策的位置づけが議論された（17年②番/17.04.05, 17年③番/17.02.16, 16年89番/16.12.13）。また、Ⅴ期において新たに登場したキーワードには「外国人専用」「依存症対策」が出ており、「否」に対しての解決策を模索するキーワードであるとも捉える事が出来る。同様にⅤ期のみに出てくるキーワードに「選挙」がある。これは横浜市における選挙であり、IRの是非を市民に問う選挙であったため関連キーワードとして出現した。このように、IRに深い関連性をもつ観光や都市開発といった発展政策だけでなく、IR誘致予定候補地域住民のみならず国民全体の心緒、世論にも深い関連性をもつ事が読み取れる。

5. まとめ

- ① 朝日新聞記事で「IR（複合型リゾート）」、「カジノ」により抽出した996記事（1996年～2018年）を基に4つの起点となる記事を抽出する事で、Ⅰ期～Ⅴ期に分類する事が出来た。Ⅰ期（96年～97年）は海外事例の紹介が主で、特にラスベガスやマカオにおけるIRの起源となるようなカジノを含む複合的な開発が国内でも紹介された。Ⅱ期（98年～05年）は日本経済がバブル崩壊によって不景気となるに伴い特に地方

都市では地域経済振興を主たる目的としたカジノ構想が活発化した。90年代前半にリゾート法によって開発された大型施設の衰退が、巨額赤字による税収を圧迫していた宮崎などでは、より盛んに議論が行われた時期であった。Ⅲ期（06年～09年）では、各都道府県からのカジノ特区要請が政府より却下となり、カジノ解禁論は一斉に鎮静化した。同時に、シンガポールでカジノが合法化したことで、海外カジノ施設への関心が高まった時期でもあった。Ⅳ期（10年～13年）ではシンガポールIRがオープンし、多くの観光客の獲得に成功し、日本の政治家や各都道府県の市民団体等の視察が行われた。このような背景は各都道府県でのカジノ議論を再度活発化させた。Ⅴ期（14年～18年）ではⅣ期に引き続きカジノ議論は活発化しており、Ⅱ期以上に大きな流れとなった。同時に依存症などによる反対、否定的な意見も多く現れ始め、議論はより具体的な社会的デメリットへの対策検討も行われた。また、Ⅱ期で地域振興や経済中心だった議論は観光産業、都市開発といったより専門的な視点で議論されるようになった。そして、2016年IR推進法、2018年IR整備法が法制化された。



図－3 D群 肯／否／肯・否の期別分布図

表－6 C群 観光・都市開発・経済等 出現回数

期分類	「観光」 出現回数	「まちづくり／都市開 発・計画」出現回数	「経済」 出現回数
I期	0回	0回	1回
II期	10回	6回	12回
III期	7回	0回	0回
IV期	7回	2回	10回
V期	22回	16回	35回
合計	46回	22回	58回

- ② 通期の特徴として、A群（発信場所）では都市型である大阪府、神奈川県、そして地方型である和歌山県、長崎県、宮崎県でより多くのカジノ議論が行われた。大阪府においては、インフラを含めたより具体的な数値に基づく開発計画がなされた。B群（発信者・発信形態）においては、政治家の発言と意見（普遍的ではないものの相対的な一般世論）は相関関係があり、カジノ合法化検討過程における議論の活発化には政治家の影響も起因している事が垣間見えた。C群（事柄）においては「観光」「まちづくり」「都市計画」「都市開発」はカジノ合法化検討過程においては重要な要素であることが分かった。D群（肯/否/肯・否）においては肯定（賛成）、否定（反対）、その両方はカジノ合法化議論がより具体的になると相関的に増加していくことが分かった。

③各都道府県で様々な議論が展開されたが、多くは下記の要素が起因して計画が頓挫している状況がある。

- ・社会的デメリットを懸念する反対運動
- ・地方選挙等による政治的な背景
- ・国からの要求基準(MICE 整備)を満たすことが地理的、地方財政的に困難
- ・国際空港を含む交通インフラを懸念する民間運営企業の懸念

2-3. 国会会議録を対象としたカジノ合法化における議論

(1) 国会会議録検索システムを利用したキーワード抽出方法及び対象期間

図-4 にあるように国会会議録検索システムにて「カジノ」「IR」を OR で検索すると該当議事録：2812 件／該当箇所：9005 となるが(2022 年 4 月 21 日時点)、議事内容を精査すると【「かじの」きりかた】や【ギャンブル性の高い経済状況を比喻して「カジノ」経済】といった具合に本来の「カジノ」とは違う意味あいのもものもカウントされる。そして「IR」においても本研究の目的とする「Integrated Resort」ではなく「Investor Relations」等もカウントされるためそれらは除外する。一方「カジノ」のキーワードにヒットする議事内容が、汚職やインターネットカジノなどの事件に関する内容や、国会議員がカジノで遊興したといった発言についてはカジノ合法化において関連性は薄いと考えるものの、どのようなイメージが形成されているかという点においては関連性がないとも言い切れない。よって、後項にて調査するものとする。

上述した設定にて最初に出現した 1949 年の第 6 回国会議事録から IR 整備法が可決された 2018 年までを抽出期間とすると 249 回分の国会議事録でカジノまたは IR というキーワードが検出される。

国会会議録検索システム シンプル表示トップ ヘルプ (使いかたガイド)

キーワード IR カジノ OR 検索 詳細検索

トップ → 検索結果一覧

詳細検索の入力語: 【院名】衆議院, 参議院, 両院協議会・合同審査会等

検索結果 該当会議録: 2812件 / 該当箇所: 9005 該当会議録一覧印刷用画面

該当会議録のうち1-20件を表示

<
1
2
3
4
...
141
>

100件ずつ表示 日付: 古い順 表示

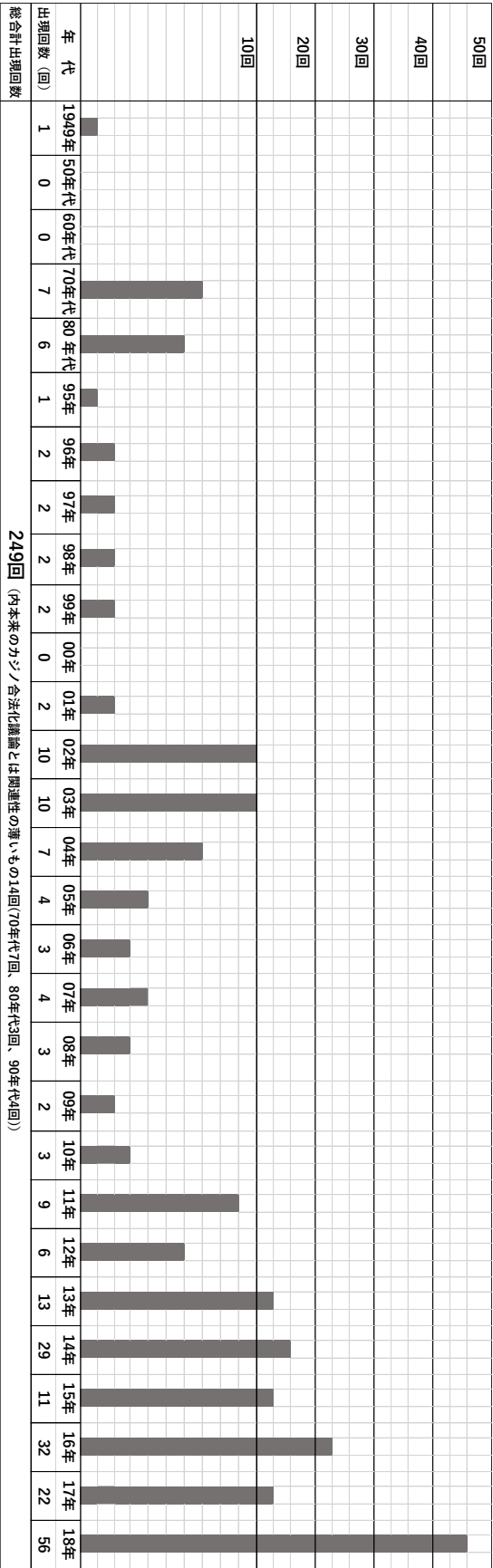
会議の開催年: すべて 院の指定: すべて 会議録内の部分: すべて 絞り込み 該当箇所をすべて展開

1	第1回国会 衆議院 図書部運営委員会 第5号 昭和22年10月21日	テキスト表示	PDF	総ページ数: 4
▼ 該当箇所を展開 (全1箇所)				
2	第5回国会 衆議院 大蔵委員会 第21号 昭和24年4月25日	テキスト表示	PDF	総ページ数: 26
▼ 該当箇所を展開 (全1箇所)				
3	第6回国会 衆議院 緑光事業協賛方策検討特別委員会 第10号 昭和24年11月30日	テキスト表示	PDF	総ページ数: 10
▼ 該当箇所を展開 (全1箇所)				
4	第7回国会 衆議院 予算委員会 第3号 昭和25年1月30日	テキスト表示	PDF	総ページ数: 18
▼ 該当箇所を展開 (全1箇所)				
5	第7回国会 衆議院 予算委員会公聴会 第1号 昭和25年2月10日	テキスト表示	PDF	総ページ数: 16
▼ 該当箇所を展開 (全1箇所)				

図-4 国会会議録検索システム

(2) カジノ合法化におけるキーワード「カジノ・IR」が現れた国会の議論

国会での全体的な流れを概観するために、巻末資料編(第2章)資料-①(1)～(6)を参照する。最初にカジノという言葉が表れたのは昭和24年(1949)の戦後間もない頃であった。その後、昭和48年(1973)から昭和55年(1980)の間、平成8年(1996)から平成9年(1997)の間(資料-①の黄色ハッチ部分)では先述したように合法化という観点において関連性は薄いと考えるが、次項で具体的にどのような内容であったか調査する。図-5にあるように合計で249回の出現回数があり、その内前述したカジノ合法化議論とは関連性の薄いものは合計で14回であった。そして、同図にて見てとれるように2000年初頭に多くの議論が行われ、その後出現回数は落ち着くものの、2013年からIR整備法成立の2018年間でより多くの議論がされていることが分かった。後者のIR推進法及び整備法制定に向けて議論が盛んに行われる背景は容易に理解出来るが、前者2000年初頭の多くの議論にはどのような背景があったのかは本章の国会での議論を分析していく中で明らかにしていく。本章前半の世論の言説の変遷においてはバブル崩壊後の経済状況が地方自治体を圧迫していたことで地方でのカジノ論争が盛んであった要因であることが分かったものの国会ではそれらがどのような形で反映されていたのかも含めて考察していくものとする。



図ー5 国会(1949～2018年)における「IR(複合型リゾート)」「カジノ」をキーワードとした出現回数

(3) 国会会議録におけるカジノ合法化と関連性の薄い議論

国会において、先述のように合法化とは関連性が薄いと考えられるが、当時のカジノに対する評価や評判を理解することができる。よって表-7(1)～(2)においてそれらの年度毎の主要発言と共に概観分析を行った。表-7(1) 昭和48年(1973)第71回、昭和49年(1974)第72回、昭和51年(1976)第77回は主に韓国の済州島にてカジノはナイトライフの一環として売春と一体のものとして捉えられており、日本の国際観光調査は税金を使ってそれらで遊興したという批判的なものが多かった。表-7(2) 昭和55年(1980)第91回ではロッキード事件関連にて、カジノで接待を受けたのではないかという疑惑が国会で追及された。表-7(2) 平成8年(1996)第136回では、パチンコとカジノの関連性について議論がされ、パチンコはカジノと同様の要素を有しており、規制強化すべきであるといった議論がされた。同時に、近年問題視されているネットカジノが電子カジノという名称にて当時より問題視されていたことが垣間見える。このように、当時カジノに対する評価は一般的には低いことが分かった。しかし、一方で表-7(2) 平成9年第140回にはパチンコは大衆の健全娯楽であるといった肯定的な議論もされている。

表-7(1) カジノ合法化と関連性の薄い国会会議録

年 度	主要発言内容の抜粋
昭和48年(1973)第71回	・ 国民の税金で、国民のお金で国の役人がいわゆるよその国の観光地の調査に行き、妓生の報告とは一体何ですか。ふまじめもはなはだしいじゃないですか、あなた。しかも、あなたの方のこの調査書を見れば、観光とは女を買うことであり、ばくちをすることであると言わなければならない内容が中心になってこの報告書ができて上がっている。
キーワード出現した国会の回数 1回	概 観 考 査 / 関 連 上 程 法 案 / 可 決 法 案 国民の税金で行われた済州島観光開発計画に基づく調査報告がばくち(カジノ)であるのは不謹慎であるという意見が出た。
昭和49年(1974)第72回	・ 運輸省と外郭団体である海外技術協力事業団が発表しております「済州島観光調査報告書」というのを見ますと、済州島の観光地の資源として、外国人旅行者に対するカジノ、ナイトクラブ、妓生パーティーというものがあることがあげられています。大いに妓生パーティーを売り込まれて、そしてこの旅行先としての韓国隣接地域の比較をやっているわけですが、それについては、香港のナイトライフ、マカオのカジノ、台湾にはナイトライフ、韓国にはナイトライフ、カジノの魅力があるということを非常に評価されている。このナイトライフというのは、運輸省の観光課の新造語のようであります、中身はどうも吟味しておりますと、売春と賭博を意味しているということらしいです。
キーワード出現した国会の回数 1回	概 観 考 査 / 関 連 上 程 法 案 / 可 決 法 案 前年同様済州島観光調査報告書においてアジア全般におけるナイトライフ(カジノ、売春)を評価しているの点に対する批判。
昭和51年(1976)第77回/第78回	・ われわれに配られていない原本の方では、済州島はカジノやキーセンパーティー、ナイトライフ、こういうものがあるのが特徴であり、そのことを、もっとこれからそういう施設を整備することが必要である、つまり飲む、打つ、買う、このことを奨励する必要があるということをこの事業団の報告書では提起されている。国会議員に配付をされたものにはそういう点は一切抹消されている。これは一体どういうことなんでしょうか。 ・ 大森・小佐野対談の中で、小佐野氏みずからがこの済州島開発については趙さんと半半で金を出し合って、一大ギャンブル場、カジノホテルを西帰浦と書くんです、ソキボというわけですか、この南海岸の方につくるのだということをみずから言っておるわけであります。
	・ パチンコと一緒にカジノだとかというような名前でいろいろなゲームセンターが町にあふれていますが、ああいうものがスーパーの上にある。スーパーに遊びに来て、そこでチョコレート盗み、そしてお母さんの財布からお金を盗んでこのゲームセンターで遊ぶ。子供の遊び場がないということもありまして、そういうところがそういう犯罪の場になっているということをPTAのお母さんや先生方から伺ったわけです。
キーワード出現した国会の回数 3回	概 観 考 査 / 関 連 上 程 法 案 / 可 決 法 案 昭和48年、49年の「済州島観光調査報告書」におけるナイトライフの批判に加えて、日本政府自体が日韓共同でカジノ開発を企てているのではないかという疑惑の声が上がる。その他パチンコとカジノ(ゲームセンター)が子供に悪影響を与えているという批判が出た。

表-7(2) カジノ合法化と関連性の薄い国会会議録

昭和54年（1979） 第87回／第90回	・俗称言われている賭博ツアーにつきまして、たとえば韓国場合には公認のカジノが認められております。それから日本の刑法はそれに適用がないということでございます。俗称言われる売春ツアーにつきましても、これが現地でされる限りにおいては日本の刑法の適用がない。 ・日本のいわゆる暴力団系の企業が、いろいろと何といひますかカジノの——これは結局取りやめにはなりましたが、その当時営業権というか、利権というか獲得しちゃって大変な動きがあって、サイパンの当局者にそういう日本の暴力団系の企業からいろいろ賄賂を出したんじゃないかとかなんとかいううわさが流れて、FBIまで内偵したというようなことも聞いているわけでございます。
キーワード出現した 国会の回数 2回	概 観 考 査 ／ 関 連 上 程 法 案 ／ 可 決 法 案 韓国でのカジノ、売春ツアーが日本の刑法が適用しないという議論があった。第90回ではサイパンで日本の暴力団がカジノ利権を獲得して、賄賂がサイパンに渡っているのではという疑惑について議論された。
昭和55年（1980） 第91回	・小佐野という人の側の弁護団ということになりますか、こちらの方の側から、実はロスへ行き、かつラスベガスに行ったのはホテルを買う商談に行ったのである。商談に行ったんだということを立証するために、サンズホテルの、つまりこの損益勘定、損益計算書、こういうふうな勘定費目を証拠として逆に小佐野氏の側が出した。この計算書の中にサンズホテルのカジノの未払い、個人の未払いという形で百二十万ドルという債務が載っていた。 ・K・ハマダという男がおったなということになるかもしれない。だけれども、われわれ四億五千万円というそんな借金をしたこともないから見つかぬのだけれども、こういう莫大なお金になったら、わからぬでも通用していくのでしょうか。世の中そんなものでは通用しないと思いますよ。しかも、米司法当局がサンズホテルのカジノから押収したK・ハマダに対する個人別貸付勘定元帳カードなるものがあるのでしょうか。 ・ラスベガスのカジノで百五十万ドルも負け、その借金の返済に小佐野被告が絶対もらっていないという口社からの二十万ドルが充てられた、こういうことが報ぜられまして、一体K・ハマダとはだれか、マスコミではもうこれは自民党の浜田幸一君であるという前提のもとにいろいろ議論が行われておるようでありますが、しかし本人は否定をしておる。
キーワード出現した 国会の回数 3回	概 観 考 査 ／ 関 連 上 程 法 案 ／ 可 決 法 案 ロッキード事件においてカジノホテルで国会議員が接待を受けて遊興したという疑惑について議論がされた。
平成8年（1996） 第136回	・最近の新聞で見ますと、電子カジノという問題がある。つまり賭博でございます。これは我が国に直ちに關係してくる問題だと思います、我が国では賭博は禁止されておりますから。 ・このパチンコ業界が賭博であって賭博ではないという建前をとっているのは、本当に我が国の麗しい人情のたまものかなというような感じすらするわけであります。もし、これを賭博といたしますと、ちょうどアメリカのカジノのように厳しい規制を実行することができるわけであります。
キーワード出現した 国会の回数 2回	概 観 考 査 ／ 関 連 上 程 法 案 ／ 可 決 法 案 今でいうところのインターネットカジノの問題が議論された。そしてパチンコはカジノと同様に賭博として厳しく規制すべきではないかという議論がされた。
平成9年（1997） 第140回	主要発言内容の抜粋 ・日本のパチンコというのは本当に大衆の健全娯楽、娯楽であっても多少そこにかげご的な要素があるかも知れませんが、これだけ大勢の人がやってもそんなに大きな問題が起きないという面では、警察当局それから業者そしてまた国民も健全な意識を持っていて、ある面では非常に芸術品と言えるところまで定着した、かけごとといえかけごとでございますが、一つの大衆娯楽というような気がいたします。 ・チボリというのは、言うまでもなく、白夜の国であるデンマークの首都のコペンハーゲンでございます。ここではレストラン、コンサートホール、野外ステージなどとともにスロットマシン、ミニカジノがあり、あるいはジェットコースター、パイキングシップなど各種遊技施設もありまして、すべて有料であります。
キーワード出現した 国会の回数 2回	概 観 考 査 ／ 関 連 上 程 法 案 ／ 可 決 法 案 パチンコは大衆の健全娯楽であるといった肯定的な意見が出た。また岡山のチボリ公園建設に伴って海外にある実際のチボリにはミニカジノがあるといった話が出た。

(4) 主要発言内容からみる国会での議論の分析

ここでは巻末資料編(第2章)資料-②(1)～(9)それぞれの主要発言を概観し、年毎にその考察及び関連する法案等は併せて表-9(1)(2)に記載した。最初にカジノ議論が国会でされたのは前述のように、表-9(1)/巻末資料編(第2章)資料-②(1)の昭和24年(1949)第6回で戦後間もない、まだGHQ占領下のもとで最初の国観法である「別府国際観光温泉文化都市建設法案」(交布日：昭和25年(1950年)7月18日)に付随して国会で議論されていた議事録が現存し、国際観光を基点とした都市計画やその他複合的なレクリエーション施設や飛行場施設に伴うインフラ整備に伴ってカジノ施設についても議論されていたことが分かった。それから67年後、巻末資料編(第2章)資料-①(3) /の平成25年(2013)第183回で「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律(通称IR推進法)」が国会に上程され、巻末資料編(第2章)資料-①(4)の平成28年(2016)第192回で「IR推進法」(平成28年法律第115号)が成立し、そして巻末資料編(第2章)資料-①(6)の平成30年(2018)第197回には「特定複合観光施設区域整備法(通称IR整備法)」が閣議決定、同年7月20日に成立(平成30年法律第80号)した。この一連のIR法案の起点はまさしく先述した70年以上前の国会で議論された内容であったといっても過言ではない。

国会衆議院観光事業振興方策樹立特別委員会第10号で大分県出身である当時の国会議員 福田義東(ふくだ よしはる)が、

「別府市を、国際文化の向上を図り、恒久平和の理想を達成するところの国際観光文化都市として建設することは、世界平和の理想に合致し、またわが国経済復興に寄与するゆえんである。」

と法案を提出し、国会の中で福田はこのように発言している。

「特別都市の計画におきましては、観光遊覧設備、それから土地の区画整理、街路事業、いわゆる緑地地帯の設定あるいは運動場、上下水道の拡張、河川の改修であるとか砂防の普及ということが都市計画については内容をなすものであります。さらに設備につきましては、世界の別府である点にかんがみまして、ヨット・ハーバーを設ける、あるいは飛行場の発着場、さらに内部に入りましては外客誘致にふさわしいゴルフ・リンク、ドライブ・ウエーを設けることもいいでしょうし、運動場を拡張する、あるいは新たに設ける、あるいはカジノを設置する、こういうこともその内容としては、ぜひこの法案に付随して考うべき事柄であろうと存するわけでございます。」

以降日本は順調に高度成長を続け、財源に困窮することがなかったことが日本の経済成長率を鑑みても想像出来、それは国会でのカジノ議論の出現数にも影響していることが表-8 からみても明らかである。

表-9(1)/巻末資料編(第2章)資料-②(1)における昭和61年(1986)第104回国会では、沖縄の米軍基地問題及び北海道の北方領土問題に焦点を当てた特別委員会で、カジノが議論された。しかし、経済的観点というよりはそれらの問題に対抗するインセンティブの要素が強いことが議事録より読み取れる。以降沖縄、北海道での観光政策や地域経済振興に関連する議論の中でカジノ構想が議論されるようになる。表-9(1)/巻末資料編(第2章)資料-②(1)の昭和62年(1987)第109回国会においては主要発言にみられるように長崎県の三菱高島炭鉱閉山に伴う地域対策あるいは産炭地域振興案としてカジノ設置といった思い切った要望が町当局から出たという発言があったが、これは以降の出現背景と比較すると特異なケースであると考えられる。表-9(1)/巻末資料編(第2章)資料-②(1)の平成7年(1995)第132回国会では阪神淡路大震災における復興財源を神戸にカジノを開設することによって捻出するといった発言がある。同様に表-9(2)/巻末資料編(第2章)資料-②(7)の平成26年(2014)第186回国会では東日本大震災の復興における議論の中で、東北地方の対岸であるウラジオストクのカジノ施設について言及されている。表-9(1)の平成14年(2002)第155回国会では、それ以前では年間数回程度だった出現回数が始めて二桁の10回となる。日本の経済史を鑑みると、80年代の不況とバブル崩壊による財政悪化があった。この時期、リゾート法に基づいて建造された大型レジャー施設の維持・管理費が地方自治体の財源を大きく圧迫し、これを緩和するためにカジノ特区として国に認めて欲しいといった懇願がされた時期であった。また、前項で分かったように国会でも議論が活発化していたことが分かった。それ以降の国会での議論の流れと言説がどのような関連性をもつのかなどの仔細については、後項の比較分析にて考察を行う。

表-8 日本の経済成長率の推移と国会におけるキーワード「カジノ・IR」の出現回数

※内閣府 SNA の経済成長率推移表に筆者が色付き棒グラフにて出現回数を書き込み加工

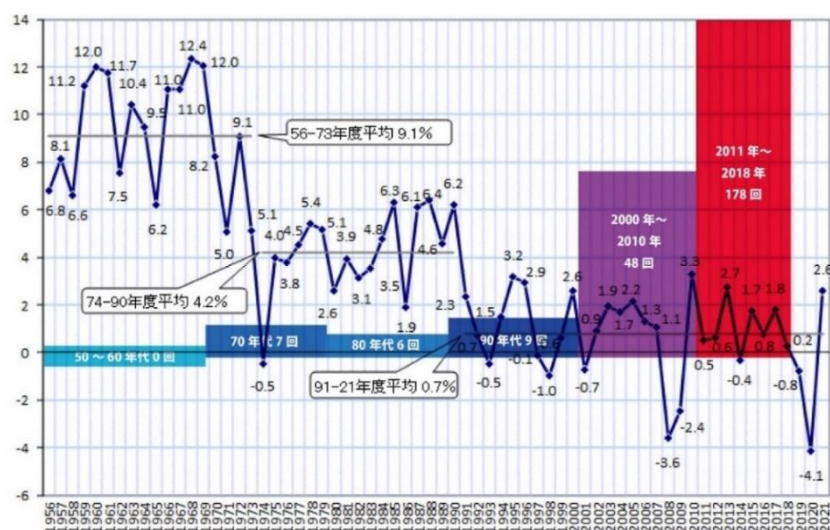


表-9(1) カジノ合法化におけるキーワード「カジノ・IR」が現れた国会年表

年 度	出現回数	概 観 考 査 / 関 連 上 程 法 案 / 可 決 法 案
昭和24年（1949） 第6回	1回	日本の国会で初となる「カジノ」という言葉に加えて都市開発や近代の総合的リゾートの考え方がこの当時に議論されている。観光関係特別都市建設法（国観法）
昭和61年（1986） 第104回	1回	沖縄及び北方問題に関する特別委員会。特に沖縄における観光振興案としてカジノという言葉がこの当時より頻繁に出現するようになる。
昭和62年（1987） 第109回	2回	石炭対策特別委員会。炭鉱閉山に伴い、その地域を振興させるために観光レジャーの一環としてカジノを設置する案が出た。長崎県高島町の離島という特性を活かせばカジノの社会的デメリットをコントロール出来るという議論がこの当時に出了。
平成7年（1995） 第132回	1回	・平成7年（1995）1月17日5時46分、淡路島北端付近の深さ14kmを震源とするマグニチュード7.2の地震が発生した。この地震について、神戸海洋気象台においては震度6を観測した。この地震は都市直下型であったため、死者5,500余名、負傷者41,500余名、さらに全壊家屋は10万戸を超えるなど、その被害はきわめて甚大であった。また、鉄道の橋りょう部での橋桁の落下、人工島を中心とした大規模な液状化の発生、さらには、都市機能を支えるライフラインの途絶など近來まれにみる大都市複合災害の様相を呈した。これは、今世紀の地震災害としては大正12年9月に発生した関東大震災に次ぐものである。災害エリアにおける復興案としてカジノが国会で意見された。
平成14年（2002） 第155回	10回	国会で年間数件だったカジノというキーワードの出現回数が初めて二桁になった年である。沖縄でのカジノ特区の構想に加えて、東京、そして大阪、それ以外の宮崎、加賀、岐阜などの様々な地方においてもカジノ構想が盛んに行われるようになっていくことが国会での議論からも読み取れる。海外のカジノを例に出して、雇用を含めた経済的メリットが十分に見込める点が発言されるものの、反対に県民、住民の意思はどうなのか、社会的デメリット、或いは刑法との関係性についても本格的に議論されるようになる。この年度より肯定的でも否定的でもなく如何に規制されるべきなのかという角度での論調となっはいるものの、経済的メリットと社会的デメリットの天秤が出てくるようになったことが読み取れる。
平成15年（2003） 第156回	10回	普天間基地の跡地でのカジノ特区構想についての議論があった。カジノ推進議員連盟の誕生についても発言があり、成田でカジノを開設しても良いのではという意見も出た。闇カジノが蔓延してしまうよりもちゃんと規制を作った上でカジノ特区を認めた方が良いといった肯定的な議論が多い年度であった。
平成16年（2004） 第159回	7回	経済的メリット、都市型エンターテインメント、日本版ラスベガスといった肯定的な議論が多かった一方で、本当に国民の理解が得られるのかといった慎重な意見もあった。
平成17年（2005） 第162回	4回	地方の財政がひっ迫しており、税収を増やしていく必要があり、そこで公営カジノを認めていくべきであるという意見があった。アジアにおける観光誘致戦略にこのままでは日本は取り残されてしまう、日本は観光では3兆円の赤字。そこで世界が見たらサプライズするようなカジノがあるファミリーエンターテインメントを観光資源として開発していくべきという議論があった。カジノ構想は構造改革特区として、三重県鳥羽市、静岡県熱海市、東京、和歌山、宮崎の各都道府県知事が連名でカジノ合法化を求める要望書を鴻池構造改革担当大臣に提出されたという発言があった。シンガポールでのカジノ合法化の話が出て、今後同国を注視していくという発言があった。
平成18年（2006） 第164回 第165回	3回	沖縄では特に米軍基地問題における見返り、地域振興案としてカジノという議論は80年代より国会では議論されてきている。そして北方領土問題のある北海道についてはカジノというキーワードと連動する場合は2000年代以降議論されるようになった。同時に北海道では社会的デメリットについての議論がされている。
平成19年（2007） 第166回 第168回	4回	競輪やオートレースといった公営ギャンブルがある中でカジノは刑法に抵触するので不可という考えでなく新しい考えを取り入れていっても良いという意見が出た。その中で射幸心やギャンブル依存症への懸念もパチンコも含めて考慮しなくては行けないという議論があった。フィンランドのカジノ例を出し収益を福祉に回しているという経済的メリットにおける側面についても議論された。沖縄県においてカジノ構想が検討委員会が立ち上がって各種調査、視察、導入に向けた動きが本格化しているという報告がされた。ここでも継続的に県民のコンセンサスや青少年への悪影響といった社会的デメリットが取り沙汰された。
平成20年（2008） 第168回 第169回	3回	構造改革における特区制度は規制改革の点において高い効果があるものの、そこでのカジノの容認は難しいという意見が出て、且つ、一つを認めるとどの地域にもカジノが拡がり本来その地域が持つ魅力がなくなってしまうという社会的デメリットとは違う否定的な意見も出た。国際コンベンション（MICE）における日本の地位が落ちている、集客出来なくなっており、そのといった観点で新しいエンターテインメントの育成をしていきたいという意見があった。カジノ議論についてもそこで触れられた。

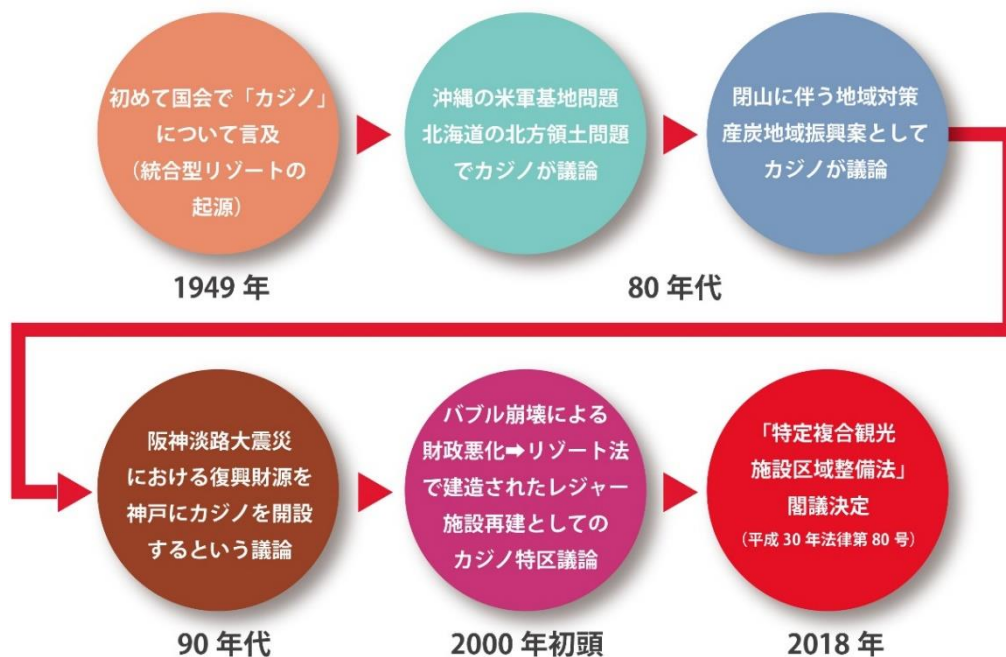
表-9(2) カジノ合法化におけるキーワード「カジノ・IR」が現れた国会年表

年 度	出現回数	概 観 考 査 / 関 連 上 程 法 案 / 可 決 法 案
平成21年（2009） 第171回	2回	海外のスタジアムはカジノも併設されているといった海外事例に併せて、統合型リゾートの優位性についての発言があった。カジノ特区についてかねてより刑法で認められていないという考えで議論が終わってしまうのは構造改革の本来の主旨とは相反しているという、カジノ特区を推進すべきという発言があった。カジノ特区を最初から却下するのではなくきちんと議論していくべきという議論が為された。
平成22年（2010） 第174回	3回	社会的デメリットについて慎重な検討が必要で、仮に認めたとしても国民の理解が得られるかという点が疑問視された。観光立国推進本部、成長戦略会議における観光立国や日本の内需拡大、雇用促進という議論の中でカジノの話も出ていることが報告された。
平成23年度（2011） 第177回 第179回	9回	シンガポールでのカジノリゾート開業にて観光客数が増加したことが発言され、また2006年頃からの各自治体からの構造改革特区募集におけるカジノ特区提案に触れ、東京都が改めてカジノ総合特区構想を提案しているが、見通しを述べる時期にないという回答有り。IR議連より「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案が公表される。
平成24年度（2012） 第180回	6回	2010年に結成された「国際観光産業振興議員連盟（通称：IR議連）」に対する発言有り。沖縄を中心として各自治体でカジノ誘致構想が肯定的意見と併せて発言される一方社会的デメリットについての発言も多い。
平成25年度（2013） 第183回	13回	国際見本市（MICE）の有効性、新たなIR施設がフィリピンにて建設予定、沖縄における国際観光、大阪万博と合わせたカジノ構想などが発言された。IR（Integrated Resort）という言葉が国会でも多く利用されるようになる。昨年同様に肯定的な発言と同程度に社会的デメリットや否定的な発言もあった。自由民主党・日本維新の会・生活の党がIR推進法案を国会に上程された。
平成26年度（2014） 第186回 第187回	28回	より具体的な内容で以前の国会での発言数自体を大きく上回った。経済的メリット、社会的デメリットを踏まえ、政策論が議論されるようになり、推進本部事務局が設置される方針を固めた。衆議院解散に伴ってIR推進法が廃案となる。観光立国実現に向けたアクションプログラム2014」が決定。「日本再興戦略」改定2014で、統合型リゾートが成長戦略の施策の一つとされた。
平成27年度（2015） 第189回	12回	否定的な発言が多い国会であった。警察、観光庁など関係省庁担当官も国会に参画するようになる。世論調査が行われ反対が六五・四％、賛成が二九・九％。反対が一番多い理由というのはギャンブル依存症の増加であるという発言があった。否定的な発言が多い中で自由民主党・維新の党・次世代の党がIR推進法案を国会に再上程した。
平成28年度（2016） 第190回 第192回	32回	IR推進法の本格的且つ具体的な多くの議論が行われた。第192回国会（臨時会）12月14日採決 態様多数でIR推進法可決（法律第115号）
平成29年度（2017） 第193回 第195回	22回	依存症への対策論における答弁が多く発言された。同時に大阪での万博とIRの関連性、インフラ整備における費用負担についての答弁等が後半では多く発言された。特定複合施設区域整備推進会会合、会議が開催された。
平成30年度（2018） 第196回 第197回	56回	経産省や観光庁など幅広い省庁からの発言が見受けられた。シンガポールのリー・クアンユー氏の言葉を引用した答弁もあった。依存症への対策、経済効果は広域的に波及するといった以前にもみられる発言が繰り返し行われている。平成30年7月7日「ギャンブル等依存症対策基本法」成立（平成30年法律第74号）/ IR法案（閣法第 64 号以下「整備法案」という。）は、平成 30 年 7 月 20 日の参議院本会議で成立（平成 30 年法律第 80 号）。

(5) 国会での議論まとめ

70 年以上前からの国会における議論を表-10 にあるように概観すると、カジノというキーワードを抽出すると、観光政策、都市開発、経済状況、天災は表中の主要発言内容の抜粋を見る限り何かしらの形で紐づけされており、関連性があることが見て取れる。近年成熟した現代社会においてはカジノというと経済的メリットと社会的デメリットのみがハイライトされる傾向にあるが、歴史的にみるとそれ以外の内容についてもざっくりと各々議論されていることが分かった。同時に、歴史的背景や時代的背景からも俯瞰で考察することで、より本質的で多面的な議論が必要であることも明確になった。また、90 年代頃地方での議論が国会に現れるようになるものの、その出現回数は数回程度であったが 2000 年以降は 10 回の年度が現れた。このように前項で分析した朝日新聞記事内容（地方自治体での議論や言説、一般世論）と相関性がある部分、無い部分があるように思われる。次項では具体的にそれらを比較することによって、その相関性を明確にする。

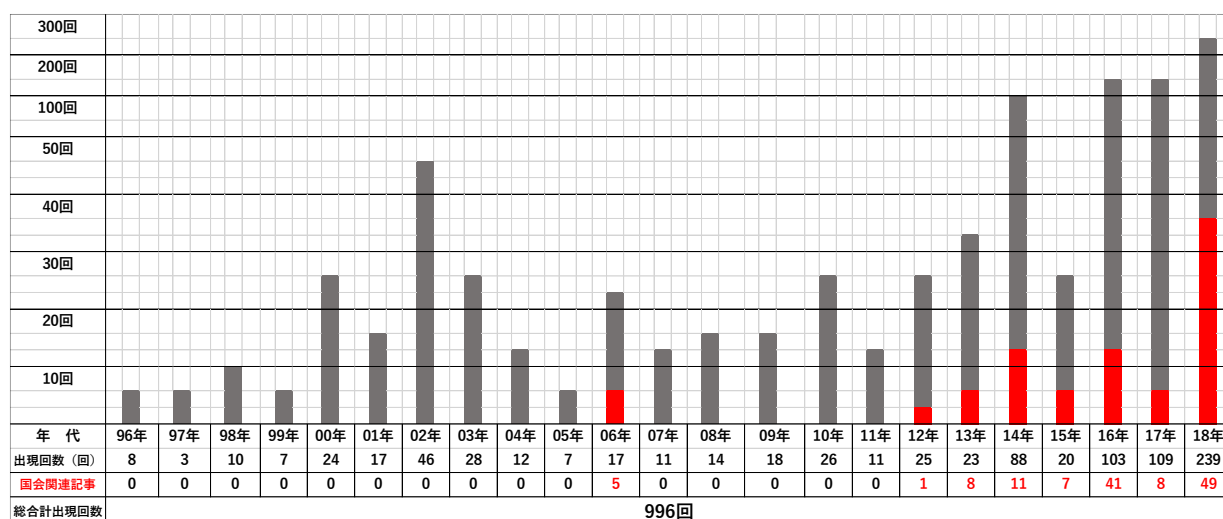
表-10 国会にカジノ議論の大枠の流れ



2-4. 朝日新聞を対象としたカジノ合法化における言説並びに国会会議録を対象としたカジノ合法化における議論の変遷比較分析

(1) 朝日新聞記事内の国会関連議論や動きの記事抜粋

「2-2. 朝日新聞の記事を対象としたカジノ合法化における議論」でキーワード抽出した中には国会での議論や国会の動きなどが記事として含まれている。キーワード抽出された996記事よりそれらを巻末資料編(第2章)資料-③(1)～(7)にて抜粋し、図-6にて国会記事分を赤字にて表記した。同図より2006年は全体21記事中5記事、2012年は全体26記事中1記事、2013年全体31記事中8記事、2014年全体99記事中11記事、2015年27記事中7記事、2016年145記事中41記事、2017年117記事中8記事、2018年288記事中49記事と全体数と比較すると多くはないものIR推進法が制定された2016年、IR整備法が制定された2018年はその他の年度と比較すると明らかに国会で多くの議論がされていたことが朝日新聞記事からも伺える。しかしながら、一般世論を反映されていると思われる朝日新聞記事の1998年～2005年の間(前項で期分けした二期にあたる)では各地方でカジノ議論が盛んに行われた時期であったにもかかわらず、国会では一切議論されていないことが分かった。



図ー6 朝日新聞(1996～2018年)における「IR(複合型リゾート)」「カジノ」をキーワードとした出現回数の内、国会関連記事の回数を赤字で表記

(2) 朝日新聞及び国会における「カジノ」「IR」のキーワード出現回数の比較表

ここで図-6 より朝日新聞からのキーワード出現回数から国会関連のものを取り除いたものと、国会での出現回数（図-5）を比較出来るよう図-7 を作成した。これにより、同条件で出現回数を設定した上で、世論の変遷と国会での変遷を比較出来ると考える。それに前々項における期分け分類を付け加えることで、より視覚的に分かり易くなるよう工夫した。

朝日新聞における言説の数自体はキーワードが出現した国会数と比較すると大幅に多いことが明らかに分かる。2000 年初頭各地方自治体で盛んにカジノ解禁論の議論が行われていたが国会で取り上げられることはなかったことが分かった。しかしながら 2012 年頃より朝日新聞の出現数の推移と国会での出現回数の推移自体は類似した折れ線グラフ形状を見ることが出来る。これは一定の言説・世論が国のカジノ合法化への気運を高めていることによるものと想像出来る。

2-5. 小括

一般的な言説や世論を反映していると予想出来る朝日新聞より「カジノ」「IR」を含む記事を抽出すると 996 記事となった。それらを分析すると、Ⅰ～Ⅴ期に分けられ、それぞれ時代背景を反映していることが分かった。

Ⅱ期 2000 年頃より各地方自治体や一般団体でカジノ特区を要望する動きが活発化したが、その後鎮静化し、シンガポール IR の成功に触発されるようにⅣ期の 2010 年から、ギャンブル依存症などの社会的デメリットも含めたより具体的な議論が行われるようになり、Ⅴ期には他期と比較して最も多い議論がされた上で 2018 年カジノ合法化に至った。このように初期は 80 年代後半のリゾート法によって建設された大型レジャー施設がバブル崩壊による日本経済の衰退に伴って立ち行かない状況に陥り、そこでカジノ特区を創設し地域振興を行うといった肯定的な言説が多かった。バブル崩壊による日本経済全体が衰退している頃であった。

一方、国会での議論は、国会議事録検索システムより「カジノ」をキーワード抽出したところ国会で 247 回分、カジノについての議論が行われていることが分かった。

古くは 70 年以上も前に今でいう IR の構想を昭和 24 年(1949 年)第 6 回の国会で議論されていた。その後、倫理的な観点にて「カジノで遊興するとはけしからん」といった批判的な内容の議論やロッキード事件に関わるカジノ汚職事件についてなどが国会に現れ、また当時より一部の議員は社会的デメリットである青少年への悪影響について国会で議論されることもあった。

その後、Ⅱ期（1998 年～）にはバブル崩壊の影響もあり、全国各地で経済振興を目的としたカジノ議論が活発化するものの国会で議論されることはそれと比較すると多くはなく、Ⅲ期（2006 年～）以降では故・安倍政権の基、構造改革特区を推進するもののカジノは憲法に違反するといった論調が主で議論される回数は極端に減少した。しかしながら、Ⅴ期（2014 年～）では具体的な議論が国会でも行われるようになり 2016 年の IR 推進法、2018 年の IR 整備法の成立に至った。

そして三つ目の目的である関連性については、図-7 にあるようにⅣ期の 2012 年頃まではそれらの出現回数に共通性は見られないものの、それ以降のⅣ期、Ⅴ期の動きには共通した動きが見られることが分かった。国会でのカジノ議論は世論の影響に連動する共通点も見受けられるものの、表-8 で分かるように日本経済にも影響されることが読み取れた。

参考・引用文献

- 1 岡田一郎（2010 年）,「リゾート法と地域社会」,東京成徳大学人文学部・応用心理学部研究紀要委員会編, pp135-143
- ² Gan Silang Kiong(2011 年),「シンガポール PAP 政権資本主義の頭と社会主義の心」,シンガポール日本商工会議所, pp. 2-19

第 3 章

IR 整備をめぐる候補自治体（大阪府・市）における 議論と行政組織体制

(1) 本章の背景と目的

国 都道府県等・事業者 国 都道府県等・事業者 国 事業者

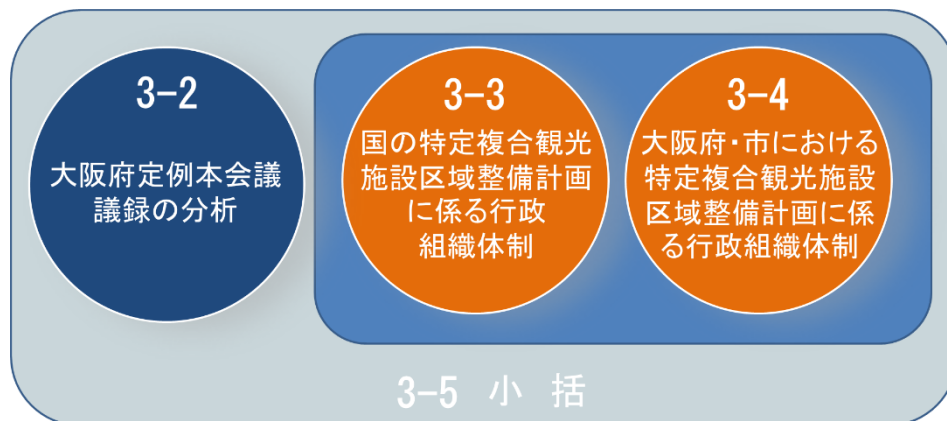
2020年12月 申請期間: 2021年10月 ~ 2022年4月

基本方針の策定・公表 → 実施方針の策定・公表 → I 事業者の公募・選定 → 区域整備計画の認定申請 → 区域整備計画の認定・公示 → 実施協定の締結・認定 → カジノ免許申請 → カジノ免許付与 → 完成検査 → I 品開業

引用：国土交通省観光庁⁵⁾

(2) 本章の構成

図-2にあるように本章ではまず3-2において大阪府議会における会議録を分類した上、考察を行い施策の特徴を明らかにする。一方3-3にて、国の方ではどのような行政組織体制で特定観光複合施設区域整備計画に係る基準を策定したのか、また3-4にて大阪府・市での行政組織体制がどうであったかを調査・考察の上、3-5にて小括する。



第3章 IR整備をめぐる候補自治体における議論及び国／大阪府・市の特定複合観光施設区域整備計画に係る行政組織体制

図-2 第3章 全体構成

(3) 本章の調査手法方等

大阪府がネット上に一般公開している大阪府議会会議録検索システム⁸を利用し、キーワード「カジノ」「IR(統合型リゾート)」を抽出する。大阪港湾局、大阪都市計画局、大阪府IR推進局、大阪観光局へのインタビューを行い、大阪IR推進局の主催する「知る、分かる、統合型リゾート(IR)セミナー」へ参加し質疑を行う。

1. 本章で用いる大阪府議会会議録検索システム⁸

図-3にあるように対象年度を「全ての年」、キーワードを「IR カジノ」にて「完全一致」、「AND」と設定した。「AND」以外に「OR」があるが、本稿の調査目的はIR(統合型リゾート)、すなわちカジノを含む大型リゾート施設での経済的メリットと社会的デメリットにおける議論がどういったものであったかを調査することを目的とするため単体項目でヒットする発言は目的から逸脱する可能性があるため「AND」を選定した。また、発言者は選定せず全ての発言を抽出、会議内容については「質問」「答弁」にチェックを入れた。「議題」はシステム上、第〇〇号と検索されるため「カジノ」「IR」

対象年度	全ての年	
キーワード	IR カジノ	完全一致 AND
発言者	議員	⇒ 発言者を選ぶ
会議内容	☐ 目次 ☐ 名簿 ☐ 議題 ☐ 議長・委員長 ☒ 質問 ☒ 答弁 ☐ 文書	
会議種類	☒ 定例会 ☐ 臨時会 ☐ 他会議 ☐ 委員会 ☐ 資料	

図-3 大阪府府議会会議録システム⁸

では0ヒットとなる^{注1}。「目次」でのヒットは10件あるが、議論の分析という点で意味をなさないと考えた。その他「名簿」「議長・委員長」でのヒットは当然ない。「文書」でのヒットはないが、下項目会議種類にある「資料」と同じく、会議で配布された資料を検索するものだが、これはPDF化されたもので系統的にヒットされない^{注1}。次に「会議種類」は「定例会」のみを選定した。「定例会」（定例会本会議）が主たる会議体で5月、9月、2月に開催され、その他に定例会府民文化常任委員会、定例会都市住宅常任委員会、定例会商工労働常任委員会等多岐にわたる会議が存する。定例会本会議を経て、必要に応じて適宜その他会議は開催される^{注1}。今回の調査対象は主たる会議である「定例会」を選定し、その検索結果は96件のヒットとなる。

2. 本章の対象期間

96件に及ぶ議論は平成22年から令和2年までにわたるが、序論にて先述した通り、IR実施法が成立されたのが平成30年であり、それ以降の議論はコロナ禍の影響を受けている。よって、本来のカジノ合法化議論とは主旨の違う内容のものとなっている。例えば令和2年5月定例会本会議05月26日02号での府議会議員からの一部発言の抜粋より「新型コロナの問題は、これまでの日本と大阪の政治と経済社会の在り方の根本的見直しを求められている。大阪で進めてきたカジノを中心としたIR事業から、大きくかじを切らなければならない」とある。これらの理由により法制定に至る平成30年までを対象期間とした。よって令和元年／平成31年の15件、令和2年の3件を引いた合計78件のヒット分が対象発言となる。

3. 抽出された対象質問及び答弁

表-2(1)～(4)にあるように各項目を出現順に縦軸にラベリングと共に列記し、横軸には年度、会議日、会議番号、質問概要、答弁概要、分類の順に列記した。議事録は口語体で残されているが、簡潔で分かり易くするために文語体にし、本稿の構成上、質問、答弁が明確に表現されている箇所を質問、答弁の本質的な意図を歪めることなく抽出した。また各年の合計ヒット数が必ずしも質問、答弁数と一致しないのはIR、カジノにおける要望のみの場合は省略し、逆に一つの発言に複数の質問と答弁がある場合やその会議においてIRとカジノのどちらかのみヒットしている場合でも一連の流れ、その会議全体を概観した上で適当と思われる質問と答弁については適宜抽出している。それらの要因によりその誤差が発生している。なお、答弁概要欄にはそれぞれの質疑に対して答弁者が誰だったのかもカッコ書きにて明記している。

4. 意見・質問の分類

それぞれの質問、答弁の内容を「経済（雇用などの経済的メリット全般含む）」「普及（プロモーション等含む）」「法整備」「収益構造」「依存症」「都市計画（インフラ含む）」「観光」「治安」の8項目に分類し、図-4に連動した色分けをした。前項同様に一対の質問・答弁に対して二つ以上の分類が存する場合もあるため、発言ヒット数、質問・答弁概要数そして分類数は一致しない。

^{注1}大阪府議事課へのインタビュー、会議録検索システムの仔細要綱に関する質疑を行った、2022年4月25日

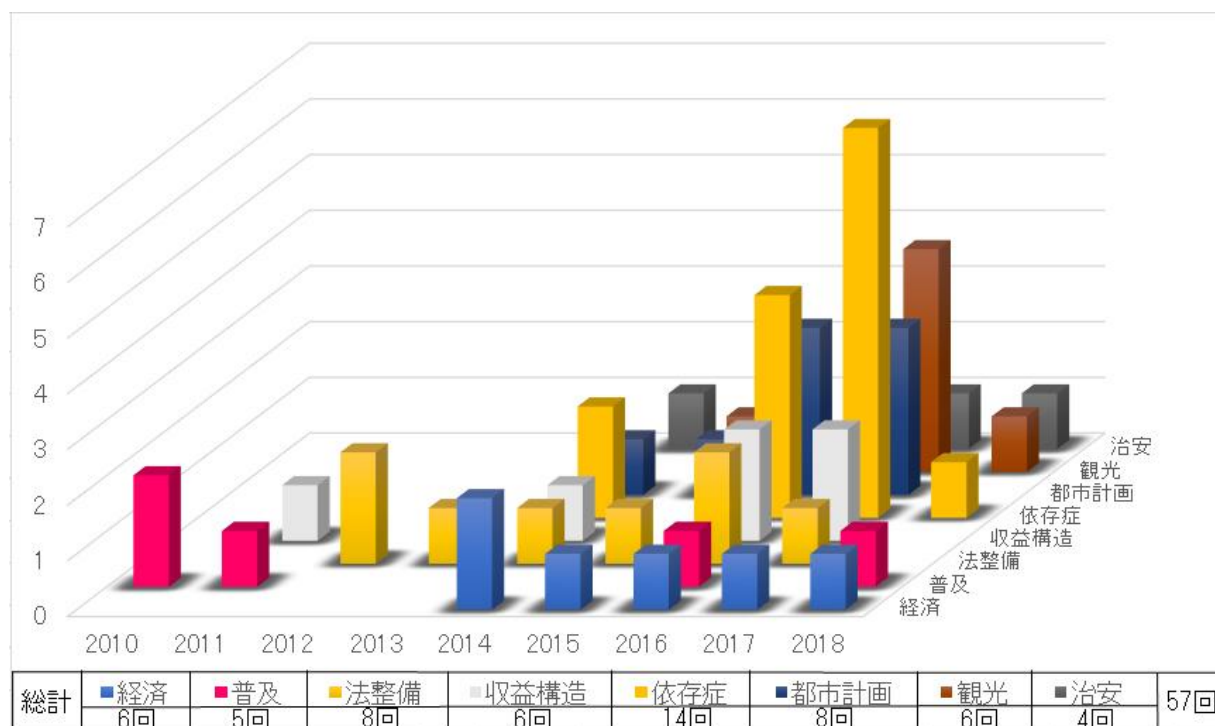


図-4 定例会議議録における各分類の出現回数と推移

3-2. 大阪府定例会議議録の分析

(1) 分類項からみる推移と分析

図-4においてX軸に年度、Y軸に出現回数、Z軸に分類を設定した立体色付きグラフを作成した。どのような議論がいつ頃に行われているのかが視覚的に認識出来る。この図から分かるようにIR推進法が国会で成立した平成28年度(2016年)及びその翌年度の平成29年度(2017年)におけるキーワード出現回数が他年度は2回～5回程度に対して14回、19回と突出していることが数字的に読み取れる。また、社会的デメリットである「依存症」に関する回数が、この二カ年分だけで11回と他年度の1回、0回に対して突出していることも分かる。これらはIR推進法が閣議決定されたことにより、府議会での議論が活発化したことに起因することが予想出来るだろう。例えば、平成22年度(2010年)、23年度(2011年)はIRのメリットやデメリット含めて、どのように府市民の理解を深めていくのかという議論に対し、平成28年度(2016年)、29年度(2017年)は依存症に対する対策、治安の悪化に対する対策、夢洲のまちづくり、土地利用方法、及び交通アクセス等における都市計画、観光政策等、具体的で幅広いテーマが議論が展開されていることが表-2(2)、(3)の一連の答弁から読み取れる。26年度(2014年)以降は収益構造や都市計画(インフラ含む)、観光など議論される内容の中が広がっていくと同時に依存症における問題がクローズアップされ始めることも図-3より読み取れる。

(2) 答弁者／業務内容／答弁回数からみる行政組織体制

表-1 より、対象期間において各議員の質問に対して答弁者が誰でどの組織に属するか、またその組織がどういった役割を担っているのかをまとめた。

表-1 答弁者／属する組織の業務内容等／答弁回数

答弁者	歴代知事、組織と主な業務内容	答弁回数
府知事	2008年～橋下徹、2011年～2019年松井一郎、2019年～吉村洋文	11回
府民文化部長	人権施策の推進、府民協働、広報広聴、情報公開、都市魅力創造、文化・生涯スポーツの振興、国際交流、観光振興、消費者行政など ※補注9	14回
政策企画部長	府政の総合企画及び調整、地方分権改革、関西国際空港関連事業、栄典表彰、秘書事務、報道機関との連絡調整など ※補注11	4回
IR推進局長	特定複合観光施設の誘致の企画・立案・総合調整など。平成28年12月に「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」が可決・成立されたことを踏まえ、IR（統合型リゾート）の誘致に関する事項を大阪府・大阪市一体で行うことを目的として、平成29年4月に府市共同の内部組織として設置された。※補注12	15回
健康医療部長	病気の予防や健康の増進、医療の充実、医薬品等の安全確保、食品衛生、環境衛生など ※補注13	5回
観光局長	オール大阪体制で観光集客に取り組むため、平成15（2003）年に大阪府、大阪市、大阪商工会議所を母体とする3組織を統合し「財団法人大阪観光コンベンション協会」が設立。「大阪都市魅力創造戦略（平成24（2012）年策定）」の中で戦略的な観光振興に取り組むため、大阪府、大阪市、在阪経済団体（関西経済連合会、大阪商工会議所、関西経済同友会）のトップ会議での合意に基づき、平成25（2013）年に「公益財団法人大阪観光コンベンション協会」内に、観光事業の実施主体として「大阪観光局」を設置。※補注10	1回

1. 大阪府府民文化部

大阪府において「魅力あふれる大阪を目指して」「暮らしやすい大阪をめざして」といったスローガンを抱え、多岐に渡る役割を担う部門である⁹。観光振興、国際交流という観点で平成29年IR推進局が発足するまでは答弁回数からみても分かるように13回の答弁を行っている。また、観光局は公益財団法人であり、行政機関ではないものの同部が立案した施策の実行部隊としての役割を担っている。大阪観光局公式HPには2025年日本国際博覧会「大阪・関西万博」の開催、IR（Integrated Resort：統

合型レポート）を見据えた4つの活動目標を掲げている¹⁰。

- I. 日本観光の「ショーケース」（日本の新しい「玄関」大阪から全国魅力を発信し、送客する。）
- II. 日本観光の「トップランナー」（各分野のプロ集団となり、全国の関係者のモデルに。）
- III. 成長戦略の「起爆剤」（新しいビジネスや価値を生み出し、持続的な経済発展に貢献。）
- IV. 高付加価値 MICE 都市（参加者に高い満足度、経済効果を広く長く波及させる MICE 都市となる。）

このように、同部は大阪観光局との連携の上、大阪全体を包括したプロモーション・マーケティング活動を展開し、観光振興や MICE に寄与する活動を行っている。

2. 政策企画部

知事・副知事のトップマネジメントのサポートとして施策の総合的な企画・調整を担っている¹。
¹。平成 28 年度以降主に夢洲まちづくり（都市計画）関連の答弁を 4 回行っている。

3. IR 推進局

平成 28 年(2016)12 月に「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」が可決・成立されたことを踏まえ、I R 誘致に関する事項を府市共同の内部組織（大阪府民文化部、大阪市経済戦略部）として平成 29(2017)年 4 月に独立した局として設置された¹²。これにより同年度以降 15 回の答弁が IR 推進局よりされている。また IR 推進局へのインタビューにより観光政策においては府民文化部及び大阪市経済戦略部、大阪観光局が連携し、都市計画、整備においては大阪府都市整備部及び大阪市都市計画局と連携して事業を推進していることが分かった^{注2}。同時に一般市民、府民の窓口としてセミナー開催等の普及の役割や、民間事業者との連携も担っている。

4. 健康医療部

病気の予防や健康の増進、医療の充実、国民健康保険事業の運営、医薬品等の安全確保、食品衛生、環境衛生などの業務を担い¹³、IR の社会的デメリットである依存症への対策検討において 5 回の答弁を行っている。

以上より、定例本会議では府知事を始め、上述した異なる 4 つの部門がそれぞれ関わっていることが読み取れ、更に IR 推進局へのインタビューから連携していることが確認された^{注2}。

(3) 答弁にみる大阪府施策の特徴

ここでは表-2(1)～(4)から答弁内容が特徴的な分類をみていくものとする。

1. 普及施策

表-2(1)②（平成 23 年 2 月 24 日 03 号）にあるように府民に賭博行為を行わないテーブルゲーム

^{注2} 大阪府 IR 推進局へのインタビュー、「各部・局がどの分野で連携していたのか質疑を行った」、2021 年 12 月 7 日

を模擬的に体験してもらうといった普及活動を平成 22 年度に行っており、早い段階で独特な普及活動を行っていることが分かる。表-2(1)③（平成 23 年 10 月 4 日 08 号）にある大阪エンターテインメント都市構想推進会は、その設置要綱第 1 条に「国における「カジノを含めた統合型リゾート」の法制化に向けた動向等を踏まえ、大阪府に IR を立地する場合の課題や対応策等について幅広く検討するため、有識者等による大阪エンターテインメント都市推進検討会を設置する」とあるように明確に IR 誘致を目指した目的を掲げて 2010 年 7 月 9 日に設立された¹⁴。これは大阪府の掲げる「施策プロセスの見える化」の一環として検討会の議事録が公式ホームページ上に掲載されている¹⁴。また、表-2(4) ④（平成 30 年 6 月 1 日 03 号）より「IR について理解を深めてもらうため、大学と連携し、外部有識者による特別講座の開催や、提案、研究発表会につながるゼミ学習をスタートした。」とあるように実際 IR 推進局では IR に関するパンフレットを配布し、「知る、分かる、考える、統合型リゾート(IR)セミナー」を平成 29 年度から令和 3 年度にかけて合計 30 回開催されており、セミナー後は推進課担当者への質疑が出来る場もあり、密接に府民と市民と交わり合う機会を設けていることが議事録より分かった¹⁵。

表-2(1) 大阪府定例本会議議録の抜粋及び分類

ラベル 番号	年 度	会議日	会議番 号	質 問 概 要	答 弁 概 要	分 類
①	平成 22 年度 (2010) (合計ヒット数：6)	平成 23 年 2 月 23 日	02 号	I R の立地に向けては、広く府民のコンセンサス形成を推進する取り組みを進めるとともに、市町村の意向を探りつつ府内の具体的な候補地の選定を進めていくべきだと考えるが、どのような戦略を立てているのか？	統合型リゾートを立地した場合の経済・雇用面の効果の算出やシンポジウムの開催などを通じて、府民の皆さんの理解を深めていきたい。(知事)	普及
②		平成 23 年 2 月 24 日	03 号	カジノを含めたこういう合意形成が十分できてない中で、また賭博行為そのものは模範的には体験できないので、こういう公費の支出というのは、無駄ではないか？	カジノは、確かに刑法上の規制があるので、I R の P R とあわせて、賭博行為を伴わないテーブルゲームなどを模範的に体験をしていただくということで、カジノを含め I R への理解を府民の皆様にも深めていきたい。(府民文化部長)	普及
③	平成 23 年度 (2011) (合計ヒット数：5)	平成 23 年 10 月 4 日	08 号	単なるイメージ調査や意見募集にとどまらず、大阪府が現状想定している取り組みや、危惧される悪影響への対策を行う前提であるということ、雇用や消費、税収面など、大阪に大きな効果をもたらすことをしっかりと府民に示した上でアンケートを行うべきと考えますが、大阪府として府民への説明をどのように行っていくのか？	メリット、デメリットを含め、府民の皆様にも示し、十分理解をいただきながら進めていく。そのため、学識経験者や市長会、町村長会、観光関連団体、P T A 協議会などに御参画をいただいている大阪エンターテインメント都市構想推進検討会において、大阪における統合型リゾート立地に向けての基本コンセプト案について議論をしている。(府民文化部長)	普及
④				当面三カ所、最大十カ所として段階的に進めるとあるが、この三カ所に大阪が入らない場合、それでも I R 計画の整備を進めるのか？	指定にならなければ、カジノ抜きで統合型リゾートというのは、ちょっと推進するのは疑問が出てくる。(知事)	収益構造
⑤	平成 24 年度 (2012) (ヒット数：6)	平成 24 年 10 月 3 日	07 号	I R の立地に向けて、まずは I R 関連法案が整備される必要があるが、現在の法制化の動きはどのようにになっているのか？	国内では、いまだ I R 関連法案の国会上程のめどは全く立っていないのが現状。(府民文化部長)	法整備
⑥		平成 25 年 2 月 25 日	02 号	カジノの合法化の部分、つまり国における検討が遅々として進んでいないところで壁に当たっているのが現状、松井知事として、今後、カジノ誘致に向け、どう対応していくのか？	セーフティーネット対策を含めた法制化に向け、あらゆる機会を捉えて働きかけたいとともに、法制化が実現をすれば、府民の皆様への理解を得て I R を大阪に立地できるようにしっかりと準備を進める。(知事)	法整備
⑦	平成 25 年度 (2013) (ヒット数：4)	平成 25 年 9 月 30 日	02 号	I R 法の成立前であっても、大阪が一体となって I R 実現に戦略的に取り組むべきと考え、知事のお考えは？	I R の関連法案が国会に提出された際には、しっかりと準備を進められるように府が連携して窓口となる組織をつくりたいと一歩準備室のような組織をつくりたい。(知事)	法整備
⑧	平成 26 年度 (2014) (ヒット数：9)	平成 26 年 5 月 29 日	04 号	収益の七五%は、カジノ。カジノの利益が統合型リゾートを支え、統合型リゾートに集まるたくさんの府民は、カジノに誘導され、莫大な利益がカジノに入る。つまり、統合型リゾートの核心は、カジノ。知事は、この事実を認めるか？	三%がカジノで、この収益の構造については、シンガポールやその他ラスベガスやさまざまな場所、それから事業者によって違う。(知事)	収益構造
⑨				カジノの開設で、ギャンブル依存症が確実に広がる。広がってもいいのか？	依存症については、行政として、I R の有無にかかわらず、この依存症対策は講じるべきもの。(知事)	依存症
⑩				府市 I R 立地準備会議は、舞洲を軸とした大阪市内ベイエリアを候補地とし、一兆円規模の投資を目指すことも確認している。この一兆円の内容は何？	事業者からさまざまな数字が出されているが、I R 立地準備会の中で、府市特別顧問から、一兆円規模の投資が期待できると発言があった。このような大規模投資が実現すれば、大阪経済発展の起爆剤となる。(知事)	経済
⑪				J R、地下鉄、道路など交通インフラの整備は幾らで、どこから工面するのか？	必要なインフラ整備の内容も含めて事業者から提案をもらうが、これを促すために、インフラ整備案について、現在、大阪府で検討を進めている。(知事)	都市計画
⑫		平成 27 年 3 月 2 日	05 号	知事は、I R の立地による大きな経済波及効果、雇用創出などプラス面を強調されているが、ギャンブル依存症を初めとするさまざまな弊害についても、きっち府民に説明していく必要がある。マイナス面に対する認識と検討状況、これについてお尋ねをする。	セーフティーネット対策として、治安維持、犯罪防止、青少年への影響、ギャンブル依存症への対応を挙げ、法整備に当たっての国への提言、要望などに盛り込んでいるところ。(府民文化部長)	治安 依存症 法整備 経済
⑬	平成 27 年度 (2015) (ヒット数：6)	平成 27 年 10 月 6 日	04 号	仮に夢洲に I R が立地された場合、こんなふうに展開していきたいとか、こんなアイデアもあるといった観光局長御自身のビジョンについて伺いたい。	大阪府市 I R 立地準備会議において、夢洲を軸とした大阪市内のベイエリアというのが示されているが、基本計画を策定する中で、議会や経済界など関係者とよく御議論いただき、皆さんのコンセンサスを得て、大阪にとってベストの場所が候補地として選定されることを願っている。(観光局長)	観光 都市計画
⑭		平成 28 年 3 月 2 日	03 号	まだ国の立法化も現実化しておらず、府民のカジノに対する理解も深まっているとは言えない中、立地を前提としているかのような名称が使われている。I R 推進法がまだ成立していない状況で、予算をつぎ込むようとしている理由は？	国においては、海外事例調査など検討作業が着実に進められており、府においても、こうした国の動きに遅滞なく対応できるよう国の制度設計に対して提案、要望するための調査検討を行う。(府民文化部長)	法整備
⑮				I R で五千億規模の投資を呼び込めるというような発言をされているが、五千億円規模の民間投資を呼び込むためには、知事が目指している I R のカジノ施設、これは日本人も利用できるカジノという理解でよいのか？	シンガポール型の I R となれば、自国民に対しては、入場料の徴収や家族の申請による入場規制など、そういう一定の制約をかけて自国民の入場を認めている。(知事)	経済
⑯		平成 28 年 10 月 7 日	07 号	実態把握と調査研究、啓発活動については府民文化部長が担うことになると思うが、どのように対応していくのか？	国において今後進められる I R 関連施策の情報収集に努めるとともに、府の役割となるものは、関係部局と協議調整した上で取り組んでいく必要があると考えている。(府民文化部長)	普及

表-2 (2) 大阪府定例本会議議録の抜粋及び分類

ラベル 番号	年 度	会議日	会議番 号	質 問 概 要	答 弁 概 要	分 類
⑰	平成 28 年度 (2016) (ヒット数：12)	平成 29 年 3 月 1 日	02 号	依存症への総合的対策、これは大阪の重要なテーマである健康と長寿を推進していくための一つの柱だと考えるが今後大阪府としてどのように取り組んでいくのか、健康医療部長に伺う。	依存症は、生活そのものにかかわるもの。環境づくりが重要。そのため、教育や福祉、就労、経済面などさまざまな分野の対応が必要で、引き続き関係機関とのネットワークを活用し、庁内各部署と連携しながら依存症者対策に取り組んでいく。(健康医療部長)	依存症
⑱				I Rの誘致に伴う治安の悪化についてどのように認識し、どのような対策を講じていくのか、府民文化部長に伺う。	I R立地による影響調査の中で、ギャンブル依存症対策としての入場制限や広告規制、治療・カウンセリング体制の構築、また治安対策としてのI R施設内外の監視及び警察との連携など、諸外国の効果的な対策事例を調査した。(府民文化部長)	治安
⑲		平成 29 年 3 月 2 日	03 号	府の調査の最大ケースでは、三つのカジノ施設が想定されているが、大阪府が目指そうとしているI Rは、カジノが三カ所あり、そのカジノは日本人も利用可能という理解で良いか、府民文化部長に伺う。	あくまでも試算の前提としたものであって、大阪に三カ所のカジノ施設を整備するという考えに基づくものではない。日本人のカジノ施設への入場については、I R推進法にも、政府は、カジノ施設に入場することができる者の範囲の設定その他のカジノ施設への入場に関し必要な措置を講ずるものとして規定されている。(府民文化部長)	法整備
⑳				夢洲にI Rが立地した場合、行政が整備、負担すべき費用は幾らぐらいと見積もっているか？府民文化部長に伺う。	夢洲の土地利用の方法や開発される施設の規模、機能、配置等によって異なることから、現時点での見積もりは困難。(府民文化部長)	経済
㉑				大阪は、I Rと万博ともに誘致に向けて積極的に取り組んでいるが、I R誘致に失敗した場合、夢洲のまちづくりはどうなるのか、府民文化部長に伺う。	I Rが立地できなかった場合、夢洲のまちづくりについては、まずは都市計画などの権限を有し、地権者である大阪市において検討されるものと考えており、大阪府としても、夢洲まちづくり構想検討会に参画してきたことから、今後必要に応じて大阪市と連携していく。(府民文化部長)	都市計画
㉒				夢洲のまちづくりについて、今後、大阪府が費用を負担する可能性はあるか？	夢洲のまちづくりにおいては、今後のI Rの誘致状況、それからI R事業者との内容、それから万博との関連を含めて検討していきたい。(府民文化部長)	都市計画
㉓				万博の夢洲への交通アクセスの検討においては、こうしたI Rの集客も含めて検討されているか？	万博開催前にI Rが一部供用しているということも前提に、会期中の半年間で万博の来場者約三千万人とI Rの来場者約七百五十万人―先ほど千三百万人、当時は千五百万人―というので積算をしているので、半年で七百五十万人―を合わせた約三千七百五十万人を鉄道と道路で輸送可能であるというふうを確認をした。(政策企画部長)	都市計画
㉔				知事は、I R事業者に万博費用を出してもらうことは考えていないとの答弁であったが、先般、副首都推進本部会議での議論では、I R事業者にも負担を求めていくとする内容の発言があった。I R事業者に負担を求めていくことになったのか？	会場整備費については、知事から、まだI Rができるかどうか決まっていない、決まりもしないところにお金を出してもらおうとは考えていないという答弁を申し上げたところ。(知事)	収益構造
㉕				万博誘致が失敗した場合は、どうするのか、さらに、I R事業者が来ないなどI Rが実現せず、夢洲のまちづくりも進展しない、万博だけが誘致決定となるようなケースなどないかなどを想定していくべきだというふうに思うが、いかがか？	当然リスク回避、あるいはリスクを考えて行動するというのは、当然だが、まずは、万博とI Rの実現に向け、府市一体となって全力で取り組んでいきたい。(政策企画部長)	収益構造
㉖		平成 29 年 3 月 3 日	04 号	国において推進法の施行後一年以内に実施法が整備されることになるが、大阪府としては、I Rの制度設計にどのようにかわっていくのか、特にカジノへの入場規制に関してはどのように考えているのか、府民文化部長の所見を伺う。	カジノへの入場規制についても、依存症に対する不安が払拭できるよう議論を重ね、国の制度設計に位置づけられるよう働きかけいくとともに、さまざまな懸念事項への対応について府民の皆様に丁寧に説明する機会を設ける。(府民文化部長)	法整備
㉗				ギャンブル依存症に対する大阪府における取り組みの現状と今後どのように対策を強化していくのか、健康医療部長に伺う。	府立精神医療センターにおいて回復プログラムを開発しており、昨年八月から、同センターにおいてこのプログラムを活用した治療を開始している。(健康医療部長)	依存症
㉘		平成 29 年 3 月 6 日	05 号	カジノを利用する際に入場料を取ることや、厳格な入場規制として本人の資産状況や利用可能金額を入力した会員カードの提示を求めることにすれば、依存症に対する一定の歯止めになるのではないかと考えるが、府民文化部長の御所見は？	入場規制の制度設計に当たっては、個人情報の保護との調整を図りつつ、個人番号カードの活用を検討することとあり、依存症予防などの観点から、カジノには厳格な入場規制を導入することが求められる。(府民文化部長)	依存症
㉙		平成 29 年 3 月 7 日	06 号	二〇一四年の厚生労働省研究班の発表によると、病的ギャンブラーは、全国に五百三十六万人いると推計されている。これは、成人の四・八％に当たる。カジノのない我が国で、この数字は何を意味するのか？	ギャンブル依存症の治療体制としては、府立精神医療センターを依存症の治療拠点機関に指定し、専用の回復プログラムを開発した。(健康医療部長)	依存症
㉚				パチンコやスロットは、誰でも簡単に入場できるが、カジノの場合は、本人がギャンブル依存症に陥って家族が申告した場合などには、I R事業者が入場制限するなど有効なギャンブル依存症対策が可能。今後の取り組みについて、I R推進局長に伺う。	国においては、ギャンブル等依存症対策推進関係会議において、具体的な対策が検討されるとともに、議員立法によるギャンブル等依存症対策基本法案の上げに向けた準備が進められている。(I R推進局長)	依存症

表-2(3) 大阪府定例本会議議録の抜粋及び分類

ラベル 番号	年 度	会議日	会議番 号	質 問 概 要	答 弁 概 要	分 類		
③①	平成 29 年度 (2017) (ヒット数：17)	平成 29 年 6 月 1 日	03 号	夢洲まちづくり構想案において、一期七十ヘクタールにおける I R の集客人口は千五百万人とされているが、外国人客と日本人客の割合はどの程度と見込んでいるのか、I R 推進局長に伺う。	外国人客の比率を二〇%、日本人客の比率を八〇%と想定。なお、これは、I R 事業のうち、カジノ訪問客の比率ではなく、M I C E 施設やエンターテインメント施設などを含めた I R 施設全体における訪問客の想定割合。(I R 推進局長)	観光		
③②				I R 事業のうち、カジノ部分について入場者を外国人客に限定した場合、どのような影響があるのか？また、大阪府として、カジノの入場を外国人客限定にするという考えはないのか？	M I C E 施設やエンターテインメント施設を含む I R 全体の投資規模は、カジノ収益がどれだけ他の施設等に振り分けられるなどを踏まえ決められることから、カジノ入場を外国人客に限定することは、収益の確保に影響を与え、ひいては投資規模が縮小し、利用者にとって魅力ある施設でなくなることも懸念される。大阪においても、国の動向を注視しながら、依存症対策や入場規制など日本人客がカジノ施設を利用する場合のあり方について、I R 推進会議の場などを通じて議論する。(I R 推進局長)	法 整 備	依 存 症	収 益 構 造
③③				地下鉄中央線の延伸については、着手から開通まで六年かるとされている。仮に万博が決まらなかったとすれば、I R の開業に合わせて地下鉄を延伸することになると思うが、当初の目標ありきで I R 区域が決まる前に工事に着手することはないのか？	地下鉄中央線の延伸については、大阪市において、二〇一八年度には準備作業としてできる範囲で調査検討を行っていく。ただし、延伸工事については、万博開催や I R 事業について一定のめどが立つ前に取りかかることはないという。(I R 推進局長)	都市計画		
③④				I R と万博は、相乗効果を生むために夢洲で開催すると聞いているが、I R が実現しない場合でも夢洲で万博を開催するのか？	更地で百ヘクタールという土地が確保できること、大阪都心に近く、既存の都市機能を利用できること、既存の交通アクセスルート及び将来の整備計画が存在することなどから、府の基本構想において夢洲を候補地とした。(政策企画部長)	都市計画		
③⑤				万博の開催場所については、I R が実現しなくても夢洲ということだが、その場合、地下鉄中央線を延伸するのか？	夢洲のポテンシャルを上げ、将来に向かって大阪、関西の成長につなげていくためには、万博と I R の両方を実現することが必要だというふうに考えている。そのため、一方が実現しないという事態にならないよう、現在、府市が一体となって取り組みを進めている。(政策企画部長)	都市計画		
③⑥	平成 29 年 10 月 2 日	平成 29 年 10 月 2 日	02 号	依存症の予防策や事後の対応策など、府においてもやるべきことはたくさんあると思うが、府民への情報発信と依存症対策についてどのように取り組むのか？	府民向けセミナーに加え、業界団体や府内の大学との協働により、地元企業のビジネス増加や将来の活躍の場となる可能性など、I R がもたらすプラスの効果の発信に努め、理解を深めていく。国の規制や海外の先進事例に大阪独自の支援、対策を加えることで、カジノはもとより既存のギャンブル等に起因する依存症抑制にも寄与できるよう、依存症対策のトップランナーを目指して、総合的かつシームレスな取り組みを構築する。(I R 推進局長)	依存症		
③⑦				国内はもとより、世界の水準の面積を備えた展示場の施設を整備し、世界トップレベルの競争力を有する M I C E 拠点の形成を目指していくべきと考える。	I R 実施法や基本方針の諸条件を踏まえて、M I C E の規模や機能について検討し、大規模展示会や国際会議に対応できる世界最高水準の競争力を備えた M I C E 拠点の形成を目指す。(I R 推進局長)	観光		
③⑧				大阪観光局は、昨年、地域の観光マネジメントとマーケティングを一体的に担う DMO となったことから、さらにマーケティングの強化を図り、旅行者の最新のトレンドを把握することで、大阪への誘客に戦略的に取り組んでもらいたいと考えるが、府民文化部長の所見を伺う。	大阪観光局は、昨年度から国の地方創生交付金を活用し、マーケティング機能等の強化に取り組んでいる。具体的には、従来からの関西国際空港における調査に加え、アジア、欧米、オーストラリアなどにおけるマーケティングを通じて海外旅行者のトレンドを把握するとともに、O s a k a F r e e W i - F i 等の利用状況のデータから、来阪旅行者の訪問先や滞在時間、移動ルートなどを調査分析している。(府民文化部長)	観光		
③⑨				大阪への I R の実現を目指すのであれば、まずはギャンブル等依存症対策にしっかりと取り組むべきではないか。その上で、府民の合意形成を図る必要があると考えるが、今後これらの課題にどのように取り組まれるのか、I R 推進局長に伺う？	国の関係閣僚会議や依存症対策基本法案の動向も踏まえつつ、カジノ施設を設置することでギャンブル等依存症の増加を招かないようにすることはもとより、他のギャンブル、遊技等に起因する依存症も含め、府市関係部局等とも連携を図りながら、有効な対策を講じる。一方的な情報発信にとどまらないよう、府民の声に耳を傾け、よりきめ細かな丁寧な対応により I R 推進への理解を得られるよう進める。(I R 推進局長)	依存症		

表-2(4) 大阪府定例本会議議録の抜粋及び分類

ラベル 番号	年 度	会議日	会議番 号	質 問 概 要	答 弁 概 要	分 類	
④⑩		平成 29 年 10 月 6 日	06 号	依存症対策をさらに推し進めていかなければならないと考えるが、どのように強化していけるのか、健康医療部長に伺う。	府依存症治療拠点機関と専門医療機関の指定を始めており、先日、全国に先駆けて大阪精神医療センターを拠点機関に位置づけたところ。さらに今後、治療の充実を図るため、診療報酬の加算や補助制度の創設について国に働きかけていく。(健康医療部長)	依存症	
④⑪				韓国のように期待するほどの効果が見込めない可能性もあるのではないかと懸念をしている。大阪の I R に成功の見込みはあるのか、I R 推進局長の見解を伺う。	夢洲は、豊富な観光資源を有する関西の中心に位置し、空港や都心からも近く、また I R 実現に向けて大きな投資を呼び込むために必要となる広大な土地を有し、非日常空間を創出することができるなど、ポテンシャル、優位性とも高いレベルにあり、魅力ある立地、民間の自由な発想を生かし、国際競争力の高い世界最高水準の I R を実現させることで、国内外から多くの来訪者を呼び込み、大阪の I R を成功に導くことができるものと考えている。(I R 推進局長)	収 益 構 造	経 済
④⑫				治安や地域風俗環境の悪化を招かないためにも、万全の取り組みを実施していく必要があるが、どのような対策を考えているのか？	犯罪抑止対策や組織犯罪対策など、想定される課題について、大阪府警察の協力を得て、実施すべき取り組みの検討を行い、このたび、府市の I R 基本構想案中間骨子の取りまとめを行った。(I R 推進局長)	治安	
④⑬				ウエルネスやスポーツなどの観点も取り入れた新たな観光を創出していくなど、健康的なイメージの I R を実現していくべきである。	夢と未来を創造する I R の一つとして、ウエルネスの観点やスポーツ、フードなどをテーマにしたニューツーリズムの創出を目指すとともに、成長の方向性一ひろがり・つながりを生み出す I R としては、大阪、関西、西日本の連携による観光客の送り出しにより、その効果を広く全国へ波及させることとしている。(I R 推進局長)	観光	
④⑭		平成 30 年 2 月 27 日	02 号	全国をリードする依存症対策を講じ、府民の理解を促進していくことが必要と考えるが、具体的な取り組みについて I R 推進局長に伺う。	社会に出た際、ギャンブル等に依存せずに自律的かつ健康的に生きていくために、高校生を対象にした依存症の予防教育を実施していく。(I R 推進局長)	依存症	
④⑮		平成 30 年 3 月 1 日	04 号	未然防止の対策も含め、教育、青少年対策、福祉など全庁的な取り組みを進めることや、全国に先駆けて依存症対策の計画やガイドラインの策定、さらには条例の制定を視野に入れた検討を進めるなど、依存症対策のトップランナーとして対策を推し進めていくべきと考えるが、健康医療部長に伺う。	治療体制については、今年度から選定を始めた専門治療機関を府、政令市において現在五カ所選定し、今後も順次選定を行うこととしている。また、相談支援体制として、府こころの健康総合センターと保健所を相談拠点とするとともに、来年度から土日の依存症専門相談電話の開設を行うこととしている。(健康医療部長)	依存症	
④⑯	平成 30 年度 (2018) (ヒット数：13)	平成 30 年 6 月 1 日	03 号	それぞれの興味関心に応じた適切な情報発信を行うことは、I R に関する府民の理解促進を図る上で有効な取り組みだが、具体的にどのように取り組もうとしているのか？	学生に、I R について理解を深めてもらうため、大学と連携し、外部有識者による特別講座の開催や、提案・研究発表会につながるゼミ学習をスタートした。また、女性、ファミリー層向けに、フォーラムの開催や、手にとりやすくわかりやすい内容のミニパンフレットを作成する。(I R 推進局長)	普及	
④⑰		平成 30 年 6 月 4 日	04 号	シンガポールでは、I R 開設を契機にギャンブル依存症対策が本格的に行われ、国民のギャンブル依存症有病率が下がったことが報告されています。適切な対策に取り組めば、効果がしっかりと期待できる。今後、国の動向も踏まえ、I R 推進に向け、どのようにギャンブル等依存症対策に取り組んでいくのか？	昨年度策定した大阪 I R 基本構想案中間骨子の内容を具体化するため、先月二十九日に学識経験者、医療関係者、患者家族団体などの参加を得て調査研究を行うギャンブル等依存症対策研究会を立ち上げたところ。(I R 推進局長)	依存症	
④⑱		平成 30 年 10 月 5 日	06 号	今大阪の外国人旅行者一千万人を超えたその時代には、さらにこの I R、外国人のお客さんをしっかり呼んでいく、その外国人観光客をふやしていくという工夫が必要であると思うが、知事のお考えを伺う。	M I C E というのは、日本の成長にとって非常に必要な施設だと僕は思う。M I C E 施設を I R 事業者につくっていただくと、そのことによって、観光者はもとより、ビジネスマンがらえる。そのことで新たなビジネスチャンスが日本で起こると、大阪でビジネスチャンスをつくれるということに、大きな期待を寄せている。(知事)	観光	
④⑲		平成 31 年 3 月 1 日	06 号	民の不安を払拭し、I R 誘致に向けて理解を得るためにも、治安や地域風俗環境の悪化を招かないよう万全の取り組みを実施していく必要があるが、どのような対策を考えているのか、I R 推進局長に伺う。	自治体、警察、I R 事業者の緊密な連携のもと、おのおのがその役割を果たし、良好な治安及び地域風俗環境を保持するため、万全の取り組みを実施する必要があり、大阪府及び大阪府警察においては、夢洲における警察署の設置や警察官の増員などの検討を進め、警察力の強化を図るとともに、I R 事業者に対してはマネーロンダリング対策や暴力団排除等の徹底など、自主的かつ万全の防犯・警備体制の整備を求めている。(I R 推進局長)	治安	
④⑳				I R 立地によるプラスの面の効果を広く府民に周知していくことが、府民の理解を得るために重要であると考えている。	大阪府、市としても、納付金や入場料を子育てや教育、福祉、観光振興、文化芸術・スポーツの振興など、住民福祉の増進や持続的な発展に広く活用することにより、さらなる都市の魅力と国際競争力の向上を図り、大阪、関西の持続的な成長につなげていきたい。(I R 推進局長)	経済	

2. 都市計画

表-2(1)⑪（平成26年5月29日04号）、表-2(2)⑳（平成29年3月2日03号）、表-2(3)㉓（平成29年6月1日03号）にあるようにインフラとして地下鉄中央線の延伸について府市が一体となって調査検討を行っていくとある。IR推進局へのインタビューにより、大阪市都市計画局と大阪メトロ並びにIR推進局によって協議が進められていることがわかった^{注3}。また、表-2(2) ㉑㉒（平成29年3月2日03号）に府が「夢洲まちづくり構想検討会に参画してきた」とある。「夢洲における国際観光拠点形成に向けたアイデア募集」を実施し、海外からの4件を含む12件の提案を受けており、民間事業者を含めて区域内整備計画を行うと同時に誘致活動を具体的に進めていたことが分かる。表-2(3)ラベル番号㉔、㉕（平成29年6月1日03号）より、夢洲のまちづくりにおいて府市が一体となってIR誘致に向けた具体的な協議が進捗していることが垣間見える。

3. 依存症対策

表-2(3)㉖（平成29年10月2日02号）、表-2(4)㉗（平成29年10月4日04号）、㉘（平成30年2月27日02号）、㉙（平成30年3月1日04号）、㉚（平成30年6月4日04号）にあるように依存症対策においては健康医療部、IR推進局の基、依存症対策のトップランナーを目指すことと答弁していることから分かるように、府依存症治療拠点機関と専門医療機関の指定を全国に先駆けて始め、高校生を対象とした依存症の予防教育を実施し、ギャンブル等依存症対策研究会を立ち上げた。まさしく国をリードしていくような独自の動きが垣間見える。

4. 治安施策

表-2(4)㉛（平成29年10月6日06号）、表-2(4)㉜（平成31年3月1日05号）にあるように大阪府警察の協力を得て、実施すべき取り組みの検討を行っていることとあり、健康医療部や府民文化部等の行政機関内における連携だけでなく警察機関との連携も行っていることが分かった。

3-3. 国の特定複合観光施設区域整備計画に係る行政組織体制

まずは国における法律の制度設計がどのような過程を経て、こういった組織が権限を持って要求基準等を策定したのか、又は誰が審査を行ったのか等も併せて明らかにする。

1. 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（平成二十八年法律第百十五）及び組織体制

第1章 総則（目的）

第一条 この法律は、特定複合観光施設区域の整備の推進が、観光及び地域経済の振興に寄与すると

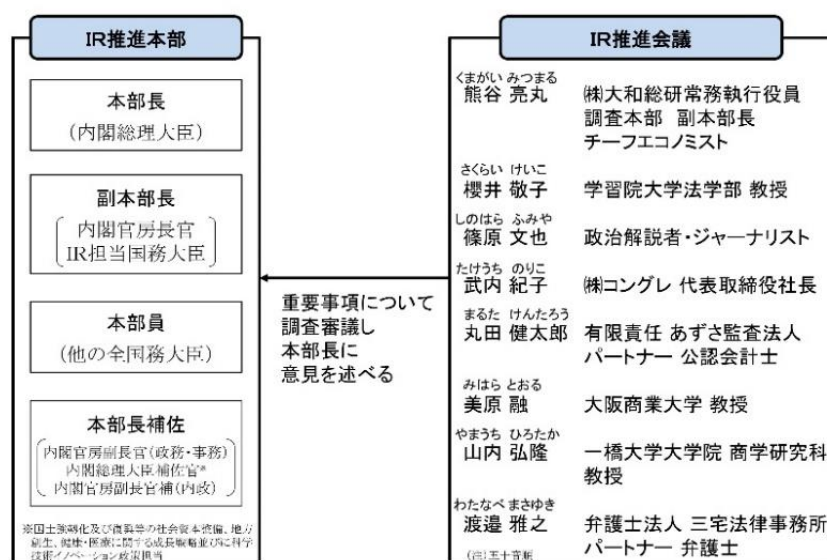
^{注3} 大阪府 IR 推進局へのインタビュー、「具体的にインフラ関連の協議はどの部署が連携していたのか質疑を行った」、2022年5月6日

ともに、財政の改善に資するものであることに鑑み、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する基本理念及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、特定複合観光施設区域整備推進本部を設置することにより、これを総合的かつ集中的に行うことを目的とする。

このように、推進本部を設置して基本理念及び基本方針を定め、同時に推進本部を設置して総合的かつ集中的に議論を行い、それに整備法に繋げるということが目的として明文化されている。同法第14条の規定に基づき、特定複合観光施設区域の整備の推進を総合的かつ集中的に行うため、平成29年3月24日、内閣に総理を本部長とし全国務大臣を構成員とする特定複合観光施設区域整備推進本部¹⁶が設置された。表-3は第1回目で配布された組織体制が記されている資料であり、IR推進会議においては有識者8名で構成されていることが分かる。同回で故・安倍元首相より次項の挨拶があった。

表-3 IRの推進体制 引用：首相官邸

IRの推進体制



本日から、IRの制度設計の検討が開始されます。日本型IRは、家族連れで楽しめるエンターテインメント施設や、国際会議場・展示場等を一体的に運営し、また、日本の伝統・文化・芸術を生かしたコンテンツを導入することで、国際競争力の高い滞在型観光を実現するものにしていかなければなりません。また、シンガポールのような大規模な民間投資が行われ、大きな経済効果・雇用創出効果をもたらすものとする 것도重要です。あわせて、IRを訪れる旅行者が全国各地を訪問できるようにして、全国で経済効果をもたらしたいと考えます。さらに、カジノ収益を幅広い公益目的に還元することにより、国民の幅広い理解を得られるようにすること、クリーンなカジノを実現するため、世界最高水準のカジノ規制を導入するとともに、それを的確に執行するための体制を整備すること、依存症やマネー・ローンダリング、青少年への影響等、IRについての様々な懸念に万全の対策を講じることも重要であります。これらを通じ、クリーンなカジノを含んだ、魅力ある日本型IRを創り上げたいと思います。衆・参内閣委員会の附帯決議を踏まえ、国民の理解を得つつ、石井大臣を中心に関係閣僚が協力して検討いただきますように、お願いをいたします。

このようにシンガポールを例に出して経済的なメリットを説明していると同時に社会的デメリットについても言及している。そして特定複合観光施設区域整備推進本部で議論が行われ最終的に議会で議決経て「特定複合施設区域整備法」が可決された。

2. 特定複合観光施設区域の整備に関する法律（平成三十年法律第八十号）

第一章 総則（目的）

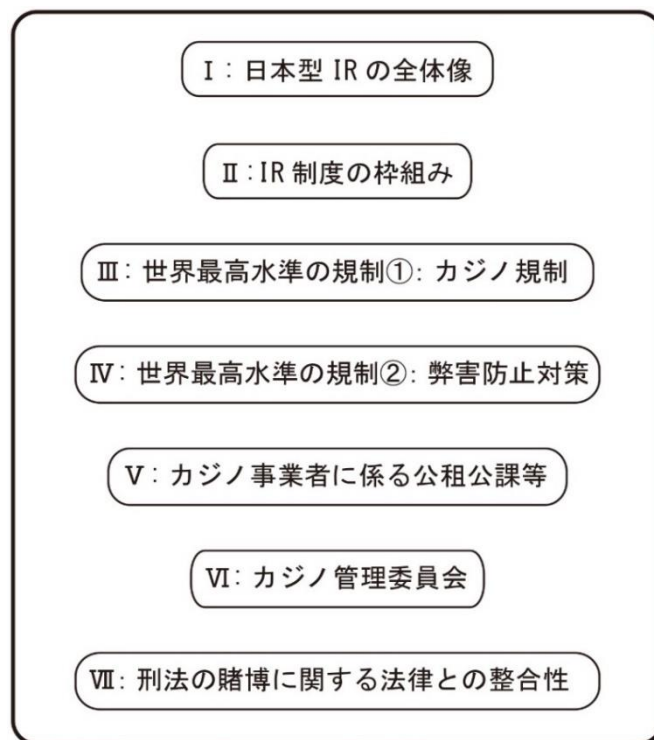
第一条 この法律は、我が国における人口の減少、国際的な交流の増大その他の我が国を取り巻く経済社会情勢の変化に対応して我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るためには、国内外からの観光旅客の来訪及び滞在を促進することが一層重要となっていることに鑑み、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（平成二十八年法律第百十五号。以下「推進法」という。）第五条の規定に基づく法制上の措置として、適切な国の監視及び管理の下で運営される健全なカジノ事業の収益を活用して地域の創意工夫及び民間の活力を生かした特定複合観光施設区域の整備を推進することにより、我が国において国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するため、特定複合観光施設区域に関し、国土交通大臣による基本方針の作成、都道府県等による区域整備計画の作成、国土交通大臣による当該区域整備計画の認定等の制度を定めるほか、カジノ事業の免許その他のカジノ事業者の業務に関する規制措置、カジノ施設への入場等の制限及び入場料等に関する事項、カジノ事業者が納付すべき国庫納付金等に関する事項、カジノ事業等を監督するカジノ管理委員会の設置、その任務及び所掌事務等に関する事項その他必要な事項を定め、もって観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資することを目的とする。

この法律の主たる目的は、我が国における人口の減少や国際的な交流の増大など、我が国を取り巻く経済社会情勢の変化に対応し、経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るためには、国内外からの観光旅客の来訪や滞在を促進することが重要だと冒頭で明示した上で、観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資することを目的として明文化されている。

3. 国における法整備の経緯

法整備における枠組は1.で述した「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」に基づき前述した推進会議が合計7回行われ、各議事録が内閣府より公表され、それらの取りまとめとして表-4にある内容の冊子（130頁）がまとめられ、平成29年（2017）7月31日に公表されている。同表I（日本型IRの全体像）において「我が国におけるIRの導入は、単なるカジノ解禁ではなく、また、IR事業を認めるだけのものでもなく、世界の人々を惹きつけるような我が国の魅力を高め、大人も子供も楽しめる新たな観光資源を創造するものでなければならない。」とあり、特にシンガポールを例に出して説明されている。また、「我が国は、自然・歴史文化・気候・食という観光振興に必要な4つの条件を兼ね備えた世界でも数少ない国の一つであり、観光資源の大きな潜在能力を有している。我が国で導入されるIRには、民間による運営により日本の有する観光資源の潜在力を最大限に解放し、日本を更に高いレベルの「観光先進国」にすることが期待される。」とあるように、【自然・歴史文化・気候・食】という4つの具体的なキーワードが挙げられている。

表-4 特定複合観光施設区域整備推進会議取りまとめ
 ～「観光先進国」の実現に向けて～
 首相官邸から公表された小冊子目次を筆者により加工



・国と地方自治体の役割について

「施設について、国は求めるコンテンツ・機能を提示するにとどめ、個別具体の施設については、事業者や地方の創意工夫に委ねるべき。地方創生の観点も重要。施設規模のバリエーションも考えることが必要。推進法では「地方創生」という用語は用いられていない。その主目的はあくまで国レベルでの国際競争力の高い滞在型観光の実現。地方の自主性は、これと整合する範囲で考えるのが妥当。推進法の「地域経済の振興」とは、最少限の数が立地される IR から各地 に送客が行われることで、観光消費が全国に波及することと理解すべき。これまでの議論の中で、IR 区域が立地しない自治体が存在することが大前提となっており、立地自治体のみが潤うことを目的とするものではない。」

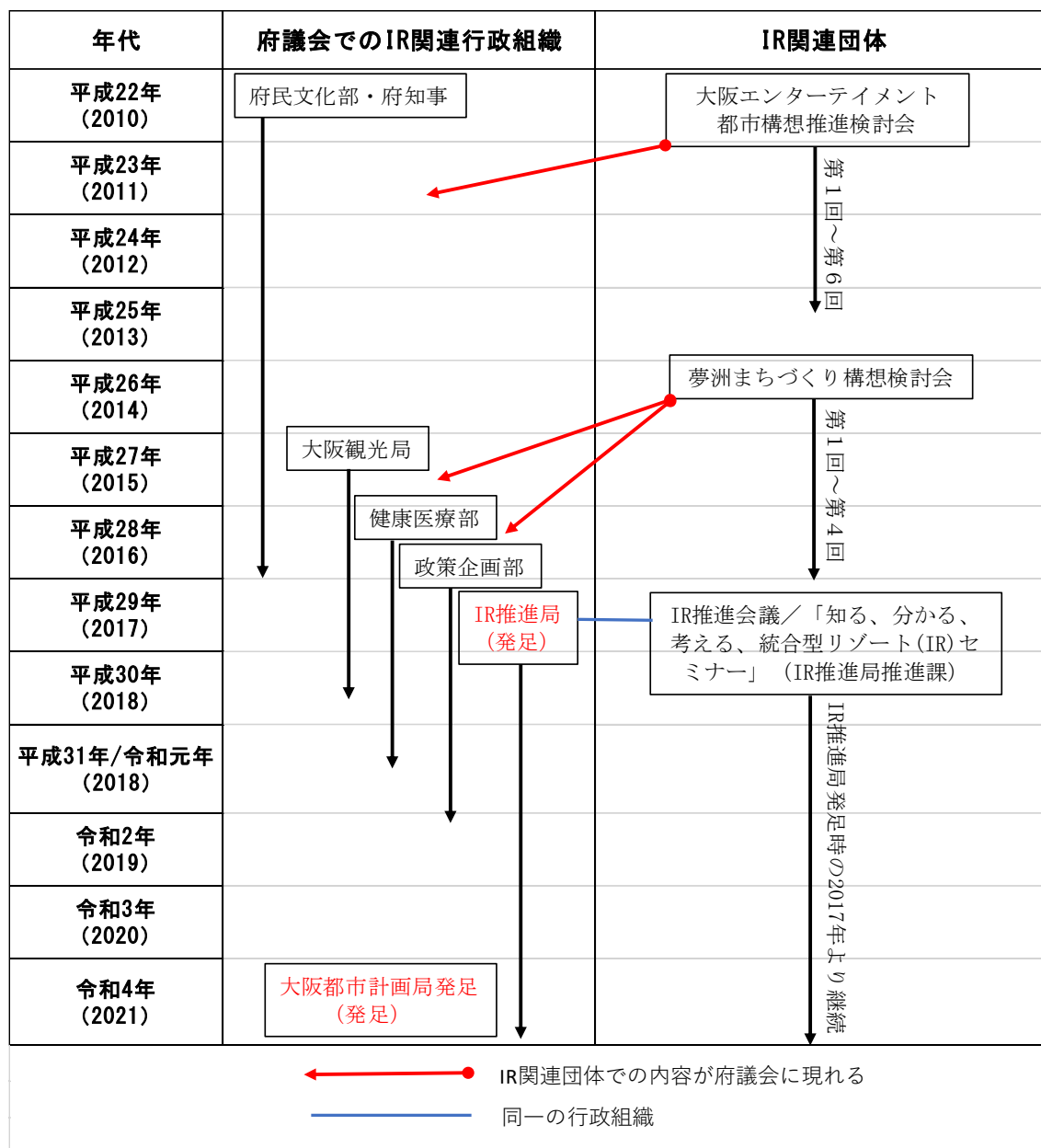
この議論により特定複合観光施設区域整備法第一章第四条（地方公共団体の責務）「地方公共団体が実施すべき施策として、その地方公共団体の区域の実情に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」が明文化されたことが予想出来る。

3-4. 大阪府・市における特定複合観光施設区域整備計画に係る行政組織体制

(1) 年代にみる IR 関連の府議会での回答、行政組織並びに IR 関連団体

表-5 にあるように平成 22 年（2010）より府議会では IR 関連の議論が行われるようになった。平成 27 年（2015）頃までは主に府民文化部長、府知事が発言・回答を行っており、それ以降その他大阪観光局、健康医療部、政策企画部も発言・回答を行うようになる。そして大阪府・市は 2017 年独立した局として IR 関連においてシームレスに各局、各部と擦り合わせが行える IR 推進局を発足させる。一方、平成 21 年（2009）以降、国における「カジノを含めた統合型リゾート」の法制化に向けた動向等を踏まえ、大阪府内に IR を立地する場合の課題や対応策等について幅広く検討するため、大阪府知事や大阪商工会議所、大阪府立大学教授などの官民で構成されるメンバーにて「大阪エンターテインメント都市構想推進検討会」¹⁴が設立された。そこで議論された内容が府議会で議題になる場面もあったが、頻度としては年に数回程度であり、単なる見解が述べられる程度であったと言える。その後、平成 26 年（2014）より、具体的に夢洲で IR という観点の基、大阪府民文化部長、大阪府商工労働部長、公益社団法人関西経済連合会、大阪商工会議所などが連携して「夢洲まちづくり構想検討会」¹⁷を立ち上げ、具体的なゾーニング計画や交通インフラ、経済波及効果など多岐に渡り専門性の高い議論が行われた。そして、前述した大阪府の独立した局として設立された IR 推進局が主催する IR 推進会議や一般市民向けセミナーとして「知る、分かる、考える、統合型リゾートセミナー」が毎年 5～6 回のペースで開催されている。このセミナーにより IR 推進局は国に対してのみならず、府市民に対して社会的デメリット（依存症、治安悪化、青少年への悪影響等）、経済的メリット（雇用、観光等）の二極のみならず、都市開発、観光産業、送客システム、交通インフラなど多岐に渡る観点において議論を促す一助となっている。

表-5 年代順府議会での IR 関連回答・発言行政組織及び IR 関連組織の動き

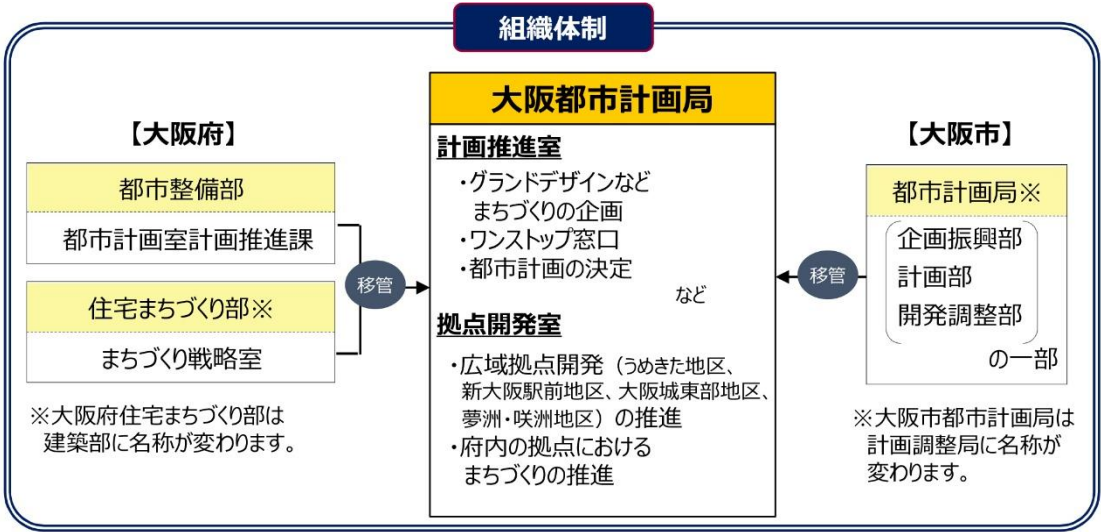


(2) 広域に権限を持つ行政機関「大阪都市計画局」の発足

表-6にあるように大阪府と大阪市は令和4年(2021)に大阪府の都市整備部、住宅まちづくり部と大阪市の都市計画局の一部を統合し、大阪の成長や発展を支える大都市のまちづくりについて、広域的でシームレスな視点から府市一体で行政業務が遂行出来る局を発足した。主な業務として、大阪のまちづくりグランドデザインなどのまちづくりの推進や、

都市計画の決定を担い、拠点開発を推進するとともに、ワンストップ窓口を設置し、民間事業者の負担軽減・利便性向上を図ることが可能となった。夢洲・咲洲地区における広域拠点開発に係る企画、調整及び推進に関する業務以外にもうめきた地区、新大阪駅前地区、大阪城東部地区においても同様業務を行っている¹⁸。

表-6 大阪都市計画局組織体制 引用：大阪都市計画局



(3) 大阪都市計画局／ベイエリアグループ（大阪湾岸部管轄（夢洲・咲洲地区））

令和4年(2021)発足後、IRにおける特定複合観光施設区域整備計画に関してはIR推進局並びに夢洲まちづくり構想検討会にて既に立案済であったため、当局は図-5にあるよう



図-5 夢洲万博後の開発予定地 引用：大阪都市計画局

に特に万博後の夢洲のまちづくりについて今後積極的に企画を行っていくことを確認した^{注4}。差し当たりはそれに伴うマーケット・サウンディング調査を行い、府・市民からの幅広い要望聞き取り調査を行い、その統計、集計を行い、現在それに基づく企画を立案中である^{注4}。また、当局はIR推進局と定期的に提携をとり合い、特定複

^{注4} 2023年10月21日大阪都市計画局へインタビューを行った。

合観光施設区域整備計画における質疑があった場合に回答を行っている^{注4}。

(4) 都市開発と観光政策の連動性

本章 3-2(大阪府定例会議議録の分析)の表-1(答弁者/属する組織の業務内容等/答弁回数)から見て分かるように、国際交流や観光振興を業務内容とする府民文化部の答弁回数は14回とIR推進局の15回に次ぐ回数である。このことから、IR施策においては観光政策が重要な役割を担っていることが想像出来る。府民文化部の行政組織体制を調査した結果、下層組織である都市魅力創造局^{注5}があり、同局において実際の施策立案を行っていることが分かった。同時に立案された政策の実務を担っているのが同表にある観光局であることも明らかになった^{注6}。同局では「大阪 MICE 誘致戦略」^{注7}を本年度令和5年(2023年)3月に公表し、「取り組みの方向性」として下記の3点を挙げている。

＜方向性1＞「大阪・関西万博」「統合型リゾート(IR)」のインパクトを最大限に活用する

＜方向性2＞世界水準のMICE受入れ環境を整備する

＜方向性3＞大阪の新たなまちづくり(コミュニティ・ブランディング)をけん引する

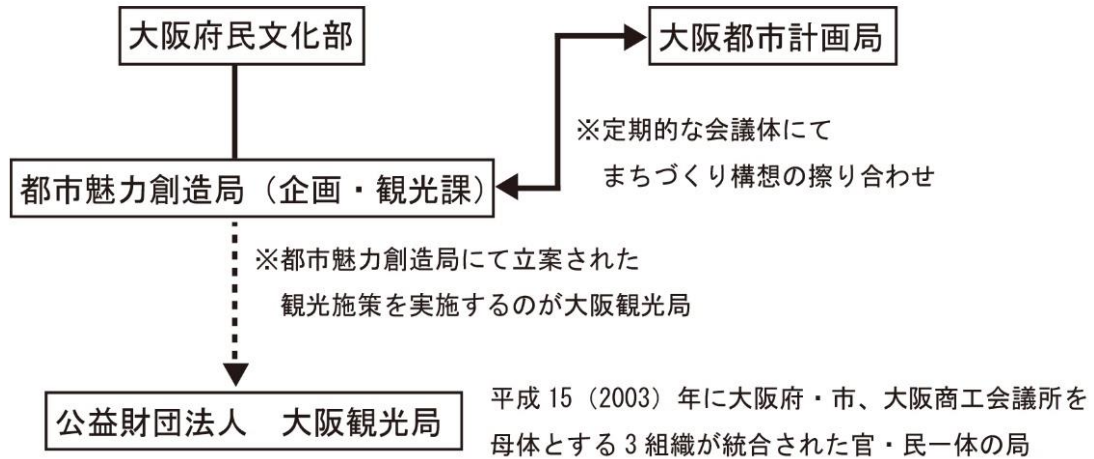
方向性3に大阪の「新たなまちづくり」があり、この点においては前節の大阪都市計画局と定期的開催される会議体にて観光政策と都市開発を連動させていることが明らかになった^{注4}。そして公表されている上述の＜方向性1＞「大阪・関西万博」「統合型リゾート(IR)」のインパクトを最大限に活用するために、MICEによってビジネス観光を活発化させ、その上で空間的観点においても万博、IRを起点として「まちづくり」を推進させていく意図が垣間見えた(一連の行政組織体制、各役割は表-7に示す)。

^{注5} 都市魅力創造局企画(観光課):都市の魅力に関する施策の企画、調整及び推進に関すること及び観光・国際会議誘致の振興に関する業務一般を担う。<https://www.pref.osaka.lg.jp/toshimiryoku/> , 最終閲覧日 2023年11月21日

^{注6} 同局へ2023年11月21日にインタビューを行った。

^{注7} 「大阪MICE誘致戦略」:グローバルに展開されるMICE誘致競争に打ち勝つためには、「大阪・関西万博」の開催や「統合型リゾート(IR)」の立地をインパクトとし、大阪の持つ強みや優位性を活かしながら、積極的な誘致活動を進め、アジア・大洋州地域でトップクラスのMICE都市を実現するための施策展開を進めている。https://www.pref.osaka.lg.jp/toshimiryoku/osaka_mice_strategy/index.html
最終閲覧日 2023年11月21日

表-7 都市開発と観光政策の連動性
大阪府行政組織図（資料編）を引用し筆者にて加工



一方具体的な施策として 2010 年より開催された大阪エンターテインメント都市構想推進検討会において夢洲は関空による世界とのアクセス、京都・奈良をはじめとした 5 つの世界遺産や神戸のファッション、それにエンターテインメントとしての IR が加われば大きなシナジー効果が期待でき、関西経済の起爆剤に成り得るといふ該当地区を起点とした広域的な視点における議論が展開されており^{注8}、このような広域における公共インフラ等の国の責務と財源についての議論も下記のように同時に行われている。

「IR 施設の国際競争力の維持・経済波及効果の観点から、再投資促進措置（観光・文化・芸術等への投資、税制優遇、減価償却特例、総合特区等）を講じるとともに、IR の魅力を最大限引き出すための公共インフラを整備」

その中で広域エリアにおける各交通インフラとして図 - 6 にあるように関空を利用した滞在イメージや港湾エリアという特性を活かしたクルーズ客船を利用した滞在イメージなども公表されている。

^{注8} 第 5 回大阪エンターテインメント都市構想推進検討会開催結果概要（別添資料 1）より、広域な視点における議論が行われた。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/10927/p00000005/230119dai5kaisiryoku2.pdf>, 最終閲覧日 2024 年 1 月 10 日

滞在イメージ② 海外からのビジネスマンが仕事+αの充実した数日を過ごす

夢洲で開催される国際会議に出席するため来日。24 時間空港である関西国際空港からアクセスしやすいため、前日夜遅くにホテルへチェックインすることができた。

会議前は、日課としているジョギングに出かけた。ジョギングロードが設けてあり、みどりや水を近くに感じられ、とても気持ちの良い朝を迎えることができた。

夢洲とその周辺はアフターコンベンションが充実している。今回は妻も一緒だが、私の会議中は、レディースプログラムに参加して、京都や神戸を巡って楽しかったそうだ。飲食店も数多く揃っているため、会議の成功を祝して、2 人でディナーを楽しむことができた。

翌日は大阪都心部の観光地をひとめぐりし、再び関西国際空港へ向かった。短い期間ではあったが、夢洲は交通アクセスが充実しているため、スムーズに様々な場所を訪れることができた。



滞在イメージ④ 海外からの旅行客がラグジュアリーに心と体を癒す

クルーズ客船で大阪に到着した。きれいなまちなみを眺めながら、予約していた高級日本料理店へ向かい、久しぶりの和食に舌鼓を打つ。

夢洲でのメディカルツーリズムは、健康への意識が高い仲間内ではとても有名な。滞在中に体の隅々までチェックしてもらい、より自分に合った食べ物や運動の仕方をレクチャーしてもらうことができた。

日本の伝統芸能に触れることができる施設へ行ってみた。日本文化を間近に見て学び、とっても貴重な経験になった。その後は夢洲内のスパへ。温泉で日頃の疲れを癒すことができた。

夜になっても、様々なエンターテインメントを夫婦で楽しむことができた。充実したナイトライフとなった。

心身ともにリラックスし、再びクルーズ客船で次の目的地へ向かう。体をきちんと管理し、気持ちをリフレッシュするために、定期的に夢洲を訪れたいと思った。

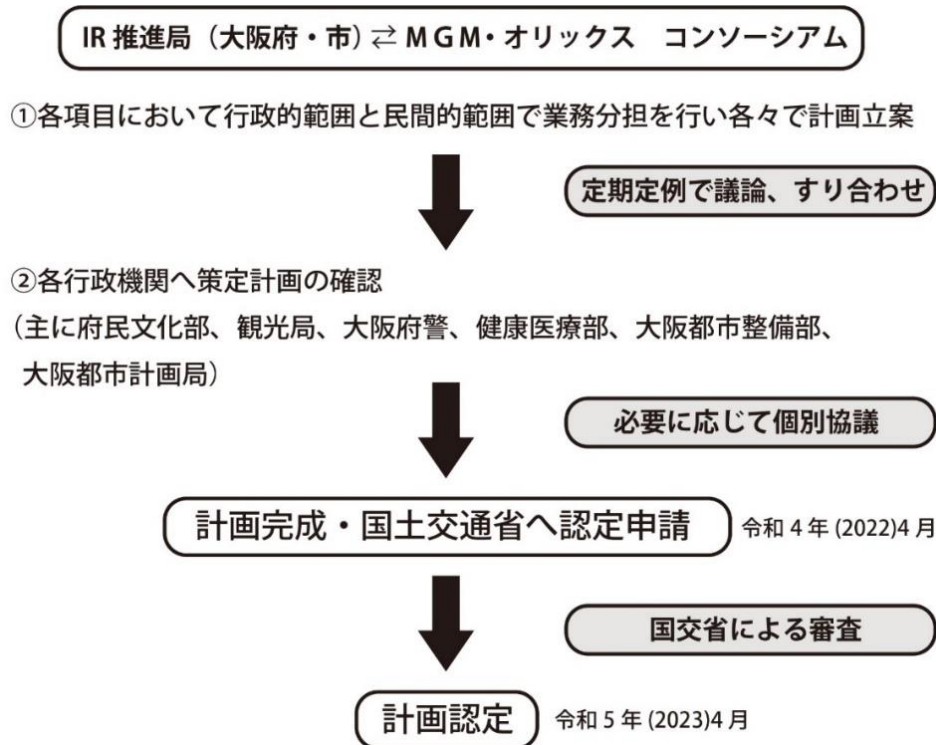


図-6 夢洲まちづくり構想（まちの滞在イメージ） ※出所：大阪港湾局HP公表資料

(5) 大阪府・市における特定複合観光施設区域整備計画立案の流れ

IR 推進局へのインタビューにて表 - 8 にあるように大枠の流れを明確にした。まずは国交省の要求基準、評価基準を整理し、行政がとりまとめるべき範囲と民間（MGM/オリックス コンソーシアム）がとりまとめるべき範囲を定め、夫々の実務者により計画された。それを定例にて議論し合い最終案として仕上げた。その前段階で、関連する各行政局・課・部と IR 推進局にて連携を取り、立案した計画に問題がないかの確認作業を行った。基本はメールのやりとりで行ったが、必要に応じて個別に協議を行う場合もあった。全ての民間・行政機関が参画するような全体定例があったというわけではなく、メールや分科会程度の擦り合わせにて対応しており、国家的なプロジェクトとして十分な議論が為されたとは言い難い心象を受けた。今後一層の議論が重ねられることを期待したい。

表-8 特定複合観光施設区域整備計画立案の流れ
※IR 推進局へのインタビューを基に筆者が表にとりまとめた



3-5. 小括

(1) 大阪府府議会会議録システムより「IR」、「カジノ」をキーワードとした検索により、平成 22 年度から平成 30 年度までの 78 件の質問と答弁を分析した。その結果、平成 22 年度当初は IR を普及に関する議論が大半であったが、平成 26 年度以降は依存症の問題を筆頭に、議論の中が広がる一方で否定的な質問も出てくるようになった。同時に、国での IR 推進法が成立された平成 28 年度、翌年度の平成 29 年度には他年度よりも多くの議論が行われたことも分かった。

(2) 答弁者の所属局、所属部の業務内容、答弁回数を分析することによって、定例本会議では府知事を始め、観光政策を担当する府民文化部、大卒の政策企画を行う政策企画部、IR 誘致に向けての包括的役割を担う IR 推進局、ギャンブル依存症に対する新たな政策構想を担う健康医療部の主に 4 つの部局が表-2(1)～(4)にあるように主に答弁を行い、IR 誘致に向けた政策活動を行っていることが IR 推進局へのインタビューからも分かった。

(3) 「普及」施策においては、図-4 より総計は 5 回だが、IR における議論が大阪府議会で始まった平成 22 年度、23 年度に立て続けに出現していることで、如何に府市民へ理解を深められるかという点において盛んに議論されたことが垣間見える。表-2(1)①～③の答弁概要より、平成 29 年度以降独立した局である IR 推進局の開局並びにパンフレット配布やセミナーを実際に開催していることより、当時議論されていたことが実際に実行されている点の特徴であると考えられる。

(4) インフラを含めた「都市計画」施策においては、図-4 の棒グラフからも分かるように 2016 年、2017 年に連続して 3 回ずつ出現しており(表-2(2)㉑～㉓、表-2(3)㉓～㉕) IR 推進法が 2016 年に施行されたことに起因して、具体的な議論が盛んに行われたことが予想出来る。また、府市が一体となり、大阪市都市計画局と大阪メトロ、さらに IR 推進局によって協議が行われていることから、早い段階からの府市と民のシームレスな連携が特徴であると考えられる。

(5) 「依存症」対策においては、図-4 より総計 14 回(2017 年に 7 回)と最も盛んに議論された。また健康医療部にて IR 推進局連携の基、府依存症治療拠点機関と専門医療機関の指定を全国に先駆けて行っていることは特徴であると考えられる。

(6) 「治安」施策においては、警察機関との連携を行っているが図-4 より総計 4 回と最も少ない。カジノを監視する組織の設立などが望まれる点を鑑みると十分な議論が為されていないとも考えられる。以上より大阪府議会会議録を分析することによって、どのような時期にどのような議論が盛んに行われたかが明らかになった。

国の特定複合観光施設区域整備計画における行政組織体制については、2016 年に成立した IR 推進法に基づき、内閣総理大臣を本部長に置く IR 推進本部を設立しその下層組織に IR 推進会議がある。その中には、民間有識者や大学教授など 8 名で構成されているが、これらのメンバーがどのように選定されたかなどの記載はなく、同時にその上位組織である IR 推進本部も内閣府のみで構成されている。合計 7 回の議事録が公表されているが、議事内容は簡略化されており、詳細な議論については明記されていない。これらの会議体を取りまとめた小冊子「特定複合観光施設区域整備推進会議取りまとめ～「観光先進国」の実現に向けて～」に表-4 の内容が仔細説明されているが前述したようにどのような経緯でそれを取りまとめられたのかは各種議事録を概観しても鮮明ではない。どのような行政組織体制の基、地方自治体に対して特定複合観光施設区域整備計画に係る基準を策定したのかは明らかになったものの、どのような経緯でそれらが策定されたかは明確にすることが出来なかった。一方大阪府においては、IR 推進法が成立する 6 年前の 2010 年より「大阪エンターテイメント都市構想推進委員会」が発足し、その後「夢洲まちづくり構想検討会」の二つの官民団体での議論が大阪府議会に大きく影響をしていることが分かった。そして大阪府・市共同、且つ独立した IR 推進局を開局することによって様々な部局や民間セクターとシームレスな連携が可能になっていると推察される。また大阪都市計画局といった実務を担う新たな行政組織を府・市連合で編制することも特徴的であるといえ、表-7 にあるように都市魅力創造局と上位組織である大阪都市計画局との連動（観光政策と都市計画の連動）、そして都市魅力創造局と官民一体組織である大阪観光局との役割分担においてもシームレスな連携が見られる。

このように大阪府・市における特定複合観光施設区域整備計画に対する行政組織体制を明らかにすることが出来た。※全体の行政組織構成図は巻末資料編（第 3 章）資料①(1)～(4) 参照。

参考・引用文献

- ¹ 岡田智明 (2018) , 「特定複合施設区域整備法案に関する国会における議論—カジノ施設を含む特定複合観光施設の整備—」, 立法と調査、2018. 11 No. 406, p3-p18
- ² 鶴田一・十代田朗・津々見崇 (2021 年) , 「わが国におけるカジノ及び IR をめぐる言説・事象の変遷—朝日新聞 (1990 年～2018 年) の記事を対象にして—」, 第 36 回日本観光研究学会全国大会学術論文集 (2021 年 12 月) pp. 13-18
- ³ 大阪府 IR 推進局 (2022)、「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画の認定の申請について」、<https://www.pref.osaka.lg.jp/irs-suishin/kuikiseibikeikaku/index.html>、最終閲覧日 2022 年 4 月 29 日
- ⁴ 長崎県 IR 推進課 (Nagasaki IR) 公式ツイッター、@ngs_ir, 最終閲覧 2022 年 4 月 29 日
- ⁵ 国土交通省観光庁、IR 開業までのプロセス、
https://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/kokusai/integrated_resort.html、最終閲覧日 2022 年 5 月 7 日
- ⁶ 特定複合観光施設区域整備法、
https://.egov.go.jp/document?lawid=430AC00000000080_20210719_0000000000000000、最終閲覧日 2022 年 4 月 29 日
- ⁷ 前掲 2, p17, 左 20 行-23 行
- ⁸ 大阪府議会 会議録検索システム <https://ssp.kaigiroku.net/tenant/prefosaka/pg/index.html>、最終閲覧日 2022 年 4 月 29 日
- ⁹ 大阪府府民文化部、https://www.pref.osaka.lg.jp/bu_seikatsubunka/、最終閲覧日 2022 年 4 月 29 日
- ¹⁰ 大阪観光局、<https://octb.osaka-info.jp/>、最終閲覧日 2022 年 4 月 29 日
- ¹¹ 大阪府政策企画課、https://www.pref.osaka.lg.jp/bu_seisaku/、最終閲覧日 2022 年 4 月 29 日
- ¹² 大阪府 IR 推進局、https://www.pref.osaka.lg.jp/bu_irsuishin/、最終閲覧日 2022 年 4 月 29 日
- ¹³ 大阪府健康医療部、https://www.pref.osaka.lg.jp/bu_kenkoiryo/、最終閲覧日 2022 年 4 月 29 日
- ¹⁴ 大阪府エンターテインメント都市推進会「カジノを含めた統合型リゾート (IR) の立地準備」、
<https://www.pref.osaka.lg.jp/toshimiryoku/ir/process/>、最終閲覧日 2022 年 4 月 29 日
- ¹⁵ 大阪府 IR 推進局「知る、分かる、考える、統合型リゾート (IR) セミナー」、
<https://www.pref.osaka.lg.jp/irs-suishin/semina-/index.html>、最終閲覧日 2022 年 4 月 29 日
- ¹⁶ 首相官邸公式HP、「特定複合観光施設区域整備推進本部」、
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/ir_promotion/index.html、最終閲覧日 2023 年 10 月 1 日
- ¹⁷ 「夢洲まちづくり構想検討会」<https://www.city.osaka.lg.jp/osakatokei/page/0000286607.html>、最終閲覧日 2023 年 1 月 30 日
- ¹⁸ 大阪都市計画局、拠点開発室広域拠点開発課、<https://www.pref.osaka.lg.jp/kkyoten/>、最終閲覧日 2023 年 10 月 01 日

第 4 章

大阪府の埋立地における IR を核とした新規都市開発

4-1. 本章の背景と目的

(1) 本章の背景と目的

前章にて述した大阪府及び大阪 I R 株式会社の国土交通省観光庁への区域整備計画の認定申請が、令和 5 年(2023)4 月 14 日に国土交通大臣により、条件付きで特定複合観光施設区域整備法第 9 条第 11 項の規定に基づき認定され¹⁾、同年 9 月に民間米国企業 MGM リゾーツと大阪府にて実施協定が締結され、今後本格的な計画に進む。そこで本章では、まず特定複合観光施設区域の整備計画における国の開発要綱がどうであったかを確認する。そして一つ目の目的は、夢洲が元来どのような目的で埋立てられ、最終的にどのような経緯で今回 IR 候補地として選定されたのかを明らかにすることである。二つ目の目的は、都市開発の観点においてどのような空間的施策が計画されたか、そしてそれに伴う観光施策がどのようなものであるかを明らかにすることである。

(2) 本章の構成

図-1 にあるように、本章ではまず 4-2 において、埋立地夢洲における IR 都市開発に伴う空間的な整備施策と、それに付随する観光政策を大阪府市が国土交通省観光庁へ認定申請した資料を基に調査・分析を行う。次に 4-3 では、IR 都市開発施策策定時における行政組織体制や団体、そしてそれらの組織が行った議論について調査・分析を行う。最後に 4-4 において、各項の調査で導き出された調査結果を考察の上小括し、同時に第 2 章～第 4 章で明らかになった日本における IR 関連事項を踏まえ、それらを考察の上、総括を行う。

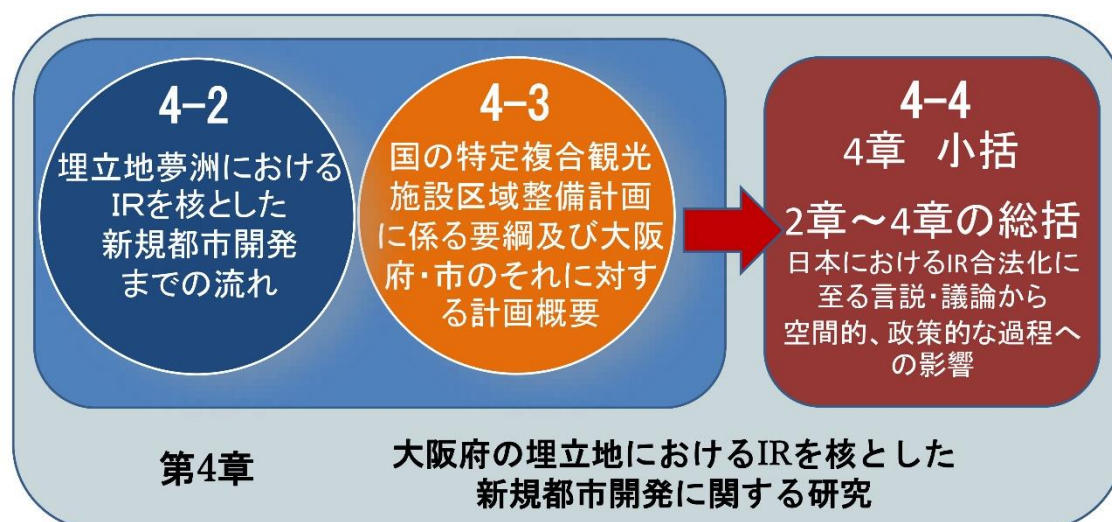


図-1 第4章 全体構成

(3) 本法の調査方法

表-1 に示すように大阪府市特定行政庁各局へのヒアリング、公式ホームページから抽出した会議録、資料を基に調査・分析を行った。また各局、団体の主な管轄範囲や目的等、及び各資料、議事録等の概要を同表にまとめた^{注1}。

表-1 調査方法並びに各局、各資料概要

ヒアリングを行った大阪府市特定行政庁各局	主な管轄範囲や目的等
大阪港湾局	府市港湾部を管轄する特定行政庁。埋立、それに付随する公共インフラ（道路・下水道）等の整備／特定港湾施設整備事業を管轄する局
IR推進局	IR誘致に関する事項を総合的に管轄。府市共同の内部組織として平成29年4月に独立した局として設置された。
大阪都市計画局	大阪の成長や発展を支える大都市のまちづくりについて広域的な視点から府市一体で推進するため令和3年11月に共同で設置された組織。
大阪市経済戦略局	世界中から人・モノ・投資等と呼び込み、「持続的に経済成長する大阪」の実現をめざすために平成24年にその他の関連性のある局と統合して設置された組織。

大阪府公式ホームページから抽出した各資料、議事録等	概 要
咲州・夢洲地区のまちづくりについて	平成21年、咲州プロジェクトチームによって作成された報告書。テクノポート大阪計画などに基づき、まちづくりを進めたが依然として多くの未利用地が存在し、それらの課題を克服するための戦略考査資料。
大阪エンターテインメント都市構想推進検討会	平成22年、国におけるIRの法制化に向けた動向を踏まえ、大阪府内にIRを立地する場合の課題や対応策について幅広く検討するため有識者等を集めて検討を行った内容を述す議事録。
夢洲まちづくり構想検討会	平成26年、夢洲地区での観光拠点の形成など新たな機能を盛り込んだ夢洲全体のまちづくり方針や土地利用等に関して、大阪府、大阪市及び関西経済界の知恵を終結し、将来を見据えた広い視点から検討し、構想を策定することを目的とした会議の議事録。
大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画	令和4年4月、国のIRにおける区域整備計画の要求基準（評価基準）を満たしているかを国が判断するために大阪府が作成した資料。

^{注1} 下記各局公式HP/各資料・議事録、最終閲覧日 2023年9月24日

大阪港湾局 (<https://www.city.osaka.lg.jp/port/>), IR推進局(https://www.pref.osaka.lg.jp/bu_irsuishin/),

大阪都市計画局 (https://www.pref.osaka.lg.jp/bu_tokei/), 大阪市経済戦略局

(<https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/>),

「咲州・夢洲地区のまちづくりについて」

https://www.city.osaka.lg.jp/port/cmsfiles/contents/0000002/2661/sakisimaPJ_1.pdf

「大阪エンターテインメント都市構想推進検討会」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/toshimiryoku/ir/process/p0000001.html>

「夢洲まちづくり構想検討会」

<https://www.city.osaka.lg.jp/osakatokei/page/0000286607.html>

「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/irs-suishin/kuikiseibikeikaku/index.html>

4-2. 埋立地夢洲における IR 新規都市開発

(1) 夢洲の埋立概略史から IR 構想の流れ

大阪の水路開発ならびに埋立て工事の歴史は古く、5世紀前半の仁徳天皇の時代には、すでに堤防や排水路の設置が行われたと『日本書紀』に記されている²。現在、大阪港には貨物用の埠頭や客船ターミナルが置かれ、関西における工業・商業港として利用されている。同時に、通常の埋め立て事業も続けられ、舞洲（まいしま）や夢洲（ゆめしま）、関西国際空港など、昭和以降につくられた人工島も数多い³（図-2）。その中で、夢洲は良好な都市環境の保全や公害防止、そして、大阪港の機能強化を目的とした処分場として整備され、大阪市内から発生する一般・産業廃棄物や建設工事に伴う掘削残土や浚渫土土砂にて埋立てられた⁴。表-2に夢洲における埋立を含めた開発計画が大阪港湾局より公表されており、現時点では同局へのヒアリング調査により埋立自体は図-3の航空写真に示す範囲まで竣工しており、線路延伸及び夢洲駅も完成している。また、同埋立地において2025年に万博開催予定（図-3/図-6）、そして、2032年頃にはIR事業の開始を予定している（図-3/図-5）。元来、夢洲地区はテクノポート大阪計画⁵において、その中核にふさわしい業務・商業施設の集積や大規模な居住ゾーンの形成を目指し、2000年1月に、夢洲のまちづくりを具体化するため、2008年の大阪オリンピック招致も念頭におきながら、「夢洲まちづくり素案」を策定し、一部区域において埋立事業を促進してきた。その後、港湾の国際競争力の強化を通じた経済・産業の活性化を目指し、また、大阪港全体のコンテナ埠頭の再編を通じたコスモスクエア地区のにぎわい創出・環境改善に資するよう、スーパー中枢港湾の対象ターミナルである夢洲のコンテナ埠頭の整備を促進した。廃棄物処分場としての有効活用を図る必要がある一方で、2009年10月にはスーパー中枢港湾の機能の本格稼働に向け夢洲コンテナ埠頭の一体供用を開始するとともに、本地区と咲洲地区を連絡する夢咲トンネルも同年8月に開通した³。こういった中で、本格的な人口減少社会への移行や大阪湾岸エリアでのものづくり産業の立地など、本地区を取巻く状況も大きく変化し、今後の開発の方向性とその進め方が課題となっていた。そして、大阪エンターテイメント都市構想推進検討会^{注2}が2010年より開催され、その会合の第5回（2011年）会議議録内に「せっかく咲島や夢洲という場所があるのだから、USJと絡め、不夜城のような大阪の設備を作る可能性は十分にある。」という発言があり、夢洲でIRという起点が現れた⁶。以降「夢洲まちづくり構想検討会」^{注3}が2014年から開催され、より具体的にMICE、インバウンド、レクリエーション、国際観光拠点、エンターテイメント拠点というキーワードの基、IRの骨子について取りまとめられた。

^{注2} 大阪エンターテイメント都市構想検討会：国における「カジノを含めた統合型リゾート(Integrated Resort)」の法制化に向けた動向等を踏まえ、大阪府内にIRを立地する場合の課題や対応策等について幅広く検討するため、有識者等で構成される会合。

大阪府公式HP：<https://www.pref.osaka.lg.jp/toshimiryoku/ir/process/p0000001.html>，最終閲覧日2023年9月24日

^{注3} 大阪府・関西経済界とともに立ち上げた、夢洲地区での観光拠点の形成など新たな機能を盛り込んだ夢洲全体のまちづくり方針や土地利用等に関する検討を行う組織。

大阪市公式HP：<https://www.city.osaka.lg.jp/osakatokei/page/0000286607.html>，最終閲覧日2023年9月24日

表-2 夢洲概略埋立年表

引用：大阪港湾局公式 HP，最終閲覧日 2023 年 9 月 24 日

昭和52年9月(1977年)	埋立免許取得 (約378ha)
昭和56年8月(1981年)	埋立免許取得 (区域変更含む) (約385ha)
平成11年12月～ (1999年 平成29年2月～2017年)	埋立竣工 (約156ha)
平成14年8月(2002年)	夢舞大橋供用開始
平成14年9月	C-10、C-11供用開始
平成21年8月(2009年)	夢咲トンネル供用開始
平成21年10月	C-12供用開始
平成22年8月(2010年)	阪神港が国際コンテナ戦略港湾に選定
平成23年12月(2011年)	関西イノベーション国際戦略総合特区に指定 (夢洲・咲洲地区)
平成25年1月(2013年)	産業・物流ゾーン (コンテナターミナル背後地) において特別用途地区 (工業保全地区) に指定
平成25年11月	構造改革区 (埋立用途区分柔軟化) 認定
平成29年2月(2017年)	C-12延伸部供用開始



図-2 大阪埋立地 (咲洲、夢洲、舞洲) ※大阪港湾局HP公表資料一部筆者加工



図-3 大阪港湾局/大阪メトロ/大阪 IR 推進局/公益社団法人2025年日本国際博覧会協会 ※夢洲埋立経過航空写真を筆者にて加工



図-4 大阪メトロ沿線マップ 引用：大阪メトロ



図-5 図-3 のイメージ①IR 完成予想パース 引用：大阪府・大阪 IR 株式会社



図-6 図-3 のイメージ②万博完成予想パース 引用：公益社団法人2025年日本国際博覧会

(2) 「テクノポート大阪」計画の概要

1988年に夢洲・咲洲・舞洲にて国際交易機能、情報・通信機能、先端技術開発機能を担う「テクノポート大阪」⁵計画が策定された。咲洲に国際交易機能を果たすためのワールドトレードセンターやアジア太平洋トレードセンターが建設されたほか、先端技術開発機能を果たすための先端技術開発・研究施設などが建設され、情報・通信機能を満たすためには、光ファイバーを活用する計画だった。しかし、その後のバブル崩壊もあって開発は進まなかった。2008年の夏季五輪を招致して、舞洲と夢洲を会場や選手村にする計画が立案され、さまざまなイベントが開催されたが、開催地は北京に決定。五輪誘致のための建造物は、大阪府や大阪市の財政を圧迫した。600億円もの費用がかかった世界初の浮体式巡回稼働橋である夢舞大橋も、総事業費が約1,060億円の夢咲トンネルも有効活用できないままで、「税金の無駄遣い」との批判も多かった^{注4}。

^{注4} 2009年に大阪市より公表された「咲洲・夢洲地区のまちづくりについて（咲洲プロジェクト報告書）」における現状認識においてテクノポート大阪計画、オリンピック誘致における失策について記載されている。https://www.city.osaka.lg.jp/port/cmsfiles/contents/0000002/2661/sakisimaPJ_1.pdf
最終閲覧日 2023.09.24

(3) 咲州・夢洲地区のまちづくり

「テクノポート大阪基本計画」以降 1997 年「夢洲未来都市計画」があり、そして 2009 年政策企画室、財政局、計画調整局、経済局、港湾局、交通局が一体となり、この地区のまちづくりについて検討している。夢洲では前述したように 1977 年よりゴミ処分場として整備され、1985 年より廃棄物の受け入れを行っている。2000 年に 2008 大阪オリンピックの招致を念頭に置きながら、「夢洲まちづくり構想」を策定し、一部区域において埋立事業を推進してきた。1988 年の「テクノポート大阪計画」においては業務機能では当初の計画どおりにはなっていない状況であり、その要因としては経済のグローバル化、人口減少、情報技術革新の進展によりテレポートそのものが陳腐化、東京への一極集中等が挙げられ、目指していた新都心構想ではなく、臨海部が有しているメリットや特性を活かす観点を鑑み新しい活性化ビジョンを策定している。夢洲地区においてはものづくりの高付加価値化を支援するアジア公営の産業・物流拠点の形成が当時の基本構想であり^{注4}、現状でも図-4 にあるように夢洲地区の一部はコンテナ物流拠点としてコンテナターミナルとして利用されている。2013 年には民間事業者と協働で、夢洲 1 区（西側）に大規模太陽光発電（メガソーラー）を設置し、本格的に発電事業（「大阪ひかりの森」プロジェクト）^{注5}を開始している。

4-3. 国の特定複合観光施設区域整備計画に係る要綱及び大阪 IR のそれに対する計画概要

(1) 国による要求基準・評価基準

前章で述したように、推進法に基づいて内閣に総理を本部長とし全国務大臣を構成員とする特定複合観光施設区域整備推進本部が設置された⁷。有識者 8 名で構成される IR 推進会議は民間のエコノミストや大学教授などで構成される。そして、要求基準 19 項目、評価基準 25 項目が策定され、推進本部にて承認された様式が表-3①~②となる。要求基準においては、法令で定められた内容が順守された整備が行われる計画となっているかを審査する項目である。一方、評価基準においては、国が目標として掲げているような日本的な景観やその他エリアへの送客網、ユニバーサルデザイン等に加え地域としての独自性等を加味

^{注5} 一般廃棄物処分場の上部空間の有効活用した再生可能エネルギーを導入するとともに、官民協働による環境教育や地域貢献に寄与することを目的とし、複数の参加企業がメガソーラーの設置コストを分担する一方で、発電した電気を電力会社に売却した収益をコスト分担割合に応じて受け取ることができるという、国内では初めての新しい事業モデルを採用し、参加企業の事業リスクの低減を実現してる。大阪市環境局環境施策部環境施策課エネルギー政策グループ公式 HP
<https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000595520.html> , 最終閲覧日 2023 年 12 月 18 日

した魅力増進施設などが審査される項目となっている。またカジノフロア、MICE 等の面積算入方法等における建築技術的な観点だけでなく経営的観点での収支計画、ギャンブル依存症対策、防犯対策など多岐に渡り評価基準が設定されている^{注6}。

表-3① 要求基準に係る様式
出所：国土交通省 観光庁「特定複合観光施設区域整備計画に係る様式集

要求基準	
基準番号	基準内容
要求基準1	1～5号施設に関する政令要件への適合
要求基準2	カジノ施設の数・ゲーミング区域の床面積の合計
要求基準3	IR区域の一体的な管理
要求基準4	IR区域の土地の使用の権原・IR施設の設置根拠についての妥当性
要求基準5	公平かつ公正な民間事業者の公募及び選定
要求基準6	地域における合意形成の手続
要求基準7	IR事業者によるコンプライアンスの確保のための体制及び取組
要求基準8	IR事業者の役員及び株主又は出資者についての反社会的勢力の排除
要求基準9	審査委員会の委員へ不正な働きかけを行っていないこと
要求基準10	IR区域と国内外の主要都市との交通の利便性
要求基準11	一体的かつ継続的なIR事業の実施
要求基準12	設置運営事業者と施設供用事業者との適切な責任分担及び相互の緊密な連携
要求基準13	IR事業者が会社法に規定する会社で、専ら設置運営事業を行うものであること
要求基準14	設置運営事業者によるIR施設の所有
要求基準15	カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための措置等
要求基準16	カジノ事業の収益の活用
要求基準17	認定都道府県等入場料納入金・認定都道府県等納付金の見込額及び使途
要求基準18	IR区域の整備による経済的社会的効果
要求基準19	カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための必要な施策及び措置

^{注6} 首相官邸公式 HP にて、特定複合観光施設区域整備推進本部で決定された各種要綱に対する内容が議事録として公表されている。(https://www.kantei.go.jp/jp/singi/ir_promotion/index.html)，最終閲覧日 2023 年 9 月 24 日

表-3② 評価基準に係る様式

出所：国土交通省 観光庁「特定複合観光施設区域整備計画に係る様式集

評価基準		
基準番号	基準内容	配点
評価基準1	IR区域全体のコンセプト	30
評価基準2	IR区域内の建築物のデザイン	30
評価基準3	IR施設の規模	10
評価基準4	ユニバーサルデザイン、環境負荷低減、多文化共生、フェアトレード	30
評価基準5	国際会議場施設及び展示等施設の規模	20
評価基準6	国際会議場施設及び展示等施設の種類の、機能、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針	50
評価基準7	国際会議場施設及び展示等施設の設置及び運営の方針、業務の実施体制及び実施方法	50
評価基準8	魅力増進施設の種類の、機能、規模、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針、業務の実施体制及び実施方法	50
評価基準9	送客施設の種類の、機能、規模、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針、業務の実施体制及び実施方法	50
評価基準10	宿泊施設の種類の、機能、規模、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針	20
評価基準11	宿泊施設の設置及び運営の方針	10
評価基準12	宿泊施設の業務の実施体制及び実施方法	30
評価基準13	その他観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設の施設ごとの種類の、機能、規模、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針、業務の実施体制及び実施方法	30
評価基準14	カジノ施設の種類の、機能、数、規模、配置、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針	20
評価基準15	IR区域の交通利便性	5
評価基準16	IR区域の整備の推進、滞在型観光の実現に関する施策・措置	15
評価基準17	観光への効果	50
評価基準18	地域経済への効果	50
評価基準19	2030年の政府の観光戦略の目標達成への貢献	50
評価基準20	IR事業者やその構成員が事業を確実に遂行できる能力、役割分担と連携	50
評価基準21	財務の安定性	50
評価基準22	防災及び減災のための取組等	50
評価基準23	地域における十分な合意形成	50
評価基準24	カジノ事業の収益の活用	50
評価基準25	カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除	150
合計		1000

(2) 大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画

大阪府より公表されている認定申請された計画がどのようなものであったかを IR 固有の特徴的な観点で選定して下記に示す^{注7}。

1. 【要求基準 4】収支計画及び資金計画

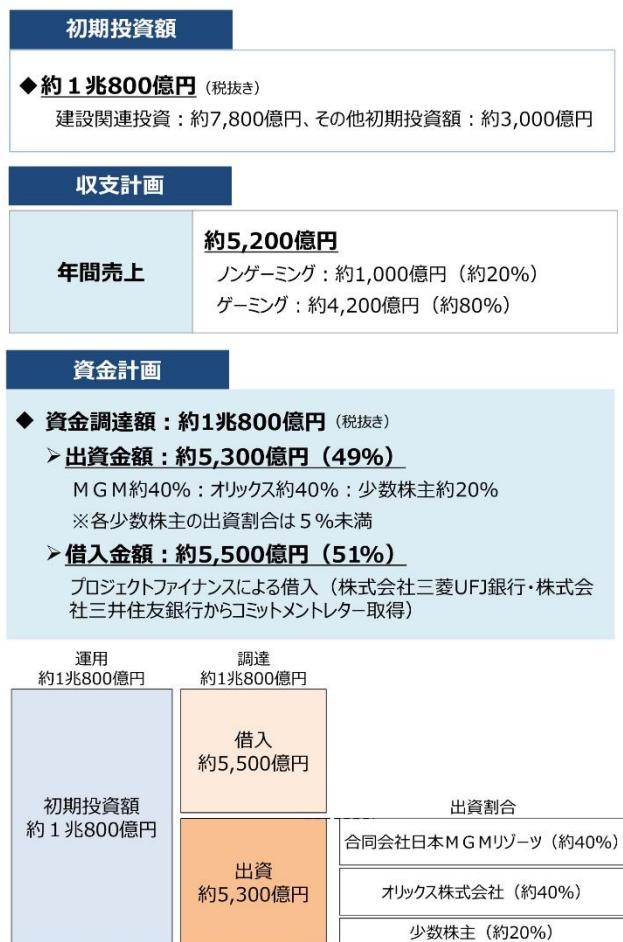


図-7 夢洲 IR 収支計画

引用：大阪府・市/MGM・オリックス コンソーシアム

都市開発における一般的な民間投資金額と比較すると 1 兆 800 億円は巨額な初期投資額であるといえる。図-7 にあるように借入金額の約 5,500 億円について考慮するとこれはカジノという特殊な用途における純利益の想定が可能にしていると想像出来る。計画書には概算の当期純利益が約 750 億円見込まれており、売り上げに対して 14%程度となる。そしてカジノ部門での収益が 8 割を占め(主な営業費用はカジノ部門では納付金及び人件費、非カジノ部門では人件費)、年間売上のノンゲーミングとゲーミングの同率で見込まれている。この収益構造により MICE のような大規模な面積を要する施設における初期費用に対する借入返済及び運営・維持管理費がカバーされ、持続的且つその施設が元来有するビジネス観光の強化を可能にしている。

^{注7} 本節各種内容は共通して、大阪府公式 HP に「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画」より引用し、考察を行っている。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/irs-suishin/kuikiseibikeikaku/index.html>

最終閲覧日 2023 年 9 月 24 日

2. 【評価基準 18】地域経済への効果

観光産業における IR 区域の後背圏（近畿圏 2 府 5 県）における観光での経済効果は表-4 のように見込まれている。開業年に 3100 億円、3 年目には 1 兆円超えを見込んでおり、2019 年（開業前）から開業 3 年目期で 135%になると想定されている。注視すべきは訪日外国人旅行者の増加額であるが、開業 3 年目期で 7,946 億の増加を見込んでおり、国内旅行者増加額の 3 倍以上を見込んでいる点である。これより国際観光に注力した施策を基に試算された数字であることが読み取れる。

表-4 IR 区域の後背圏における旅行消費額の増加額・伸び率の見込み
引用：大阪府・市作成の大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画

内訳		単位	現状値	増加額・伸び率		
				※第8期～第10期は増加額の累計		
			開業1年目期	開業2年目期	開業3年目期	
		2019年	第8期	第9期	第10期	
訪日外国人旅行者		億円	10,059	2,444	7,542	7,946
国内旅行者		億円	19,229	744	2,297	2,422
	国内旅行者（宿泊）	億円	－	344	1,063	1,121
	国内旅行者（日帰り）	億円	－	400	1,234	1,301
海外・国内合計		億円	29,288	3,188	9,839	10,368
対前年増加額 （第8期は対現状値増加額）		億円	－	3,188	6,651	529
対前年伸び率 （第8期は対現状値伸び率）		%	－	10.9	208.6	5.4

3. 【要求基準 15】（カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための措置等／【評価基準 14】（カジノ施設の種類、機能、数、規模、配置、外観及び内観の特徴、設置及び運営の方針）

計画における治安対策としては IR 区域内の防犯カメラを一体的に管理するシステムを構築した上で、総合防災センターにおいて IR 区域周辺を含めた監視を実施し、そして IR 施設等内に警察が自由に利用できる専用の施設やその他の関係機関との専用回線を設置するとある。また警察との連携によって建築計画として治安・地域風俗環境対策に取り組むため、夢洲内に警察署等の警察施設を設置し、警察力の強化を図っている（図-8）。

一方依存症対策としては支援対策等のソフト面だけでなく「カジノ施設内に 24 時間・365 日利用可能な相談施設を設置するとともに、来訪者へ責任あるゲーミング及びその対応方法の案内や、簡易なカウンセリングを行う。」とある（図-9）。

このように依存症、治安対策といった特に国民が高い関心を持つ分野はソフト面への影響だけでなく建築計画といったハード面にも仔細な影響を及ぼしている。

治安・地域風俗環境対策

I R事業者が実施する対策

◆あらゆる来訪者の安全・安心を守り、地域全体の治安維持に貢献

➤カジノ施設及びI R区域内の監視、警備

- ・24時間・365日体制の総合防災センターを中核機能とし、防犯関連資格の保有者等を配置するほか、最新技術等を活用した警備システム等を導入
- ・防犯カメラを一体的に管理するシステムを構築した上で、顔認証システム、画像解析システム等を用いて継続的な監視を実施 等

➤犯罪の発生対策、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持

- ・暴力団員等のカジノ施設への入場を禁止するため、暴力団員等に係るデータベースを整備し、入場者の本人特定事項と照合
- ・マナー・ローンダリング対策として、関係法令を遵守する内部管理体制を構築し、犯罪収益移転防止規程の作成、従業員の教育訓練等を実施 等

➤青少年の健全育成

- ・20歳未満の者のカジノ施設への入場禁止や20歳未満の者に対する勧誘の禁止等の措置、I R区域内外（夢洲内）の巡回等を実施 等

大阪府・市が実施する対策

◆警察力の強化を図るとともに、治安・地域風俗環境対策を推進

➤警察力の強化

- ・I R開業に合わせて夢洲内に警察署、交番等の警察施設を設置
- ・I R開業に向けて段階的に警察職員を増員（約340人）した上で、夢洲内の警察署等を含む大阪府警察の施設に適正配置

➤治安・地域風俗環境対策

- ・防犯環境の整備やパトロールの強化により、事件・事故の未然防止及び検挙活動を推進
- ・マナー・ローンダリング対策等の犯罪収益対策をはじめ、不法滞在者等の取締りなど、犯罪インフラの撲滅に向けた検挙活動を積極的に推進
- ・非行防止・犯罪被害防止教室の開催など青少年の健全育成のための対策に加え、I R区域や周辺商業施設等における夜間巡回、補導活動など青少年を保護するための対策を推進 等

図-8 【概要版】大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画 2022 年 4 月 25 日

治安・地域風俗環境対策

引用：大阪府・市・大阪 I R 株式会社

◆ 大阪府・市とI R事業者が互いに密接な連携協力を行い、依存症の発症・進行・再発の各段階に応じた防止・回復のための対策について、世界の先進事例に加え、大阪独自の対策をモットにした総合かつシームレスな取組みを構築し、依存症対策のトップランナーをめざす

- 大阪府・市は、普及啓発・相談支援体制・治療体制・切れ目のない回復支援体制の強化とともに、大阪独自の支援体制構築を推進
- I R事業者は、MGMの知見・ノウハウを最大限活用し、責任あるゲーミングの取組みを着実に実施

◆責任あるゲーミングを着実に実施するための体制構築

- 責任あるゲーミング専門部署の設置
- 組織横断的に社内主要部署で構成される責任あるゲーミング対策協議会や社外の提言機関であるギャンブル等依存症対策委員会との有機的連携
- M G Mにおいて導入実績のある責任あるゲーミングに関する、顧客への啓発や従業員教育を含む包括的プログラムを、日本の実情に合わせて導入

◆厳格な入場管理・利用制限措置

- 最先端の I C T 技術（生体認証等）の活用等によるカジノ施設の厳格な入退場管理の実施
- 入場等回数制限措置並びに、本人及び家族等の申出による利用制限措置の実施等

◆依存防止のために講じる措置

- 24時間・365日利用可能な相談体制等の構築
- 依存防止プログラムや相談機関等に関するリーフレット等の配備
- 視認 I C T 技術を活用した、問題あるギャンブル行動の早期発見
- 賭け金額や滞在時間の上限設定を可能にするプログラムの導入
- ゲーミング教室等を通じた、安全なプレイの推進
- レベルに応じた、予防啓発プログラム等に関する従業員教育の実施
- 関係機関・団体や民間支援団体との連携体制の構築
- 責任あるゲーミング・プログラムの国際会議の開催
- 調査研究に必要な情報やデータは提供など、ギャンブル等依存症対策に関する研究への貢献
- カジノ施設でのインターンシップの実施など、大阪における専門人材育成への協力等

◆大阪独自の支援体制の構築

▶ 悩みを抱える方へのフットスタップの支援拠点として「(仮称)大阪依存症センター」設置
▶ 関係機関と連携して府域全体の支援基盤を強化

※1 後述の補完点で予定、今年度二回定例会議決定の中継ぎ上での決定
※2 Osaka Addiction Treatment Inclusive Support
※3 協賛：協賛：大阪府立大学

◆普及啓発の強化

▶ SNS・街頭ビジョンを活用した通年度の広報・啓発、若年層向けの予防啓発
▶ 依存症ポータルサイトの開設 等

◆相談支援体制の整備

▶ 市町村への支援により、身近な場所で相談対応が受けられる体制を強化
▶ 研修や事例検討会による相談窓口職員の知識・対応力向上 等

◆治療体制の整備

▶ 医療機関職員に対する研修、治療が可能な医療機関の拡充
▶ 大学や研究機関との連携による治療の充実 等

◆切れ目のない回復支援体制の整備

▶ 大阪府依存症関連機関連携会議による好事例の共有や課題の検討
▶ 関係機関・団体同士の情報共有・連携による切れ目のない回復支援体制の強化 等

◆IR事業者と連携して行う取組

▶ カジリ利用者の行動データ等を活用したギャンブル等依存症研究の推進 等

図-9 【概要版】大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画 2022 年 4 月 25 日
ギャンブル等依存症対策
引用：大阪府・市・大阪 IR 株式会社

(1) コンセプトとイメージ

このように夢洲のオーシャンフロントの立地・眺望を活かした豊かな水辺空間の持つ魅力を表現している。同時に敷地内においても水景のあるオープンスペースが随所に配置されており、賑わいのあるリゾート空間となっている。MGN 社が運営するラスベガスにある著名なホテル施設ベラージオの噴水を彷彿させるような全体デザインとなっている。



①結びの庭ゾーン：

水都を表現するための噴水、日本の四季を表現するための桜、緑これらの要素を中心部に集めそこから人が結ばれる

②MGM 大阪：

カジノ施設を含むフード、パビリオン、リテール、シアター、駐車場

③MICE 施設：

国際会議施設、展示場施設、駐車場

④MUSUBI ホテル：

宿泊施設、飲食施設、三道体験施設、駐車場

⑤ウォーターフロントゾーン：

関西アート&カルチャーミュージアム、フェリーターミナル

図-10 IR 区域の全体イメージパースを筆者により加工
引用：大阪府・市／MGM・オリックス コンソーシアム

(2) ゾーニング

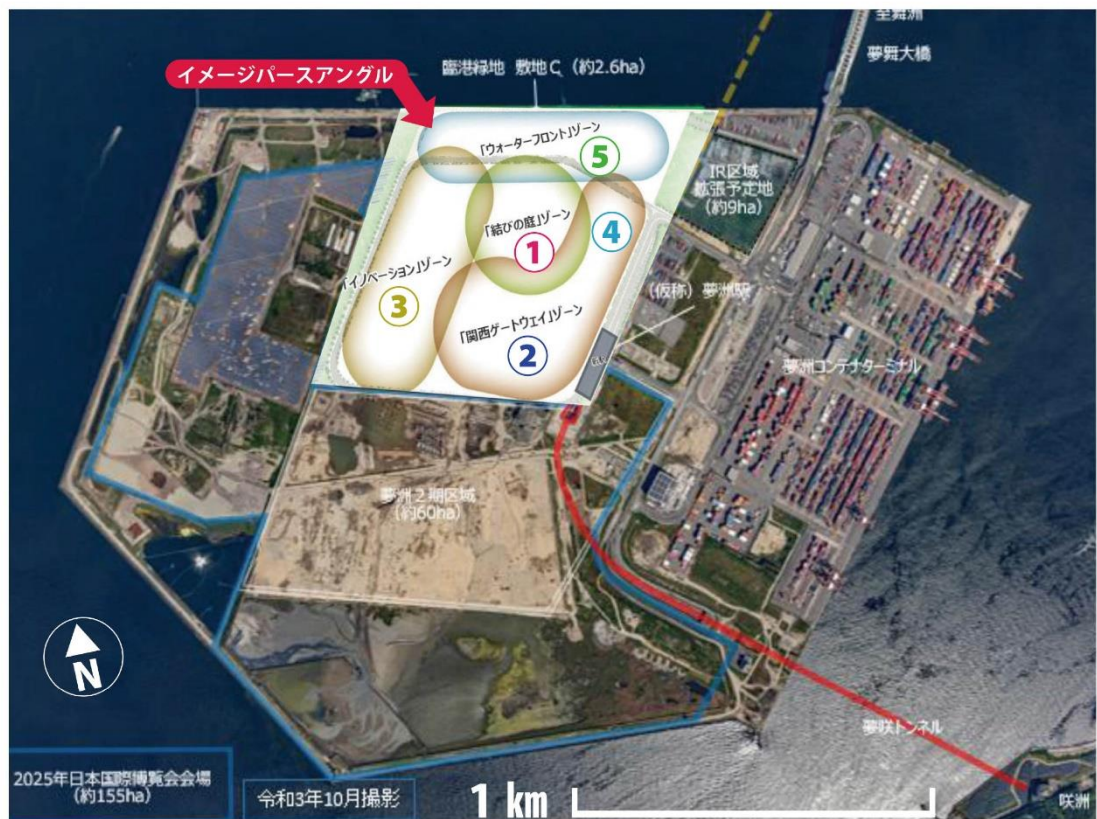


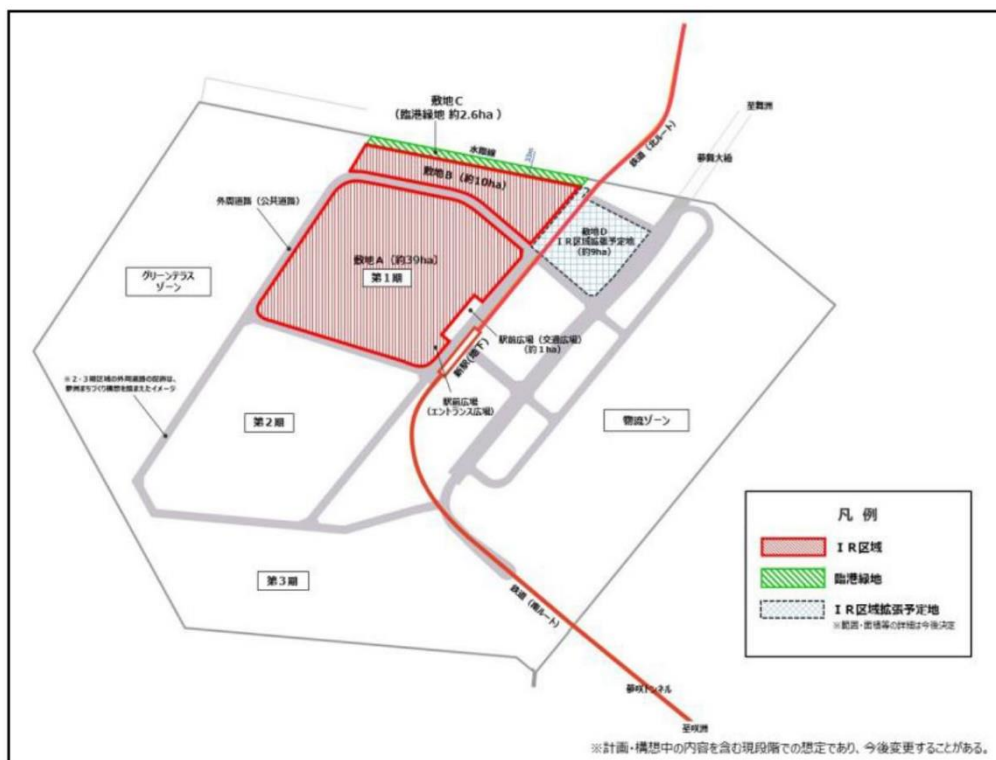
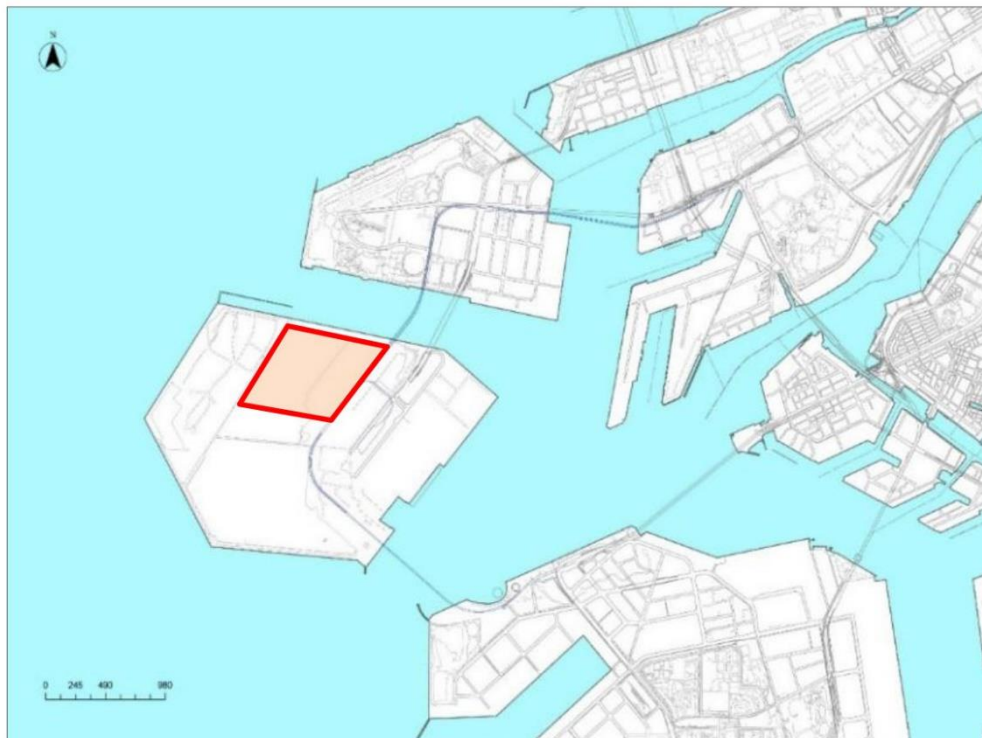
図-11 引用した具体的な配置計画を筆者により加工
引用：大阪府・市/MGM・オリックス コンソーシアム

(3) 区域・施設の概要

IR 区域においては図-10～12、表-5 にあるように夢洲の北側の一部 49.2 万㎡分が特別用途地区（国際観光地区）として指定されており、今後インフラ含めた工事が着手予定となっている。開発コンセプトにあるように送客も踏まえたハブ的な役割を持つ「関西ゲートウェイ」ゾーン、MICE を中心とした「イノベーション」ゾーン、水の風景がある「ウォーターフロント」ゾーンそしてそれらに取り囲まれるように中央に位置する大規模なオープンスペース「結びの庭」ゾーンの 4 つのエリアに分かれている。具体的な内容については「ゾーン毎の配置計画」にあるようにホテル、飲食、物販、劇場、カジノ、MICE 等の様々な用途が融合した大型開発となっている。そして、中央の「結びの庭」がそれらの用途を有機的に連携させるという点が基本理念に含まれており、あらゆるものを「結ぶ」結節点としての役割を果たす計画となっていることが読み取れる。

表-5 IR 区域の土地の概要
引用：大阪府・市／MGM・オリックス コンソーシアム

項目		概要
土地の概要	所在地	大阪府大阪市此花区夢洲中 1 丁目の一部ほか
	所有者	大阪市
	IR 区域を構成する土地の面積	合計面積：約 49.2 万㎡ (敷地 A：約 39.2 万㎡、敷地 B：約 10.0 万㎡)
法令等に基づく制限 (都市計画等)	都市計画区域	市街化区域
	用途地域	商業地域
	建ぺい率	80%
	容積率	400%
	高度指定	無
	防火地域	準防火地域
	特別用途地区	国際観光地区
	下水道	排水区域内
	土壌汚染対策法に基づく区域の指定	形質変更時要届出区域（埋立地特例区域）



5. 【評価基準 1】IR 事業の工程

現状では表-6 に示すように、2023 年に工事の発注及び着手、2029 年に工事完了の計画となっており、この規模におけるその他一般的な開発と比較すると行政手続き含めて短工期であることが分かる。これは民間工事ではあるものの国、地方自治体（大阪府・市）が一体となった国策である IR の特徴と想像出来る。

表-6 夢洲 IR 事業の工程
引用：大阪府・市／MGM・オリックス コンソーシアム

時期	区域整備計画上 の事業年度	工程（想定）
2022年秋頃～	1 年目	区域整備計画の認定 ^{※1} 行政手続き・調査・準備工事の着手 ^{※2}
2023年春～夏頃	2 年目	工事の発注及び着手 ^{※3}
2029年夏～秋頃 2029年秋～冬頃	7～8 年目	工事の完了 ^{※3} I R 施設の開業 ^{※3}
～2032年秋頃	10年目	設置運営事業の実施

※1 国土交通大臣による区域整備計画の認定の時期は推測（区域整備計画の認定の時期によって、I R 事業にかかる他の工程は変動する。）

※2 区域整備計画の認定後の実施工程のみを示す。

※3 工程が最も早く進捗した場合の想定。なお、新型コロナウイルス感染症の収束状況、I R 事業の税制上の取扱い及びカジノ管理規制の整備状況、夢洲特有の地盤性状への対応状況、工事環境等によっては、I R 事業の工程は1～3年程度後ろ倒しとなる可能性がある。

4-4. 本章の小括並びに第 2 章～第 4 章の総括

(1) 本章の小括

夢洲は大阪港の機能強化を目的とした処分場として整備することを目的として昭和 52 年(1977)、56(1981)年に埋立免許を取得し、40 年後の平成 29 年(2017)に竣工した³。活用計画として 80 年代の「テクノポート大阪」⁵計画や 2000 年初頭の夏季五輪招致計画などがあったものの現在に至るまでほぼ未利用地（一部コンテナ物流拠点として活用）となっている。この未利用地の活用について公的な議事録として最初に現れるのが平成 22 年(2010)から始まる大阪エンターテインメント都市構想推進検討会⁸であった。同年はちょうどシンガポールのマリーナベイサンズが IR としてオープンした年であると同時に、本稿第 2 章「わが国におけるカジノ及び IR をめぐる言説の変遷と国会での議論」で期分類したⅣ期の始まりの時期で大阪だけでなく各都道府県で盛んにカジノ特区における議論が活発化した時期でもあった。

交通インフラにおいて、平成 21 年(2010)に車用トンネルは供用開始となっている。そして、オリンピック誘致もあったため、当時は電車用のトンネルも完成していたが、線路敷前の段階で一旦中止となっていた。しかし、令和 2 年(2020)より線路敷工事が再開され 3.2 k mの内現段階では 2.8 k mまで完成し、且つ夢洲駅工事が着手されている。令和 6 年(2024)の万博開催時には延伸工事、駅舎工事は完成予定となっており、関連する道路等のインフラ整備は国の補助金並びに大阪市の財源にて賄い、伴う線路工事等は大阪市などが出資している第 3 セクター会社である株式会社大阪港トランスポートシステムが賄う。なお、電車車両費は大阪メトロの負担となる^{注8}。

平成 26 年(2014)から夢洲まちづくり構想検討会が開始され、その中で具体的に IR を夢洲で行うということが明文化され、第 3 章で述したように府議会では本格的な議論が行われるようになり、令和 4 年(2022)4 月 27 日には国土交通省観光庁へ区域整備計画の認定申請が提出されるに至った。要するに、夢洲は元来処分場として埋め立てられ、80 年代の「テクノポート大阪」計画での失策、その後大阪府はオリンピック誘致も選外となり、長い期間未利用地であった。平成 22 年(2010)から始まる大阪エンターテインメント都市構想推進検討会で初めて夢洲で IR という議論が起こり、その後府議会、夢洲まちづくり構想検討会において IR 候補地として選定されたことが明らかになった。

大阪府・市は整備区域を「結びの庭」「関西ゲートウェイ」「イノベーション」「ウォーターフロント」の 4 つのゾーンに区分けしており、それらのゾーン自体でとそれらのゾーンを総合的に組み合わせることによって国の目指す 4 つのキーワード【自然・歴史文化・気候・食】を充当させつつも、周辺エリアへの観光ハブとなる空間を計画することによって送客を加味した観光施策がとられていることも確認した。

(2) 第 2 章～第 4 章の総括

ここでは第 1 章序論で述したように第 2 章で明らかになった世論・議論の変遷、第 3 章での大阪府議会における議論、そして本章での大阪夢洲（埋立地・人口島）での IR を核とした新規都市開発を概観した上で、世論・議論が都市開発や観光施策にどのような影響を与えたのかを表-7 を基に総括し、考察を行う。

90 年代後半から 2000 年代初頭にかけて、日本はバブル崩壊後の不景気により特に地方では、リゾート法によって開発された大型リゾート施設の運営・経営が困難になり、これが地方財政を悪化させた。これらの施設をカジノ特区として国から認可を得て再生を図るという議論が活発化したものの、それらの世論・議論が国会に現れることは少なく、具体的な都市開発や観光施策への影響を与えることもなかった。大阪においては埋立地である夢洲

^{注8} 2024 年 1 月 22 日大阪港湾局開発調整課へのインタビューにて、各種インフラ工事の管轄及び工事負担がどこになるのかを調査した。

はテクノポート大阪計画があったものの依然として未利用のままであった。2006 年以降大阪においては都市開発関連にて夢洲でのまちづくり構想、そして観光施策関連においてはオリンピック誘致があったが、IR に関連するものではなく埋立地においても交通インフラ（咲州トンネル）を整備するに留まっていた。2010 年以降シンガポールでの IR 開業が世論・議論に再びカジノというキーワードを出現させていくこととなり、特に大阪では府議会でも議論がされるようになり、同時に官民一体で「大阪エンターテイメント都市構想推進検討会」を発足し、それらは都市開発、観光施策に影響を与えていくこととなった。2014 年以降、世論・議論はギャンブル依存症や治安悪化などの社会的デメリットと財政改善や雇用といった経済的メリットを中心により具体的になっていくに伴い、地方ではカジノに対する反対意見が強くなり、いわゆる IR 地方型の多くの計画は頓挫することとなる。一方、都市型である大阪では反対意見もあるものの【万博・IR】というキーワードが同時に出現し、結果「夢洲まちづくり構想検討会」の発足に至り、都市開発、観光施策に影響を与えるようになる。一方、夢洲では交通インフラ整備が行われた。現在夢洲では万博のための開発工事に着手している。

このように 2010 年頃シンガポールでの IR 開業は世論を触発し、国会や地方自治体の議論でも IR に関する議論が現れるようになり、特に大阪府では IR 誘致を目指して新たな官民組織が発足し、そこで都市開発の点では IR の立地が夢洲に選定され、観光施策の点では IR に付随して MICE を強化していく施策検討が行われるようになった。そして 2014 年以降においては依存症や治安悪化の社会的デメリットに対する懸念が世論を席捲していく中で大阪では万博と IR が一体的に世論に現れるようになり、それらは国会、大阪府議会でも議論されるようになり、現時点で万博へ向けた工事が着手されている。依存症と治安悪化は第 3 章で述したように国民の関心が高い分野であり、これらは本章でも述したようにソフト面だけでなく建築計画においても対策されており、世論は都市開発や仔細な建築計画にまで影響を与えていることがわかった。

参考・引用文献

- ¹ 「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域 実施協定の締結の認可について」, 大阪府公式 HP,
<https://www.pref.osaka.lg.jp/hodo/index.php?site=fumin&pageId=49057>, 最終閲覧日 2023 年 9 月 24 日
- ² 倉田 楽(2020), 「大阪のトリセツ」, 昭文社, pp22-23
- ³ 臨海部のまちづくり, <https://www.city.osaka.lg.jp/port/page/0000002661.html>, 大阪港湾局公式 HP, 最終閲覧日
2023 年 9 月 24 日
- ⁴ 山本 攻(2017), 「第 12 回: 大阪におけるゴミ処理の歴史(後編) - ゴミ埋立の歴史の概説と海面市埋立処分場建設
のための諸実験-」, 廃棄物資源循環学会誌, Vol. 28, No. 1, pp86-90
- ⁵ 金山正吾(1987), 「テクノポート大阪」計画, 季刊誌 生産と技術, Vol. 39, No4, pp53-55
- ⁶ 都市魅力創造局 (2011), 議事録「第 5 回大阪エンターテインメント都市構想推進検討会 開催結果概要」,
<https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/10583/00000000/230301dai5kaigijiroku.pdf>, 最終閲覧日 2023 年 9 月 24 日
- ⁷ 首相官邸, 特定複合観光施設区域整備推進本部, https://www.kantei.go.jp/jp/singi/ir_promotion/index.html ,
最終閲覧日 2023 年 9 月 24 日
- ⁸ 大阪府公式 HP 「大阪エンターテインメント都市構想推進検討会」,
<https://www.pref.osaka.lg.jp/toshimiryoku/ir/process/p0000001.html>, 最終閲覧日 2023 年 9 月 24 日

第 5 章

シンガポールにおけるカジノ 合法化検討過程

5-1. 本章の背景と目的

(1) 本章の背景と目的

本章の一つ目の目的は、同国が成功例として取り上げられるに値するかどうか、具体的な証拠を基にした議論が行われていたかを明らかにすることである。多くのアジア諸国は 60 年代に外貨獲得のためにカジノが既に合法化されているが¹、シンガポールは日本と同様に 2005 年の近代に至るまでカジノは合法化されていなかった。しかしながら、同国は IR 開発以降観光立国として世界を席巻しており、図-1 の写真にあるマリーナ・ベイエリアの風景は世界中の多くの人々に観光ディステーションとして認知されている。それは観光施策の要素だけでなく都市開発の要素が統合的かつ綿密に企画されたパッケージ政策と考え得る。そこで、そのような仮説に立ち、シンガポールがどのような合法化検討過程を経たのかを、観光政策と都市計画の歴史とあわせて整理し、考察することで、それらの要素が各時代においてどのような関連性を持っていたのかを明らかにし、さらに 2005 年に出されたリー・シェンロン首相の声明文と照らし合わせることで整合性を確認することを二つ目の目的とする。さらに、マリーナ・ベイエリアの IR 開発においてどのような行政組織を編成していたのかを調査することで前述の目的である観光局、都市再開発局のより具体的な連動性や役割を明らかにすることを三つ目の目的とする。



図-1 マリーナ・ベイエリア写真 写真引用：シンガポール政府観光局

(2) 本章の構成

図-2にあるように本章ではまず次項 5-2 においてリー・シェンロン首相の 2005 年 4 月 18 日声明文の内容について整理・考察を行う。そして 5-3 において同国における IR 合法化検討過程がどのようなものであったのかを歴史的背景と併せて調査、整理し、その中で観光政策や都市開発とどのような関連性があったのかも含めて調査・分析する。5-4 においては実際のマリーナ・ベイリヤ IR 開発における行政組織体制がどうであったかを調査する。



図-2 第 5 章 全 体 構 成

(3) 世界にみる IR の起源

本章でシンガポールに焦点を当てる前に同国において IR が元来どういった経緯で施策検討が行われ始めたのかを既往研究を基に調査した。多くは単にカジノといえば、アメリカネバダ州のラスベガスを想像すると考えられるが IR 自体の起源についてはあまり知られていない。小林²はラスベガスのカジノ・リゾートの原型(1946 年開業)について調査を行っており、地理的要因において宿泊施設、飲食がパッケージとなって近代の複合リゾートの原型が発祥したと結論付けており、その後 80 年代後半～90 年代頃に近代カジノホテルにおいて最も成功を納めたと言われる実業家のスティーブ・ウィンがラスベガスのカジノホテルにエンターテインメントの要素を複合させたのが、IR の起源とされている。また、増子³はマカオカジノの変遷について研究を行っており、それによると 2002 年にマカオはカジノ経営権の対外開放を行い、前述したウィン・リゾートがマカオへの本格参入を決め、以降「東洋のラスベガス」と呼ばれる程に観光客を獲得していくこととなる。そういった変遷に危機感を感じたシンガポールのリー・シェンロン首相は 2005 年に声明を出しカジノ合法化を閣議決

定した。よって、シンガポールで IR が施策検討される引き金となったのは国際観光競争におけるマカオの優位性であった。そしてシンガポールでは 2010 年に米国企業のサンズが開業し、アジアだけに留まらず、世界から観光客が集まる国へ急成長した。その後、韓国では仁川にて 2017 年に IR を開業し、日本ではシンガポールの開業当初、当時の日本の首相である故・安倍晋三氏、大阪府知事の橋下徹氏が視察に訪れ日本国内でも全国的に報道され話題となった。その後橋下徹氏の指揮下でカジノ構想が大阪で始まっただけでなく日本全国で類似する議論が行われた⁴。このようにシンガポールの成功は、日本でのカジノ議論が活発化するきっかけになっていることが予想出来る。なお、IR 起源における概略背景の流れを図 - 3 に示す。

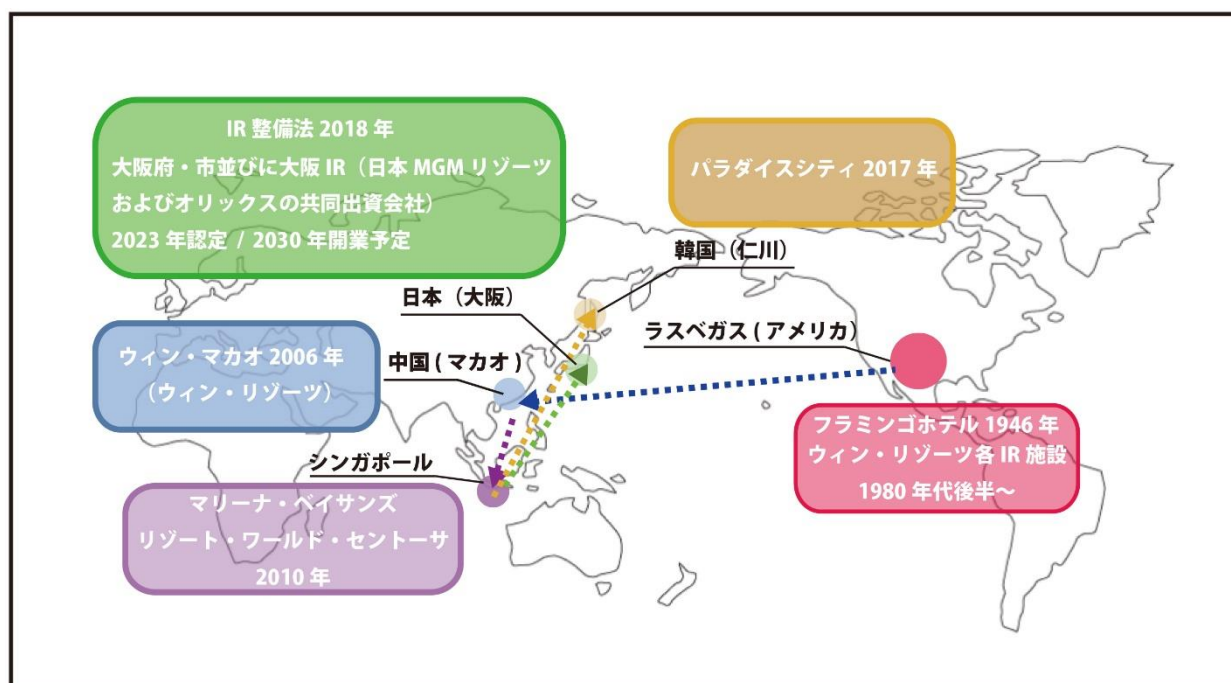


図-3 ラスベガス→マカオ→シンガポール→韓国→日本（予定）における世界の IR 開発の流れ

(4) 本章の調査手法

シンガポール政府が公表している声明文「Statemet by prime minister Lee Hsien Loong on Integrated resort」（2005 年 4 月 18 日）⁵を整理・分析する。まず、同国の歴史、アジア諸国のカジノ合法化の動き、その当時の観光局、都市再開発局の政策について調査し、時系列にまとめる。次にシンガポール観光局公式ホームページより IR 開発時の組織体制を表化する。また、シンガポール現地における行政（URA）インタビューを 2022 年 7 月 22 日に現地 URA 行政ビル（45 Maxwell Rd, Singapore 069118）にて行った際の記録も用いる。

5-2. リー・シェンロン首相声明文(2005 年 4 月 18 日)の言説分析

(1) 声明文考察の意義

IR 合法化に至る理由や経緯、過程（歴史的背景を含む）を明確にすること自体、本研究において重要な要素である。第 2 章で述したように、カジノ合法化議論は経済振興や観光振興の観点等において古くから議論されている。また、議論の内容や変遷を考察することで歴史的背景や社会情勢を垣間見ることが可能であり、未来産業を構築するための新たな知見も導き出すことが可能と考える。IR 成功事例として取り上げられるシンガポールでのそれら事項を概略的ではあるものの同国首相自らの声明で知することは述べた理由より大きな意義がある。

後に(3)声明文の背景でも仔細は述すが、IR 政策における本声明が出される前年の 2004 年に首相に就任したリー・シェンロン氏が同年 8 月の就任演説にて、次の世代のためにシンガポールは舵をきる必要があると演説し、そこで今まで却下してきたカジノを、観光客を獲得するために合法化することを下記のように示唆し、これが 2005 年の本声明文の根幹になっていることが予想される。なお、この声明文、それに伴う議論の議事録含めてシンガポール政府 MTI (Ministry of Trade and Industry: 通商産業省) の公式 HP で公開されている⁶。

観光客の流入を増やし、シンガポールへの観光客の数を倍増させたいのであれば、中国人やインド人の富裕層にギャンブルのためだけに来てもらいたいのではなく、ギャンブルが彼らのやりたいことのひとつであるなら、彼らを許可すべきかもしれない。単なるカジノではなく、統合型リゾート、エンターテインメントセンターとして。

声明文は 76 項目から成り、10 章に分かれている。そして表-1 に各項目の内容を要約した。声明文を考察する事で、主にカジノ合法化検討時の観光政策並びに都市計画と歴史的背景の整合性を確認する事を目的としている。

(2) 声明文の概要

声明文前半では元来カジノ合法化に関して反対であった体制がどのような経緯で賛成の体制に流れたかに関して、世界情勢の変化と共に表明されており、中盤ではカジノ単体ではなく IR としての機能を重視する内容が並び、後半にはカジノに付随する様々なリスクと対策が表明されている。最後は満場一致ではないが、国民の意見や議員の意見を熟慮した上

で、リー・シェンロン首相の責任の基、合法化するという事で締めくくられている。

(3) 声明文の背景

2004 年通商産業省が予算委員会からカジノ導入構想が発表され、シンガポール政府によるカジノ容認姿勢が示され、同年 6 月に政府はカジノ導入の是非について国民からの意見を募集した。同年 8 月 12 日にリー・シェンロン氏が第 3 代目首相に就任し、就任直後の 22 日の国民向け就任演説の中で「単なるカジノではない IR」を検討する立場を表明した⁶。同年 9 月、シンガポールの代表的な新聞「ザ・ストレーツ・タイムズ」(36 万部発行)が 20 歳以上のシンガポール国民または永住権保持者 376 人を対象にカジノに関する意見調査を実施した結果、カジノ導入について賛成が 53%、反対が 47%と拮抗していた⁷。ステートメントにもあるように一定の宗教団体及びそれに関連する議員から、宗教的な理由での反対意見はあったものの、多人種、多宗教国家である以上、一定の団体に加担出来ないという理由にて、法案は閣議決定した。IR 合法化によるメリットに関しては、表—1⑦にて、海外からの大型投資が見込まれ、世界から多くの観光客が見込める点に関して言及されている。デメリット並びにそれへの対策に関しては同表⑧にて、社会への悪影響、自国のブランド力低下、道德観の低下、宗教的な問題の大枠 4 項目に関して説明されている。

表ー１ リー・シェンロン首相声明文の内容 ※筆者により要約の上、表化

章	主要箇所の和訳
①序章(1～4)	「Integrated Resorts(IRs)are a significant proposal to boost our tourism industry」から声明は始まっており、観光産業の起爆剤として重要な国家施策である事を強調している。 この序論の段階で、実行可能性を評価するために 2004 年 12 月に民間業者より提案書(RFC:Request-For-Concept)を提出させて、19 業者より提案が集まり、それらを精査した上で、二つの IR をマリーナベイフロンとセントーサにて精査していくと明記されており、この後は、議会在決定を下していった過程や、過去のカジノ反対姿勢から今回の決定に至った経緯、社会リスクへの対応策を説明していくと述べられている。
②反対スタンスの見直し(5～7)	1985 年、2002 年にカジノ導入案を検討した際に反対であった内容が明記されている。
③情勢の変化(8～11))	項目名にあるように、取り巻く社会情勢が変わった事が冒頭に明記されており、特に観光産業においては他国に遅れをとっている旨を強調している。観光客数の減は、その他ホテル産業や飲食産業、飛行機産業にまで影響する事も強調されている。
④他国の都市再開発(12～19)	他国のメジャーな都市が都市開発を活性化しているとして、ニューヨーク、パリ、ロンドンに例を挙げて説明しており、このままではシンガポールは取り残されてしまい、何もしない事によるリスクが一番大きいという事を明記していると同時に、ただカジノを作るのではなく、都市自体を再開発する事の重要性を説いている。
⑤カジノではなく、IR(20～24)	前項目同様、カジノ単体ではなく IR としての機能を重視している旨を説明している。マカオやラスベガスのようなギャンブル色の強い意匠を目指すのではなく、格式高い意匠を目指しており、それによって、ギャンブルをしにくる事が目的ではなくビジネスや観光が目的の人々が自国に来る事を想定していると明記している。 国の補助金が不要で投資家達が全てのリスクを負ってくれる点が IR の重要なポイントである旨も提言している。
⑥現実的に IR を理解する(25～28)	ここでは自国民からの強い反対意見があり、議会でも見解が分かれたという内容から始まる。その上で慎重に検討し、より具体的な精査をするためにも Request For Concepts(RFC) が必要であったと明記している。
⑦民間企業による提案結果(29～39)	提案は模型等を利用して開発内容がうまくまとめられており、ベイフロントとセントーサを合わせて50億ドルの開発費用が見込まれ、それらの模型をシンガポール国民の理解を得るためにも公表したかったが、著作権の関係上不可能である事が残念であると明記されている。それを見れば誰でも賛成してくれるだろうと明記しているように、その内容がいかに素晴らしいものであるかをアピールしている。 ベイフロントは美術館や博物館、ショッピング、コンベンションセンターを中心に成り立っており、カジノ面積は全体の3%にも満たないという事を強調している。 反対にセントーサエリアは家族向けリゾートとして開発予定であるという旨も明記している。これらの開発により、シンガポールは様々な層の観光客を集める事が可能となり、世界から高い評価を受ける事になると強調している。 このような大型開発はIRという概念の基で行う事で成立する。IRでなければこの規模の開発には15年以上の年月が必要である。それが今回は4年で完工出来る事が想定出来る。
⑧デメリットの考察(40～66)	経済的な観点では自国にとって、プラスになる事は明白だが、社会的なマイナス面に関してこの章では説明し、それに関する反論と解決策等も下記のように明記されている。 ここでは自国民からの強い反対意見があり、議会でも見解が分かれたという内容から始まる。 声明文では下記の4点に関しての考えられる社会への悪影響及びその対策が述べられている。 社会への悪影響 依存症の患者は既に現在でも存在しており、IRが出来たとしてもその数が増えるという事は考えにくい。しかしながら、新たに依存症者が出る可能性もあり、そしてその家族へも損害が波及する可能性がある。自国民の入場を禁止するという案もあるが、それは単に自国民が他国のカジノへ行くだけの事であるため、禁止ではなく規制という形をとった。そして、自身或いはその家族によって、入場を規制する制度も確立する。 既存のギャンブルが行っているのと同様に今回のカジノの収益の一部は寄付金として一定の組織へ還元していく。ギャンブルによって起こり得る問題を一貫して国が管理出来る機関を作っていく。 シンガポールブランドへの影響 シンガポールが作り上げてきたブランドを汚すような開発はしないと入札者と協議し、理解されている。 労働意欲や道徳観低下の懸念 コミュニティー活動や、宗教活動により力を入れていく。 宗教団体からの反対 様々な宗教団体から反対意見の手紙をもらい、それらを尊重している全ての団体が反対というわけではないが、政府は一部の団体に加担する事なく、公正に実用的な判断をしていく必要がある。
⑨決定 (67～70)	政府は市民の意見、各議員の意見も含め、慎重に検討し、最終的には満場一致ではないものの、この政策を施行する事以外に道はないと考えると同時にこの決定の最大限の責任は首相にあるとした上で決定に至ったと明記されている。
⑩共に前に進む(71～76)	IR は重要な政策であるが、我々の都市を発展させていくための一つのステップであり、その他多くの事も今後施行していく必要があり、アジアの中でダイナミックな輝く都市であり続けるために引き続き尽力していくという内容で締めくくっている。

(4) 声明文の詳細分析

- ① 「序章」において、リー首相は、IRは観光産業を促進させるために欠かせない重要な施策であるという文章から始めている。次節5-3にて詳細は述すが、同国では過去に5回のカジノ合法化検討過程があった。第1回目の合法化検討時はシンガポール政府観光局（STB: Singapore Tourism Board）^{注1}が発足して間もなく、国家としては、観光産業より国土開発に力を入れていた。また、観光客数も年間9万人程度であり、世界的に見ても航空産業自体が発展途上であった。しかしながら、第4回目カジノ合法化検討時期以降、社会情勢は大きく変化している。特に観光産業においてはLCCの台頭に起因する国際観光の発達による自国観光客数の伸び悩み（図-4）が注視される点である。表-1⑥、⑦にて、施行の実行可能性を評価するために2004年の12月にRFC^{注2}によって民間企業に提案を募ったとある。これによって、根拠のある海外からは投資額や経済的効果、そして開発の具体的な内容が分かるモデルによるカジノ面積と全体面積における正確な割合が示された。
- ② 「反対スタンスの見直し」の中で、リー首相本人が第4回目カジノ合法化検討時期にSTBのウー・イーチャオ氏（現UOBケイヒンホールディングス会長）からのカジノ合法化提案に対して、社会的デメリットが大きすぎ、対策するのは難しいという事が本声明文にも明記されており、当時はリー氏自身も反対であり、法案を却下した事が強調されている。しかしながら、その2年後の2004年にはリー氏自身並びにシンガポール政府はカジノ容認姿勢となっている。
- ③ 「情勢の変化」で、近年の社会情勢が大きく変わった事を説明している。この2年という短期間での方向転換に起因する事象は、2003年にシンガポールの観光産業に大打撃を与えたSARSが考えられる。図-4より、2003年の観光客数は大幅に落ち込んでいるのは上述したSARSによるものであり、貿易、多国籍、コンベンション、観光など、国際経済活動の上に成り立っているシンガポールが受けた影響は甚大であった⁸。2002年にカジノ合法化を否決したものの、2003年にSARSによる観光客数が激減し、2004年にはIR

^{注1} シンガポール政府観光局：STB（Singapore Tourism Board）は、1964年に同国の観光産業を発展させるために貿易産業省の基に発足。マーケティンググループ、ビジネス旅行グループ、政策企画グループ、事務局（経営企画）グループ、体験観光グループ、国際業務グループと6つのグループで構成されている。国際的な観光促進キャンペーン「Your Singapore」を打ち立て、世界各国から観光客を誘致すると同時に「Tourism Compass2020」政策により観光復興のためのロードマップを政府が作成し、高品質の観光を達成させるべく下記の4つの方針を定めている。

1. 常に新しいオリジナルでエキサイティングな観光地の開発、2. 既存施設の再復興及び再開発、3. アジアの周辺国の活力を取り込む、4. 国際競争力の強化

^{注2} RFC（Request For Concepts）：一般民間業者より、本開発における概念、実行性、理論、建築計画等の提案を募る事。

という概念の基、観光産業を強固なものにするために、カジノ合法化を容認するという考えに急転した事が推察出来る。

- ④ 「他国の都市再開発」において、他国の評価が高いいくつかのメジャー都市について言及している。第1回目～第4回目のカジノ合法化検討時期において他国の事を議論する事はなかったが、今回の声明では、ニューヨーク、パリ、ロンドン、上海、そして香港のカジノが存在しない都市に関しても言及している。これらの都市を説明した後に⑤「カジノではなく、IR」の項目に移行する事から、歴史的に宗教心の強い国である同国民の反発に対して、論点を変えようとしている事が声明文より読み取れる。
- ⑥ 「現実的に IR を理解する」において、前述したように、実際 2004 年 6 月に政府はカジノ導入の是非について国民からの意見を募集した。しかしながら、声明文ではそれらの反対意見に対する詳細な内容は示されておらず、ただ単にフィードバックを慎重に議論したという内容に留まる。
- ⑧ 「デメリットの考察」において、依存症患者が増える事は考えにくい、コミュニティー活動や宗教活動に力を入れていくといった首相自身の考えを述べるに留まる。

(5) 考察

リー・シェンロン首相は、声明の中で観光産業発展の起爆剤と成り得る施策であるとして IR の必要性を他国の観光産業及び都市再開発を例に挙げて言及している。過去のカジノ合法化検討を否決してきた内容を言及した上で、アジア諸国の観光産業、都市再開発における情勢は昨今急速に発展し、状況は過去とは違ってきているという点を述べている。首相自身が IR とはカジノ単体を作るものではなく、レジャー、エンターテインメント、ビジネスゾーンを作っていく都市再開発であると言及している事と、上述した観光産業への言及と併せて、観光産業、都市再開発と密接に関連したものである事が声明文から読み取れる。具体的には、大型の都市開発を海外からの投資金にて自国の経済的リスクを負うことなく短期間で行える事を RFC による根拠ある現実的な計画を基に声明している。これは都市計画の視点から見ても有用な知見であり、それに合せて自国の観光産業を連動、発展させていく事でより大きな経済効果を生み出そうとしている事が声明から読み取れる。社会的なデメリットやその対策については様々な角度から言及されているが、論拠に乏しく、主に首相の考えとして述べられているものである。また、反対派の意見や、国民の意見についての仔細も声明では言及されていない。社会的なデメリット及びその対策、反対派の意見、国民の意見に関する説明は主に首相の考えを述べたに過ぎない点は、この声明の問題点として挙げられる。

5-3. シンガポールにおけるカジノ合法化検討時期

(1) 過去5回のカジノ合法化検討

第1回目は1965年、シンガポール国が正式にマレーシアから独立した時期⁹であった。当時マカオ、大韓民国、インドネシアが外貨獲得のためにカジノが合法化された¹。シンガポールはそういった流れの中、カジノ合法化を建国以来、初めて検討した¹⁰。第2回目は1970年、航空技術が発達し、国際観光が活発に行われ¹¹、アジア諸国から観光客を呼び寄せるために、カジノ合法化検討を行った¹⁰。第3回目は1985年、世界的な経済危機の波及を受け、シンガポール政府も打開策を模索していた⁹。そういった背景の中でカジノ合法化の検討が行われた¹⁰。第4回目は2002年、97年のアジア通貨危機を受け¹²、第3回目同様に不景気であり、その打開策として、カジノ合法化検討がなされた¹⁰。第5回目は2004年、通商産業省（MTI: Ministry of Trade and Industry Singapore）が予算委員会において、カジノ容認姿勢を示し⁶、翌年2005年にリー・シェンロン首相がIRという概念の基、カジノ合法化を閣議決定した。本章では合法化されるまでの過去4回の否決理由並びに当時の観光産業、都市計画の歴史、そして5回目の可決理由、同様に当時の観光産業、都市計

表-2 声明文骨格 2005年4月 リー・シェンロン首相声明文

出所:シンガポール政府

	内容	過去/未来及び関連省庁
①	過去の否決に関する事項	過去のカジノ合法化の歴史
②	ツアリズムトレンド（航空産業の発展）	過去のSTBと関係
③	都市再開発	過去のURAと関係
④	カジノ施設とIR施設の違い	未来における首相の考え
⑤	民間企業からのIR施設提案	未来における構想、首相の考え
⑥	社会に及ぼす悪影響	未来における首相の考え
⑦	決定、今後	未来における首相の考え

表-3 関係省庁、及び抽出原資料/二次資料

関係省庁等	抽出原資料/二次資料
STB	TOURISM FIFTY ¹²
URA	Annual report 98~05 ¹³
航空産業	「シンガポールにおける観光立国への取り組みと空港の国際競争化」 ¹⁸⁾

画の歴史を整理し、表-4 にまとめ、考察を行う。同表の作成に至っては、表-2, -3 に示すように、2005 年カジノ合法化決定時に出された声明文⁵を考察した結果、主たる関係機関は観光産業では経済産業省(MTI: Ministry of Trade and Industry)^{注3}の傘下であるシンガポール観光局(STB: Singapore Tourism Board)、都市計画では国家開発省(MND: Ministry of National Development)^{注4}の傘下である都市再開発局(URA: Urban Redevelopment Authority)^{注5}である事が分かった。そこで、それらの否決時の動きを基準として原資料を収集した。第1回目～第3回目まではIRとの直接的な関連性が見られないため、組織の設立に関する内容、及び二次資料、現存する原資料から組織の骨格となる動きを基準として抽出した。なお、声明内の観光産業面で航空産業の発展に関する重要性が述べられていることから、シンガポール及び国際空港に関する資料として、二次資料である「シンガポールにおける観光立国への取り組みと空港の国際競争化」¹¹を収集し、各時代の空港整備の動向を抽出した。

^{注3} 経済産業省(MTI: Ministry of Trade and Industry)は経済成長を促進し、良好な雇用を創出し、シンガポール人の生活を改善できるようにすることを目的として1979年に設立された。

^{注4} シンガポール国家開発省MND (Ministry of National Development) 1959年にシンガポールの物理的開発の監督を目的として設立され、亜熱帯地域のジャングルに囲まれた同国を40年足らずで世界有数の商業センターと貿易港をもつ近代的ビジネス国家に生まれ変わらせた。

^{注5} 都市再開発庁(URA: Urban Redevelopment Authority)はシンガポールの都市開発を担当する法定機関。国家開発省MNDの下に設置されている。

表-4 シンガポールにおけるカジノ合法化検討時期

※カッコ内数字は、そのセルの参考文献及び補注を示す

第1回目 カジノ合法化検討 1965 年（各項目の主要な動きは同年前後より抽出）		第2回目 カジノ合法化検討 1970 年（各項目の主要な動きは同年前後より抽出）	
否決理由	マレーシアからの建国当初、セントーサ島にて観光を促進するためにカジノを設立する議論が上がったが、国会にてモラル低下につながるという理由で否決された ¹⁰ 。	香港のビジネスマン、スタンレー・ホー氏がシンガポールにカジノを建設する提案を行ったが、リー・クアンユー首相により却下され、「私が生きている間カジノ合法化はしない」と明言する ¹⁰ 。	
アジア諸国のカジノ合法化の動き	1961 年マカオにて小規模賭博の抗争混乱を避けるために賭博の独占権を競争入札により実施し、STDM 社が独占権を得てカジノ経営を開始する ³ 。 1967 年大韓民国が既存の「観光復興法」を改正する形にてカジノを合法化する ¹ 。 1967 年インドネシアが外貨獲得のためにカジノを合法化する ¹ 。	フィリピンにて、1977 年に大統領府傘下の国営会社「フィリピン娯楽ゲーム公社 (PAGCOR)」を設立 ¹ 。 1973 年インドネシアにて、にカジノが宗教的な理由により取消 ¹ 。 1971 年マレーシアにて ゲンティンハイランド IR 開業 ¹ 。	
観光産業 (STB)	STB がシンガポールの経済成長の牽引役として有望な観光業を発展させるべくシンガポール観光局法に基づき 1964 年に設立された ¹² 。	1970 年代から航空技術が発達し、大量輸出と航空運賃の低廉化がもたらされ、この結果、国際観光が活発化する ¹¹ 。	
都市計画 (URA)	国家開発省 (MND: Ministry of National Development) が 1959 年に設立され、都市計画の策定、公共住宅の開発、その他社会基盤整備などの開発を担当する ¹⁴ 。	国家開発庁の傘下に都市再開発庁 URA が 1974 年に設立され、80 年代にかけて 155 件の開発プロジェクトが実施された ¹⁴ 。 1971 年、都市再開発庁の前身である URD が CP (コンセプトプラン) を策定する ¹⁵ 。	

第3回目 カジノ合法化検討 1985 年（各項目の主要な動きは同年前後より抽出）		第4回目 カジノ合法化検討 2002 年（各項目の主要な動きは同年前後より抽出）	
否決理由	シンガポールは深刻な経済危機に陥り、そういった危機を打破するためにカジノ合法化案が浮上した。当時の首相ゴー・チョクトン氏によって却下され、「私が首相である間カジノ合法化はしない」と明言する ¹⁰ 。	第3期同様に不景気、経済再生委員会により観光促進のためにカジノを合法化すべきという提案がなされたが、現首相リー・シェンロン氏によって、経済的なメリットよりも社会的な悪影響のデメリットの方が大きいという理由で却下された ⁵ 。	
アジア諸国のカジノ合法化の動き	マレーシアのゲンティンハイランドがホテル建設、拡張を続け一大リゾート施設に変貌 ¹ 。 1899 年にミャンマー連邦共和国がカジノ合法化 ¹ 。 1993 年にカンボジア王国がカジノ合法化 ¹ 。	2002 年に、マカオにてカジノ経営権が対外開放を行い、それまで独占権を持っていた STDM 社の他、米・ラスベガス系の新規企業 2 社が経営権を獲得し、うち 1 社が 2004 年 5 月より営業を開始する ³ 。	
観光産業 (STB)	1981 年チャンギ国際空港が 24 時間空港として開港する ¹¹ 。	LCC(low cost carrier) 格安航会社の流れがアジア地域でも広がり始める ¹¹ 。 1996 年に観光のマスタープランである「Tourism21」(25)を制定し、その中でホテルの充実など世界水準の観光地を目指すことや、アジアにおける観光ビジネスの中心地を目指した ¹⁶ 。	
都市計画 (URA)	1991 年に、1971 年に策定された CP (コンセプトプラン) を改訂し、新たな都心開発を推し進めた ¹⁵ 。	2001 年に、1991 年に改定された CP (コンセプトプラン) を再改訂し、新たなビジネスゾーン、コマーシャルゾーンを設定し、世界的なビジネス中心地を目指した ¹⁵ 。	

第5回目 カジノ合法化検討 2004 年（各項目の主要な動きは同年前後より抽出）			
可決理由	2004 年に同国の通商産業省 (MTI : Ministry of Trade and Industry Singapore) からカジノ導入構想が発表され、2005 年現リー・シェンロン内閣によって、主な理由として世界情勢を鑑みて必要であると判断され、閣議決定された ⁵ 。	観光産業 (STB)	2005 年に新たな観光復興計画として「Tourism2015」を制定し、ビジネス、レジャー、サービス分野を 3 つの重点分野とし国際会議、展示会といった MICE の復興や、教育、医療観光サービスの充実を展開した ¹⁷ 。
アジア諸国のカジノ合法化の動き	2004 年マカオにて米ラスベガス系の新規企業サンズがマカオにて「サンズ・マカオ」を開業 ¹ 。	都市計画 (URA)	2005 年にコマーシャルエリア (マリーナベイエリア) に MICE、ホテル、カジノ施設等、そして、レクリエーションエリア (セントーサ島) にリゾートホテル、テーマパーク、カジノ施設等の開発を決定 ¹³ 。

（２）第１回目カジノ合法化検討（１９６５年）の特徴

セントーサ島にて観光促進のためにカジノを合法化しようという議論が上がったが、国会においてモラル低下を危惧し否決された¹⁰。アジア諸国においては、外貨獲得のためにカジノ合法化の流れが始まるが、観光産業の面ではSTBが設立されるものの、当時の観光客数は９万人程度と観光産業においてはまだまだ発展途上であった事が分かる（図-4）。都市計画の面では１９５９年に、MNDが設立される。IRと観光産業、都市計画は、この段階では繋がりを持たない。

（３）第２回目カジノ合法化検討（１９７０年）の特徴

当時マカオにてSTDM社^{注6}と言われる２００２年まで独占的にカジノを運営していた企業の経営者であるスタンレー・ホー氏¹⁸から、シンガポールでのカジノ・リゾート施設建設を提案されるが、初代首相リー・クアンユー氏により否決される¹⁰。リー・クアンユー氏は「私が生きている間カジノは合法化しない」と明言しているように、主観的な観点で否決した¹⁰。リー・クアンユー氏は「シンガポール建国の父」として、過去半世紀の政治家のなかでも異彩を放っていた。特に町の美化に対して法的な拘束力を持たせるなど、美観に対する強い信条が有り¹⁹、「クリーン＆グリーン」政策に注力してきた同氏にとってギャンブルは道徳的腐敗であると否定してきた経緯がある²⁰。

アジア諸国でのカジノ合法化の流れはより活発化し、隣国であるマレーシアにてゲンティンハイランドと呼ばれる首都クアラルンプール近くの高原をリゾートとして活用し、IRの先駆けであるテーマパークやホテルを盛り込んだ複合型カジノ施設として開業された¹。観光産業の面では、航空業の発達により、国際観光が活発化され、観光客数は一気に５７万人まで上昇する（図-4）。都市計画の面では、１９７４年MNDの傘下にURAが設立される。URAの前身であるUrban Renewal Department(URD)¹⁴が建国後最初となる都市計画のコンセプトプランを策定し、新しい都市を作っていくためのインフラ作りに焦点を当てた計画となっている事が補足内容として明記されている¹⁵。また「インスタント・アジア」をテーマに掲げ、緑豊かな都市を目指した⁹。都市計画の面では、緑豊かな都市を目指しているように、観光的環境整備との繋がりが見受けられるが、IRに関連するゾーニングや道路等のような都市計画の施策は見られない。隣国ではIR（当時はIRという呼称はない）が開業した。

^{注6} STDM 社 : Sociedade de Turismo e Diversões de Macau(澳門旅遊娛樂有限公司)

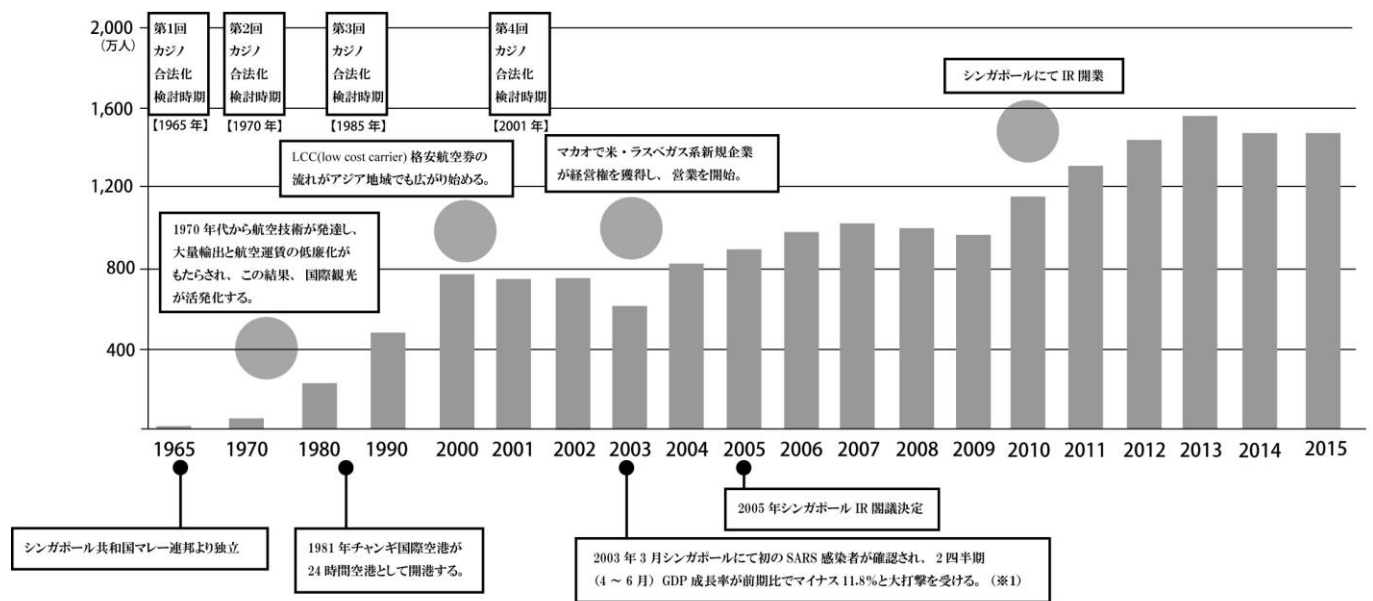


図-4 シンガポールにおける観光客の推移、主要事項並びにカジノ合法化検討時期
観光客数の推移：シンガポール政府、「Singapore's Tourism Sector Performance for 2017」 国内記述：表-4より抜粋

(4) 第3回目カジノ合法化検討(1985年)の特徴

シンガポールは深刻な経済危機に陥った。マイナス成長が数年続いており、1987年の世界的な経済危機であるブラックマンデーに波及する。同国では、高付加価値産業から国際サービス分野(銀行・ファイナンス・保険等)にシフトしている段階でもあり、そういった世界情勢に大きく影響を受けた⁹。そのような経済的な危機を打破するため、第3回目のカジノ合法化検討がなされたが、2代目首相であるゴー・チョントク氏は、第2回目カジノ検討時期に初代首相が明言した内容と酷似した内容の発言をし、提案を却下した¹⁰。2代目首相ゴー・チョントク氏は第3回目カジノ合法化検討時期に「私が首相である間カジノ合法化はしない」と明言した。この発言から、初代首相の影響力は健在していると推察され、実際にリー・クアンユー氏は退任したとはいえ引退したわけではなく、彼のために新設された「上級相」に就任していた²¹。第1回目、第2回目同様にアジア諸国では、カジノ合法化の流れが加速し、第2回目に開業した隣国マレーシアのゲンティンハイランドが成功・発展を遂げていた¹。観光産業の面において、第2回目に策定されたコンセプトプランに盛り込まれていたチャンギ国際空港が24時間空港として1981年に開業を果たし¹¹、観光客数は第1回目から3倍程の250万人を突破していた(図-4)。都市計画の面では、チャイナ・タウン、シンガポール川、ブギス地区、ラッフルズホテル等が歴史的に保存されるべきエリアとして指定された⁹。国際空港が24時間空港として開業し、歴史的に保存されるべきエリアが指定されたことにより観光客数は大幅に増加したが、IRに関連する内容ではなかった。

（５）第４回目カジノ合法化検討（２００２年）の特徴

1997年アジア通貨危機、2000年ITバブル崩壊と世界的な不況期でもあり、第３回目に陥った経済危機以上に同国の成長は落ち込んだ。第１回目でカジノ合法化のための名目となった観光促進において、今回の合法化検討が行われたものの、当時金融管理局（MAS）長官兼任、財務大臣兼任である初代首相の長男リー・シェンロン氏（2004年に３代目首相に就任）が経済的なメリットよりも社会的な悪影響によるデメリットの方が大きいという理由にて、却下する¹。第２回目、第３回目に見られるような首相個人の主観的な事由ではなかった。MTIのリム・フンキャン氏より、観光産業に起因するGDPが93年と比較すると2002年は半分に減少している事の説明を受け^{2 2}、当時STBのリーダーであったイーチャオ氏率いるワーキンググループから、世界クラスのカジノ施設を開設すべきとの提案があったが、リー・シェンロン氏は上述した理由にて否決した。これらの事実から過去とは違った慎重な精査がなされた上での判断であった事が分かる。「社会的な悪影響」という過去に見られなかった言葉がここで初めてここに出てくる。アジア諸国ではマカオカジノが発展していた¹。観光産業においては、LCC（Low Cost Carrier：格安航空会社）がアジア諸国にも普及し始め、より国際観光のウエイトが大きくなる^{1 1}。同国における観光客数は700万人台で停滞しており（図-4）、STBは1996年に観光のマスタープランである「Tourism21」^{1 6}を制定し、その中でホテルの充実など世界水準の観光地を目指すことや、アジアにおける観光ビジネスの中心地を目指すようになった。セントーサ島におけるリゾートという言葉は登場するが、この段階ではビジネス面におけるMICEという言葉はまだ現れてこない。都市計画の面では、1991年に改定されたコンセプトプランを再改定し^{2 3}、新たなビジネスゾーン、コマーシャルゾーンを設定し、世界的なビジネス中心地を目指した（図-5）。具体的な内容に関しては「多種多様なレクリエーションの提供」、「新ビジネスゾーンの設定」が挙げられるが、ここにもカジノやMICEという言葉は現れてこない。

（６）第５回目カジノ合法化検討（２００４年）の特徴

2004年3月に、同国の通商産業省（MTI：Ministry of Trade and Industry Singapore）ジョージ・ヨー通産大臣（当時）が予算委員会において「我々はカジノ導入の検討を始めている。」と発言したことにより、シンガポール政府によるカジノ容認姿勢が示される⁴。2004年8月に初代首相リー・クアンユー氏の長男である、リー・シェンロン氏が3代目大統領に就任し、2005年4月にIRという概念の基、カジノ合法化が閣議決定される。

アジア諸国では2004年に米ラスベガス系の新規企業サンズがマカオにて「サンズ・マカオ」を開業し、シンガポールにとって脅威となる¹。観光産業の面では、2005年に新たな観光復興計画として「Tourism2015」を制定し^{1 7}、ビジネス、レジャー、サービス分野を3

つの重点分野とし国際会議、展示会といった MICE の復興や、教育、医療観光サービスの充実を展開した¹⁹。都市計画の面では、2001 年に改定された都市計画図に基づくように、MICE、ホテル、カジノを主軸とした IR 施設の開発がマリーナ・ベイエリアに 2005 年閣議決定された。この MICE により世界各国から多くのビジネスが集まり、新ビジネスゾーン、コマーシャルゾーンの核となった。同時にセントーサ島には、ユニバーサルスタジオ、ホテル、カジノを主軸としたレクリエーションの核となる開発が計画された（図-5）。

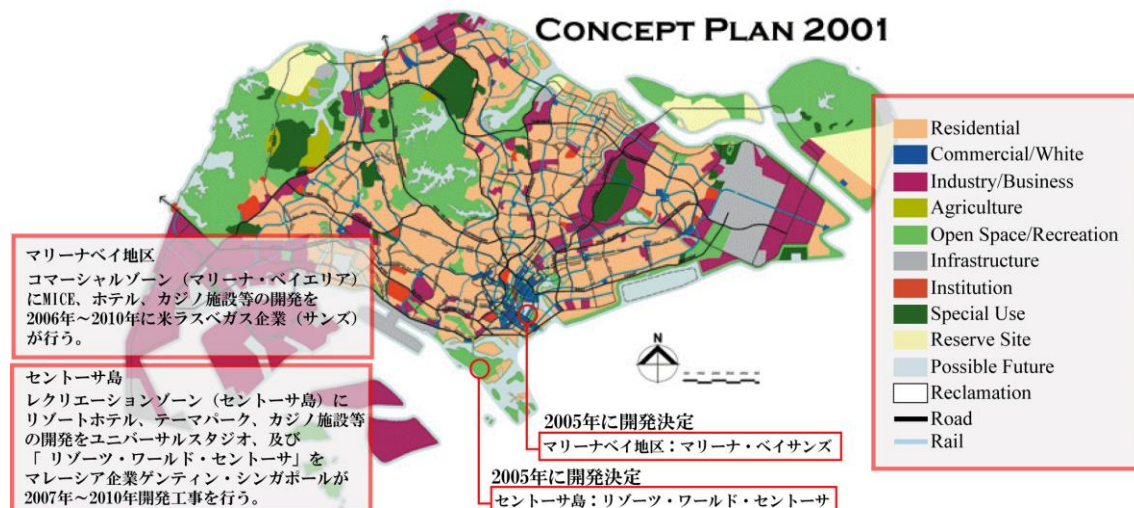


図-5 シンガポール都市計画図 2001

※2001 年の都市計画図に 2005 年の閣議決定にて決定した開発内容を筆者追記

（7）第 1 回目～第 5 回目カジノ合法化検討総合考察

第 1 回目、第 2 回目においては、シンガポールは発展途上段階であり、観光産業に焦点を置くというよりは、自国の都市計画に焦点を置いていた²³。他のアジア諸国が外貨獲得のためにカジノ合法化に至る中、初代首相リー・クアンユー氏の強い発言力により、カジノ法案を却下してきた。第 3 回目の経済危機時においても初代首相の政治的な強い影響力が 2 代目首相の判断に及んだ。しかしながら、第 4 回目になると合法化案は却下されたものの、リー・シェンロン氏が首相就任後のカジノ合法化における声明文内でアジアツアリズムの発展、航空産業の発展、他国の都市再開発に伴うカジノ施設やホテル施設の発達によりシンガポールの観光客数は減少していると声明している事から推察出来るように、LCC による国際観光の大きな波はカジノ合法化の検討をより慎重にさせた事が窺える。第 4 回目よりシンガポールの都市計画における URA、観光産業における STB が活発化し、カジノや MICE といった具体的な言葉自体は出てこないものの「レクリエーション」、「レジャー」「世界的なビジネスの中心」といった近似の言葉が利用されている。

第 5 回目において IR という概念の基、3 代目首相リー・シェンロン氏によって、2005 年のカジノ合法化に至った。2005 年 9 月のシンガポールの代表的な新聞「ザ・ストレーツ・

タイムズ」でのインタビューで、当時「上級相」から「顧問相」に就任し、過去のカジノ法案を却下してきたリー・クアンユー氏が第5回目カジノ合法化に反対しなかった理由を「IRはクリーンで、魅力的で、警備もしっかりしており、安全で経済の中心になる。」「もしあなたがシンガポールの明るい未来、人々に責任を負う立場だとしたらノーといえますか？」のように回答している。

5-4. シンガポールにおけるカジノ合法化時の行政組織体制

(1) マリーナ・ベイエリアにおける IR 開発時の行政組織体制

マリーナ・ベイエリアの IR 開発時には海外民間企業からの RFC(Request For Concept)を行い、最終的にラスベガス・サンズ社に決定した。図-6 にあるように入札全般の手続きにおいては STB が主催し、デザイン評価委員会と事業専門団が評価を行い、その上の入札評価委員会にて総合的に評価され、最終的に入札承認庁によって承認される。事業専門団は国内外の専門家、そしてデザイン評価委員会では URA の最高責任者が委員長となり、URA（事務次官）、MTI（事務次官）、MND（事務次官）、URA（部長）など省庁、役職の垣間がなく、日本に見られるような縦割りもない行政組織体制となっている。またその上の総合評価を行う行政組織体制においても同様であり、最終承認の委員長は副首相となっているものの全体に民間有識者や国内外専門家も含めたシームレスな編成といえる。シンガポール政府公式HPにある行政組織図から IR 開発時に入札審査に参画した省庁のみを切り抜き図-7 にまとめた。そして図-6 と比較すると各省・局、庁の担当者が組織の枠組を越えて審査にあたっていたことが分かる。このシームレスな行政組織体制を可能にしているのは、2000 年当時に IR 開発に携わった URA 実務者へのインタビューにおいて、「都市国家であるため組織間の軋轢や弊害を感じることは少ない」という発言からも納得出来る点である。全体の行政組織図は巻末資料編(第5章)「シンガポールの行政組織図」に添付する。そこには縦割り組織構成となっているものの各種国家プロジェクトに応じて柔軟に編成していくことと併せて、筆者が2022年に参画した Integrated Land Use Planning Course（巻末資料編【第5章 / 第6章】）のように様々な省庁の特に若手官僚、そして近隣国の行政実務者などを織り交ぜた勉強会を定期的に行っている。

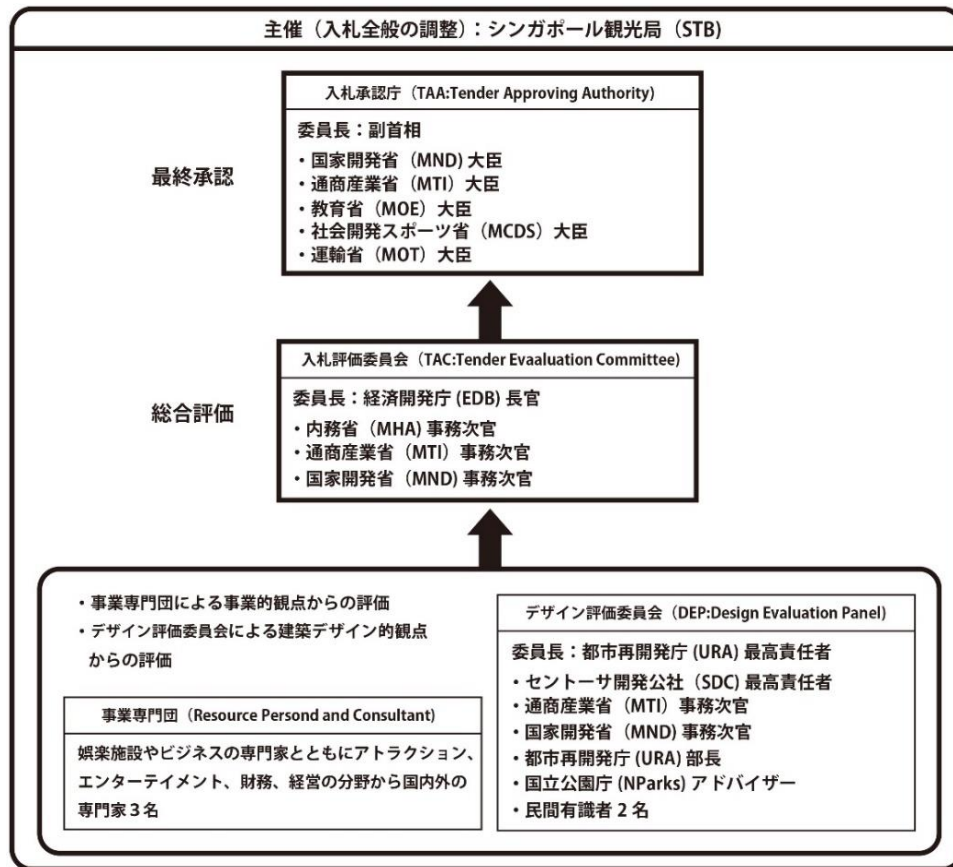


図-6 IR 事業者評価組織体制 ※シンガポール観光局公式HPより筆者が図化

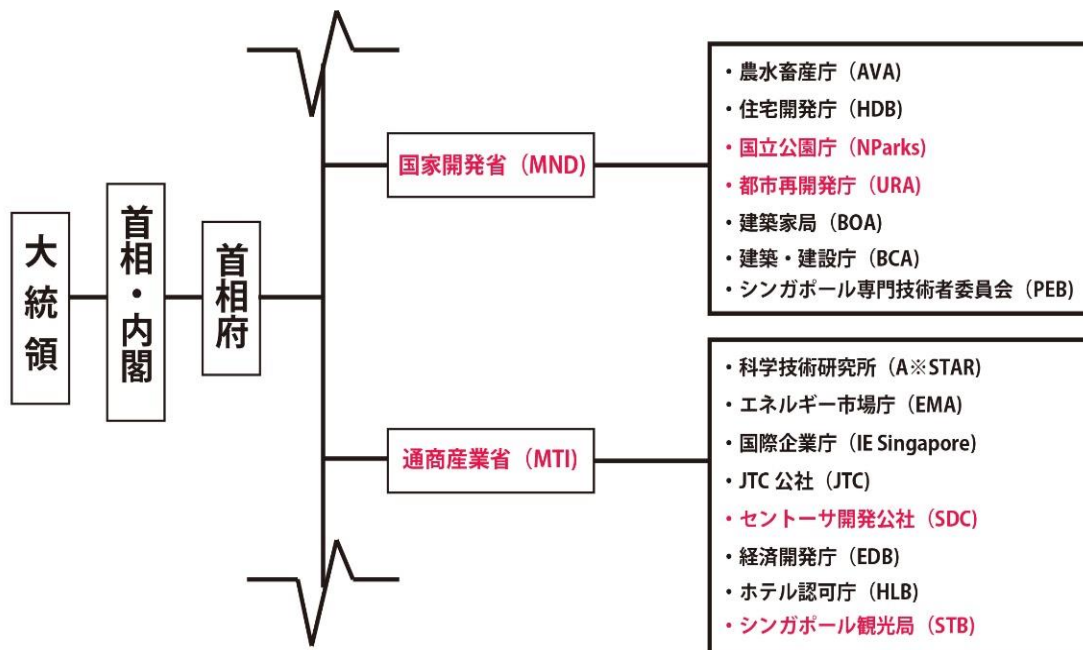


図-7 シンガポール行政組織 ※シンガポール政府公式HPより筆者が図化

(2) リー・シェンロン首相声明文と IR 開発時の行政組織体制

表-1①声明の冒頭より、IR はシンガポールの観光産業の起爆剤であると明言されていることから分かるように組織的には STB が主催となってこの国家プロジェクトをリードしている。また同表④より具体的な都市名を出して他国の都市再開発について言及しており、同国は都市を再開発する必要性に迫られており具体的な開発内容や手法についても同様に言及されている。このように声明文 10 章の内 4 章は観光政策と都市再開発に関連する内容のものであることが分かる。前項(7)の第 1 回～第 5 回カジノ合法化検討総合考察にて述べたように観光産業における施策、都市計画並びに都市再開発における連動性が見受けられる。本節(1)にて述べた IR 開発時における行政組織体制(図-6)も併せて鑑みるとよりシームレスで柔軟性のある国家であることは明白である。

5-5. 小括

リー・シェンロン首相の声明文では、RFC による具体的な開発内容、海外からの投資額、並びにその後の自国における経済効果について言及されていた。実際の開発模型が作成されたことは、カジノ面積が全体の 3 %に満たないという声明に対する証拠でもある。他国の都市開発に関する声明や自国の観光産業に関する声明においても実際のデータ(証拠)を基に言及されている。しかし、社会的リスクへの対策に関しては、「依存症患者の総数が増える事は考えにくい」「コミュニティー活動や宗教活動に力を入れていく」といった証拠のない首相自身の主張に終始している。また反対派、自国民の意見に関しての仔細は声明されていない。すなわち、開発に関する内容、他国の都市開発に関する内容、自国の観光産業の遅れに関する内容においては、同国が成功例として取り上げるに値する証拠を基にした議論が行われた。社会的リスクに関する内容においては、証拠を基にした議論はされていないことが確認された。

建国当初シンガポールは発展途上段階であり、観光産業に焦点を置くというよりは、自国のインフラ設備を重視していた。カジノ合法化に関しては、初代首相 故・リー・クアンユー氏が主観的に否決していたが、2000 年以降の第 4 回目のカジノ合法化検討時には慎重な検討を行うようになった。同時期に都市計画、観光産業の面で政府機関である URA、STB が活発に活動するようになり、2005 年には IR という概念の基、2004 年に 3 代目首相に就任したリー・クアンユー氏の長男であるリー・シェンロン氏により合法化された。表-4 にあるように観光産業においては、2000 年以降、「MICE」、「レジャー」、「観光ビジネス」といった言葉が政策の中で現れるようになるが、オフィシャルにカジノという言葉が第 4 回目、

第5回目のカジノ合法化検討時以外で出ないもののIRを意識した施策であったことが声明文からも推察される。都市開発においては同表より、観光産業同様に2000年以降、「新たなビジネスゾーン」「レクリエーションエリア」といったゾーニング計画が施行された。

このように第4回目以降のカジノ合法化過程において、シンガポールの都市開発、観光産業は内容的に類似した政策を打ち出し、施行していくという連動性が見られる。

また、IR開発時に既存の組織を編成してその審査にあたっていたことが分かった。その際の組織体制は各局、省、庁、そして国内外の民間専門家や有識者までも含む編成であった。この組織体制から、URA、STBの関連性だけでなく、STBの親組織であるMTIやURAの親組織であるMNDといった縦割りの枠を越えた連動性があることが分かった。

声明文において、IRにより大型の都市開発を海外からの投資金にて自国の経済的リスクを負うことなく短期間で行えると言及されている点は、昨今のアジアにおける新たな都市開発の資金調達方式として注目に値する。また、観光政策を都市開発と関連させて実施していくことによって、新たな人工的観光資源を生み出していくという点は、観光産業にとっても、有益であると考え得る。

参考・引用文献

- ¹ 笹川能孝, 一般社団法人笹川経済支援機構, 「世界のカジノとその歴史」, <http://s-cf.co.jp/soec/about-soec/irsc/casinogambling-integratedresort/casino-history/houseika>, 最終閲覧 2017 年 4 月 25 日
- ² 小林 啓孝(2004), 「ラスベガスのカジノ・リゾートの原型」, 三田商学研究, 第 47 巻第 2 号, pp101-117
- ³ 増子保志(2013), 「マカオカジノと STD」, 日本国際情報学会誌, 10(1), pp.3-12
- ⁴ 鶴田 一(2017), 「わが国におけるカジノ及び IR をめぐる言説・事象の変遷」, 第 36 回日本観光研究学会全国大会学術論文集, 2021 年 12 月, pp13-18
- ⁵ Ministry of Trade and Industry Singapore (2005), 「Statement by prime minister Lee Hsien Loong on Integrated Resort」, 2005 年 4 月 18 日, <https://www.mti.gov.sg/Resources/feature-articles/2006/Ministerial-Speeches-and-Comments-for-Integrated-Resorts>, 最終閲覧 2023 年 9 月 26 日
- ⁶ Prime Minister's Office Singapore, <https://www.pmo.gov.sg/Newsroom/prime-minister-lee-hsien-loongs-national-day-rally-2004-english>, 最終閲覧日 2023 年 9 月 18 日
- ⁷ The Straits Times, 「Survey finds 53% in favour of and 47% against having a casino, with those opposed fearing social costs of gambling」, 2004 年 9 月 25 日
- ⁸ 丹羽由一 (2006), 「SARS 対策にみるシンガポールの危機管理」, (財) えひめ地域研究センター調査研究情報誌 ECPR, no.1, pp.25-28
- ⁹ 名古屋都市センターアジアまちづくり研究会 (2012), 「シンガポール都市政策 VOL.1 海外資本を呼び込む都市戦略」, 名古屋都市センター平成 23 年度 NUI レポート, no.10, p.1
- ¹⁰ SIM WEI CHUN JOSHUA (2013), 「The Casino and Modernity: A Study of Singapore's Integrated Resorts」, National University of Singapore 修士論文, pp.30-31,34,36,38
- ¹¹ 石塚芳子 (2014), 「シンガポールにおける観光立国への取り組みと空港の国際競争強化」, 日本国際観光学会論文集, vol.21, pp.159-166
- ¹² Singapore Tourism Board, 「Tourism Fifty」, https://www.stb.gov.sg/news-and-publications/publications/Documents/STB_Annual_Report%202013%202014.pdf, P30, P33, 最終閲覧 2017 年 8 月 5 日
- ¹³ Urban Redevelopment Authority, 「Annual report 98~05」, https://www.ura.gov.sg/uol/publications/corporate/ar/ar16_main, 最終閲覧 2017 年 8 月 5 日
- ¹⁴ Urban Redevelopment Authority, 「History of URA」, <https://www.ura.gov.sg/uol/about-us/our-organisation/ura-history>, 最終閲覧日 2017 年 8 月 5 日
- ¹⁵ Urban Redevelopment Authority (1971), 「Singapore Concept Plan」, <https://www.ura.gov.sg/uol/concept-plan.aspx?pl=View-Concept-Plan&p2=introduction-to-concept-plan>, 最終閲覧 2017 年 4 月 25 日
- ¹⁶ Singapore Tourism Board(1996), 「Tourism21」, <http://eresources.nlb.gov.sg/history/events/d7b9c291-d48b-4a48-9ee2-34468124e390>, 最終閲覧 2017 年 4 月 25 日
- ¹⁷ Ministry of Trade and Industry Singapore(2015), 「Tourism2015」, https://www.mti.gov.sg/MTI_Insights/Pages/Investments.aspx, 最終閲覧 2017 年 4 月 25 日
- ¹⁸ Stephanie Yang(2015), 「The Fabulous life of Stanley Ho, the man who built the world biggest gambling town」, Business Insider, 2015 年 1 月 30 日, <http://www.businessinsider.com/the-fabulous-life-of-stanley-ho-2015-1>, 最終閲覧 2017 年 4 月 25 日

¹⁹ 一般財団法人自治体国際協会シンガポール事務所 (2011), 「シンガポールの政策 (2011 年改訂版): 観光政策編」, CLAIR REPORT 各国の地方自治シリーズ, no. 34, <http://www.clair.or.jp/j/forum/pub/series/pdf/j34.pdf>

²⁰ グラハム・アリソン, ロバート・D・ブラックウィル, アリ・ウィン (2013), 「リー・クアンユー、世界を語る」, p. 1, サンマーク出版

²¹ 岩崎育夫 (2013), 「物語 シンガポールの歴史 ―エリート開発主義国家の 200 年―」, p. 199, 中公新書

²² シンガポール政府、国会議事録「Mr. Lim Hng Kiang, Minister for Trade and Industry」, <https://www.mti.gov.sg/MTIInsights/MTIImages/Minister%20Lim%20Hng%20Kiang-Parliament-18Apr2005.pdf>, 最終閲覧 2017 年 8 月 5 日

²³ 大坂谷吉行・田辺晋 (2000), 「シンガポールの 1991 年改訂コンセプトプランに関する報告」, 都市計画, no. 224, pp. 67-78

第 6 章

シンガポールの埋立地における IR を核とした
新規都市開発の過程及び観光政策との関連

6-1. 本章の背景と目的

(1) 本章の背景と目的

第 5 章ではシンガポールにおける歴史的背景や政策的背景からカジノ合法化に至る過程を明らかにすることが出来た。本章では、都市開発として空間的にはどのような整備がなされたのかを明らかにしていく。

本章の一つ目の目的は、URA(都市再開発局)にて策定されたコンセプトプラン、マスタープランから空間的な観点で埋立地マリーナ・ベイ・エリアがどのように整備され変遷していったかを調査・分析し、そして STB(シンガポール観光局)の観光施策とどのように連動させていたのかを明らかにする。二つ目の目的としては、IR 入札時の RFP(Request For Concept)要綱を調査し、リー・シェンロン首相の 2005 年の声明文と整合性があるのかを考察する。そして三つの目的は、第 5 章で明らかになった政策的背景における URA(都市再開発局)と STB (シンガポール観光局) とのつながりをより具体的に明確にしていく。

(2) 本章の構成

図-1 にあるように本章では、まず 6-2 において同国におけるコンセプトプラン、マスタープラン、コントロールプランの関係性をはじめ、大枠の URA 組織構成や計画過程図など全般的な概観を行う。その後、マリーナ・ベイエリア埋立の歴史から当該エリアの都市開発について調査・分析を行う。次に 6-3 において STB との連動性を調査した上で全般的、空間的な観点においてそれらを考察する。最後に 6-4 において各項の調査で導き出された調査結果を考察の上小括し、併せて第 5 章～第 6 章で明らかになったシンガポールにおけるカジノ合法化検討過程とそれに伴う新規都市開発と観光施策を考察の上、総括を行う。

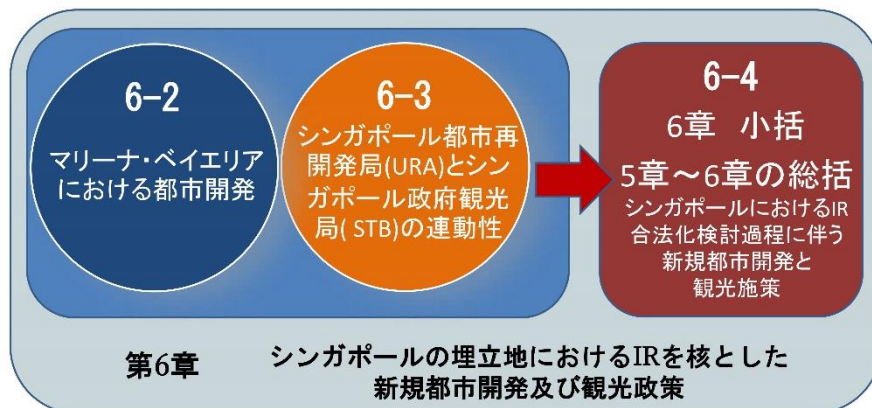


図-1 第 6 章 全 体 構 成

(3) 本章の調査手法

2022年7月19日～22日シンガポールURA庁舎にて開催されたURA ACADEMY INTEGRATED LAND USE PLANNING COURSE（※巻末資料編(第5, 6章)参照）における講義内容並びに配布資料より、現役の行政実務者がどのような目的や考えの基、政策立案をしているか、或いはしてきたか等をマリーナ・ベイエリアに焦点を絞り実務的内容の調査・分析を行う。

また、2000年当時にIR開発に携わったURA実務者へのインタビューにより、STBとの関連性がどうであったか、ヒアリング調査を行う。同時に、マリーナベイサンズの建築概要、概略平面図をラスベガスサンズ・アジアマネージャーから資料提供を受け(2017年10月16日)、その内容についても調査・分析を行う。そして、シンガポール政府公式HPから発行されている文献の調査・分析を行う。

6-2. マリーナ・ベイエリアにおける新規都市開発

(1) シンガポールにおける埋立ての概略史

シンガポールでは1819年にイギリスの植民地行政官スタンフォード・ラッフルズが当時のジョホール王国を訪れ、1824年より正式にイギリス領となった。当時シンガポール川河口付近は洪水を起こしやすい低地で湿地帯であり、海運に不向きであったため最初の埋立て工事が行われた¹。図-



図-2 1800年代のマリーナ・ベイエリア

出所：URA 公式 HP，最終閲覧日 2023 年 9 月 19 日

2にあるようにその周辺が商業広場となり現在のラッフルズプレイスとなった。その後海運、商業が活発になるにつれ 1840 年代と 1890 年代にシンガポール川北側周辺の湿地帯を埋立て、その地はラッフルズレクラメーションランドと言われるようになった²。近年同国においては、1970 年代に埋め立てられたマリーナ・ベイエリアにおいて IR「Integrated Resort(統合型リゾート施設)」を利用した都市開発が行われ、世界中から多くの観光客、ビジネス客を呼び寄せ注目されている。

(2) シンガポールにおける都市計画の骨格（コンセプトプラン、マスタープラン、コントロールプラン）



図-3 コンセプトプラン・マスタープラン・コントロールプランの関係図

※URA 公式 HP 資料より筆者により作成

コンセプトプランとは、40～50 年を期間とした長期計画であり³、シンガポールにおける土地資源の戦略的利用計画及び交通計画を統合した総合プランである。10 年毎に検討されるこのコンセプトプランの目標は、予期される人口成長・経済成長に必要な土地を確保し、優良な生活環境を創造することにある。1971 年に制定され、1991 年、2001 年、2011 年に改定されている。URA ACADEMY（INTEGRATED LAND USE PLANNING COURSE^{注1}）でも議論された。「Long-Term Plan」という呼称で現在は統一化されており、URA で最も重視されている施策である。特に 1991 年、2001 年の改定時以降は URA だけでなく STB やその他関係各省・局とも多くの議論を重ねた上で策定された^{注2}。

^{注1} 巻末資料編(第5章、第6章)にあるように URA では定期的にその他省・庁・部・局より実務者を招集し、アカデミックコースを開催して通常時より情報共有を行っている。

^{注2} 2022 年 7 月 22 日に 2000 年当時に IR 開発に携わった URA 実務者へのインタビューを行った。

・ 1971 年コンセプトプラン

シンガポールの急速な成長に伴い、新たな長期的な策定が必要となり、1967 年から国連の援助を受けた長期的土地利用計画策定に関する 4 年計画のプロジェクトが開始された⁴。

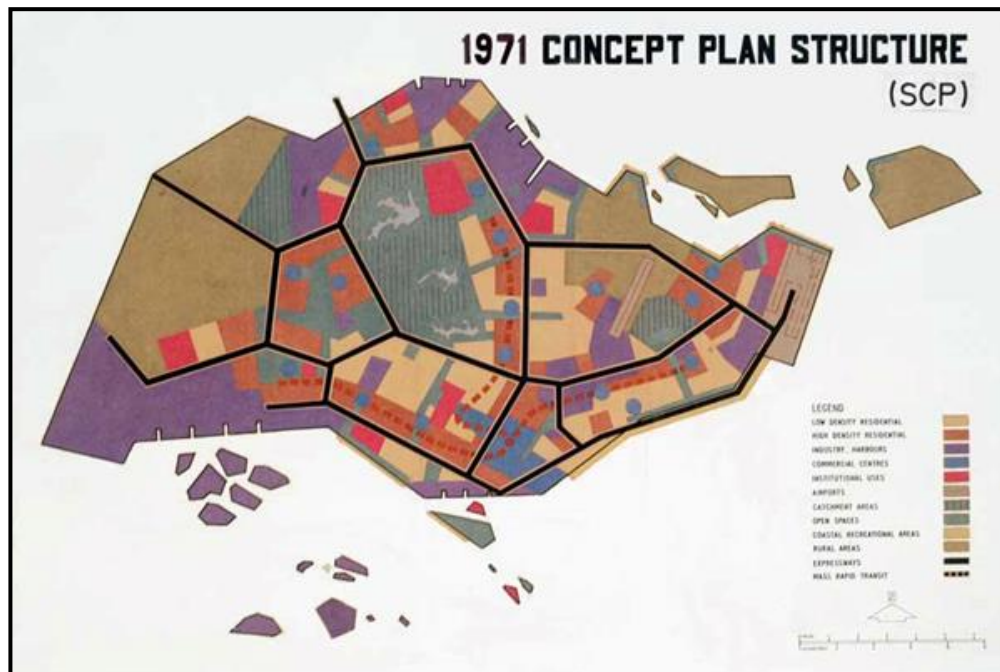


図-4 1971 年コンセプトプラン 出所：URA 公式

・ 1991 年コンセプトプラン⁵

シンガポールを5つの地域に分割し、現在の都心部のほかに4つの80万人規模の地域センターを開発して地域の生活を活性化させ、中心地域の過度の混雑・開発を防ぐ。マリーナ・ベイ周辺を世界的なビジネス中心地として開発し、世界的な文化施設の建設などを行い、新たな都心を開発する。

- ・ 71 年では概略的だったコンセプトプランがより詳細に分類されている。
- ・ そして上述にあるように明確なエリア分けを行うと同時にバスや電車の STATION が各エリアに均等に配置されていることが分かる。

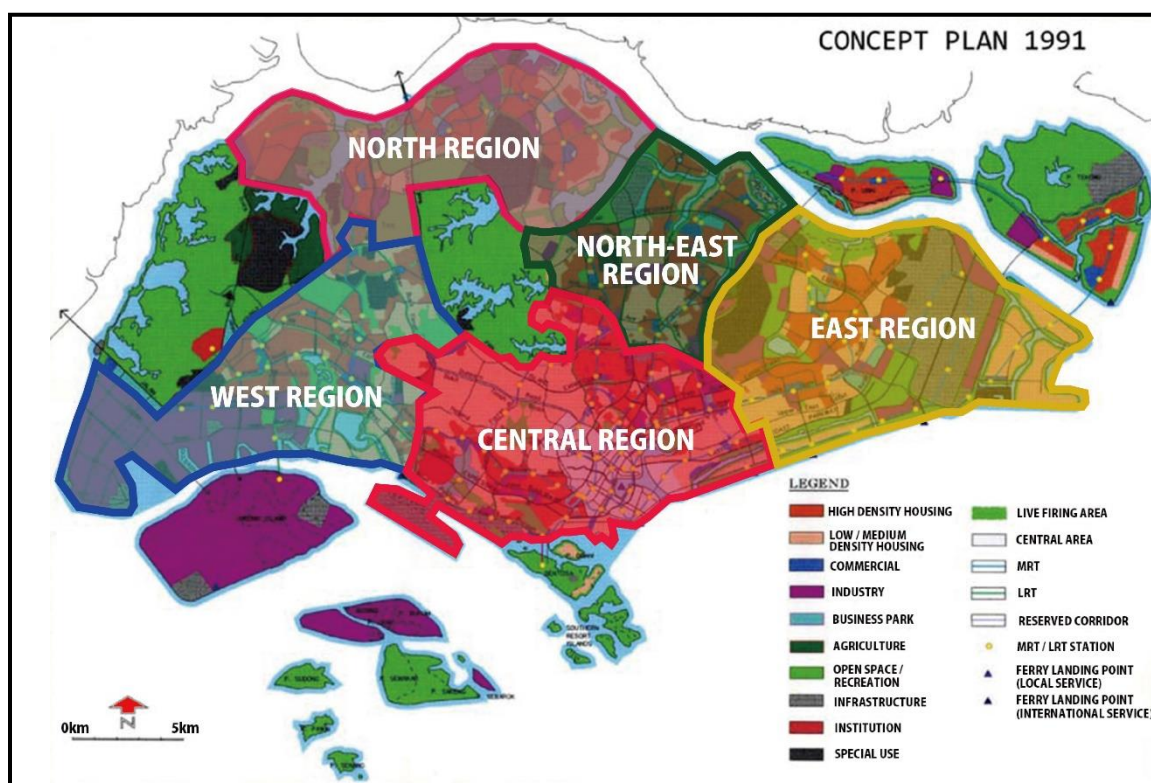


図-5 1991 年コンセプトプラン 出所：URA 公式

※筆者にて元資料を上述した 5 つのエリアに分割する加工を施してどのように分割されたかを明確にした。

・ 2001 年コンセプトプラン⁵

住み慣れた地域における新しい住宅

選択制ブロック再開発計画 (SERS : Selective En-bloc Redevelopment Scheme) を導入。

都市部の眺望のよい高層住宅の提供

マリーナ・サウスの埋め立て地に広範囲のレクリエーション、娯楽施設も備える新ダウンタウンを開発する計画である。

多種多様なレクリエーションの提供

多様なスポーツ施設、広域のレクリエーション活動施設、魅力的なイベントを行う芸術エリア用地を計画。

新しいビジネスゾーンの設定

産業・ビジネスにおける用途別地域区分を緩和し、様々なビジネスが行えるようにする。

世界的なビジネス中心地

埋立地に新ダウンタウンを計画し、同時に効率的な交通網、良質な社会基盤、美しい環境、多様な生活・仕事環境を持った優雅な 21 世紀の都心になることを想定している。

交通環境の整備

将来新たに都心部外周を走る放射線状の鉄道ラインが計画された。

・図-6 から分かるように 91 年の CENTRAL AREA 内が 2001 年では COMMERCIAL エリアとして既存にあったダウンタウンと埋立地が繋がるような形状で用途が変遷している。

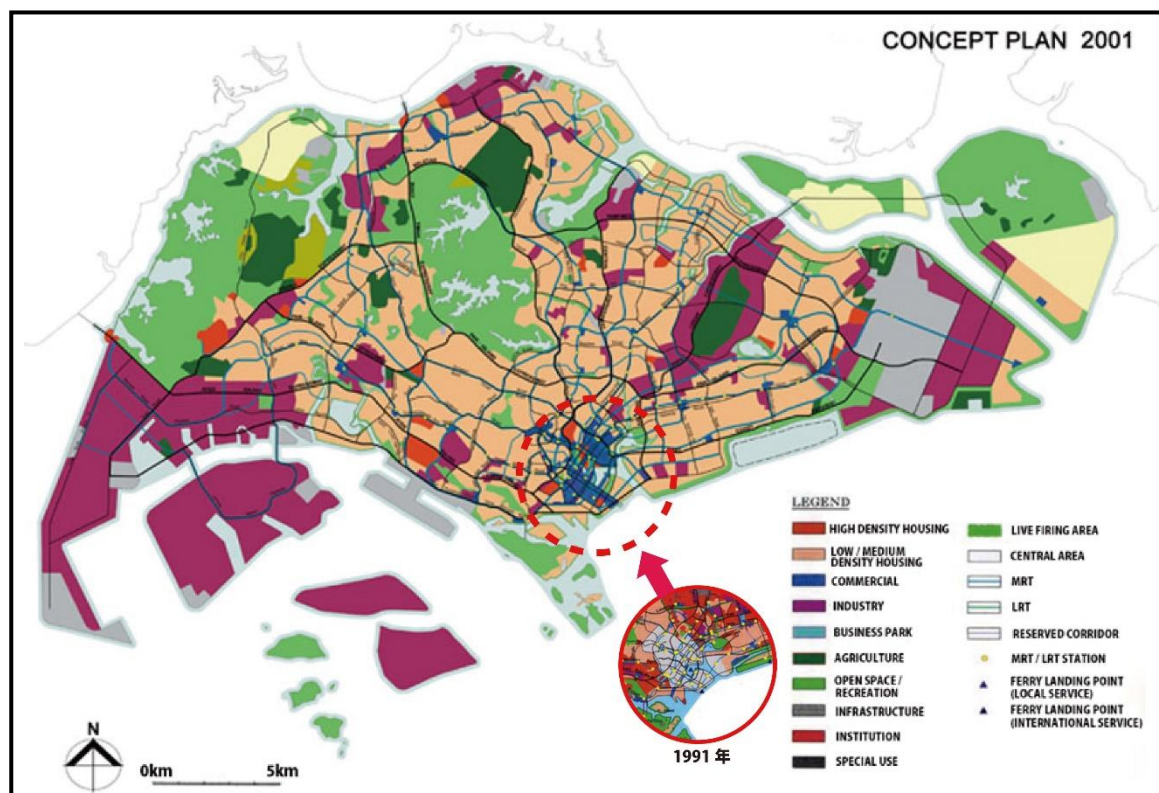


図-6 2001 年コンセプトプラン 出所：URA 公式

※筆者にて元資料に、1991 年のコンセプトプランから大きな変遷があった箇所を分かり易く加工した。

・2011 年コンセプトプラン⁵

持続可能な都市の構築

グリーンビルディングの建築を促し、交通機関の利用を促進させる。

魅力的かつ住みやすい生活環境の整備

歴史的建造物の保全・保護、市内における居住人口の増加促進、市内における交通システムを強化。

新しい都市開発プロジェクト（Marina Bay 地区）

マシーナベイサンズ等を含むエリアと一緒に新たなダウンタウンを構築し、アジアのビジネス及び金融ハブとして機能させる。

住宅政策

高層、高密度の住宅団地を建設する。

・図-7 から分かるように 2001 年の EAST REGION の海沿いのエリアが RESIDENTIAL から RESERVE SITE に大きく変遷している。

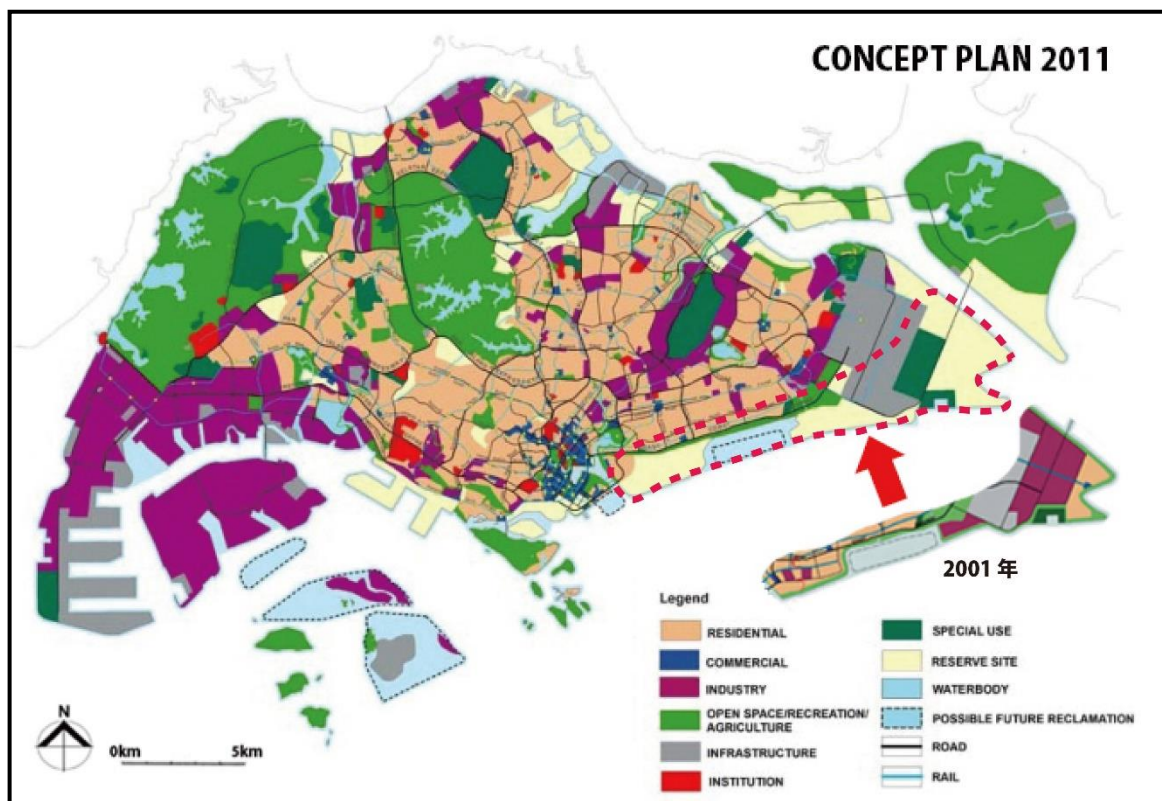


図-7 2011 年コンセプトプラン 出所:URA 公式

※筆者にて元資料に、2001 年のコンセプトプランから大きな変遷があった箇所を分かり易く加工した。

各コンセプトプランを概観すると 91 年にマリーナ・ベイ周辺を世界的なビジネス中心地として開発し、世界的な文化施設の建設などを行い新たな都心を開発するというコンセプトはあったものの施策の大枠は自国のインフラの充実や5つの地域に分割するといった基本的なものであった。2001 年のコンセプトプランでは社会情勢の変化に伴うレクリエーションの提供や芸術エリア用地といった文化的な発展も視野に入れたプランである一方で 91 年のプランにあったマリーナ・ベイ周辺を具体的に開発していくことで世界からの集客、及びその他エリアへの送客のための交通環境の整備といった国際観光を目指した経済発展を視野に入れたプランとなっており、91 年から 2001 年に自国の経済状況や社会情勢、世界情勢の変化に伴う大幅なシフトがあったことが読み取れる。そして 2011 年のプランでは「持続可能な都市」といった近年でいうところの SDGs の観点や「魅力的かつ住みやすい生活環境」といったより高い生活水準を目指したまちづくりが計画されていることが読み取れる。このようにコンセプトプランの変遷を概観することによって、シンガポールでは世界情勢や社会情勢を見極めながら都市を計画していることがわかった。

マスタープランとは図-3 にあるように 10 年～15 年を期間とした中間計画であり、コンセプトプランに書かれている長期戦略を具体的かつ詳細的に策定する実践計画である⁶。具体的な土地利用、そして開発の密度を示すこのマスタープランは5年ごとに見直される。1958 年（英国植民地時代）の建国前に制定され、1980 年、2003 年、2008 年、2014 年に改定されている。また、コントロールプランとはマスタープラン及び各エリアに伴って、実際の建物高さや緑化制限等を法令化するものである⁷。URA は図-8 の組織で図-9 の流れでコンセプトプラン、マスタープラン、コントロールプランの策定を含めた土地の販売や歴史的建物の保存や建物緑化等仔細に至るまでの運営・管理を行っている⁸。筆者が URA 庁舎にて参画した URA academy においてもそれらに加え、詳細な入札方式に至るまでを調査することが出来た。

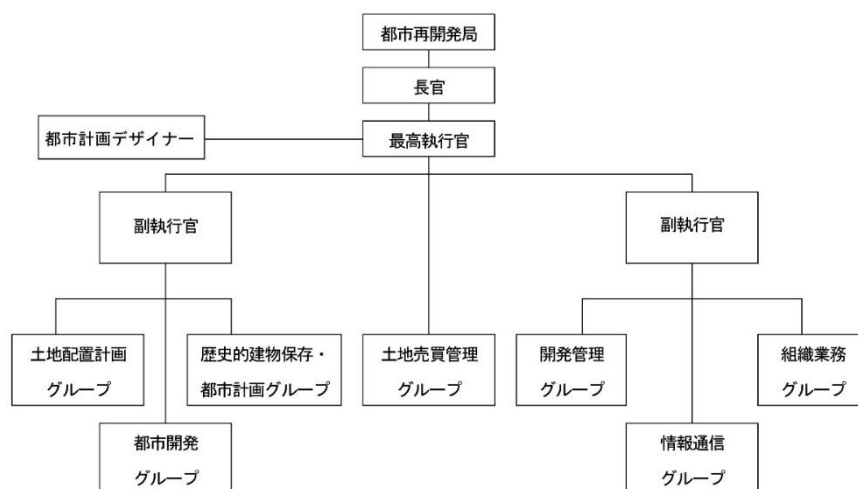


図-8 URA の組織図 ※URA 公式 HP 資料より筆者により作成

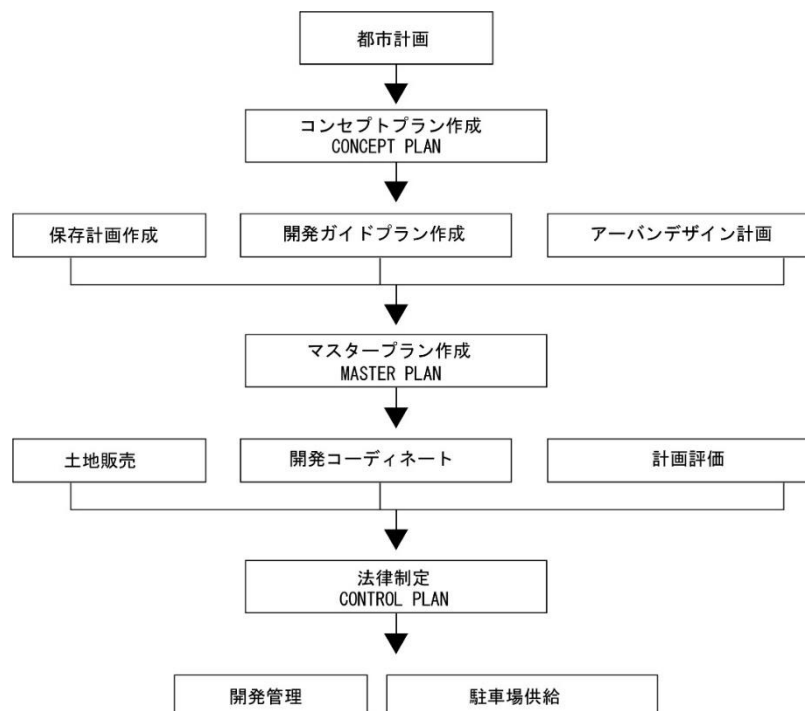


図-9 URA の計画過程図 ※URA 公式 HP 資料より筆者により作成

(3) マリーナ・ベイエリアにおける埋立ての歴史、及び同国におけるその他埋立地を含む歴史的、社会的背景

過去の埋立てと併せて 20 世紀後半以降の埋立てでマリーナ・ベイを構成している埋立てに関する情報を、表-1 の文献及び筆者が参加した URA 主催のアカデミーコースより抽出し、概略地図と併せて時期、発端関連人物又は機関、目的を図-10 にまとめた。過去 2 世紀の間にシンガポールの土地面積は 578 平方キロメートルから 719 平方キロメートルへ 25% 拡大している。

表-1 シンガポール埋立の歴史に関する抽出資料等

タイトル	出所
The Marina Bay Story	Singapore政府(URA)
Land From Sand Singapore's reclamation story	Bibliosia(シンガポール国立図書館委員会)
Marina Bay	Singapore政府(Singaporeinfopedeia)
URA acadamy	Singapore政府(URA)主催の行政実務者用 アカデミーコースへ参画

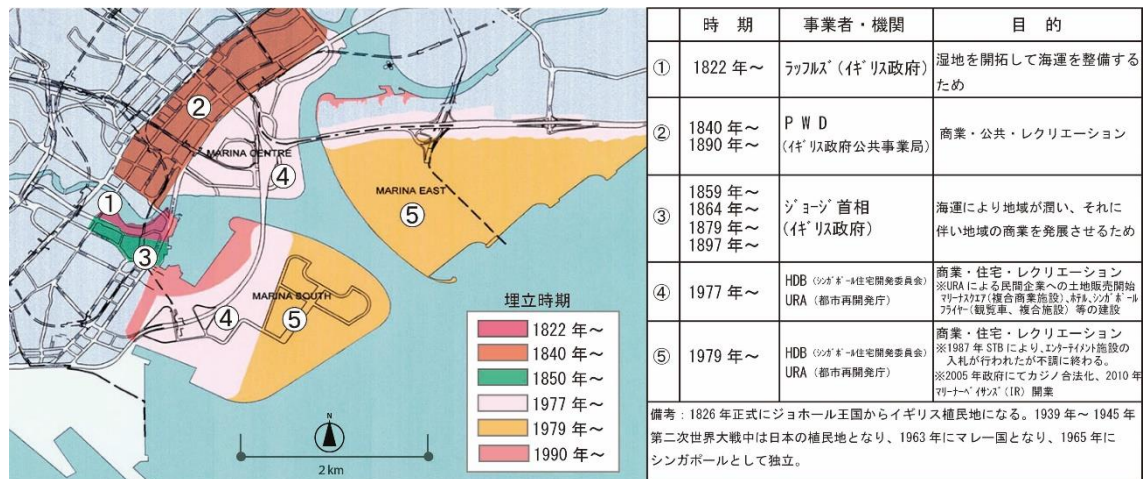


図-10 シンガポール埋立概略位置、年代

※図はガーデン・バイ・ザ・ベイ社作成物を筆者にて加工

19 世紀前半に行われた初期の埋立て前は沖の水域で乗客が小型ボートに移されて上陸し、大型貨物船等も入船出来なかった²。そのため図-10-①のエリアが整備され、その後周辺の発展に伴い図 10-②、③が埋立てられた²。1965 年の独立後である 1977 年より 71 年に策定されたコンセプトプランを基にした図 10-④、⑤の埋立て工事が進められ、そして現在世界的な知名度を持つマリーナ・ベイが形成された。19 世紀に行われた埋立て (図 10-①～③) と 20 世紀に行われた埋立て (図 10-④～⑤) の大きな違いとしては、後者は将来的な人口増加を見越した上での住宅関連のみならず、商業的、経済的な観点におけるレジャー、レクリエーション施設の都市開発を視野に入れた埋立てであった⁹。シンガポールでは独立当初それまで欧米諸国に依存していた工業製品の輸入を止めて、自国で工業製品を生産する輸入代替型工業化戦略を採用し、第二次産業の製造業を振興した。その際に造船業や石油精製業など重化学工業の振興に重点が置かれ、外国企業を誘致し、工業用地として、シンガポール西部のジュロンの広大な沼地を埋立てジュロン工業地区が作られた。当時、国連の援助を受けて、長期的土地利用計画策定に関する 4 年計画のプロジェクトが開始された。それによって、1971 年に最初のコンセプトプランが完成に至った¹⁰。同プランには、ニュータウン開発や埋立てといった新規開発と再開発事業が一体的に計画され、併せて高速道路網、工業団地、公園、MRT、チャンギ空港、ビジネス中心地などが含まれている。世界的には 1970 年代から航空技術が発達し、大量輸出と航空運賃の低廉化がもたらされ¹¹、その結果、国際観光が活発化する。1975 年には PSA (シンガポール港湾局)^{注3}によるチャンギ国際空港の埋立て工事が策定されたコンセプトプランに従って開始した。当時の埋立て工事は主に同国内の丘を削ったり、海砂を浚渫するなどして国内で確保した。しかしながら、80 年代半ばまでにそれらの資源は底をつき、隣国であるマレーシア、インドネシアからの砂や岩を輸入する事によって、それ以後の埋立て工事は進められた²。同時期には上述した工業団地の

注3 PSA (シンガポール港湾局 : Port of Singapore Authority) は 1964 年に組織化された。実際には 1964 年イギリス統治時代からの組織である。主に船舶施設、空港施設の整備・管理を行っている。
<https://www.singaporepsa.com/about-us/milestones>, 最終閲覧 2019 年 3 月 27 日

埋立てが JTC（ジュロン開発公社）によって行われた。主に当時の埋立て事業を実施していた主要な機関は、HDB（住宅開発局）^{注4}においては住宅開発関連、PSA（シンガポール港湾局）においては空港や船舶施設関連であり、1974 年に HDB から独立組織となった URA（都市再開発局）がそれ以降 77 年、79 年からのマリーナ・ベイエリアの埋立て開発を含んだ、80 年のマスタープランや 91 年改訂のコンセプトプランに大きく寄与している⁹。80 年代シンガポールは深刻な経済危機に陥った。マイナス成長が続いており、87 年の世界的な経済危機であるブラックマンデーに波及する。同国では、高付加価値産業から国際サービス分野（銀行・ファイナンス・保険等）にシフトしていく¹²。それら不景気の影響もあり、91 年に改定されたコンセプトプランではマリーナ・ベイ周辺を世界的なビジネス中心地として開発し、世界的な文化施設の建設を行い、新たな都心を開発する旨が明記されていると同時に、レジャー、エンターテインメントを充実させ、シンガポールをレジャー・アイランドにするという旨も明記されている¹³。既に近隣国であるマカオやマレーシアが目覚ましい都市開発を進めており、特に 2000 年以降は LCC（Low Cost Carrier）の普及に伴い、同国への観光客は 800 万人程度で伸び悩んでいた時期であった¹¹。

筆者が URA 庁舎にて参画した URA academy においても前述したように 1991 年のコンセプトプラン改定で世界的なビジネス中心地、レジャー、エンターテインメントの充実という二つの開発目標が 2000 年初頭には「Marina Bay Financial Centre」及び「Marina Bay Sands」という具体的な施策として実行されていったことが図-11 を基に解説された。

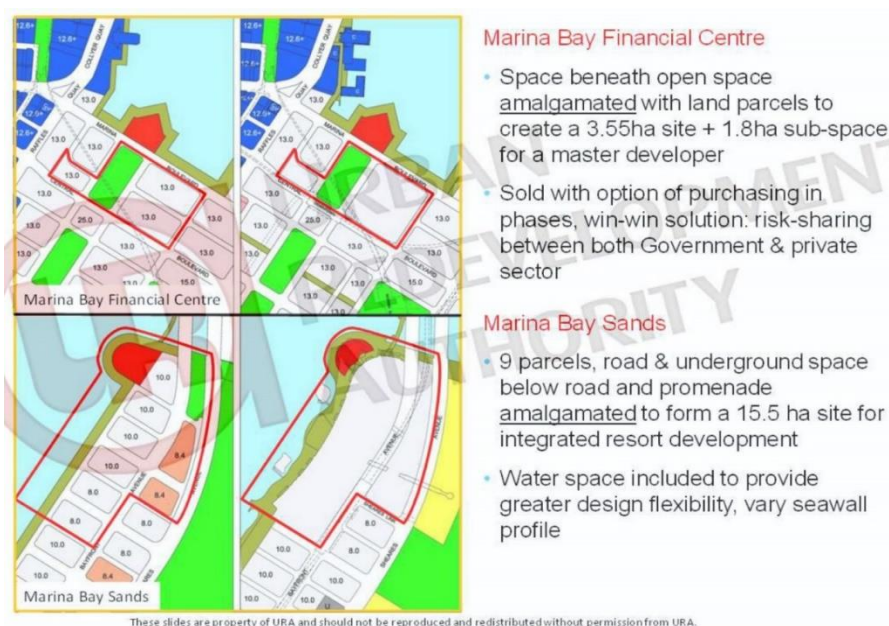


図-11 マリーナ・ベイエリア マスタープランの変遷 ※URA academy 配布資料

^{注4} HDB（住宅開発局：Housing & Development Board）は 1960 年代の住宅不足時代に設立された日本でいう団地を開発・管理する組織である。独立時には埋立て関連事業における立案等含め重要な役割を担った。
<https://www.hdb.gov.sg/cs/infoweb/about-us>, 最終閲覧 2019 年 3 月 27 日

(4) マリーナ・ベイエリアにおける IR 都市開発考察

1. 埋立地開発に伴う都市整備

70 年代、80 年代に埋立てられたこのエリアをどのように計画を行い開発してきたのかを 1997 年～2018 年の URA から発行されている Annual Report、政府公式ホームページより本エリアに該当する内容、並びにマスタープランを抽出、調査し、図-12 にまとめた。71 年のコンセプトプランにおいては主に人口増加を見越した意図でのこのエリアにおける埋立てが主たる目的であったが、前項(3)で述したように、91 年改訂のコンセプトプランによって、それ以降のマスタープランに変化が表れている事が同図より読み取れる。2008 年マスタープランには 2005 年に IR が合法化した事によって、新たな IR 施設予定地が白地であった箇所に表れ、同エリア及びマリーナ・イーストエリアの緑地が拡大されている。これらの緑地はガーデンズ・バイ・ザ・ベイを含めた緑化政策を実行するための計画であった事が分かる。実際に図-13 にあるように 1992 年にシンガポール都市開発庁 URA から出版されている「Development Guide Plans」に計画図と共に明記されている。同図にあるように 92 年の計画と現状では角の部分が R 形状となりその分の面積自体が広がっている。それには二つの要因が想像出来る。一つ目は、当時計画になかった大型の植物園と人口ツリーが図-14 のように計画され、それらは 2006 年に行われた設計・デザインコンペによってイギリスの設計事務所（グラント・アソシエイツ/ドミニク・ホワイト）の提案によるものであった¹⁴。



図-12 マスタープランの比較

出所：URA 発行物を筆者にて加工



図-13 マリーナ・ベイエリアのガーデン・バイ・ザ・ベイ

出所：URA「Development Guide Plans 1992」の図を筆者により加工



図-14 ガーデン・バイ・ザ・ベイの実際の写真

出所：ガーデン・バイ・ザ・ベイ シンガポール政府公式 HP, 最終閲覧日 2023 年 9 月 18 日

二つ目の要因としては、当時にはなかったサステナビリティという環境的な配慮によりその分の面積が必要になったという点である。敷地内でカーボンニュートラルな電源を生成し、排熱を利用し循環させるなど、概略のコージェネレーション設備は図-15 に記載されている。

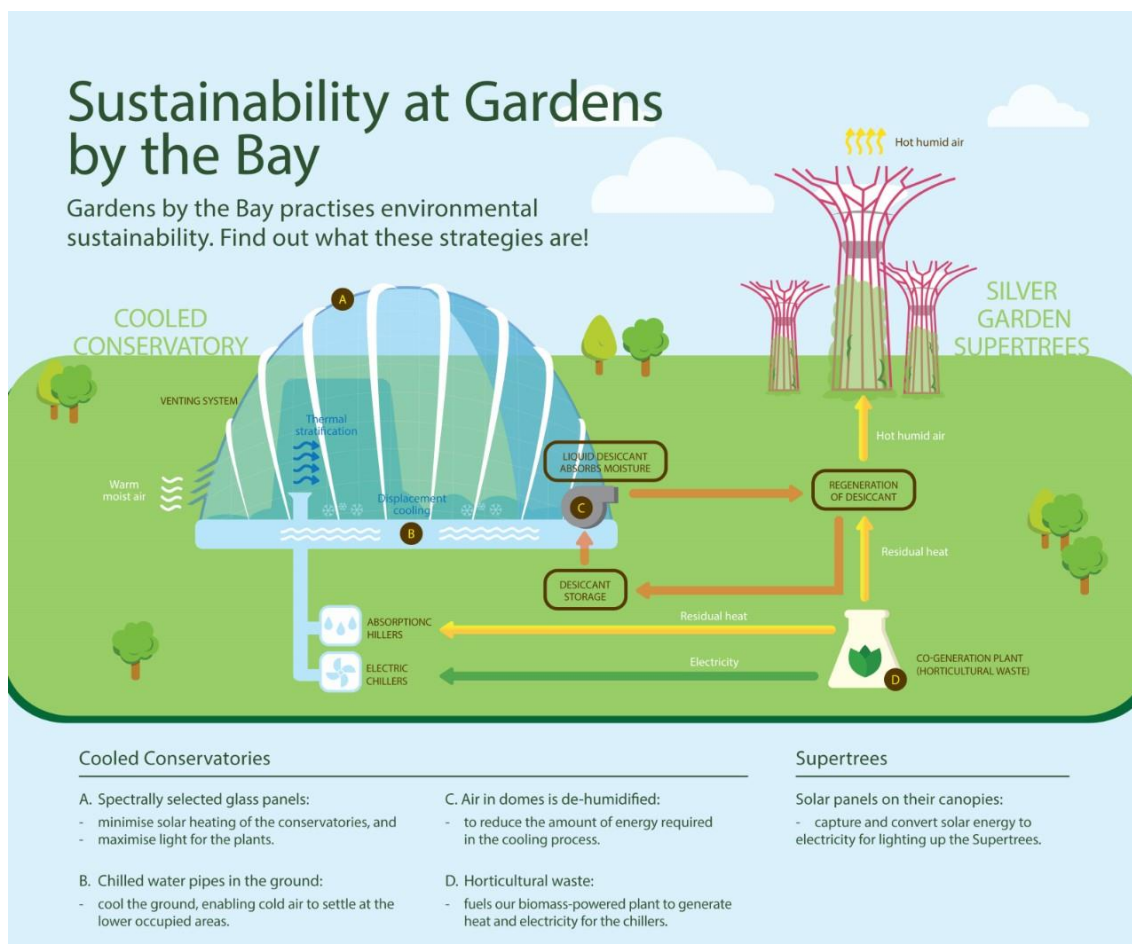


図-15 ガーデン・バイ・ザ・ベイ コージェネレーション設備概略図

出所：ガーデン・バイ・ザ・ベイ シンガポール政府公式 HP, 最終閲覧日 2023 年 9 月 18 日

具体的な緑化政策（Control Plan）は国土開発庁（MND: Ministry of National Development）、国立公園庁（NParks: National Parks Board）、都市再開発局（URA: Urban Redevelopment Authority）の管轄となっており¹⁵、特に URA においては図-16 にあるように政府公式 HP にて日本にある壁面緑化条例のようなコントロールプランによってビル建設の際に一定の制限を設けている¹⁶。



図-16 URA 高層ビルにおける緑化政策

(左図/出所：URA 公式HP, 最終閲覧日 2023 年 9 月 18 日, 右写真/筆者が現地にて撮影)

一方都市開発の方であるが、2014 年マスタープランには政府の予約地であった箇所に商業複合住居施設が表れている。この施設に関しては 2023 年の段階では工事進行中であり、政府より本年度(2023)に図-17 にあるイメージが公表されるに留まっている¹⁷。これは IR 施設による雇用拡大により受け皿として計画された事が想像出来る。また、97 年の Annual Report には図-18 にあるようにマリーナ・ベイエリアにおける地下パイプスペースの計画図、工事工程が掲載されており、綿密な開発計画に伴った高い技術力が垣間見えると同時に、同図にあるように PHASE 1 A、1 B の配管計画が既に決定しており、これは 2005 年に IR が閣議決定される 8 年前になり、既にこの段階で IR を視野に入れた大型レジャー施設の開発を目指していた事が 97 年の URA Annual Report より読み取れる。また、図-19 にあるようにマリーナ・センターエリアにおいては 1978 年に URA より海外の入札者を招待し、1985 年までにマリーナスクエア（複合ショッピングセンター）や、マンダリンホテル等の海外資本を含む宿泊施設、娯楽施設等が建設された^{注5}。

^{注5} 筆者によりグーグルマップより各施設の情報を調査し、開業日を記載し、配置位置を示した。

NEW MODEL FOR CITY LIVING

10-MINUTE NEIGHBOURHOOD

A mixed-use residential neighbourhood with retail, hotels, offices, amenities and public transport, all within a 10-minute walk.

GREEN, BLUE, AND COOL URBAN OASIS

Planned based on sustainability principles, the neighbourhood surrounded by gardens and water supports eco-friendly lifestyles.

COMMUNITY-CENTRIC NEIGHBOURHOOD FOR ALL

A convivial public realm to support the building of resilient, multi-generational communities.

Marina South Urban Design Guide

© Urban Redevelopment Authority. All Rights Reserved.

LIVELY URBAN NEIGHBOURHOOD

CONNECT AND GATHER in Marina South's extensive network of public spaces which are interconnected through walkable streets, mid-block shortcuts, underground pedestrian links and an elevated bridge.

SQUARES AND COURTYARDS

The courtyard typology creates an accessible ground level lined by squares, plazas and courtyards to support a whole host of community activities.

GARDENS BY THE BAY

MARINA BARRAGE

MAIN SQUARE

COMMUNITY NODE

NEIGHBOURHOOD PLAZA

MARINA SOUTH

PEDES TRIAN MALL

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

PUBLIC COURTYARD

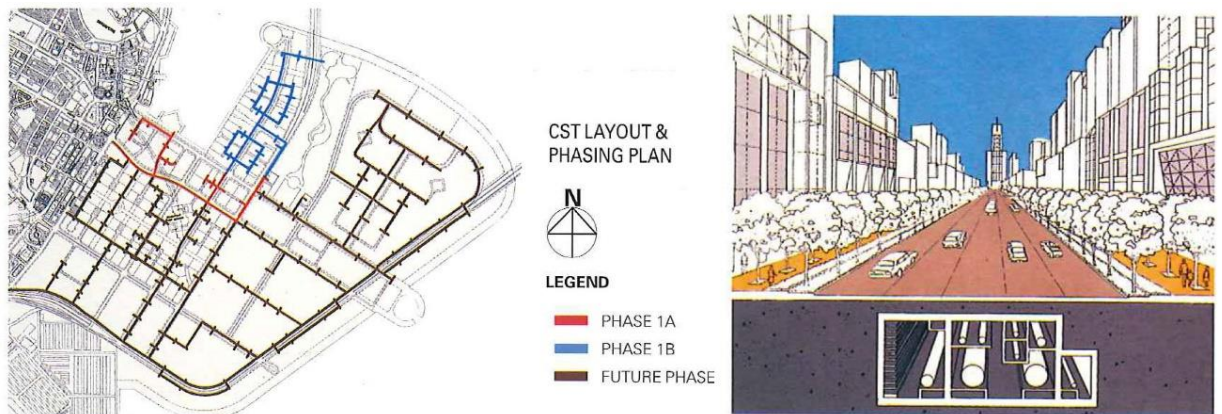


図-18 マリーナ・ベイエリア内の地中配管図及びイメージ

出所：URA アニュアルレポート 1997/1998 より



- ①マリーナスクエア（複合商業施設）
1985 年開業
- ②パン・パシフィック（ホテル）
1986 年開業
- ③マンダリン・オリエンタル（ホテル）
1987 年開業
- ④マリーナ・マンダリン（ホテル）
1987 年開業
- ⑤エスプラネード・シアターズ・オン・ザ・ベイ（劇場） 2002 年開業
- ⑥シンガポール・フライヤー（遊園地）
2008 年開業
- ⑦マリーナ・ベイ・サンズ（I R: ホテル、カジノ、商業施設等） 2010 年開業
- ⑧ガーデンズ・バイ・ザ・ベイ（植物園）
2012 年開業
- ⑨マリーナ・ベイ・ファイナンシャルセンター
2013 年開業
- ⑩商業複合住居施設（※進行中）
開業等未定

図-19 マリーナ・ベイエリアにおける各施設並びに開業年

出所：グーグルマップを筆者にて加工

2. IR 開発時における RFC(Request For Concept) 要綱

各種審査における得点は表-2 に示す。ここで分かるのは、観光事業としての魅力に 40 点が割り当てられ、シンガポールが IR 開発を利用して観光産業の促進に焦点を当てていることだ。また建築物デザインに 30 点を配分しており、全体の内 70 点はその 2 項目に配分されている。その他社会への影響に対する規制やカジノ税等においては基本採点基準には挙げられていない。

各種要綱は表-3 に大枠として 10 項目から構成されており、開発に関連する項目は 1、3、6 が該当する。1 においては、第 3 章のリー・シェンロン首相の声明文⑤（カジノではなく IR）が影響していると想像出来る。声明文では「マカオやラスベガスのようなギャンブル色の強い意匠を目指すのではなく、格式高い意匠をめざしている」と声明しているが、要綱では「アジアを代表する都市であるシンガポールをイメージし、ダウンタウンの中心に位置するにふさわしい近代的な建築デザインであること」と明記されている。3 においても同様に声明文⑤における「ギャンブルをしにくる事が目的ではなくビジネスや観光が目的の人々が自国に来ることを想定している」が影響していることが想像出来る。要綱では「マリーナ・ベイに特徴的なアトラクションを設置すること」と規定されている。そして 6 においては声明文⑦（民間企業による提案結果）が影響していることが想像出来る。声明文では「カジノ面積は全体の 3%にも満たない」とあるが、要綱では「1.5 万㎡以下」と規定されている。概略の声明文と要綱の比較は表 - 4 に相違・共通項を含めて示した。

表-2 各種審査得点

※シンガポール観光局 HP より筆者が表化

基 準	ポイント
観光事業としての魅力及び産業への貢献の可能性	40 点
建築物デザインコンセプト	30 点
開発投資額	20 点
開発業者の実績	10 点
合 計	100 点

表-4. RFC(Request For Concept) 要綱と声明文の比較表

	声明文	IR開発要綱	相違・共通項
①意匠的観点	マカオやラスベガスのような犯罪性を連想させるようなものではなく格調高い意匠を目指す。	アジアを代表する都市であるシンガポールをイメージし、近代的な建築デザインであること。	「格調高い意匠を目指す」が「近代的な建築デザイン」という言葉で表現されている点に共通項が見られる。
②施設の概要	ベイフロントは美術館や博物館、ショッピング、コンベンションセンターを中心に構成されている。	マリーナベイに特徴的なアトラクションを設置すること。（例：文化センター、美術館、パフォーマンス劇場、コンサート会場、科学センター、水族館）	例に「文化センター、パフォーマンス劇場、コンサート会場、科学センター、水族館」が追加されているが、用途的に共通項が見られる。
③カジノ施設	カジノ面積は全体の 3 %にも満たない。	カジノ施設の大きさは1.5万㎡以下/各ゲーミングマシンは2500台以下	全体の3%という表記から1.5万㎡以下など、より具体的に数値化されており、共通項が見られる。
④社会への悪影響	依存症の患者は既に現在でも存在しており、IRが出来たとしてもその数が増えるということは考えにくい。自国民の入場を禁止しても他国のカジノに行くだけ、禁止ではなく規制する。	・ 21歳未満のカジノ入場禁止 ・ シンガポール国民に対する入場料の賦課 ・ 自己・第三者排除方式の導入 その他	声明の「規制」における内容が要綱では21歳未満の入場禁止等具体化されており、共通項が見られる。

表-3. RFC(Request For Concept)要綱 ※シンガポール観光局 HP より筆者が図化

項目	マリーナベイ
1. 開発の基本要件	アジアを代表する都市であるシンガポールをイメージし、ダウンタウンの中心に位置するにふさわしい近代的な建築デザインであること。都市再開発庁が定めるデザイン基準や都市計画ガイドラインを遵守すること。
2. 用地	敷地面積20.6ヘクタール、最大床面積57万㎡、最小延べ床面積27万㎡／60年間の借地権
3. 公共スペース	マリーナベイに特徴的なアトラクションを設置すること。（例：文化センター、美術館、パフォーマンス劇場、コンサート会場、科学センター、水族館）また、岸部とイベントプラザのまわりに水辺の遊歩道、マリーナサウス地区に新しく出来る水辺の植物園につながる景色の見渡せるデッキ、歩道橋を開発の一環として設置すること。
4. ライセンス	カジノ運営許可は30年、開発権と別にカジノ規制庁へ運営ライセンスを申請しなければならない。ライセンス有効期間は10年間。
5. 法的要件	IR事業者は監視システムの設置や警備員の配備、マネー・ロンダリング対策を施すといった法規の要求にしたがわなくてはならない。
6. カジノの大きさ制限	各カジノ施設の大きさは1.5万㎡以下／各ゲーミングマシンは2500台以下
7. 社会への影響に対する規制	・ 21歳未満のカジノ入場禁止 ・ シンガポール国民に対する入場料の賦課 ・ 自己・第三者排除方式の導入 ・ 賭博問題、ヘルプサービス（電話相談）、ゲームのルール、掛け金配当率の計算方法の揭示 ・ カジノ広告の制限 ・ シンガポール国民に対する賭博に係る信用貸しの禁止 ・ 銀行ATMのカジノ施設内設置の禁止 ・ 損失限度額の事前申請システムの導入
8. カジノ税	・ カジノ事業者は以下のカジノ税を支払わなければならない。 →15%が一般顧客の月々の総粗収益に課される。 →5%が特別顧客の月々の総粗収益に課される。 ・ 政府はこのカジノ税を少なくとも15年間は引き上げない。 ・ 現行の物品サービス税が総粗収益に適用される。
9. 株式の重複保有の制限	片方のIRを支配する株主は、他方のIRのカジノ運営の利害関係者となることまたは運営権を持つことを禁じる。支配する株主とはIRに対して直接・間接的に少なくとも20%の株式を有する組織を言う。
10. 開発要件	・ IR事業者は、少なくとも提案された総床面積の半分、約束した投資額の半分、提案された開発エリアの半分以上を完成した段階でライセンスを申請することが出来る。 ・ IR事業者は、カジノライセンスが発行された3年以内に、約束した開発を100%終わらせなくてはならない。

3. IR 建築(マリーナ・ベイ・サンズ)

MBS (マリーナ・ベイ・サンズ) にメールでのインタビューを行い、資料提供を受け、それらの資料を筆者にて図-21 をまとめた。MBS は Safdie Architect ^{注6} というエルサレム、シンガポール、ボストン、シャanghai に拠点を持つグローバルに活動している建築設計事務所とタッグを組み当時 RFP に挑んだ。3 つのタワーは、55 階の高さまで積み重ねたトランプのカードがモチーフになっており、ホテル部のタワーは 26 度の傾斜がついており、2+6 を足すとラッキーナンバーの 8 (繁栄の数字) になるというコンセプトがある。シンガポール沖からの強風によって、タワーは揺れており、プールの真下に 4 つの可動ジョイントを取り付けて風の力を抑えている。また、冷却システムに雨水を利用した環境に優しいシステムや、エネルギーを削減するため運動エネルギーを再利用するエレベーターを導入しており、雨水は、アートサイエンス・ミュージアムで貯め、リゾート全体で使用されている¹⁸。表-3 の RFP 要綱と建築概要 (図-21) を照らし合わせてみると、カジノ面積制限や各種必要用途や、水辺の遊歩道や植物園に繋がる景色の見渡せるデッキの遊歩道など網羅されているのが分かる。実際に筆者は URA 担当官から現地マリーナ・ベイ・サンズ及び周辺エリアで厳密なコントロールプラン (図-20) における歩道巾 (7m以上) の説明を受け、それ通りに施工されていることを確認した。



図-20 コントロールプラン ※URA academy 配布資料より

^{注6} Safdie Architects は、建築は本質的に時代を超え、自然と結びつき、そして極めて人間的であるべきであるという指針に基づいて、革新と理想主義の精神によって動かされる設計スタジオ
<https://www.safdiearchitects.com/practice>, 最終閲覧日 2023 年 10 月 01 日



建築概要

敷地面積：154,938 m²
 延床面積：845,000 m²
 構造 / 階数：鉄骨造、57 階建て
 最高高さ：195m
 施主：Marina Bay Sands Pte.Ltd.
 設計者：Moshe Safdie

- ①ホテル：2560 室（3 棟合計）延床面積 265,683 m²
- ②屋上パーク：インフィニティプール、バー等 延床面積 9,941 m²
- ③カジノ施設：延床面積 15,000 m²
- ④テナント（物販／飲食）：延床面積 74,332 m²
- ⑤エキスポ／コンベンションセンター（MICE）：延床面積 121,000 m²
- ⑥博物館（芸術・科学）：延床面積 15,000 m²
- ⑦劇場：延床面積 21,980 m²
- ⑧展示館：延床面積 5,914 m²
- ⑨イベントスペース：延床面積 5,000 m²

図-21 マリーナ・ベイ・サンズ 建築概要

※Las Vegas Sands Corporation, Communications(Asia)より資料提供を受け、筆者にて加工

4. IR 合法化時における開発に関連するリー・シェンロン首相の声明

2005 年のリー・シェンロン氏の声明において、「Without the IR, it might take us 15 years or more to tender out the land in individual parcels, and to develop the area on the same scale. But if we build an IR, within 4 years the Bayfront will be developed」（IR なしで今回の規模の開発では通常 15 年以上かかるが IR を利用した開発では 4 年でベイフロントは開発出来るだろう）¹⁹と発言した。実際 IR はより多くの投資や技術を世界から集める事が出来、それによって大規模な開発を短期間で出来た。工事期間は 3.4 年となっており²⁰、同時に工事に至るまでの折衝期間や各省局の法定策定のプロセスが効率的且つ迅速に進められている事も分かる。これらは同国特有の開発主義政治に起因する処である事が容易に推察出来る。また、同声明文内にて「There is no need for government grants or subsidies for the IR. The investors will put in the money, and take the commercial risk.」（IR 開発では政府より資金を出したり、補助金を出したりする必要はなく、投資家達がお金を出し、且つ経営的なリスクを投資家達が負う）ともあり、IR を利用した開発に関する上述した以外のメリットにも言及している¹⁹。

5. マリーナ・ベイ・サンズにおけるファイナンス状況

表 - 5 で示すように MBS（マリーナ・ベイ・サンズ）では総工費 5500 億円の内、4354 億円の資金を開発当初は開発ローンとして 13 行より金利 2.25% で調達し、完成後にリファイナンスローンとして 28 行より金利 1.15% で借り換えを行っている。なお、当該敷地においては STB（観光局）と MSB（マリーナ・ベイ・サンズ）にて 60 年間のリース契約を締結した。また、敷地内外における鉄道、道路、必要なインフラ整備はシンガポール交通局が行う事で合意している²¹。

表-5 マリーナ・ベイ・サンズにおけるデットファイナンス 出所：デトロイトトーマツ²¹

	開発ローン	リファイナンスローン
契約日	2007年12月28日	2012年6月25日
主要なローン	- Facility A: S\$2,000 Million - Facility B: S\$2,750 Million - Facility C: S\$193 Million - Facility D: S\$500 Million	- Facility A: S\$4,600 Million - Facility B: S\$500 Million - Facility C: S\$1,000 Million までの増加枠 (=Accordion Feature)
参加シスター	13行(邦銀1行)	28行(邦銀3行)
貸出期間	2015年3月31日	- Facility A: 72ヶ月(最大192ヶ月) - Facility B: 66ヶ月(最大186ヶ月) - Facility C: 192ヶ月
目的・使途	ブリッジローンのリファイナンス資金、IRプロジェクトコスト、銀行保証金など	既存債務のリファイナンス資金、運転資金、配当・分配など
返済方法	(2011年3月末より)3ヶ月毎にS\$125 Million ※自動的繰上返済:有、期日前返済:可	(Facility A: 2014年9月末より)3ヶ月毎に2%~14% ※期日前返済:可
金利	スワップ+スプレッド(2.25%)	スワップ+スプレッド(1.15%~1.85%)
財務制限条項	- 調整EBITDA / 利息総額: 期日により変動、3.00~4.00以上 - Debt / 調整EBITDA: 期日により変動、5.50~3.75以下 - 調整EBITDA > S\$800 Million など	- 調整EBITDA / 利息総額: 3.50以上 - Debt / 調整EBITDA: 期日により変動、4.00~3.00以下 など
配当制限	有	有

また、図-19 の 2011 年度における年間総売上高並びに収入の割合をみて分かるようにカジノ施設が全体の 80%を占めている。特に MICE では広大な床面積が必要だが、その面積に見合った安定した収益を持続しにくい構造であるのは周知の事実である。それを持続的に経営していくことをカジノに併設させることで可能にしている。このようにファイナンスの面で IR は、カジノを基点に総合的に施設を運営していけるという経済的メリットがあるのは既に多くの研究者の先行研究で明らかになっている²²。

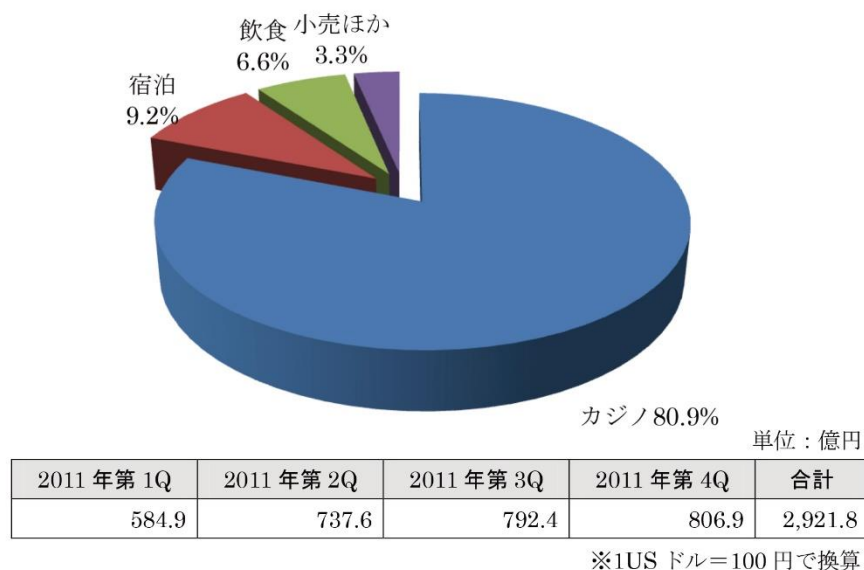


図-19 2011 年度マリーナ・ベイ・サンズ総売上高及び収入構成比

出所：マリーナ・ベイ・サンズ米国決算報告資料

(5) マリーナ・ベイエリアにおける IR 開発総合考察

このエリアの開発における大きな特徴としては、明確な目的をもって埋立を行うという点にある。歴史的にみて一般的な埋立地はゴミ処理を目的として作られるため、その後どのように開発していくのかは埋立段階では曖昧である。図-10 にあるようにシンガポールでは 50 年代～90 年代に商業を発展させるために埋立てを行っている。当時より商業、住宅、レクリエーションといった明確な目的があり、そして 91 年のコンセプトプラン改定時にはマリーナ・ベイ周辺（埋立地）を世界的な中心地として開発し、世界的な文化施設の建設などを行い、新たな都心を開発すると明言している⁴。また、そのコンセプトプランは 2000 年初頭にマリーナ・ベイ・ファイナンスセンター、マリーナ・ベイ・サンズという具体的な開発によって 91 年のコンセプトプラン通りに施工されていることが URA academy でも解説され明らかになった。シンガポール政府が策定した RFC 要綱を調査し、そして選定された MBS 社から資料提供を受け、その建築、開発における計画図を概観するとそれらの要綱が綿密に整理され計画されていることも分かった。リー・シェンロン首相の声明においては IR を使った開発は短期間で大型開発が可能になると同時に国家に経済的リスクも生じないといっ

たメリットについて言及された。最後に IR の収支的観点であるが、収入の 8 割がカジノからの収益となり、これは、一般的には収益性の安定しない MICE 施設を持続的に運営しているということが分かった。

このように、同国は 80 年代の世界情勢を敏感に捉え、コンセプトプランを策定する事でグローバル戦略を打ち立てた。そして、IR というレバレッジを埋立地で活用することで、世界中から人・資金を呼び寄せる事に成功し、世界的な観光ディスティネーションを築き上げた。

また、本章表-3.7「社会への影響に対する規制」における要綱には依存症、治安への対策が網羅されており、新たな依存症対策組織の発足（国家賭博問題対策協議会（NCPG）^{注7} / 国家依存症管理サービス機構（NAMS）^{注8}）と併せてソフト面で要綱にもあるように下記の施策を取り入れている。

- ・国民・永住者への入場料の賦課（S\$150/日または S\$3,000/年）
- ・入場排除プログラム（Exclusion Program）
- ・国内でのカジノ広告・宣伝の制限（広告規制）
- ・カジノ施設内への銀行 ATM 設置の禁止

一方治安への対策としては施設内外を監視カメラシステムで安全管理すると同時に依存症対策同様に GRA (Gambling Regulatory Authority)^{注9}が発足され、カジノを取り巻く社会的悪影響を監視、管理している。

6-3. シンガポールにおける都市開発と観光政策との連携

(1) STB（シンガポール政府観光局）とは

STB は 1964 年に同国の観光産業を発展させるために貿易産業省の基に発足した独立当初からある組織であり、図-20 にある 6 つのグループで構成されている。更に各グループの下部に様々な専門分野があり、綿密に細分化された一体の組織として同国の観光における経済を支えているといっても過言ではない。1965 年の独立時に 10 万人程度であった観光客を 50 年余りで 1600 万人まで増やしてきた。元来観光資源に乏しい同国でこのように観光客を増やしてきた政策は世界的にも注目されている。その政策は 80 年代のチャンギ国際空

^{注7} NCPG (National Council On Problem Gambling) は精神医学と心理学、社会サービス、カウンセリング、法律およびリハビリテーション サービスの専門知識を持つ 17 人のメンバーで構成される評議会で評議会の最初の 2 年間の任期は 2005 年 8 月 31 日に始まっている。https://www.ncpg.org.sg/who-we-are/about-ncpg, 最終閲覧日 2024 年 1 月 15 日

^{注8} NAMS (National Addictions Management Service) は依存症を持つ人々に治療を提供するために、保健省 (MOH) の支援を受けて 2008 年に精神保健研究所 (IMH) に設立された。https://www.nams.sg/Pages/default.aspx, 最終閲覧日 2023 年 1 月 15 日

^{注9} GRA (Gambling Regulatory Authority) ギャンブルを誠実に管理し、犯罪の影響を受けないようにし、またギャンブルによる被害を最小限に抑えることでシンガポール国民を守るために 2006 年に設立された局。https://www.gra.gov.sg/, 最終閲覧日 2024 年 1 月 19 日

港の整備に伴ったグローバル化と共に大きく変化していった¹¹。96年に「ツーリズム 21」を発表し、その中で、

1. シンガポールの観光地としての魅力を強化する。
2. シンガポールを国際的な観光ビジネスの拠点とする。
3. シンガポールをアジア・太平洋地域の観光拠点「観光ハブ」とする。

の3項目を掲げた²³。その後2005年の「ツーリズム 2015」においてはより具体的な観光ビジネスの中心（MICE戦略）やホテルの充実等を掲げ世界水準の観光地を目指した²⁴。2009年にはその政策を補完する内容として「ツーリズムコンパス 2020」を掲げた。観光復興のためのロードマップを政府が作成し、高品質の観光を達成させるべく下記の4つの方針を定めている²⁵。

1. 常に新しいオリジナルでエキサイティングな観光地の開発
2. 既存施設の再復興及び再開発
3. アジア周辺国の活力を取り込む
4. 国際競争力の強化

このようにSTBは様々な政策を打ち出し、時代に応じてそれらの政策を常時補完、改定していく事によって同国への観光客数を増加させている。

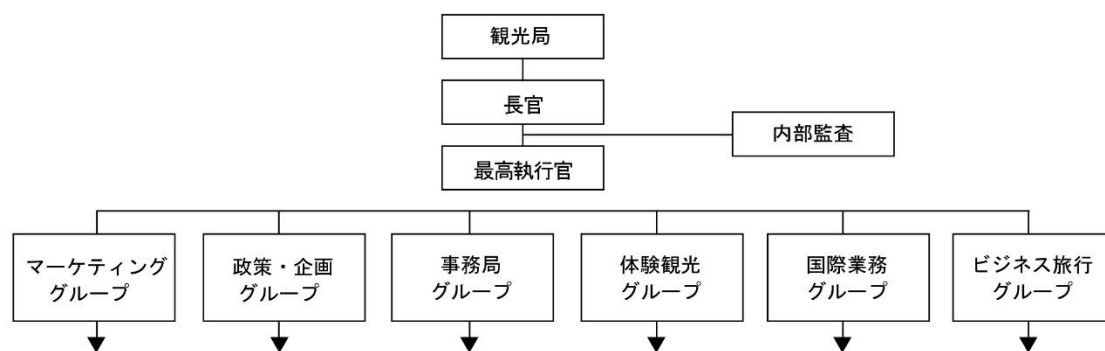


図-20 STB(シンガポール観光局)の組織図

出所：STB 公式ホームページ記載分を筆者により加工

(2) STB（観光局）と URA（都市再開発局）との連携

シンガポールの経済的な基盤となっている観光産業であるが、観光資源に乏しい同国は人工的な観光資源を創造する事によって、新たな政策を打ち立てた。政府主導で観光促進キャンペーンを展開し、特にマリーナ・ベイエリアにおいては大きな成果を上げている²⁴。この取り組みは、ツーリズムの近代的な手法の成功例として同国が注目を集める一つの要

因であると言える。URA と STB が打ち出す政策が、表-6 にあるように 1991 年の URA によるコンセプトプランは 1996 年の STB による「Tourism21」に発表された内容と酷似しており、またその政策は 2001 年の URA のコンセプトプランの改訂にフィードバックされている事が分かり、「世界的なビジネス中心地を目指す」といった内容より、グローバリゼーションの流れの中で両局連携している事が容易に推測出来る。これらは同国特有の政治体制である三位一体構造に起因する処である事が同様に推察出来る。過去には STB 自体が海外企業の誘致を行った記録があり、1987 年に STB によりマリーナ・サウスエリアにエンターテイメント複合施設を建設するよう入札を行った¹³。この試みは不調に終わったが、現在の IR が建設されるにあたる基点となっている事が予想出来、IR が実際に開業される 20 年以上前に STB に IR のような複合的なエンターテイメント施設のイメージがあった事が想像出来る。また現在のマリーナ・ベイ・サンズの入札時に所管したのが STB で、入札評価を補助する機関は URA を主として構成された顧問団であった¹³。そして、2005 年の IR 合法化におけるリー・シェンロン首相の声明文では、観光産業と都市再開発に関する事項が声明文の多くを占めている事により¹⁹、国を主体として、STB と URA が連携して大きな役割を担っている事が推察出来る。

2000 年当時に IR 開発に携わった URA 実務者へインタビューを行い当時その状況がどうであったかを下記のように確認した。

「元来シンガポール自体都市国家であり各行政間の繋がりとは他国と比較するならば必然的に密に連携されているといえる。しかしながらマリーナ・ベイエリアにおける開発計画を実務者として STB との連携を意識し始めたのは 2000 年以降であったように記憶している。」

表-6 URA と STB の動きとその関連性

出所：URA/STB 政府公式ホームページ記載分を筆者により加工

年代	URA(都市再開発庁)	関連性	STB (シンガポール観光局)
60年代	国家開発省 (MND: Ministry of National Development) が1959 年に設立され、都市計画の策定、公共住宅の開発、その他社会基盤整備などの開発を担当する。		STBがシンガポールの経済成長の牽引役として有望な観光業を発展させるべくシンガポール観光局法に基づき1964 年に設立された。
70年代	国家開発庁の傘下に都市再開発庁URAが1974 年に設立され、80 年代にかけて155 件の開発プロジェクトが実施された。1971 年、都市再開発庁の前身であるURDがCP (コンセプトプラン) を策定する。		1970 年代から航空技術が発達し、大量輸出と航空運賃の低廉化がもたらされ、この結果、国際観光が活発化する。
80年代～90年代	1991 年に、1971 年に策定されたCP (コンセプトプラン) を改訂し、新たな都心開発を推し進めた。マリーナベイ周辺を 世界的なビジネス中心地 として開発し、世界的な文化施設の建設を行い、新たな都心を開発する。	類似ワード (ビジネス中心地)	1981 年チャンギ国際空港が24 時間空港として開港する。
90年代～00年	2001 年に、1991 年に改定されたCP (コンセプトプラン) を再改訂し、新たなビジネスゾーン、コマーシャルゾーンを設定し、 世界的なビジネス中心地 を目指した。	類似ワード (世界)	LCC(low cost carrier) 格安航空会社の流れがアジア地域でも広がり始める。1996 年に観光のマスタープラン「Tourism21」を制定し、その中でホテルの充実など 世界水準の観光地 を目指すことや、アジアにおける観光 ビジネスの中心地 を目指した。
05年	2005 年にコマーシャルエリア (マリーナベイエリア) に MICE 、ホテル、カジノ施設等、そして、レクリエーションエリア (セントーサ島) にリゾートホテル、テーマパーク、カジノ施設等の開発を決定。	類似ワード (ビジネス) 類似ワード (M I C E)	2005 年に新たな観光復興計画として「Tourism2015」を制定し、 ビジネス 、レジャー、サービス分野を3つの重点分野とし、国際会議・展示会といった MICE の復興や、教育、医療観光サービスの充実を展開した。 ビジネス 分野においては、アジアにおける先進的な国際会議場や展示会の開催場所としてのシンガポールをより強固なものにする。レジャー分野において「Your Singapore」キャンペーンのもと、アジアを先導する観光地として、個性的な体験が出来るシンガポールに発展させる。

(3) 人口的観光資源 (マリーナ・ベイ・サンズ) を利用した観光産業の促進並びに総合考察

STB は「ツーリズムコンパス 2020」に基づき既存にある観光資源を再復興、再開発し、新たに創造した人工的観光資源と組み合わせる事によって、相乗効果を創出する取組を行っている²⁵。この取組は既存の観光施設が新たな観光施設によって衰退させる事を防ぐ効果も視野に入れた取り組みと言える。同時期に開発されたセントーサ島でのイベント情報等の発信や、URA と共に盛り上げていくための様々なイベントをマリーナ・ベイエリアで施策し、常に観光ディステーションとして選択される世界的なキャンペーンを打ち出し、それらを様々な市場における電子媒体での広報で拡大している²⁶。また国際力強化の一環として、ベストホテル賞、ベストレストラン賞などを創設し、ホテル界・観光業の人材育成

も図っている²⁷。STB は MTI（通商産業局：Ministry of Trade and Industry）の管轄組織であり、建国当初よりある観光資源の少ない同国においては重要な組織の一つである。特に IR 開発においては、80 年代頃よりその構想を持っていた事が予想出来、既存にある観光資源を保存しつつ、人工的な観光資源を創造していくビジョンを早い段階で持っていた組織である。そのビジョンを現実のものとするためには URA との連携なくして不可能であったため、表-6 にあるように当時の世界情勢を鑑みた上で、90 年代より政策の上で緊密に連携していった事が容易に推察出来る。

6-4. 本章の小括並びに第 5 章～第 6 章の総括

(1) 本章の小括

マリーナ・ベイエリアにおける IR 都市開発の特徴として、埋立計画をコンセプトプランの段階から行い、綿密に且つ計画的に実行していく事が分かった。

- ・ 91 年のコンセプトプランから分かるように国を 5 つの地域に分割し、その内のセントラルエリアであるマリーナ・ベイ周辺を世界的なビジネス中心地として開発し、世界的な文化施設の建設などを行うと目標を掲げた。

- ・ 01 年のコンセプトプランでは、マリーナ・ベイ周辺を具体的にコマーシャルエリアとして改定し、それに伴う交通環境の整備目標も掲げ、その後実際に金融を核とした世界的なビジネス中心地（マリーナ・ベイ・ファイナンシャルセンター）とするだけでなく、IR 開発も行い多種多様なレクリエーションを提供した。

- ・ 11 年のコンセプトプランでは持続可能な都市の構築と題して緑化政策に注力することを掲げ、マリーナ・ベイ・サンズ開業後の 2012 年、同エリアにガーデン・バイ・ザ・ベイが開業した。

リー・シェンロン首相の声明文では、IR を利用すると短期間で開発できるだけでなく、多くの投資や技術を世界から集めることができると言及され、実際に 4～5 年の工事期間で近代的且つ世界から注目される建築が完成した。

IR に照準を合わせて URA（都市再開発局）はインフラを含むコンセプトプランで都市開発（都市計画）を綿密に策定し、並行して STB（シンガポール観光局）は観光マスタープラン「Tourism21」や「Tourism2015」を策定し世界に向けてプロモーションしていくことがシンガポールに見る IR を核とした都市開発手法であることが明らかになった。

URA と STB の連携に関しては 90 年代からの両組織の動きを照らし合わせてみると、90 年代～00 年に URA は「世界的な中心地」を、並行して STB は「世界水準の観光地、アジアにおける観光ビジネスの中心地」を目指した。このように IR において URA が計画した MICE が、STB の目指す観光ビジネスの中心地と一致していることが明らかになった。

(2) 第5章～第6章の総括

ここでは第1章序論で述したように第5章で明らかになったシンガポールにおけるカジノ合法化検討過程及び都市開発と観光政策の連動性と、第6章で明らかになった同国の埋立地におけるIRを核とした新規都市開発の過程を概観した上で表-7を基に総括し、考察を行う。

80年代中頃を境に、シンガポールでは深刻な経済危機に陥り、外貨獲得のためにカジノ合法化が検討されるものの否決された。都市開発関連では、90年代から70年代頃より商業・住宅・レクリエーションを目的として埋め立てられたマリーナ・ベイを世界的なビジネス中心地とするコンセプトプランが描かれ、同時期には観光施策関連ではアジアにおける観光ビジネス中心地を目指す施策が立案された。2000年に入り、一旦はカジノ合法化が議会で否決されるものの都市開発関連ではコンセプトプランの改定により具体的に周辺地域を含むマリーナ・ベイエリア全体の構想が描かれ、実際にエスプラネード・シアターズ・オンザ・ベイ（劇場）が建設された。そして、2004年に国会でカジノ導入構想が発表される同時期に、都市開発関連に関してはRFCにより民間からの提案を募り、IRを核とした開発計画が行われた。観光施策関連ではビジネス、レジャー、サービスを3つの重点分野とし、国際会議、展示会といったMICEの復興や、教育、医療観光サービスの充実を目指した。2005年にカジノがIRという概念の基、合法化され、当時のリー・シェンロン首相の声明文でIR施策は観光産業の起爆剤となる点、そして都市開発の観点では、大型開発が短期間で可能となり自国がリスクを負わないという点が強調された。マリーナ・ベイでは地中配管を含むインフラ工事が着手され、各施設が立案された施策に応じて同時期に工事が着手された。2001年のマスタープランで公表されていた多種多様なレクリエーション（レジャー・エンターテインメント）施設としてマリーナ・ベイ・サンズ(IR)が建設され、同国建国当初からの緑化政策及び観光政策としてガーデン・バイ・ザ・ベイ（植物園）が建設され、そして都市再開発局、観光局が立案していた施策目標である「世界的なビジネス中心地」としてマリーナ・ベイ・ファイナンシャルセンター（金融ビジネスビル）が建設された。

このように、シンガポールでは70年代にゴミ処分を目的としてではなく商業・住宅・レクリエーションを目的としてマリーナ・ベイの埋立を行い、90年代に都市開発及び観光施策で「世界的な」や「世界水準」というキーワードの基、海外からの集客を目指していた。そこで、2000年代初頭からは、建国当初からあったカジノ構想がIR構想として施策検討が行われ、それを核とした具体的な都市開発施策に観光施策を連動させて海外からの集客を目指すこととなる。そして、それらを着実に実行していき、2010年のIR開業以降世界的な国際観光国へと発展した。

表－7 IR 合法化検討過程とそれに伴う都市開発と観光施策並びに首相声明文（時系列）

	情勢・国会議論	都市開発関連（URA）	観光施策関連（STB）	リー・シェンロン首相声明文との関連	マリーナ・ベイ（埋立地）の状況
1985年～ （第3回目合法化検 討時期）	深刻な経済危機に陥り、カジノ合法化が議論されたが、当時の首相コー・チヨクトン氏により却下された（1985）。	1971年に策定されたコンセプトプランを改定（1991年）。その中でマリーナ・ベイ周辺を世界的なビジネス中心地として開発し、世界的な文化施設の建設などを行い、新たな都市を開発することが公表された。	チャンギ国際空港が24時間空港として開港（1981年）。その中でホテルの充実など世界水準の観光地を目指すし、マシマにおける観光ビジネス中心地を目指した（1996年）。	2005年の声明文の中でこの当時の導入案を否決したことについての説明がされた。	都市開発局を中心に商業・住宅・レクリエーションを目的として埋立工事が始まる（1977年～）。インフラ整備（地中配管等）が計画される（1998年）。
2002年～ （第4回目合法化検 討時期）	経済厚生委員会より観光促進のためにかジノを合法化すべきという提議が国会でされたが、リー・シェンロン首相より、社会的デメリットの方が大きいという理由で却下された（2002年）。	1991年に改定されたコンセプトプランを改定（2001年）。その中でマリーナ・ベイ周辺に新たなビジネスゾーン、コマーシャルゾーンを設定し、世界的なビジネス中心地を目指すことが公表された。	特に目立った動きなし。	2005年の声明文の中でこの当時の導入案を否決したことについての説明がされた。	マリーナ・ベイエリア周辺にエスプラネード・シアターズ・オンザ・ベイ（劇場）が開業（2002年）。
2004年～ （第5回目合法化検 討時期）	通商産業省よりカジノ導入構想が発表された（2004年）。RfGによってIR開発提案を民間から募った（2004年）。リー・シェンロン首相より世界情勢を鑑みてIRは必要不可欠であると判断され合法化に至る（2005年）。	マリーナ・ベイにMICE、ホテル、カジノ施設を含むIRを開発することが決定（2005年）。	観光復興計画として「Tourism2015」が策定される（2005年）。その中でビジネス、レジャー、サービスを3つの重点分野とし、国際会議、展示会といったMICEの復興や、教育、医療観光サービスの充実を展開した。	IRは観光産業の起爆剤となると声明され、都市開発の点では、大型開発が短期間で可能となり自国がリスクを負わないという点が強調された。否決してきたカジノ合法化であるが、社会情勢が大きく変わり特に観光産業の面では近隣国に観光客が奪われている状況を打破するために合法化した点が声明された。（2005年）	マリーナ・ベイエリアでのインフラ整備（地中配管等）工事が着手される。マリーナ・ベイ・セントズ（IR）、カーテン・ベイ・ザ・ベイ（植物園）、マリーナ・ベイ・コアイテンジャルセタワー（金融ビジネスビル）の建設がそれぞれ着手される。
2010年～ （IR開業）	外国人訪問客約960万人（2009年）から開業5年後の2015年には1520万人となり、観光収入の大幅な増加と併せて、雇用効果2万人以上の雇用を創出し、GDPの底上げに大きく貢献した。	コンセプトプラン改定（2011年）によって、マリーナ・ベイエリアでは下記内容が公表された。 ・マリーナ・ベイ・サンズ等を含むエリアと一緒に新たなタウンshipsを構築し、アジアのビジネス及び金融ハブとして機能させる。 ・マリーナ・ベイ・サウス（複合施設：商業・住宅・医療）の開発計画が公表される（2021年）	「Your Singapore」観光キャンペーンを打ち出し（2010年）、世界に向けた観光プロモーションを開始した。		マリーナ・ベイエリアにおける交通含むインフラ工事の完了。マリーナ・ベイ・サンズ（2010年開業）、カーテン・ベイ・ザ・ベイ（2012年開業）、マリーナ・ベイ・コアイテンジャルセタワー（2013年開業）。マリーナ・ベイ・サウス（複合施設：商業・住宅・医療）の工事着手（2030年開業予定）。

参考・引用文献

- ¹ シンガポール政府、URA 公式 HP 「Marina Bay Story」 ,
<https://www.ura.gov.sg/Corporate/Get-Involved/Shape-A-Distinctive-City/Explore-Our-City/Marina-Bay/The-Marina-Bay-Story>, 最終閲覧日 2019 年 3 月 26 日
- ² シンガポール国立図書館、「Land From Sand」 ,
<http://www.nlb.gov.sg/biblioasia/2017/04/04/land-from-sand-singapores-reclamation-story/>,
最終閲覧日 2019 年 3 月 26 日
- ³ シンガポール政府、URA 公式 HP 「Long-Term Planning」 ,
<https://www.ura.gov.sg/Corporate/Planning/Our-Planning-Process/Long-Term-Planning>, 最終閲覧日
2023 年 9 月 30 日
- ⁴ 大坂谷 吉行(2000), 「シンガポールの 1991 年改定コンセプトプランに関する報告」, 日本都市計画学会 224, pp64-78
- ⁵ シンガポール政府、URA 公式 HP 「Past Long-Term Plans」 ,
<https://www.ura.gov.sg/Corporate/Planning/Long-Term-Plan-Review/Past-Long-Term-Plans>, 最終閲覧
日 2023 年 9 月 30 日
- ⁶ シンガポール政府、URA 公式 HP 「What we do」, <https://www.ura.gov.sg/Corporate/Planning/Master-Plan>, 最終閲覧日 2023 年 9 月 30 日
- ⁷ シンガポール政府、URA 公式 HP 「Control Plans」, <https://www.ura.gov.sg/maps/?service=ctrlplan>,
最終閲覧日 2023 年 9 月 30 日
- ⁸ シンガポール政府、URA 公式 HP 「Master Plan」, <https://www.ura.gov.sg/Corporate/About-Us/What-We-Do>, 最終閲覧日 2019 年 4 月 11 日
- ⁹ シンガポール国立図書館、「Marina Bay」 ,
http://eresources.nlb.gov.sg/infopedia/articles/SIP_2016-06-21_160714.html,
最終閲覧日 2019 年 4 月 11 日
- ¹⁰ 丸谷浩明(1995)「都市整備先進国・シンガポール：世界の注目を集める住宅・社会資本整備」、p65-100
- ¹¹ 石塚芳子 (2014), 「シンガポールにおける観光立国への取り組みと空港の国際競争強化」, 日本国際観光学会論文集, vol. 21, pp. 159-166
- ¹² 名古屋都市センターアジアまちづくり研究会 (2012), 「シンガポール都市政策 VOL. 1 海外資本を呼び込む都市戦略」, 名古屋都市センター平成 23 年度 NUI レポート, no. 10, p. 1
- ¹³ 鶴田 一・十代田 朗・津々見 崇 (2017), 「シンガポールにおけるカジノ合法化検討過程に関する研究」, 日本都市計画学会 Vol. 52 No. 3 p723-730
- ¹⁴ Gardens By the Bay Our Story, シンガポール政府公式 HP,
<https://www.gardensbythebay.com.sg/en/about-us/our-gardens-story/our-story.html>, 最終閲覧日
2023 年 9 月 18 日
- ¹⁵ 財団法人自治体国際化協会(2005 年改定版), 「シンガポールの政策/第 3 章 第 3 節 (環境政策)」,
pp116
- ¹⁶ シンガポール都市再開発庁(URA), 「Greenery」 ,
<https://www.ura.gov.sg/Corporate/Guidelines/Development-Control/Non-Residential/SR/Greenery>, 最終閲覧 2023 年 9 月 4 日
- ¹⁷ シンガポール都市再開発庁(URA), 「Marina South」 ,
<https://www.ura.gov.sg/Corporate/Guidelines/Urban-Design/Marina-South>, 最終閲覧日 2023 年 10 月 1

日

¹⁸ Safadie Architects(2011), 「Marina Bay Sand Integrated Resort」,
<https://www.safdiearchitects.com/projects/marina-bay-sands-integrated-resort>, 最終閲覧日 2023
年 10 月 01 日

¹⁹ Ministry of Trade and Industry Singapore (2005), 「Statement by prime minister Lee Hsien Loong
on Integrated Resort」, 2005 年 4 月 18 日, [https://www.mti.gov.sg/Resources/feature-](https://www.mti.gov.sg/Resources/feature-articles/2006/Ministerial-Speeches-and-Comments-for-Integrated-Resorts)
[articles/2006/Ministerial-Speeches-and-Comments-for-Integrated-Resorts](https://www.mti.gov.sg/Resources/feature-articles/2006/Ministerial-Speeches-and-Comments-for-Integrated-Resorts), 最終閲覧 2023 年 9 月 26
日

²⁰ 一般財団法人自治体国際化協会(2015), 「シンガポールにおける IR(統合型リゾート)導入の背景と規
制」, Clair Report No.417, P20

²¹ デロイトトーマツ, 「IR 事業 (カジノ事業) におけるファイナンス」,
<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/real-estate/articles/re/ir-business-finance.html>,
最終閲覧日 2023 年 10 月 01 日

²² 例えば、みずほコーポレート調査部(2012), 「Integrated Resort(カジノを含む統合型リゾート)」、み
ずほ産業調査, Vol. 39, No2

²³ History SG, 「Tourism 21 Blueprint in Unveiled」,
<https://eresources.nlb.gov.sg/history/events/d7b9c291-d48b-4a48-9ee2-34468124e390#10>,
最終閲覧日 2023 年 10 月 01 日

²⁴ 一般財団法人自治体国際化協会(2018), 「時代とともに変化するシンガポールの観光政策」, Clair
Report No. 472, P26

²⁵ 一般財団法人自治体国際化協会(2020), 「シンガポールの政策 観光政策編」,
https://www.clair.org.sg/j/wp-content/uploads/2020/08/18_kanko.pdf, 最終閲覧日 2023 年 10 月 1 日

²⁶ マリーナ・ベイ・サンズ公式 HP 「WHAT'S ON AT MARINA BAY SANDS」,
[https://www.marinabaysands.com/guides/exceptional-experiences/whats-on-at-](https://www.marinabaysands.com/guides/exceptional-experiences/whats-on-at-mbs.html?_ga=2.108193408.344996526.1696142733-2011853106.1693226072&_gl=1*180nomf*_ga*MjAxMTg1MzEwNi4xNjkzMjI2MDcy*_ga_47M9JPMEW4*MTY5NjEOMjc4NC4yLjEuMTY5NjEOMjE0MC4wLjA.)
[mbs.html?_ga=2.108193408.344996526.1696142733-](https://www.marinabaysands.com/guides/exceptional-experiences/whats-on-at-mbs.html?_ga=2.108193408.344996526.1696142733-2011853106.1693226072&_gl=1*180nomf*_ga*MjAxMTg1MzEwNi4xNjkzMjI2MDcy*_ga_47M9JPMEW4*MTY5NjEOMjc4NC4yLjEuMTY5NjEOMjE0MC4wLjA.)
[2011853106.1693226072&_gl=1*180nomf*_ga*MjAxMTg1MzEwNi4xNjkzMjI2MDcy*_ga_47M9JPMEW4*MTY5NjEOMjE0MC4wLjA.](https://www.marinabaysands.com/guides/exceptional-experiences/whats-on-at-mbs.html?_ga=2.108193408.344996526.1696142733-2011853106.1693226072&_gl=1*180nomf*_ga*MjAxMTg1MzEwNi4xNjkzMjI2MDcy*_ga_47M9JPMEW4*MTY5NjEOMjc4NC4yLjEuMTY5NjEOMjE0MC4wLjA.),
最終閲覧日 2023 年 10 月 1 日

²⁷ マリーナ・ベイ・サンズ公式 HP 「AWARDS & ACCOLADES」,
[https://www.marinabaysands.com/company-](https://www.marinabaysands.com/company-information/awards.html?_gl=1*xstyeu*_ga*MjAxMTg1MzEwNi4xNjkzMjI2MDcy*_ga_47M9JPMEW4*MTY5NjEOMjc4NC4yLjEuMTY5NjEOMzA0Ny41Mi4wLjA.&_ga=2.254388490.344996526.1696142733-2011853106.1693226072)
[information/awards.html?_gl=1*xstyeu*_ga*MjAxMTg1MzEwNi4xNjkzMjI2MDcy*_ga_47M9JPMEW4*MTY5NjEOMjE0MC4yLjEuMTY5NjEOMzA0Ny41Mi4wLjA.&_ga=2.254388490.344996526.1696142733-2011853106.1693226072](https://www.marinabaysands.com/company-information/awards.html?_gl=1*xstyeu*_ga*MjAxMTg1MzEwNi4xNjkzMjI2MDcy*_ga_47M9JPMEW4*MTY5NjEOMjc4NC4yLjEuMTY5NjEOMzA0Ny41Mi4wLjA.&_ga=2.254388490.344996526.1696142733-2011853106.1693226072),
最終閲覧日 2023 年 10 月 1 日

第 7 章

シンガポールとの対比からみる大阪 IR の特徴

7-1. 本章の背景と目的

(1) 本章の背景と目的

第1章(序論)で述したように、IR施策におけるシンガポールの先行事例を調査・分析することは重要である。加えて日本政府が平成29年(2017年)より開催した特定複合観光施設区域整備推進会議にて「日本型 IR」^{注1}という言葉が頻繁に出てくるが、それは他国 IR との対比の中で特徴を明らかにして始めて「日本型」であると言及できると考えられる。第2章から第4章での日本の IR 関連についての調査・分析結果、第5章から第6章でのシンガポールの IR 関連についての調査・分析結果、そしてそれぞれで明らかになった考察の総括を基に、良くも悪くも日本(大阪夢洲)での IR 施策の特徴を明らかにすることで新たな手法を導き出すことが本章の目的である。

(2) 本章の構成

本章では、7-2 において日本とシンガポールの【(1) IR 合法化検討過程<第2章、第3章と第5章>】【(2) 埋立地における新規都市開発<第4章と第6章>】【(3) IR 合法化検討時期の行政組織体制とその連動性<第3章と第5章>】3項目について対比させ考察を行う。そして7-3で、その対比による特徴を導き出し、7-4でその特徴から新たな手法、課題を導き出し、課題においては提言を行う。



第7章 シンガポールとの対比からみる大阪IRの特徴

図-1 第7章 全体構成

^{注1} 首相官邸公式資料「特定複合観光施設区域整備推進会議取りまとめ～主な法令事項に係る基本的な考え方～」(2018年), https://www.kantei.go.jp/jp/singi/ir_promotion/ir_kaigi/pdf/h301204_kettei.pdf, 最終閲覧日 2023. 11. 27

「日本型 IR」とは、下記のように定義されている。

- ・ これまでにないスケールとクオリティを有する総合的なリゾート施設として世界中から観光客を集め、日本各地の豊かな自然、固有の歴史、文化、伝統、食等の魅力を紹介し、IR区域への来訪客を全国各地に送り出すことにより、IRが世界と日本の各地とをつなぐ交流のハブとなり、世界中から観光客を集める滞在型観光の推進に資するものであること。
- ・ 日本型 IR は、これまでにないような国際的な MICE1 ビジネスを展開し、新たなビジネスの起爆剤となるものであること。

図-2 は比較した章を全体構成図上に示す。なお、ここではあくまでも対比させる項目のみを各章から抜粋している。

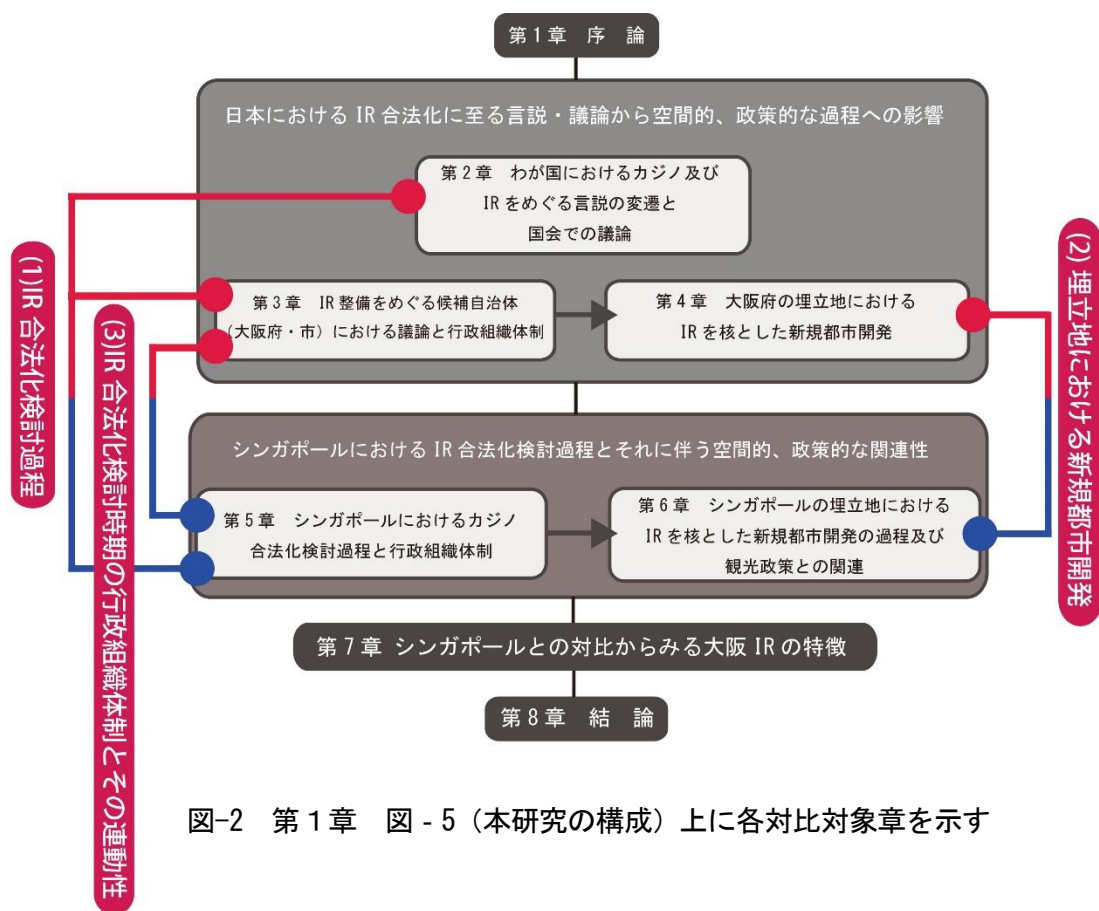


図-2 第1章 図-5 (本研究の構成) 上に各対比対象章を示す

7-2. 日本（大阪夢洲）とシンガポール（マリーナ・ベイ）の IR 関連事項の対比

(1) IR 合法化検討過程

シンガポールは都市国家であるため、日本と単純な比較は難しいが IR を合法化するまでの大枠の流れを概観することによって、IR 合法化の背景を大凡分析可能だと考えた。

また日本における IR 整備法は、国が具体的な計画を定めるのではなく、地方自治体が計画した施策を国が認定する枠組みであるため、国を含め大阪府・市の認定までの流れを比較することも重要である。

表-1 を概観すると 70 年代には、日本では合法化とは関連性の薄い内容でカジノが議論され、同時期シンガポールでは民間人よりカジノ施設を建設する提案が行われた。80 年代に入ると、日本では沖縄、北方領土でインセンティブ的な要素においてカジノ特区議論が行われており、一方シンガポールでは経済不況に陥ったことに起因するカジノ議論が行われる。90 年代には日本では阪神淡路大震災後の復興案の一つとしてカジノが提案され、シンガポールではカジノ議論が為された記録はない。2000 年代初頭に日本ではバブル崩壊後の地方財政の悪化により各地でカジノ特区議論が行われる。同時期シンガポールでは 2005 年に IR というそれまでにない複合的な要素の中のカジノとして合法化に至る。2010 年代には、日本では IR 推進法が 2016 年に閣議決定し、その後推進法に基づいて 2018 年に IR 整備法が成立し、同時期シンガポールでは 2010 年に IR 開業に至る。

すなわち、両国共に古くからカジノ議論がなされているが、それらの議論が活発化するのには経済不況による社会情勢の変化に起因している。例えば、第 2 章における我が国の国会での議論の分析では日本の経済成長率が低下するに伴って合法化検討における議論が増える傾向にあったし、シンガポールでは 80 年代の深刻な経済不況に陥った際に合法化議論がされている。そして 2005 年のリー・シェンロン首相の声明にあるように取り巻く社会情勢が変化し、特に観光産業では他国に遅れをとっていると発言されている。

わが国の地方自治体(大阪)においても同様で、財政が厳しい状況となり大阪経済界と自治体が官民一体となった「大阪エンターテイメント都市構想推進検討会」(2010 年)を発足して IR 誘致を目指した。

表-1 日本とシンガポールのカジノ合法化検討過程における対比対象表

	1970年代～	1980年代～	1990年代～
国 会	合法化とは関連の薄い内容（カジノで国会議員が遊興等）のカジノに関連する議論がされた。	沖縄、北方領土でカジノ特区の議論/炭鉱の閉鎖に伴う地域振興のためのカジノ議論がされた。	95年の阪神淡路大震災の復興のためのカジノ議論や他の先進国にあるカジノについての議論がされた
大阪府	議事録には現れない。	議事録には現れない。	議事録には現れない。
シンガポール	民間のビジネスマンがカジノを建設する提案がされた。	深刻な経済危機に陥ることでカジノ合法化議論がされた。	カジノ合法化議論がされたかの文献は見つかっていない。
	2000年代～	2010年代～	
国 会	80年代での沖縄・北方領土だけではなくバブル崩壊後の財政危機により各地方でのカジノ特区懇願による議論が多くされた。	2015年に内閣官房から公表されたアベノミクス構想に誘発されるように、過去と比較すると大幅に議論されるようになり、結果2018年にカジノが合法化される。	
大阪府	議事録には現れない。	カジノ自体を大阪府・市民にまずは理解、認知してもらおうという普及の議論やその他経済的メリットや社会的デメリット、都市計画、観光政策の議論が多くされた。	
シンガポール	観光促進のためにカジノを合法化する議論が初頭にされ2004年に導入構想が発表され、2005年にカジノが合法化された。	2010年にIRがオープンした。	

(2) 埋立地における新規都市開発と観光政策

ここではまず第4章における大阪府の埋立地におけるIRを核とした新規都市開発と第6章におけるシンガポールの埋立地におけるIRを核とした新規都市開発の空間的整備を対比させる。図-3の総合的な比較図を基に調査結果をまとめる。

① 開発順序

70年代の埋立て目的について、大阪ではゴミ処分場から、テクノポート大阪計画にあるような物流や国際交易等であったのに対して、シンガポールでは商業・住宅・レクリエーションという多様な用途があった。開発の順序については、大阪では、1988年テクノポート大阪計画で物流拠点としてコンテナエリアを開発立案し、その後2009年に「咲州・夢洲のまちづくりについて」で具体的に政策立案され、共用開始されている。一方、シンガポールでは、2010年のマリーナ・ベイ・サンズを開業するまでの間は未利用のままであった。2000年頃よりシンガポールでは91年に策定されたコンセプトプランを改定し、当該埋立地により具体的な計画を施した。2005年カジノ合法化に伴いIR開発が着手され2010年に開業し、以降ガーデン・バイ・ザ・ベイ(植物園)^{注2}やファイナンシャルセンター(金融ハブ)^{注3}、そして現在は住居を含む商業施設(マリーナ・ベイ・サウス)^{注4}の開発工事が着手されている。

この開発順序は第1章既往研究のレビューにて述した高荷¹が課題として挙げた「交通不便な暗い場所」やAdam²が提言した「社会的な摩擦の回避」と関連性があることが予想されるため、表-2にて具体的な開発順序を縦軸に列記して考察を深めた。特にエンターテインメント・レクリエーション用途においてマリーナ・ベイと大阪夢洲では真逆に開発を行っている点にフォーカスする。

シンガポールでは最初の開発で、賑やかな街並みを構成することで「交通不便な暗い場所」を防ぎ、その後に植物園やビジネス用途を開発することで一定の認知とブランディングを高めている。その後、住居系や医療系用途等を開発していくことは、一般的な大型開発或いは社会的デメリットを引き起こす可能性のあるカジノ施設等を含む大型開発(IR開発)においては有効的な開発手法であるといえる。また第1章で述したように港湾の埋立地を活用した都市開発により経済を発展させていくというアジア諸国で主流の都市開発手法は空間的観点から住居系地域と一定の距離が保たれ、社会的摩擦の回避に繋がっていると推測される。

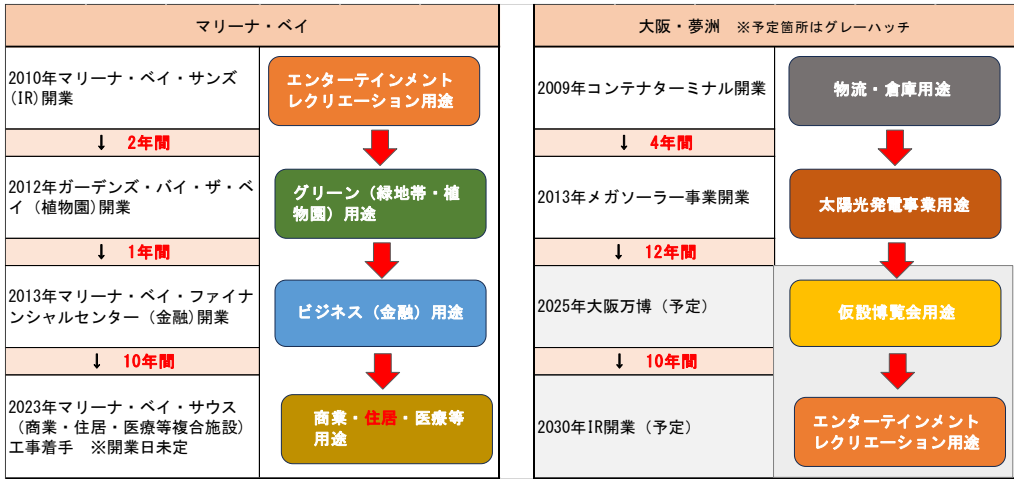
^{注2} ガーデنز・バイ・ザ・ベイのフラワー・ドームは、世界最大規模のガラス製温室で、ガラスの下には1.28ヘクタールの広大な敷地が広がり、色とりどりの花が咲き乱れているシンガポールで人気のスポット。マリーナベイ・サンズ公式HP, <https://jp.marinabaysands.com/singapore-visitors-guide/around-mbs/gardens-by-the-bay.html>, 最終閲覧日2023年10月02日

^{注3} シンガポールの金融の中心地に新たに加わったアイコン的建築物。受賞歴を誇る33階建てのビルは、プロフェッショナルサービスセクターに向けてカスタムメイドされている。マリーナ・ベイ・ファイナンシャルセンター公式HP, <https://www.executivecentre.com/ja-jp/office-space/singapore-marina-bay-financial-centre/>, 最終閲覧日2023年10月02日

^{注4} 今後建設予定のマリーナ・サウス複合住宅地区。魅力的で持続可能なコミュニティ中心の地区として構想されている。URA公式HP, <https://www.ura.gov.sg/Corporate/Guidelines/Urban-Design/Marina-South>, 最終閲覧日2023年10月02日

表-2 シンガポール（マリーナ・ベイ）と大阪（夢洲）の開発概略工程

※グレーハッチ部は予定を示す。

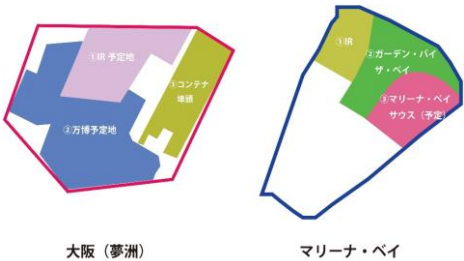


②面積と形状

両者は面積的にはほぼ同規模だが、図-3 にあるように夢洲はアイランド型であり、シンガポールは陸続き型である。IR を含む施設面積においてマリーナ・ベイ・サンズは第 6 章 図-21 にて仔細は述したが延べ床面積が 845,000 m²、一方大阪 MGM リゾートは「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域整備に関する計画」³より暫定ではあるが 770,525 m²となっており IR 自体の規模、埋立地の面積共に近似している。また夢洲はその形状により、地下トンネルや橋などの交通インフラに費用がかかるが⁴、シンガポールは陸続き型であり本土の既存にあるダウンタウンを拡大させ、反対側に小規模な橋を建築して繋げている。大阪夢洲の埋立形状については、元来ある海路を規定の巾でオープンにする必要があるためにこの形態になっている^{注5}。

表-3 シンガポール（マリーナ・ベイ）と日本（大阪夢洲）の各施設における埋立地専有率

	開発面積（予定含む）	専有率
大阪（夢洲）	①IR予定区域 39ha (A) + 10ha (B) + 9ha (拡張予定) 合計58ha	15%
	②万博予定区域 65.7ha+47ha+42.9ha= 155.6ha	40%
	③コンテナ埠頭 65ha	16%
	未利用含むその他 106.4 ha	27%
	合計 約385 ha	
マリーナ・ベイ	①IR(マリーナ・ベイ・サンズ) 15.49ha	4%
	②ガーデン・バイ・ザ・ベイ 101ha	28%
	③マリーナ・ベイ・サウス (予定) 94ha	26%
	未利用地 (※フィナンシャルセンターは本土) 149ha	41%
	合計 約360 ha	



注5 2023 年 8 月 31 日大阪港湾局開発調整課へのインタビューにて確認。同課は国際競争力があり、利用者ニーズに合った使いやすい港をめざして、令和 2 年 1 0 月 1 日から、大阪市と大阪府の港湾局を統合した「大阪港湾局」を共同設置し、大阪港と府営港湾（堺泉北港、阪南港、二色港、泉佐野港、泉州港、尾崎港、淡輪港、深日港）を一元管理している。公式 HP: https://www.pref.osaka.lg.jp/osaka_kowan/、最終閲覧日 2023 年 10 月 02 日

③土地利用

埋立地内にある土地利用や各施設（予定含む）を表-3 にまとめた。一見してマリーナ・ベイの未利用地が多いように見えるが、大阪夢洲は万博に 40%の土地を利用するものの恒久的なものではない。

このようにマリーナ・ベイでは既に工事が着手され本格的なまちづくり構想があり、専有率 60%近くは恒久的に利用されていくこととなるが、大阪夢洲においては万博以降 IR の専有率 15%とコンテナ埠頭の専有率 16%と併せても専有率 30%程度である。



図-3 シンガポール（マリーナ・ベイ）と日本（大阪夢洲）の比較図

一方観光政策については、日本では歴史的にみて沖縄、北方領土を含めた国内をターゲットにした地域経済振興を目指していた傾向にあったが、第4章4-3(2)2.【評価基準18】地域経済への効果で述べたように地域経済振興はベースにあるものの、より国際観光に力点を置いた方向にシフトしていることが分かった。一方シンガポールでは90年代頃より既に「世界的な」というキーワードが各施策に表れており、そして第5章でも述べたように2000年代初頭のSARSの影響で特に観光産業に大きなダメージを与え経済不況に陥っていた背景もあり、グローバルな観点での政策立案に一層の拍車がかかったことが想像出来る。第1章で述べたように多くの既往研究でシンガポールIRの経済効果について、来訪者数、観光収入の大幅な増加に伴うGDPの増加等の数値的なデータが示され、観光立国としての確固たる地位を確立したことが明らかになっている^{注6}。2022年に開催されたシンガポール都市再開発局主催のIntegrated Land Use Planning Courseにて、その経済効果による財源を自国の観光資源の開発並びそれに伴う広域視点での国内交通インフラ等の整備、既存にある観光資源の保存に再投資し、経済的な正のスパイラル循環を構築していることが分かった^{注7}。

(3) IR合法化検討時期の行政組織体制とその連動性

第5章で調査して明らかになったシンガポールIR合法化時の行政組織体制と、第3章で調査して明らかになった大阪府・市の行政組織体制を対比するため、図-4に示されている対比図を作成した（全体機構については、巻末の大阪府とシンガポールの行政機構一覧を参照）。同図内『IR関連組織体の構成』にはそれぞれ関連する組織（部・局・省・庁）並びに関連した有識者など、『施策種別』にはそれら組織が管轄する要素を図化し他方ない要素をハイライトしている。また各関連施策内容は同図下層部にまとめた。図-4を基にそれぞれの組織やその施策について対比・考察を行う。

① IR関連組織体の構成

大阪府・市は新たに開設されたIR推進局が主催し、シンガポールにおいては元来からある観光局が主催している。また大阪府・市の有識者は大学教授や副市長や府知事であるが、シンガポールのそれは国内外の専門家が含まれる。

シンガポールでは古くから柔軟に各プロジェクトに対して主催が決まり、適切な組織構成をシームレスに行っていることが垣間見え、同時に組織のみならずメンバーについても役職や権威、国内外を問わない専門家が抜擢されることが一般的である。このように同国では、あらゆる部門間においても連動性が高く、国内外問わない各種専門家達とのネットワークがある^{注8}ことが確認された。

②行政組織の連動性

各行政組織の連動性においては、大阪府・市では第3章で述べたように大阪府民文化部下層組織である都市魅力創造局が「大阪MICE誘致戦略」を立案し、大阪都市計画局、IR推進局、その他関係各部・局を巻き込む形で定例会等を開催することで連動させている。一方シンガポールでは、組織体の構成からみて取れるように役職や権威に関係のない柔軟な組織体であることが想像され、且つ第5章、第6章で述べた関連内容、および縦割りでないシームレスな連動が常に行われていることが確認された。

^{注6} 例えば一般財団法人自治体国際化協会シンガポール事務所(2020年)は「シンガポールの政策 観光政策編」でシンガポール観光局の取り組みと実績について各種データを基に調査されている。

^{注7} 筆者が2022年7月に参画したアカデミックコースの講義に参加しただけでなく、当時の実務担当官とデスカッション並びに個別インタビューを行った。

^{注8} 2022年7月22日シンガポール都市再開発局で他組織との連動性について実務者へインタビューを行った。

③施策項目（健康医療・警察）（経済・貿易）

両方に『観光施策』と『都市開発施策』の要素はあるが、大阪府・市には『健康医療』^{注9}と『警察』^{注10}があり、シンガポールにはない。一方、『自然』と『経済・貿易』はシンガポールにはあるが、大阪府・市にはない。

大阪では第2章～第3章で、社会的デメリットである依存症や治安悪化の懸念に関して、世論や国会・地方議会での議論が盛んに行われていた。これらの要素が実際のIR施策の検討段階に影響していることがわかった。具体的には第4章で述したように依存症においてはカジノ施設内に24時間・365日利用可能な相談施設を設置するとともに、来訪者へ責任あるゲーミング及びその対応方法の案内や、簡易なカウンセリングを行う施策があり、治安対策としては警察との連携によって治安・地域風俗環境対策に取り組むため、夢洲内に警察署等の警察施設が建築的に計画されている。

一方シンガポールでは第5章で述べたリー・シェンロン首相の声明文からもわかるように、これらの点に関する議論が日本と比較して多く行われてこなかったことが予想されるものの主にソフト面での対策として第6章で述したように依存症対策においては新たな依存症対策組織の発足（国家賭博問題対策協議会（NCPG）¹¹/ 国家依存症管理サービス機構（NAMS）^{注12}）と併せてソフト面で「国民・永住者への入場料の賦課や 入場排除プログラム等が実施されている。そして治安対策としては監視カメラや顔認証システムの設置等があり、これら依存症、治安対策のソフト面での対策は大阪夢洲が参考にして計画に取り入れている。

シンガポールでは依存症対策や治安対策の観点は主にソフト面では実施されているが、建国当初からの緑化政策や経済的観点の方が重要視されていることが窺える。

④観光施策

大阪観光局事業公式HPの事業概要「海外プロモーション」にて、大阪は世界最高水準、アジアNO.1の国際観光文化都市を目指し、東アジア（中国・韓国・台湾・香港）、東南アジア、欧米豪各エリアに担当者をアサインし、海外から大阪へのインバウンドプロモーションを行っており、具体的な活動としては海外旅行博への出展、海外旅行会社との商談（リアル・オンライン）を随時実施すると明記されている。このようにインバウンド観光を意識しているものの、地方自治体単体で全世界へプロモーションを行う予算は限られており、且つ現状国内側での人手不足によるホテル産業の清掃員不足、バス運転手不足の課題等インバウンドを受け入れるための体制自体が整っていない状況もあることが確認された^{注13}。一方シンガポールでは国家規模に違いはあるものの、インバウンド観光政策を国家施策として行っている^{注14}ことは2005年のリー・シェンロン首相の声明からも明白である。

^{注9} 府依存症治療拠点機関と専門医療機関の指定を行い、高校生を対象とした依存症予防教育を実施し、ギャンブル等依存症対策研究会を立ち上げた。

^{注10} 図-4にあるように警察署等の警察施設を設置予定とし、警察力の強化を図る。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/yosan/cover/index.php?year=2023&acc=1&form=01&proc=6&ykst=1&bizcd=20230102&seq=1>, 最終閲覧日 2023年12月19日

^{注11} NCPG(National Council On Problem Gambling)は精神医学と心理学、社会サービス、カウンセリング、法律およびリハビリテーション サービスの専門知識を持つ 17 人のメンバーで構成される評議会で評議会の最初の 2 年間の任期は 2005 年 8 月 31 日に始まっている。<https://www.ncpg.org.sg/who-we-are/about-ncpg>, 最終閲覧日 2024 年 1 月 15 日

^{注12} NAMS(National Addictions Management Service)は依存症を持つ人々に治療を提供するために、保健省(MOH)の支援を受けて 2008 年に精神保健研究所(IMH)に設立された。<https://www.nams.sg/Pages/default.aspx>, 最終閲覧日 2023 年 1 月 15 日

^{注13} 2023 年 12 月 8 日大阪観光局実務担当者へ海外プロモーションにおける現状についてのインタビューを行った。

^{注14} 例えばマリーナ・ベイ・サンズの開業当初シンガポール観光局は「YOUR SINGAPORE」キャンペーンを行っている。

<https://www.stb.gov.sg/content/stb/en/media-centre/media-releases/singapore-gets-persona-uniquely-singapore-evolves-into-yoursingapore.html>, 最終閲覧日 2023 年 12 月 19 日

大阪府・市 	シンガポール 
I R 関 連 組 織 体 の 構 成	
主催：IR 推進局 府民文化部・観光局・大阪府警 健康医療部・大阪都市整備部 大阪都市計画局※ 国内有識者 7 名（大学教授、大阪市副市長、大阪府副知事、民間監査法人等）	主催：シンガポール観光局 (STB) 国家開発省 (MND): 国立公園庁 (NParks)・都市再開発局 (URA) 通商産業省 (MTI): セントーサ開発公社 (SDC) シンガポール観光局 (STB) 民間有識者・国内外専門家
施 策 種 別	
	
観 光 施 策	観 光 施 策
IR を見据えた下記の 4 つの活動目標を定めている。 ①日本観光の「ショーケース」②日本観光の「トップランナー」③成長戦略の「起爆剤」 ④高付加価値 MICE 都市	「YourSingapore」観光キャンペーンを打ち出し（2010 年）、世界に向けた観光プロモーションを開始した。
都 市 開 発 施 策	都 市 開 発 施 策
大阪都市計画局 拠点開発室広域拠点開発課ベイエリアグループによる「夢洲まちづくり推進本部会議」を開催し、市長、IR 推進局長、都市計画局長、港湾局長などの参加者で定期的に具体的なまちづくり計画に関して議論している。	マスタープランにてマリーナ・ベイ・サンズ等を含むエリアと一緒に新たなダウンタウンを構築し、アジアのビジネス及び金融ハブとして機能させると公表し、マリーナ・ベイ・サウス（複合施設：商業・住宅・医療）の開発計画が公表される（2021 年）。
健 康 医 療 施 策	自 然 施 策（緑 化 施 策）
府依存症治療拠点機関と専門医療機関の指定を行い、高校生を対象とした依存症の予防教育を実施し、ギャンブル等依存症研究会を立ち上げた。	自緑化政策「ガーデンシティ」政策として、国土開発庁 (MND)、都市開発局 (URA)、国立公園庁 (NParks) の管轄でコントロールプランとして法制化し IR 施設、ガーデン・バイ・ザ・ベイの実務審査を行った。
警 察 施 策	経 済・貿 易 施 策
I R 事業者や関係機関等との緊密な連携協力のもと、治安・地域風俗環境対策に取り組むため、夢洲内に警察署等の警察施設を設置し、警察力の強化を図る。	通称産業省 (MTI) が I R 事業における具体的な経済効果の試算を行った。

図-4 日本（夢洲）とシンガポール（マリーナ・ベイ）の IR 合法化時期の組織体制対比図

⑤都市開発施策

大阪では、現時点でその局地的都市開発計画を広域なまちづくりにつなげていくための組織（大阪都市計画局）の発足により連携が取れた段階であるが、シンガポールでは既に第6章でも明らかになったマリーナ・ベイ・サウス計画があるように早い段階から柔軟な行政組織体制で施策立案が行われる傾向にある。

(4) 各対比まとめ

表-4で、前節の共通項、相違項をまとめて概観する。

表-4 日本とシンガポールの各項目における共通項・相違項まとめ表

	共通項	相違項
(1) IR合法化検討過程	40年前以上より検討/社会情勢の変化による経済不況に起因して検討される。	<u>検討地域</u> 日本（80年代：沖縄、北方領土、2000年～大阪含む、その他各地方） シンガポール（91年以降：マリーナ・ベイ地域） <u>主な集客のターゲット</u> 日本（国内） シンガポール（アジア諸国全域、世界）
(2) 埋立地における新規都市開発と観光政策	<u>新規都市開発</u> 埋立面積（近似/大阪夢洲385ha・シンガポール：360ha） <u>観光政策</u> 都市開発と連動させた施策立案	<u>新規都市開発</u> 埋立目的・開発順序・埋立形状・今後の開発計画（まちづくり） <u>観光政策</u> 「大阪・関西万博」の開催、IR（Integrated Resort：統合型リゾート）を見据えた4つの活動目標を立案
(3) IR合法化検討時期の行政組織体制とその連動性	観光・都市開発の要素	<u>大阪要素</u> ：健康医療・警察 <u>シンガポール要素</u> ：自然・経済及び貿易 <u>組織体制</u> 日本（国内の有識者や役職者） シンガポール（民間の有識者、国内外の専門家） 連動制 日本（大阪：都市魅力創造局主催の定例会にて連動） シンガポール（大枠の組織フレーム自体がシームレスに連動）

1. IR 合法化検討過程

両国は40年以上前よりカジノ合法化は検討されており、いずれも経済不況に起因して合法化が検討される傾向にある。日本では主に地域振興策として検討が行われたが、シンガポールでは国際観光による国家振興が目標であった。この違いは、日本は人口減少にあるもののシンガポールの540万人と比較すると国内観光を拡充させることで経済的観点において成立していたが、シンガポールではそもそも国内需要だけでは成立しなかったことが要因と考えられる。

そして具体的な地域での議論は日本が早かったものの、シンガポールは方針を決定してからのスピードが速く、政治的な決定力が強いこともその状況から分かった。

シンガポールでは第5章リー・シェンロン首相の声明文から読み解けるように民意を加味するものの国家主導で政策決定をしていくことでスピードある施行が可能となっている。2000年初頭に経済状況の悪化によりカジノ議論が始まり、法制化が2005年、開業が2010年であり、本格的な議論から開業まで10年であった。

一方、日本（大阪）では官民一体で政策構想していく点では民意がより組み込まれるメリットがあるものの、それが国会で議論され、法制化されるまでの時間を要し、その間に世論が変遷していくというデメリットもある。現況の夢洲の構想は2010年から官民一体組織で議論が始まり、国で法制化されるのが2018年、そして運営企業と具体的な計画に本年度以降したが、その13年間で社会・経済情勢の移り変わりと共に世論が既に変遷している状況があることも加味する必要がある。

2. 埋立地における新規都市開発と観光政策

都市開発としての特徴は、埋立面積自体は近似しているものの、その目的、開発順序、埋立形状、そして今後の開発計画に違いがあった。

埋立の目的は、日本（大阪夢洲）はゴミ処分場から、テクノポート大阪計画にあるような物流や国際交易等、そしてシンガポール（マリーナ・ベイ）は商業・住宅・レクリエーションであった。この違いにおける主な要因は両国の社会的、地理的背景にあることが予想出来る。シンガポールはマリーナ・ベイを世界的なビジネス中心地、観光地といったビジョンがコンセプトプランにあるように90年代から明確にあり、国家主導で綿密に施策を立案し、実行してきた。一方、日本（夢洲）では同時期頃バブル崩壊による地域経済の悪化により地方財政だけで計画を遂行していくには難があった。国自体の規模により単純比較は出来ないものの、シンガポールのように国家主導で都市開発を行っていく手法は予算面においてメリットがある一方で民意が反映された施策であるか判別が付き難いというデメリットもある。

開発順序はエンターテインメント・レクリエーション用途が真逆であった。この違いにおける主な要因は、大阪（夢洲）では第4章で述したように「テクノポート大阪基本計画」（1988年）にて夢洲地区は技術開発研究ゾーン、国際交易ゾーン、情報通信ゾーン、文化レクリエーションゾーン、居住ゾーン、物流ゾーンの6つのゾーニング計画があったものの2009年の本格的な夢洲まちづくり構想が始まった段階では埋立自体が竣工しておらず、伴う交通インフラも整備されていない状況であったため、まずは海路を利用出来るコンテナ埠頭（物流ゾーン）から施行されたことにある^{注15}。加えて同時期に阪神淡路大震災の影響で、アイランド型に起因する高額な交通インフラ整備費用の財源を確保する困難さも要因していることが予想出来る。

埋立形状では、日本（大阪夢洲）はアイランド型、シンガポール（マリーナ・ベイ）は陸続き型であった。この違いにおける主な要因は、前述したように既にある航路を規定の中でオープンにする必要があるためである。大阪（夢洲）では既に航路があり、シンガポールでは元来航路はなく湿地帯であったためこれらの形状となった。アイランド型は治安面でコントロールしやすい反面、交通インフラ整備費用が高額となる。陸続き型はその逆となる。

そして今後の開発計画（夢洲においては万博以降）においては、日本（大阪夢洲）に現状はなく、シンガポール（マリーナ・ベイ）ではマリーナ・ベイ・サウス開発計画として商業、医療、住居等に緑化施設を含めた複合的なまちづくり計画が既に立案の上、工事着されている。この違いにおける要因は、大阪（夢洲）においては2025年万博の成否に由るところもあるが現状では過去のテクノポート大阪計画、オリンピック誘致等の失策によりレピュテーションやブランディングが確立されていない状況にあるためだと予想出来る。一方シンガポールではIRの成功によって高いブランディングが確立していたため、以降の開発計画へスムーズに以降出来ていたことが予想できる。

観光政策においては、シンガポールでは、行政組織であるシンガポール観光局(STB)が観光政策の立案および実務を担当しており、大阪では都市魅力創造局が観光政策の立案を行い、具体的な実務はDMOである公益財団法人大阪観光局が担当している。この構造により官民一体での観光政策を実行していく

注15 2024年1月15日大阪港湾局へ夢洲の開発順序におけるインタビューを行った。

ことが可能となり、2025 年日本国際博覧会「大阪・関西万博」の開催、IR（Integrated Resort：統合型リゾート）を見据えた 4 つの活動目標を立案し^{注16}、実行している。この政策的な違いは日本の IR 整備法の骨子にある地方が施策し、国が認定するという構造に起因している。そのため課題としては、国家的事業とはならず、地方単体での予算には限りがあるため、地方独自の財政事情に影響されることがあり海外へのプロモーション等における戦略が弱くなる可能性がある^{注17}。

3. IR 合法化検討時期の行政組織体制とその連動性

都市開発局と観光局並びにその他の部・局・省・庁との連携において、日本（大阪）は都市魅力創造局、大阪都市計画局、そして IR 推進局がコネクターとなって連動性を確保しているが、シンガポールでは第 5 章「シンガポールにおけるカジノ合法化時の行政組織体制」（図-6）の IR 事業者評価組織体制のデザイン評価委員会で委員長が都市再開発局（国家開発省の下層組織）で、その下に国家開発省（都市開発局の上層組織）の事務次官が担う体制となっていることからわかるように、上層、下層組織に関係なく適宜に構成されることで形的には縦割りとなっているものの実務的にはシームレスな連動性をもっている^{注18}。

この組織的な違いは前述した総人口、或いは国土面積に起因すると想像出来る。日本の国土面積 37 万 8 千平方キロメートルに対してシンガポールは 720 平方キロメートルであり、それを管轄する行政組織体制において日本は必然的に縦割りに成らざるを得ない状況がある。広域的な都市開発や観光政策を施行する際にこの縦割り組織が弊害になることがあり、それらを緩和するために大阪のように新たな組織を発足することは適切であり、他の地方自治体でのプロジェクト等においても参考にすべき事案である。ただし、このような新たな組織の認知度が低い点は今後改善していく課題でもある。

(5) 建設・開発概要と経営的観点における数値的総合対比

第 4 章で大阪の夢洲 IR 開発計画概要、伴う経営的概要を述し、そして第 6 章ではシンガポールのマリーナ・ベイ・サンズのそれらについて述している。本節では表 - 5 にあるようにそれらの数値をまとめて対比させることによって大阪夢洲における IR 整備計画の妥当性の検証、考察を行う。

①建築・開発計画

敷地面積において大阪はシンガポールの 3 倍以上あるにも関わらず、延床は近似していることから第 4 章大阪夢洲 IR 計画のゾーニングにおける「結びの庭ゾーン」にそれらが充当されていることが分かる。マリーナ・ベイ・サンズに隣接するガーデン・バイ・ザ・ベイ（植物園）の面積を加味するとレクリエーション等の役割として妥当と考える。MICE 関連施設において大阪はシンガポールの半分強程度しかなく近接する人口島咲州のインテックス大阪（約 7 万㎡）を加味しているものと予想出来るがそのアクセスや利用方法に配慮する必要がある。カジノ施設において大阪はゲーミングマシン数を加味する必要があるもののシンガポールの 4 倍以上あり、この点については今後の実施計画段階での状況に注視する必要がある。

^{注16} I. 日本観光の「ショーケース」 II. 日本観光の「トップランナー」 III. 成長戦略の「起爆剤」 IV. 高付加価値 MICE 都市の 4 つ活動目標を大阪観光局は掲げている。https://octb.osaka-info.jp/vision.html，最終閲覧日 24. 01. 09

^{注17} 大阪観光局へのインタビュー（2023 年 12 月 8 日）：海外へのプロモーションの現状についてのヒアリングを行った。

^{注18} 2022 年 7 月 22 日シンガポール都市再開発局で他組織との連動性について実務者へインタビューを行った。

②経営的数値

時代背景における物価の違いがあるものの初期投資額が大阪はシンガポールの倍程度となっており、売上げ予測においてもシンガポールの実際の数値と対比させると多く見込んでいることが分かる。延床面積からの対比で大きな差異がないため、想定売り上げ見込みとシンガポールの実際の売上げ数字、延床面積を対比させた時に妥当性が低い。これはカジノ施設面積の大きさを期待しての数値とも予想出来るが、ノンゲーミングの収益をあげていくという本来の IR の主旨に反する面もある。

③インフラ整備における管轄、費用負担

各種インフラ整備工事においては、日本では鉄道関連で株式会社大阪港トランスポートシステム^注¹⁹が費用負担、管轄となるが同社は大阪市の出資する第三セクターであるため基本的には両国共に公共工事となる。

表-5 にはシンガポールに対比対象がないために記載していないが、大阪には観光振興における広域視点から送客のための施設である「関西ツーリズムセンター」(758 m²)、「バスターミナル」(11,284 m²)、「フェリーターミナル」(1,331 m²)がある。前述したように局所的な開発単体においては原計画の経営的観点で妥当性の低い部分もあるが、これらの送客施設による広域的な経済効果も見込めるため、今後それらとのバランスの精査を行っていくことと併せて当該施設の建築・開発計画における妥当性の深堀を行っていく必要がある。

注¹⁹ 株式会社大阪港トランスポートシステムは、大阪府大阪市内で鉄道事業とトラックターミナルその他流通施設管理などを行っている第三セクター会社であり、大阪市などが出資している。略称は OTS。本社は大阪府大阪市住之江区南港東四丁目 10 番 108 号、大阪南港トラックターミナル管理棟 2 階。主要株主：大阪市 69.56%；三井住友銀行 3.33%；三菱 UFJ 銀行 3.33%；りそな銀行 2.95%；みずほ銀行 2.95%；日本トラスティ・サービス信託銀行（信託口） 2.95%；（2019 年 3 月 31 日現在）<http://www.opts.co.jp/gaiyou.html>，最終閲覧日 2024 年 1 月 22 日

表-5 大阪（夢洲）とシンガポール（マリーナ・ベイ・サンズ）開発概要、
経済的概要まとめ対比表

※大阪（夢洲）は大阪府公表の「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画」より抽出。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/irs-suishin/kuikiseibikeikaku/index.html>、最終閲覧日 2024 年 1 月 22 日

シンガポール（マリーナ・ベイ・サンズ）は米国サンズ公表の「経営アニュアルレポート(2013)」より抽出。

<https://investor.sands.com/financials/annual-reports/default.aspx>，最終閲覧日 2024 年 1 月 22 日

それらのまとめ表を筆者により作成

	大阪（夢洲）	大小比較	シンガポール（マリーナ・ベイ・サンズ）
敷地面積	492,680㎡	>	154,938㎡
延床面積	770,525㎡	<	845,000㎡
MICE関連施設	68,330㎡	<	121,000㎡
芸術・科学関連施設	11,150㎡	<	15,000㎡
宿泊施設	289,437㎡	>	265,683㎡
（客室数）	(2,500室)	<	(2,600室)
テナント （飲食、劇場、物販等）	323,069㎡	>	117,167㎡
カジノ施設	65,166㎡（延べ床に対する占有率8.4%）	>	15,000㎡（延べ床に対する占有率1.7%）
収容人員	73,009人	<	84,500人
雇用人数	15,000人	>	12,000人
初期投資額	1兆800億円	>	5500億円
年間来場者数	2000万人	<	4500万人
開業当初頃年度売り上げ ※大阪（夢洲）は予測	5,200億円（開業3年目期予測）	>	3,400億円（2013年度※開業3年目期）
カジノ売り上げの比率	80%	=	80%
純利益	750億円（カジノ部門80%）	>	480億円（カジノ部門80%）
借入・出資	借入5,500億円・出資5,300億円		借入4,354億円・出資1,146億円
公共の関与	交通インフラ（地下鉄延伸工事）は大阪市が出資する第3セクター株式会社大阪港トランスポートシステムが費用負担、管轄。その他道路等のインフラ整備工事は国、大阪市の費用負担、管轄。		敷地内外の道路、その他交通インフラ等はシンガポール政府の費用負担。

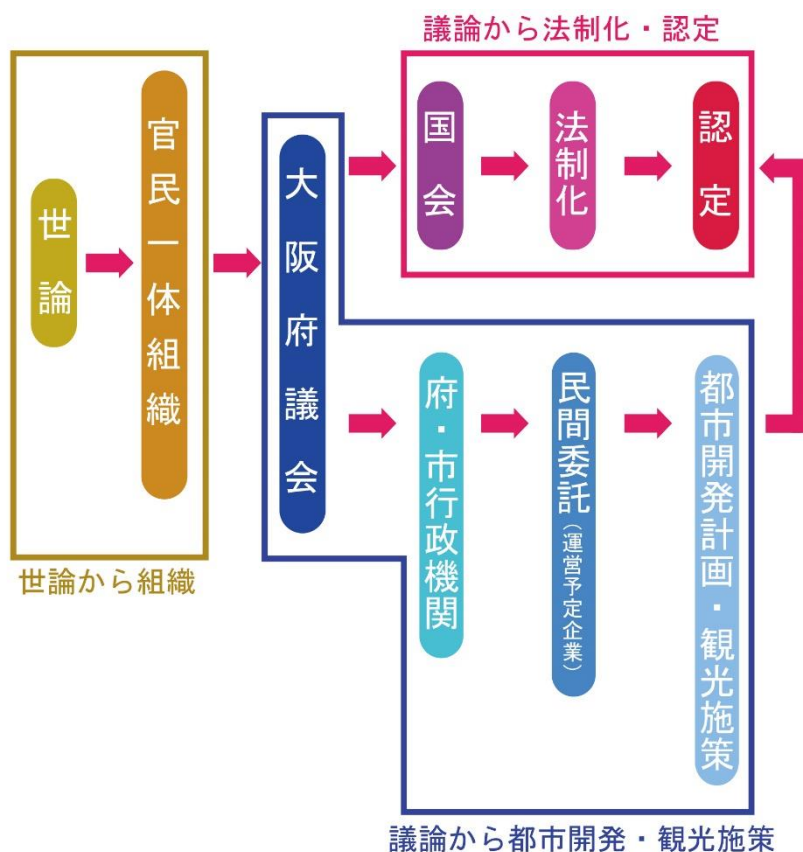
7-3. シンガポールとの対比からみる大阪 IR の特徴

(1) IR 実現検討過程

大阪においては、表 - 6 にあるように IR における世論が官民一体組織を構成させ、そこでの議論が府議会に挙がるようになり、そして大阪での議論が国会で取り上げられた。そしてその議論が法制化に繋がった。一方、大阪府・市行政機関では民間委託を経由し計画書が立案され、それが国で認定された。この過程は世論が議論を通じて具体化し、それが IR 実現につながる大阪 IR の特徴である。

シンガポールでは国の行政機関が民間運営企業からの提案を受け施策化の上、国会で議論され決定されている。大阪 IR は全ての世論が反映されているとは言えないまでも一定の世論は反映されていく民主的な実現過程を経ている。このような手続きには長所があるもののシンガポールのようなスピードでは実現していかず、その間の社会情勢変化に追いつけないという短所がある。

表-6 世論から議論、政策立案、法制化、認定までの概略の流れ



(2) 埋立地における新規都市開発と観光政策

空間的には、大阪夢洲のアイランド型埋立地形状が大阪 IR の特徴である。これは海中トンネルや地下鉄といった交通インフラ整備に伴う費用負担が大きい一方で、社会的摩擦の回避や治安管理の容易さといったメリットもある。また万博という国際的博覧会を IR とパッケージで開発する点はシンガポールにはない大阪 IR の特徴でもある。このパッケージ化した観光施策は、IR の持つ社会的デメリットへの懸念も払拭する可能性が見出せる。と同時に仮設とはいえ万博でも開発が行われることによって短期間で賑わいのあるまちづくりに繋がる都市開発が進捗していくことにもなる。

また万博によってブランディングを高め、短期間で賑わいあるまちづくりに繋がる礎を開発していくことは大阪 IR の都市開発的並びに観光政策の特徴である。一方シンガポールでは国家施策として観光政策を行っている。

(3) IR 実現検討時期の行政組織体制とその連動性

行政組織体制においては、シンガポールでは各組織間でシームレスな連動性が見られる一方で、大阪でも広域に権限を持つ IR 推進局や大阪都市計画局を新たに開設することによって既往研究で小谷らが明らかにした縦割り行政の課題が解決できる可能性を見出しうる。また官民一体となった組織を発足している点も大阪 IR の行政組織体制の特徴である。

7-4. 大阪 IR の特徴から導き出される新たな手法及び課題とそれに対する提言

(1) IR 合法化検討過程

大阪では、2010 年に官民一体で IR を大阪に誘致するための「大阪エンターテイメント都市構想推進検討会」を、そして 2014 年に「夢洲まちづくり構想検討会」を発足することで世論を府議会に上げていき、それが具現化していくという過程が見えた。万博と IR のパッケージ開催はそういった過程の中で生まれたといえる。また IR 推進局では継続的に「知る、分かる、考える、統合型リゾート(IR)セミナー」を開催し、賛否あるものの府・市民の声を聴き、それらの議事録を一般公開している点はシンガポールにはない大阪 IR の特徴である。これは、わが国の IR がより民主的であるための新たな手法であり、今後他の候補自治体がこの手法を参考にすべきである。

一方課題であるが、「府・市民の声を聴き、それらの議事録を一般公開している点はシンガポールにはない大阪 IR の特徴」であると前述したが、海外運営者との協議議事録については機密情報もあるため一切公開されていない。実務経験上、そこにより現実的な検討過程が盛り込まれていると予想されることから、できうる限りの範囲で一般公開することによって、府・市民ひいては日本国民の IR に対するより一層の理解を深めることが出来る。

新たな手法①：官民一体組織を発足しそこで官民で議論していくことで世論を府議会、ひいては国会で議論されていく礎を構築し、それら発足された組織における会議議事録を一般公開し、市民、ひいては国民と共有する。

(2) 埋立地における新規都市開発と観光政策

アイランド型埋立地（人口島）の活用により、大型都市開発に伴う社会的摩擦を軽減し、また万博と IR の二つの国家的プロジェクトを一体化して展開することで、短期間で賑わいのあるまちづくりの礎を築くことが期待される。

シンガポールではエンターテインメント・レクリエーション用途である IR を最初に開発し、それに続いて植物園、金融ビジネス施設などを立て続けに開発し、世界に向けた観光政策を連動させることで一定の認知やブランディングを向上させ、その上で現在開発工事中である住居、医療、商業等の複合施設のような局地的開発から広域的開発によるまちづくりにつなげていくという中長期的な都市開発計画が行われた。このように埋立地においては開発順序を考慮することによって社会的摩擦を軽減した一体性、連続性のあるスムーズなまちづくりが行える。

大阪では、万博、IR のパッケージ施策以降の開発計画がなく、更に万博は仮設的な開発であるため一時的な経済波及効果は想定できるものの持続可能とはいえない。現況、万博自体にも人手不足等による建設費高騰に起因する否定的な世論も垣間見える。大型施設開発が及ぼす近隣への環境的不利益以上に、長期的なまちづくり計画による活気ある地域のビジョンが勝れば肯定的な世論も生まれてくる。このことより、大阪夢洲においてはシンガポールのマリーナ・ベイ・サウスのような将来的なまちづくり施策をいち早く立案し、公表していく必要がある。

観光政策においては万博によって夢洲のブランディングを高めるという大阪の特徴を述べたが、世界に向けたプロモーションを万博以降も持続させる必要がある。府民文化部都市魅力創造局による MICE 戦略はその力点の一つにもなるが、その客層の目的から送客によって広域経済圏を潤すには至らない可能性が高いと想像される。シンガポールのように様々なネットワークを国家的プロジェクトとして構築し、日本の強みである文化的観光資源と IR という人工的観光資源を適切に融合させ、全世界へ向けてプロモーションしていくことで持続可能な観光立国となる。

新たな手法②：埋立地における開発順序は、エンターテインメント・レクリエーション等の用途で賑わいを持たせ、そのエリアのブランディングを確立した上で住居を含む一体性、連続性のあるまちづくりを行う。

新たな手法③：局所的な開発計画ではなく長いスパンに渡る将来的な、一体性・連続性のあるまちづくり計画を当該プロジェクト単体だけでなくより大きなビジョンとして一般公開し、市民、ひいては国民と共有していく。

新たな手法④：都市開発に観光政策を連動させ、国家プロジェクトとして施策し、国内観光のみならず世界に向けたプロモーションを含めた国際観光を活発化させる。

新たな手法⑤：埋立地を起点とした新規都市開発とそれに連動した国際観光政策を行い、広域に経済効果を波及させる。

(3) IR 合法化検討時期の行政組織体制とその運動性

日本の行政は、全般的に煩雑な手続きが必要であり、特に都計法 29 条^{注20}のような開発行為の許可に至っては多くの関係各課・部を訪ねて事前協議をしていくという中で独特な縦割り組織であることを筆者自身長年の実務で経験してきている。大阪が IR を起点として発足させた IR 推進局、大阪都市計画局は広域に権限を持つために縦割り組織の弊害を緩和する可能性がある。観光政策においては DMO による大阪観光局の発足があり、官民一体で大阪府のみならず関西全域を観光振興していく目標を掲げている。また同時に観光施策を立案する都市魅力創造局は都市開発を管轄する大阪都市計画局と連動している。

とはいうものの、新たな組織は発足間もないために十分に機能しておらず、且つ日本に長年定着している縦割り風土を改革していくことは容易ではない。例えば、平成 29 年（2017）に発足した大阪 IR 推進局が行った令和 5 年度「大阪 I R（統合型リゾート）説明会」（令和 5 年 8 月 17 日開催）の議事録⁵より、質問者が国からの付帯条件への対策が認定を受けてから 4 カ月経過しても状況が何も変わっていないと指摘を受け、今後事業者と公民連携して取り組んでいきたいと回答するに留まっており、「今後」というワードより現段階では連携がとれていないことが読み取れるであろう。

IR のような国家的プロジェクトにおいては世論から議論の流れは重要であるため、これらの行政組織体制やその運動性自体の認知を高め、世論を巻き込んでいくことによって、初めてそれらの新たな組織体が本来設定した機能を十二分に発揮できる。

新たな手法⑥：広域的な権限を持つ行政組織体制を発足し、その役割を公表し、その組織が発足することによる市民・国民に対する優位性の認知度を高め、同時に国家施策として対応することで広域的な国内交通インフラ整備や海外へのプロモーションを行うことが財源的に可能となり、それによって地方、国へ利益が循環していく正のスパイラルを生む。

^{注20} （開発行為の許可）

第二十九条 都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内にあっては、当該指定都市等の長。以下この節において同じ。）の許可を受けなければならない。

参考・引用文献

- ¹ 高荷 久昌(2004), 「東京湾の港湾行政における環境計画に基づく施設整備過程」, 東京工業大学博士論文
- ² Adam Grydehoj(2015), 「Making Ground, Losing Space: Land reclamation and Urban Public Space in Osland Cities」, Urban Island Studies,1, pp96-117
- ³ 大阪府公式HP, 「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域整備に関する計画」, <https://www.pref.osaka.lg.jp/irs-suishin/kuikiseibikeikaku/index.html> , 最終閲覧日 2023 年 9 月 6 日
- ⁴ 大阪市ベイエリア研究会(1996), 「大阪湾の白い象」, せせらぎ出版, pp37-42
- ⁵ 大阪府 IR 推進局, 府民向け説明会・セミナー, <https://www.pref.osaka.lg.jp/irs-suishin/semina-/index.html> , 最終閲覧日 2023 年 9 月 19 日

第 8 章

結 論

8-1. 各章のまとめ

本研究では各章にて以下(1)に各章の目的と結論を再掲し、次節にて各章概観を振り返る。そして、本研究の目的に対する結論、それらの結論から得られる示唆、最後に本研究における今後の課題とその対策を提議する。

(1) 各章研究の目的と結論（再掲）

■第2章（わが国におけるカジノ及びIRをめぐる言説の変遷と国会での議論）

（目的）

- ① 一般的世論を包括していると想定される全国紙朝日新聞の記事から「カジノ」「IR」のキーワードが含まれる記事を抽出し、それらを調査・分析することによって言説がどのように変遷していったかを明らかにする。
- ② 国会での議論の変遷を明らかにする。
- ③ 一般的世論と国会での議論の変遷を比較して関連性を分析する。

（結論）

- ① 2000年頃より各地方自治体や一般団体でカジノ特区を要望する動きが活発化したが、その後鎮静化した。しかし、シンガポールIRの成功を受けて2010年から、ギャンブル依存症などの社会的デメリットも含めたより具体的な議論が行われるようになり、2018年カジノ合法化に至った。また90年代から2000年初頭は、80年代後半のリゾート法によって建設された大型レジャー施設がバブル崩壊による日本経済の衰退に伴って立ち行かない状況に陥り、そこでカジノ特区を創設し地域再生を行うといった肯定的な言説が多かった。
- ② 古くは70年以上前、昭和24年(1949年)第6回の国会でIR構想について議論されていたことがわかった。その後、倫理的な観点にて「カジノで遊興するとはけしからん」といった批判的な内容の議論やロッキード事件に関わるカジノ汚職事件についてなどが国会の議論に現れ、また当時より一部の議員によって青少年への悪影響について議論されることもあった。2014年以降には具体的な議論が行われるようになり2016年のIR推進法、2018年のIR整備法の成立に至った。
- ③ 2012年頃までは一般的世論においてカジノに関する記事の出現回数は多かったが国会ではほとんど議論されなかった。しかし、以降はカジノに関する記事の出現回数と国会において議論された回数が共に多くなっていった。一方長期スパン(1956年～2018年の62年間)で日本の経済成長率の推移と国会での議論された回数の推移を比較するとその動きに多くの共通性がみられる。国会でのカジノ議論は一般的世論だけではなく、長期スパンで俯瞰すると日本経済自体に影響されていることが

明らかになった。

■第3章（IR整備をめぐる候補自治体（大阪府・市）における議論と行政組織体制）

（目的）

- ① 大阪府議会会議録を資料としてキーワードを抽出し、出現頻度を分析することで大阪府議会にてどのような時期にどのような議論が盛んに行われたか、併せてどのような施策が行われたかを明らかにする。
- ② 大阪府・市は、国が策定した特定複合観光施設区域整備計画に係る基準に対して、どのような行政組織体制でどのような政策立案を行ったかを明らかにする。

（結論）

- ① 2010年当初はIRの普及に関する議論が大半であったが、2014年以降は依存症の問題など、幅広いトピックが取り上げられ、議論の中が広がる一方で否定的な質問も出てくるようになった。同時に、国でのIR推進法が成立された2016年度、翌年度には他年度よりも多くの議論が行われていた。各施策の特徴については「普及」施策、「都市計画」、「依存症」施策、「治安」施策の4つの分野に分けて明らかにすることができた。中でも「依存症」施策においては、全国に先駆けて依存症治療拠点機関と専門医療機関の指定を行うといった特徴的な施策も明らかになった。また、「治安」施策においては警察機関との連携を行うという特徴がみられたものの、府議会で議論された回数は最も少なく、十分な議論がなされていないとも考えられる。
- ② 大阪府・市の組織体制には、IR推進法が成立する6年前の2010年に発足した「大阪エンターテインメント都市構想推進委員会」、その後が発足した「夢洲まちづくり構想検討会」の二つの官民団体での議論が大阪府議会に大きく影響をしていることが読み取れた。そして大阪府・市連合且つ独立したIR推進局を開局することによって様々な部局や民間セクターとシームレスな連携が可能になっていったと推察される。また大阪都市計画局といった実務を担う新たな行政組織を府・市連合で編制したことも特徴的である。

■第4章（大阪府の埋立地におけるIRを核とした新規都市開発）

（目的）

- ① 夢洲が元来どのような目的で埋立てられ、最終的にどのような経緯で今回のIR候補地として選定されたかを明らかにする。
- ② IR都市開発の観点において、どのような空間的な整備施策が計画され、それに伴う観光施策がどのように展開されたかを明らかにする。

(結論)

- ① 夢洲は元来処分場として埋め立てられ、80年代の「テクノポート大阪」計画での失策、その後大阪府はオリンピック誘致も選外となり、長い期間未利用地のままであった。2010年から始まる「大阪エンターテインメント都市構想推進検討会」で初めて夢洲でIRという議論が起こり、その後府議会、「夢洲まちづくり構想検討会」においてIR候補地として選定されたことが明らかになった。
- ② 整備区域を「結びの庭」「関西ゲートウェイ」「イノベーション」「ウォーターフロント」の4つのゾーンに区分けしており、それらのゾーンを総合的に組み合わせることによって国の目指す4つのキーワード【自然・歴史文化・気候・食】を充当させつつも、観光ハブとなる空間を計画整備することによって周辺エリアへの送客を加味した観光施策がとられていることが明らかになった。

■第5章（シンガポールにおけるカジノ合法化検討過程と行政組織体制）

(目的)

- ① シンガポールが成功例として取り上げられるに値する具体的な証拠を基にした議論が為されたのかを調査考察する。
- ② シンガポールの合法化検討過程を時代背景、観光政策の歴史、都市計画の歴史の3つの観点における関連性を考察し、2005年のリー・シェンロン首相の声明文と照らし合わせてその整合性を確認する。
- ③ マリーナ・ベイエリアのIR開発においてどのような行政組織体制であったのかを明らかにする。

(結論)

- ① 開発に関する内容、他国の都市開発、自国の観光産業の遅れについては、同国が成功例として取り上げるに値する証拠を基にした議論が行われた。一方で、社会的リスクに関する内容においては、証拠に基づいた議論はされていない。
- ② シンガポールの都市計画と観光産業に関する政策は内容的に類似しており、関連性も確認された。声明文からも、その関連性は他国の都市計画と観光産業を例に挙げて言及されており、観光産業と都市計画の施策が整合していることも確認できた。
- ③ IR開発における行政組織体制は縦組織の垣根を乗り越えた構成となっていることがわかった。またURA(都市再開発局)においては毎年定期的に同庁が主催するアカデミックセミナーにあらゆる省庁の特に若手実務者、そして海外の有識者までを招集し、同庁の歴史的政策、未来への政策を共有した上で、ディスカッションを行っていた。

■第6章（シンガポールの埋立地における IR を核とした都市開発の過程及び観光政策との関連）

（目的）

- ① URA（都市再開発局）によって策定されたコンセプトプラン、マスタープランから空間的に埋立地マリーナ・ベイエリアがどのように変遷していったかを調査し、そして STB（シンガポール観光局）が観光施策とどのように連動させていたのかを明らかにする。
- ② IR 入札時の RFP（Request For Concept）要綱を調査し、それがリー・シェンロン首相の 2005 年の声明文と整合性があるのかを調査する。
- ③ 第 5 章で明らかになった政策的背景における URA（都市再開発局）と STB（シンガポール観光局）との関連性を、より具体的に調査する。

（結論）

- ① IR に照準を合わせて URA（都市再開発局）はインフラを含むコンセプトプランで都市計画を綿密に策定し、それに連動させて STB（シンガポール観光局）は観光マスタープラン「Tourism21」や「Tourism2015」を策定し、世界に向けてプロモーションしていくことが IR を核とした都市開発手法であることが明らかになった。
- ② 2005 年のリー・シェンロン首相が声明した IR における事項は、その後民間企業に対する IR 開発要綱と整合しており、より具体的な数値に置き換えて記載されていることが明らかになった。
- ③ 90 年代～00 年に URA は「世界的な中心地」を目指し、並行して STB は「世界水準の観光地、アジアにおける観光ビジネスの中心地」を目指した。このように IR において URA が計画した MICE が、STB の目指す観光ビジネスの中心地と一致していることが明らかになった。

■第7章（シンガポールとの対比からみる大阪 IR の特徴）

（目的）

日本とシンガポール間における【IR 合法化検討過程】【埋立地における新規都市開発】【IR 合法化検討時期の行政組織体制とその連動性】の 3 項目において対比・考察を行い、それによって新たな手法を導き出す。

（結論）

① IR 合法化検討過程における新たな手法

新たな手法①：官民一体組織を発足しそこで官民で議論していくことで世論を府議会、ひいては国会で議論されていく礎を構築し、それら発足された組織における会議議事録を一般公開し、市民、ひいては

国民と共有する。

② 埋立地における新規都市開発と観光政策の新たな手法

新たな手法②：埋立地における開発順序は、エンターテインメント・レクリエーション等の用途で賑わいを持たせ、そのエリアのブランディングを確立した上で住居を含む一体性、連続性のあるまちづくりを行う。

新たな手法③：局所的な開発計画ではなく長いスパンに渡る将来的な、一体性・連続性のあるまちづくり計画を当該プロジェクト単体だけでなくより大きなビジョンとして一般公開し、市民、ひいては国民と共有していく。

新たな手法④：都市開発に観光政策を連動させ、国家プロジェクトとして施策し、国内観光のみならず世界に向けたプロモーションを含めた国際観光を活発化させる。

新たな手法⑤：埋立地を起点とした新規都市開発とそれに連動した国際観光政策を行い、広域に経済効果を波及させる。・官民一体で新たな観光政策を広域に実行していく組織を発足させた。

③ IR 合法化検討時期の行政組織体制とその連動性

新たな手法⑥：広域的な権限を持つ行政組織体制を発足し、その役割を公表し、その組織が発足することによる市民・国民に対する優位性の認知度を高め、同時に国家施策として対応することで広域的な国内交通インフラ整備や海外へのプロモーションを行うことが財源的に可能となり、それによって地方、国へ利益が循環していく正のスパイラルを生む。

8-2. 本研究の目的に対する結論

(目的①)

我が国における IR をめぐる言説・議論の変遷がその施策に及ぼした影響を分析する。

(結論①)

2010 年頃、シンガポールでの IR 開業は世論を触発し、国会や地方自治体の議論においても IR に関する議論が現れるようになった。特に大阪府では IR 誘致を目指して新たな官民組織が発足し、これが都市開発及び観光施策への影響を生み出す一因となった。そして 2014 年以降においては依存症や治安悪化の社会的デメリットに対する懸念が世論を席捲していく中、大阪では万博と IR が一体的に世論に現れるようになった。結果、それらは国会や大阪府議会でも議論され、そして都市開発及び観光施策に具体的な影響を与え、現時点で万博へ向けた工事が着手されている。

(目的②)

大阪夢洲における IR を核とした新規都市開発計画に伴う観光政策について調査し考察する。

（結論②）

空間的観点においては夢洲の埋立地形状（アイランド型）の特性を活かし、IR が誘発する社会的摩擦を軽減し、併せて万博も開催することでレピュテーション、ブランディングの向上を目指した新規都市開発計画とした。具体的な整備区域の計画においては「結びの庭」「関西ゲートウェイ」「イノベーション」「ウォーターフロント」の4つのゾーンに区分けし、それらのゾーンを総合的に組み合わせることによって国の目指す4つのキーワード【自然・歴史文化・気候・食】を充当させた。観光施策としては周辺エリアへの観光ハブとなる空間を計画することによって送客を加味した。そしてDMOによる新たな観光施策を実行する組織を発足させ、官民一体で観光政策を広域に実行していき、IR に付随する MICE 戦略を強化していくことでビジネス観光強化を目指した。

（目的③）

シンガポールにおけるカジノ合法化検討過程を分析し、考察する。

（結論③）

シンガポールの都市計画と観光産業は連動性が見られ、施行されていく政策は内容的に類似している。声明文からも他国の都市計画と観光産業を例に挙げ、その関連性を言及されており、観光産業と都市計画の施策が整合している事が確認出来た。IR 開発における行政組織体制を調査すると縦組織の垣根を越えた構成となっており、また URA においては毎年定期的に同庁が主催するアカデミックセミナーにあらゆる省庁の特任若手実務者、そして海外の有識者に及ぶまでを招集し、同庁の歴史的政策、未来への政策を共有した上で、ディスカッションを行っている。

（目的④）

マリーナ・ベイにおける IR を核とした新規都市開発計画に伴う観光政策について分析し、考察する。

（結論④）

IR に照準を合わせて URA（都市再開発局）はインフラを含むコンセプトプランで都市開発（都市計画）を綿密に策定し、並行して STB（シンガポール観光局）は観光マスタープラン「Tourism21」や「Tourism2015」を策定し世界に向けてプロモーションしていくことがシンガポールに見る IR を核とした都市開発手法であることが明らかになった。

（目的⑤）

シンガポールの事例を通じて日本の IR 施策の特徴を明らかにする。

（結論⑤）

IR 合法化検討過程においては、官民一体で IR を大阪に誘致するための「大阪エンターテインメント都市構想推進検討会」を、そして2014年に「夢洲まちづくり構想検討会」の発足することで世論を府議会に挙げていき、それを具現化させていく。

新規都市開発においては、アイランド型埋立地（人口島）を活用することで大型都市開発に起こり得る社会的摩擦を軽減している点及び万博と IR の二つの国家的プロジェクトを一つのエリアで行うことで、短期間で賑わいのあるまちづくりに繋がる礎を開発予定としている。

観光政策においては、DMO による新たな観光施策を実行する組織を発足させ、官民一体で観光政策を広域に実行していく。

8-3. 各結論から得られる示唆

各結論を考察し、3つのポイントにまとめた。

一つ目は「世論・議論」であり、古くからあるカジノ合法化に伴う世論、議論の変遷は都市開発、それに伴う観光施策に影響を与えることがわかった。今後、他のIR候補地方自治体において政策検討を行う際には、第3章「大阪府・市における特定複合観光施設区域整備計画に係る行政組織体制」で述べたように官民一体の組織を構築し、世論を精査することが必要であり、また、地方議会や国会で議論されるための礎を構築することが必要不可欠であるといえる。

二つ目は「空間」であり、近代アジア諸国でIRを核とした埋立地での新規都市開発は経済発展に欠かせない施策になりつつある。大型都市開発を施行する際、近隣住民の住環境における不利益を最小限に抑えるためには、住居系地域から一定の距離を保ち、治安管理のし易い未利用の埋立地を活用することで社会的摩擦を緩和できる可能性が高い。また、その開発順序を考慮することで埋立地のブランディングを向上させ、一時的、局所的な新規都市開発に留まらず広域的で一体性・連続性のあるまちづくりに発展させていくことが重要であり、その過程において将来的なまちづくりのビジョンを市民、都道府県民、そして国民と共有していくことも欠かせない。一方で日本固有の地震や津波といった自然災害や社会情勢、経済状況の変遷などに伴い柔軟にシフトしていくことも視野に入れるべきである。

三つ目は「政策連動とそれに伴う行政組織体制」であり、都市開発は観光施策と連動させることでそのアウトプットを最大化することが可能である。我が国における近代大型都市開発においてはもはや国内観光だけに焦点をあてるだけでは人口減少に起因する経済不況で採算が合わない現状があり、国際観光振興を目指した観光施策が必要である。またその行政組織体制においては広域に権限を持つ新たな組織を発足する必要がある。

①世論・議論（合法化検討過程）
世論・議論の変遷は都市開発、観光政策に影響を与える。官民一体で意見交換が出来る会議体を構成することでその影響はより反映されやすい。
②空間（都市開発/都市計画）
埋立地でIRを核とした都市開発を行うことで大型都市開発に伴う社会的摩擦を緩和し、また開発順序を考慮することでブランディングを向上させ、広域的なまちづくりに発展させる。
③政策連動（都市開発・観光政策）・行政組織体制
都市開発は観光施策と連動させることでそのアウトプットを最大化することが可能である。観光施策は国内のみならず国際観光振興を目指す必要があり、同時にこれらの施策を可能にするための広域権限を持つ新たな組織の発足が必要である。

図-1 結論から得られる示唆の3つのポイント

8-4. 本研究における今後の課題と対策

本研究では第2章において朝日新聞より966記事を抽出し、世論の変遷を調査した。記事数における相対性より偏りは少ないと想定は出来るものの普遍性という点では課題として挙げる必要がある。他の新聞や媒体からの記事も今後総合的に収集していくことでその普遍性は高いものとなっていくと考える。

現時点で唯一国土交通省観光庁から特定複合観光施設区域として認定されている大阪を取り上げたが、同様に申請をしている長崎県ではどのような議論・施策立案がされたのかを調査、分析することで国内での対比が可能となり、それにより本研究の奥行き、幅が広がり、結論の普遍性が高まる。

シンガポールと日本での調査・インタビューは範囲や対象が限られているため、今後は調査範囲の拡大と、より多くのインタビュー対象を得ることが必要である。これにより、結論の普遍性が向上し、より包括的で信頼性の高い研究結果が得られると考える。また、海外においてもシンガポールだけでなく、同様にIRを用いた埋立地における新規都市開発を行ったマカオ、韓国、フィリピンを調査していくことも結論の普遍性を高めるためには必要であろう。

謝 辞

社会人学生としてこの研究を続けてこれたのは自身の努力や忍耐以上に周囲の理解やサポートがあった故であることに疑う余地がない。長年にわたって実務における仕事面でフォローしてくれた弊社スタッフ一同、家庭面でフォローしてくれた家族、そして何よりも学術面において私のような学識の浅い生徒を根気強く、諦めずに導いて下さった十代田 朗教授にはここに記して感謝の意を表したい。十代田教授は 2022 年に國學院大學へ転籍され、東京工業大学では特定教授となり私の指導を継続していただいた。伴って快く主査を引き継いでいただいた真野 洋介准教授には衷心より感謝申し上げたい。そして津々見 崇助教にはテクニカルな観点で、きめ細やかな指導を頂いたことに深謝したい。また、本校における中間発表、本発表にて審査いただいた先生方大変貴重な指南により本研究は大幅に進捗した。それまで自身には見えていなかった観点で本研究を再考する機会を与えていただいたことに厚く御礼を申し上げます。

2022 年に参加したシンガポール政府都市再開発局主催の Integrated Land Use Planning Course は、私の研究の進展にとって重要な側面であった。そこではシンガポールの国家的施策の歴史や将来展望について、現役の若手行政実務者と共にディスカッションを行い、意見交換する機会を得た。これは本研究にとどまらず、今後の研究にとっても重要な成果であり、同時に貴重なコネクションを築くことも出来た。シンガポール国および個別インタビューに応じていただいた担当官の皆様心から感謝申し上げます。開会時に同国都市再開発局のスーパーバイザーに、自国の重要な施策を他国の実務者に教えることに違和感はないかという質問をしたところ、アジア全体の発展がシンガポールにとっても利益になることは明白であるという回答を受け、その視点に感銘を受けたことを記憶している。そこでシンガポールの急速な経済成長の要因を実感することが出来た。同国の行政実務者の視点は、常にアジア全体ひいては世界全体を見据えたものであり、この点は日本の教育や文化そのものに欠けている点かもしれない。

最後に、社会人として一定期間実務を経験した後に研究を行うことの優位性について述べる。現在の日本社会、日本企業において、博士号に対する価値が見い出せていない現状がある。一方他国では博士号取得者数が増加し、経済発展と相まっていることは明白である。経済社会の実務経験を通じて、効率的、発展的、或いは革新的な知見・手法を模索するものの、それを客観的に立証しなければ社会は変わらない。後世の発展のためにも、社会人による実務的な視点からの研究は必要不可欠であり、自身の研究成果だけでなく、社会人学生としての経験を広く共有することで、今後我が国の発展に貢献できることを期待する。

The Integrated Land Use Planning Course organized by the Singapore Government's Urban Redevelopment Authority, which I participated in 2022, was a crucial aspect for the advancement of my research. During the course, I had the opportunity to engage in discussions and exchange opinions with active young administrative practitioners about the history and future prospects of Singapore's national policies. This experience was not only significant for my current research but also for future studies, and it allowed me to establish valuable connections. I would like to express my heartfelt gratitude to all the officials who accommodated interviews in Singapore and during individual sessions.

2024 年 3 月

鶴田 一

論文要旨

本論文は、「IR(統合型リゾート)を用いた新規都市開発と観光政策に関する研究」と題し、全8章で構成されている。

第1章「序論」では、研究の背景と目的、既往研究のレビュー、研究の構成・対象及び方法を示している。研究の背景として、埋立地における国内外の開発史について述べ、現状日本には未利用である埋立地が多くあり、シンガポールの成功例にあるようにエンターテインメント等の要素を取り入れた施策により、新規都市開発を行う必要があるとしている。また、国際観光競争力において、日本は文化的観光資源では強みがあるもののビジネス観光面で他国に劣るとされているが、IR施策を推進していくことでその欠点を補うことが可能であるとしている。そして、日本で現段階まで行われてきたIRにおける議論、施策検討を、埋立地を用いた新規都市開発と観光政策の観点に重点を置き、同様にIRを用いた国際観光の先進国であるシンガポールにおける関連事項を分析考察した上で、それらを対比させることで、新たな手法を導き出し、それらが日本で現在も継続的に行われているIR関連の議論、施策検討の一助となることを本研究の目的としている。

第2章「わが国におけるカジノ及びIRをめぐる言説の変遷と国会での議論」では、まず‘特定複合観光施設整備法’の法制化に至る一般的世論を分析するため、朝日新聞から「カジノ」「IR」をキーワードとして社説・記事を抽出・分類しその変遷を考察している。その結果、カジノ合法化における議論が各時代背景に影響されていることを明らかにしている。また国会での議論も同様のキーワードで抽出することによって一般的世論との関連性、日本の経済成長率との関連性を示している。

第3章「IR整備をめぐる候補自治体（大阪府・市）における議論と行政組織体制」では、大阪府議会会議録検索システムを用いて「IR」「カジノ」をキーワードとして関連する議事を抽出・分類し、その中の4つの分類において特徴を導く出した。「普及」施策では府市民の窓口としてセミナーを開催しており、「都市計画」施策では、府市と民のシームレスな連携を行っており、「依存症」対策では府依存症治療拠点機関と専門医療機関の指定を全国に先駆けて行っており、「治安」施策では警察機関との連携を行っている。また同時に、組織体制についても、インタビュー調査等により官民の組織を調査しIR施策における強い権限を持つIR推進局の位置付けを明確化している。

第4章「大阪府の埋立地におけるIRを核とした新規都市開発」では、公式ホームページで公表されている各種資料、議事録、及び大阪県市各局へのインタビュー調査等によりを調査・考察を行っている。その結果、IR予定地である埋立地（人口島）である夢洲はゴミ処分場を目的として埋め立てられ、その後の活用施策である「テクノポート大阪計画」「オリンピック誘致」での失策を経て、2025年に万博開催予定、2030年頃にIR開業予定となっているという紆余曲折の過程を明らかにしている。また第2章～第4章までの日本におけるIR関連事項について総括を行っている。2010年頃シンガポールでのIR開業は世論を触発し、国会や地方自治体の議論でもIRに関する議論が現れるようになり、特に大阪府ではIR誘致を目指して新たな官民組織が発足し、そこで都市再開発の点ではIRの立地が夢洲に選定され、観光施策の点ではIRに付随してMICEを強化していく施策検討が行われるようになった。そして2014年以降においては依存症や治安悪化の社会的デメリットに対する懸念が世論を席捲していく中で大阪では万博とIRが一体的に世論に現れるようになり、それらは国会、大阪府議会でも議論されるようになり、現時点で万博へ向けた工事が着手されている。このように世論は結果的に都市開発や観光政策に影響を

与えていることが明らかになった。

第5章「シンガポールにおけるカジノ合法化検討過程」では、同国の都市再開発局、観光局の政策の変遷を調査分析するとともに、2005年のリー・シェンロン首相の声明文を分析しその意図を読み取っている。さらに両者を比較することで、同国は2000年初頭に都市開発と観光政策を連動させてIR施策に取り組んでいたことを明らかにしている。具体的には都市再開発局ではコンセプトプランにおいてマリナ・ベイエリアを「世界的なビジネス中心地」とすると公表し、一方観光局においては観光マスタープランの中で「アジアにおける観光ビジネスの中心地」を目指すといったように類似した政策を打ち出している。また、その連動性は同国のシームレスな行政組織体制に支えられていることも示している。

第6章「シンガポールの埋立地におけるIRを核とした新規都市開発の過程及び観光政策との関連」では、同国都市再開発局の主催するアカデミーへの参加による情報収集、現地調査、及びIR開発時の実務担当者へのインタビュー調査によって、当初から埋立計画を商業・住居・レクリエーションゾーンを作ることを目的として行っており、そのためにコンセプトプラン、マスタープランにおいて綿密に政策を策定していることを明らかにしている。また第5章～第6章までのシンガポールにおけるIR関連事項について総括を行っており、その中で2000年初頭、IRに照準を合わせて都市再開発局はインフラを含むコンセプトプランで都市開発計画を綿密に策定し、それに連動してシンガポール観光局は観光マスタープラン「Tourism21」や「Tourism2015」を策定し世界に向けてプロモーションしていくことがシンガポールに見るIRを核とした都市開発手法であることが明らかになった。

第7章「シンガポールとの比較からみる大阪IRの特徴」では、第4章の第2章～第4章での日本IRの総括と第6章の第5章～第6章のシンガポールIRの総括を総合的に対比考察することで大阪IRの特徴として、

- ・官民一体組織を構成させ、そこでの議論が府議会に挙がるようになり、そして大阪での議論が国会で取り上げられた。そしてその議論が法制化に繋がった。この過程は世論が議論を通じて具体化し、それがIR実現につながる大阪IRの「IR実現検討過程」における特徴である。

- ・万博とIRをパッケージで施策する点は大阪IRの「埋立地における新規都市開発と観光政策」における特徴であり、これによりIRの持つ社会的デメリットへの懸念も払拭する可能性が見出せると同時に仮設とはいえ万博でも開発が行われることによって短期間で賑わいのあるまちづくりに繋がる都市開発が進捗していく。

- ・行政組織体制において、広域に権限を持つIR推進局や大阪都市計画局を新たに開設することによって縦割り行政の課題が解決できると同時に他部署との連動性が円滑になる可能性が見い出せ、併せて官民一体となった組織を発足している点も大阪IRの「IR実現検討時期の行政組織体制とその連動性」における特徴である。

第8章「結論」では、各章で得られた結果を踏まえ、世論と議会等での議論が政策に十分反映される会議体と、埋立地におけるIRを含む複合開発の際の一体的なまちづくりへの展開、行政の組織体制と観光政策の連動のあり方についてまとめるとともに、今後の課題について述べている。

Thesis Abstract

This study, titled "Research on Urban Development and Tourism Policy Utilizing IR (Integrated Resorts)" is composed of eight chapters.

Chapter 1, "Introduction," outlines the background, objectives, literature review, research structure, and methods. It discusses the historical development of land reclamation domestically and internationally, highlighting the abundance of unused reclaimed land in Japan and the need for new urban development initiatives similar to the successful case of Singapore, which incorporated elements such as entertainment. Furthermore, it addresses Japan's strengths in cultural tourism resources but perceived weaknesses in business tourism compared to other countries and proposes that promoting IR initiatives could address these shortcomings. The chapter aims to contribute to ongoing discussions and policy considerations related to IR in Japan by focusing on new urban development and tourism policy using reclaimed land and analyzing related issues in Singapore, an advanced country in international tourism utilizing IR.

Chapter 2, "Evolution of Discourse and Parliamentary Debates on Casinos and IR in Japan," analyzes editorials and articles from the Asahi Shimbun using keywords such as "casino" and "IR" to examine public opinion leading to the enactment of the Integrated Resort Promotion Act. It demonstrates how discussions on legalizing casinos were influenced by various societal factors. Additionally, it illustrates the correlation between parliamentary debates and public opinion, as well as their relation to Japan's economic growth rate.

Chapter 3, "Discussions and Administrative Organization Regarding IR Development in Candidate Local Governments (Osaka Prefecture and City)," categorizes and extracts relevant discussions using keywords "IR" and "casino" from the Osaka Prefectural Assembly's records. It identifies characteristics in four categories: "promotion" initiatives, "urban planning" initiatives, measures for "addiction," and "public safety" measures. The chapter also clarifies the organizational structure through interviews, emphasizing the role of the IR Promotion Bureau with significant authority in IR initiatives.

Chapter 4, "New Urban Development Centered on IR in Osaka Prefecture's Reclaimed Land," investigates official documents, records, and interviews with various departments in Osaka Prefecture and City. It reveals the tumultuous process from the initial purpose of reclaiming 'Yumeshima' as a waste disposal site to subsequent utilization plans such as the "Techno port Osaka Plan" and unsuccessful attempts like bidding for the Olympics, leading to the hosting of the World Expo in 2025 and the projected opening of IR around 2030. The chapter concludes with a comprehensive summary of IR-related issues in Japan.

Chapter 5, "Consideration of Legalizing Casinos in Singapore," examines the policy evolution of the Urban Redevelopment Authority and the Tourism Board in Singapore, analyzing Prime Minister Lee Hsien Loong's statement in 2005 to understand the underlying intentions. By comparing these policies with Japan's, it reveals Singapore's integrated approach to urban development and tourism policies through IR initiatives since the early 2000s.

Chapter 6, "Process of New Urban Development Centered on IR in Singapore's Reclaimed Land and its Relation to Tourism Policy," gathers information through participation in seminars organized by the Urban Redevelopment Authority, field surveys, and interviews with IR development practitioners. It elucidates Singapore's meticulous planning of reclaimed land for commercial, residential, and recreational zones, emphasizing the coordination between urban development and tourism policies through Concept Plans and Master Plans.

Chapter 7, "Characteristics of Osaka IR Compared to Singapore: A Comparative Analysis," synthesizes the findings from previous chapters to contrast the characteristics of Osaka's IR with Singapore's. It highlights the integrated public-private organization in Osaka's discussions at the prefectural assembly, subsequently leading to parliamentary debates and legislation enactment. The chapter also underscores the packaging of the World Expo and IR initiatives in Osaka to address concerns about the social drawbacks of IR while fostering urban development. Furthermore, it discusses how establishing entities like the IR Promotion Bureau and Osaka Urban Planning Bureau addresses administrative fragmentation, promoting synergy between different departments and fostering public-private collaboration.

Chapter 8, "Conclusion," considers regarding comprehensive urban development, including the integration of Integrated Resorts (IR) into land reclamation projects, drawing from the findings of each preceding chapter. This section also examines how public opinion and discussions in parliamentary and other arenas effectively inform policy-making. Furthermore, it provides a summary of the interconnection between administrative organizational structures and tourism policies, while also addressing future challenges.

発表会等実施の記録

中間発表 1 回目：

日時：

2021 年 3 月 9 日

出席教員（五十音順）：

中井 検裕教授・室町 泰徳准教授

中間発表 2 回目：

日時：

2023 年 10 月 26 日

出席教員（五十音順）：

大佛 俊泰教授・坂村 圭准教授・那須 聖准教授・真野 洋介准教授・室町 泰徳教授・十代田 朗特定教授

本発表：

日時：

2024 年 1 月 4 日

出席教員（五十音順）：

大佛 俊泰教授・坂村 圭准教授・那須 聖准教授・真野 洋介准教授・室町 泰徳教授・十代田 朗特定教授 他

最終審査：

日時：

2024 年 2 月 7 日

出席教員（五十音順）：

大佛 俊泰教授・坂村 圭准教授・那須 聖准教授・真野 洋介准教授・室町 泰徳教授・十代田 朗特定教授

学位授与：

2024 年 3 月 博士（工学） 東京工業大学

関係論文

(査読有)

(1) 鶴田 一・十代田 朗・津々見 崇, 「シンガポールにおけるカジノ合法化検討過程に関する研究」, 公益社団法人日本都市計画学会 都市計画論文集 Vol. 52 No. 3 2017 年 10 月, pp723-730

【アブストラクト】

国内ではカジノ合法化に至る成功例として、シンガポールの事例が取り上げられる事が多いが、同国において過去に合法化検討された歴史とそれに伴う観光産業、都市計画の歴史を同時に考察される事は少ない。2005 年 4 月に同国では IR という概念の基にカジノが合法化されたが、成功例として取り上げるに値する適正な議論がなされたかを明白にする事が重要であり、この研究の意義でもある。同国では 1965 年の建国時からカジノ合法化が可決に至るまでに過去 4 回否決してきた歴史がある。本研究では否決された理由、否決された各々の時代での観光産業、都市計画の歴史的背景を整理、考察し、2005 年に現首相であるリー・シェンロン首相から出された声明文と照らし合わせた。その結果、観光産業、都市計画の面で綿密な政策を打ち出し、強い政治力を利用し推し進めていく点と、カジノが合法化する以前に入札を行い、より具体性、実現性のある提案を国民に提示する点に論理の一貫性があったが、声明文内での反対スタンスから賛成スタンスに向かうプロセスの説明及び反対派との議論内容が欠如している点に論理の矛盾点、問題点があったと分かった。

(英文)

In this paper, I examine the changing nature of the Integrated Resorts (IR) debate by comparing the statement given by Singaporean Prime Minister Lee Hsien Loong on the 18th of April, 2005, to previous history of the Urban Redevelopment Authority and Singapore Tourism on the Board as provided by the Singaporean Diet. These records are then used together to deeply analyze the complex global and local forces which have contributed to legalization of IR having been denied four consecutive times in Singapore's history. Further, the purpose of this research is to obtain knowledge in terms of city planning and tourism by examining how those are related to each other. Finally, I relate my findings to the current Japanese IR legalization debate, and in doing so provide a procedural framework that may be learned from and built upon within the Japanese context.

(2) 鶴田 一・十代田 朗・津々見 崇, 「IR 整備をめぐる候補自治体における議論に関する研究-IR 整備法成立以前における大阪府議会の会議録を資料として-」, 観光研究, Vol. 34, 特集号 日本観光研究学会機関誌, 2022 年 12 月, pp11-20

【アブストラクト】

本研究は大阪府の IR 整備法に基づく一連の施策とそこに至る議論を明らかにしようとしている。具体的には大阪府議会会議録を基にキーワード抽出し、分類毎に出現頻度を分析することでどのような時期にどのような議論が盛んに行われたのか、同時に特徴的な施策を明らかにすることを目的としている。その結果大阪府では独立した IR 推進局を創設し、「普及」施策では府市民の窓口としてセミナーを開催しており、「都市計画」施策では、府市と民のシームレスな連携を行っており、「依存症」対策では府依存症治療拠点機関と専門医療機関の指定を全国に先駆けて行っており、「治安」施策では警察機関との連携を行っていることが明らかになった。

(英文)

This paper clarifies a series of measures and its process based on the 'Specified Integrated Resort Area Development Law' at Osaka prefecture. Specifically, its purpose is to clarify how and when the discussions were presented by extracting keywords based on the Osaka prefectural assembly and analyzing the appearance frequency for each category. Meanwhile, this paper also clarifies the Osaka's local government's characteristic measures. As a result, Osaka established the independent IR promotion bureau. Characteristic measures / 1. Dissemination: seminars as a point of contact for prefectural citizens. 2. City planning: seamless collaboration between local governments and private sector. 3. Gambling addiction: designated as a prefectural addiction treatment center and specialized medical institution. 4. Public order: coordinated with police agencies.

(査読なし)

(1) 鶴田 一・十代田 朗・津々見 崇, 「わが国におけるカジノ及び IR をめぐる言説・事象の変遷-朝日新聞(1990 年~2018 年)の記事を対象にして-」, 第 36 回日本観光研究学会全国大会学術論文集, 2021 年 12 月, pp13-18

【アブストラクト】

わが国では 2016 年に「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（通称）IR 推進法」（平成 28 年法律第 115 号）、2018 年に「特定複合観光施設区域整備法（通称）IR 整備法」（平成 30 年法律第 80 号）が成立した。それらの法制定に至る過程をとりまく言説・事象の変遷を、全国紙「朝日新聞（1990 年~2018 年）」から抽出した IR（複合型リゾート）、カジノに関連するキーワードの出現回数を比較、考察し整理する。本研究は各地域での世論や合法化検討過程を含めた政策構想に関する議論が如何に為されたかを明らかにすることを目的とする。

(英文)

In our country, the "Integrated Resort Promotion Law (commonly known as IR Promotion Law)," enacted in 2016 (Law No. 115 of the year 2016 in the 28th year of the Heisei era), and the "Integrated Resort Development Law (commonly known as IR Development Law)," enacted in 2018 (Law No. 80 of the year 2018 in the 30th year of the Heisei era), marked significant milestones. This study aims to elucidate the discourse and events surrounding the process leading to the enactment of these laws, by analyzing and comparing the frequency of keywords related to Integrated Resorts (IR) and casinos, extracted from the national newspaper "Asahi Shimbun (1990-2018)." The objective of this research is to shed light on how discussions about policy planning, including public opinion in various regions and the legalization evaluation process, were conducted.

資料編

資料編（第2章）

資料-①(1) カジノ合法化におけるキーワード「カジノ・IR」が現れた国会年表

年度	「カジノ」「IR」のキーワードが含まれる国会（～2018）※黄色ハッチはカジノ合法化の議論ではない議論
1949	第06回国会 衆議院 観光事業振興方策樹立特別委員会 第10号 昭和24年11月30日
1973	第71回国会 衆議院 決算委員会 第27号 昭和48年10月9日
1974	第72回国会 衆議院 外務委員会 第23号 昭和49年5月8日
1976	第77回国会 参議院 ロッキード問題に関する調査特別委員会 閉会後第19号 昭和51年8月3日
	第77回国会 参議院 ロッキード問題に関する調査特別委員会 閉会後第22号 昭和51年8月11日
	第78回国会 参議院 内閣委員会 第3号 昭和51年10月28日
1979	第87回国会 衆議院 運輸委員会 第4号 昭和54年3月2日
	第90回国会 参議院 決算委員会 閉会後第3号 昭和54年12月20日
1980	第91回国会 衆議院 予算委員会 第19号 昭和55年3月7日
	第91回国会 衆議院 予算委員会 第20号 昭和55年3月8日
	第91回国会 衆議院 法務委員会 第7号 昭和55年3月18日
1986	第104回国会 参議院 沖縄及び北方問題に関する特別委員会 第2号 昭和61年4月3日
1987	第109回国会 衆議院 石炭対策特別委員会 第2号 昭和62年9月7日
1989	第114回国会 衆議院 地方行政委員会 第2号 平成元年2月27日
1995	第132回国会 衆議院 予算委員会公聴会 第2号 平成7年2月9日
1996	第136回国会 参議院 内閣委員会 第5号 平成8年4月9日 ※電子カジノについて（現在でいうネットカジノ）
	第136回国会 参議院 地方行政委員会暴力団員不当行為防止法及び風俗営業等に関する小委員会 第3号 平成8年6月13日 ※パチンコについて
1997	第140回国会 参議院 地方行政委員会 第5号 平成9年2月21日 ※パチンコについて
	第140回国会 衆議院 決算委員会第三分科会 第1号 平成9年5月26日 ※岡山チボリについて
1998	第142回国会 参議院 文教・科学委員会 第5号 平成10年2月12日
	第142回国会 衆議院 文教委員会 第8号 平成10年5月6日
1999	第145回国会 衆議院 建設委員会 第4号 平成11年3月3日
	第145回国会 衆議院 法務委員会 第15号 平成11年5月21日
2001	第151回国会 参議院 環境委員会 第5号 平成13年3月27日
	第153回国会 衆議院 沖縄及び北方問題に関する特別委員会 第2号 平成13年11月21日
2002	第154回国会 参議院 経済産業委員会 第1号 平成14年3月14日
	第154回国会 衆議院 沖縄及び北方問題に関する特別委員会 第5号 平成14年3月18日
	第154回国会 参議院 内閣委員会 第15号 平成14年7月16日
	第155回国会 参議院 予算委員会 第2号 平成14年10月25日
	第155回国会 参議院 内閣委員会 第3号 平成14年11月12日
	第155回国会 衆議院 内閣委員会 第6号 平成14年11月13日
	第155回国会 衆議院 内閣委員会 第8号 平成14年11月19日
	第155回国会 参議院 内閣委員会 第8号 平成14年11月28日
	第155回国会 参議院 内閣委員会 第10号 平成14年12月5日
	第155回国会 参議院 内閣委員会 第11号 平成14年12月10日
2003	第156回国会 参議院 予算委員会 第2号 平成15年1月28日
	第156回国会 衆議院 予算委員会公聴会 第1号 平成15年2月25日
	第156回国会 参議院 国土交通委員会 第2号 平成15年3月20日
	第156回国会 参議院 沖縄及び北方問題に関する特別委員会 第4号 平成15年3月26日
	第156回国会 参議院 国土交通委員会 第4号 平成15年3月26日
	第156回国会 衆議院 憲法調査会安全保障及び国際協力等に関する調査小委員会 第3号 平成15年4月3日
	第156回国会 衆議院 内閣委員会 第10号 平成15年5月14日
	第156回国会 衆議院 国土交通委員会 第22号 平成15年5月20日
	第156回国会 参議院 経済産業委員会 第18号 平成15年5月27日
	第156回国会 参議院 内閣委員会 第11号 平成15年5月29日

資料-①(2) カジノ合法化におけるキーワード「カジノ・IR」が現れた国会年表

2004	第159回国会	参議院	本会議	第3号	平成16年1月23日
	第159回国会	衆議院	予算委員会第八分科会	第1号	平成16年3月1日
	第159回国会	衆議院	予算委員会第一分科会	第2号	平成16年3月2日
	第159回国会	参議院	内閣委員会	第3号	平成16年3月18日
	第159回国会	参議院	予算委員会	第14号	平成16年3月22日
	第159回国会	参議院	沖縄及び北方問題に関する特別委員会	第3号	平成16年3月25日
	第159回国会	衆議院	国土交通委員会	第15号	平成16年4月20日
2005	第162回国会	参議院	沖縄及び北方問題に関する特別委員会	第5号	平成17年3月25日
	第162回国会	参議院	総務委員会	第9号	平成17年3月29日
	第162回国会	衆議院	国土交通委員会	第11号	平成17年4月19日
	第163回国会	衆議院	財務金融委員会	第2号	平成17年10月12日
2006	第164回国会	参議院	予算委員会	第10号	平成18年3月13日
	第165回国会	衆議院	内閣委員会	第7号	平成18年11月15日
	第165回国会	参議院	内閣委員会	第7号	平成18年12月7日
2007	第166回国会	参議院	経済産業委員会	第6号	平成19年3月29日
	第166回国会	衆議院	農林水産委員会	第17号	平成19年5月30日
	第168回国会	参議院	内閣委員会	第3号	平成19年10月30日
	第168回国会	衆議院	内閣委員会	第8号	平成19年12月5日
2008	第168回国会	参議院	内閣委員会	第7号	平成20年1月10日
	第169回国会	参議院	国民生活・経済に関する調査会	第3号	平成20年2月27日
	第169回国会	衆議院	国土交通委員会	第10号	平成20年4月11日
2009	第171回国会	参議院	文教科学委員会	第3号	平成21年3月24日
	第171回国会	参議院	内閣委員会	第7号	平成21年4月23日
2010	第174回国会	参議院	内閣委員会	第3号	平成22年3月19日
	第174回国会	参議院	外交防衛委員会	第8号	平成22年4月8日
	第174回国会	衆議院	外務委員会	第16号	平成22年5月26日
2011	第177回国会	参議院	共生社会・地域活性化に関する調査会	第2号	平成23年2月9日
	第177回国会	参議院	国民生活・経済・社会保障に関する調査会	第3号	平成23年2月16日
	第177回国会	衆議院	予算委員会第七分科会	第1号	平成23年2月25日
	第177回国会	衆議院	内閣委員会	第9号	平成23年4月27日
	第177回国会	参議院	文教科学委員会	第10号	平成23年6月16日
	第179回国会	衆議院	国土交通委員会	第2号	平成23年10月26日
	第179回国会	参議院	内閣委員会	第2号	平成23年10月27日
	第179回国会	参議院	消費者問題に関する特別委員会	第4号	平成23年11月14日
	第179回国会	参議院	予算委員会	第7号	平成23年12月6日
2012	第180回国会	衆議院	総務委員会	第5号	平成24年3月6日
	第180回国会	衆議院	経済産業委員会	第4号	平成24年3月21日
	第180回国会	参議院	沖縄及び北方問題に関する特別委員会	第5号	平成24年3月26日
	第180回国会	参議院	内閣委員会	第3号	平成24年3月28日
	第180回国会	参議院	経済産業委員会	第5号	平成24年3月29日
	第180回国会	参議院	内閣委員会	第13号	平成24年8月28日

資料-①(3) カジノ合法化におけるキーワード「カジノ・IR」が現れた国会年表

2013	第183回国会	衆議院	予算委員会	第10号	平成25年3月8日
	第183回国会	参議院	消費者問題に関する特別委員会	第3号	平成25年4月11日
	第183回国会	衆議院	予算委員会第三分科会	第2号	平成25年4月15日
	第183回国会	参議院	予算委員会	第14号	平成25年5月7日
	第183回国会	参議院	財政金融委員会	第7号	平成25年5月16日
	第183回国会	衆議院	国土交通委員会	第12号	平成25年5月17日
	第183回国会	衆議院	法務委員会	第13号	平成25年5月17日
	第183回国会	参議院	国土交通委員会	第10号	平成25年6月18日
	第185回国会	衆議院	内閣委員会	第4号	平成25年11月13日
	第185回国会	衆議院	内閣委員会	第7号	平成25年11月20日
	第185回国会	参議院	内閣委員会	第3号	平成25年11月26日
	第185回国会	衆議院	文部科学委員会	第6号	平成25年11月27日
	第185回国会	参議院	厚生労働委員会	第10号	平成25年12月3日
2014	第186回国会	衆議院	本会議	第2号	平成26年1月28日
	第186回国会	衆議院	内閣委員会	第2号	平成26年2月21日
	第186回国会	衆議院	予算委員会	第15号	平成26年2月28日
	第186回国会	参議院	予算委員会	第10号	平成26年3月10日
	第186回国会	衆議院	沖縄及び北方問題に関する特別委員会	第4号	平成26年3月12日
	第186回国会	参議院	文教科学委員会	第4号	平成26年3月13日
	第186回国会	参議院	予算委員会	第13号	平成26年3月14日
	第186回国会	参議院	消費者問題に関する特別委員会	第3号	平成26年3月18日
	第186回国会	参議院	予算委員会	第15号	平成26年3月20日
	第186回国会	参議院	決算委員会	第6号	平成26年4月28日
	第186回国会	参議院	外交防衛委員会	第17号	平成26年5月22日
	第186回国会	参議院	消費者問題に関する特別委員会	第8号	平成26年6月4日
	第186回国会	衆議院	内閣委員会	第24号	平成26年6月18日
	第187回国会	参議院	本会議	第2号	平成26年10月1日
	第187回国会	参議院	予算委員会	第2号	平成26年10月8日
	第187回国会	衆議院	国土交通委員会	第2号	平成26年10月15日
	第187回国会	衆議院	内閣委員会	第2号	平成26年10月15日
	第187回国会	参議院	内閣委員会	第2号	平成26年10月16日
	第187回国会	参議院	文教科学委員会	第2号	平成26年10月16日
	第187回国会	参議院	厚生労働委員会	第3号	平成26年10月21日
	第187回国会	衆議院	法務委員会	第4号	平成26年10月24日
	第187回国会	衆議院	法務委員会	第6号	平成26年10月31日
	第187回国会	参議院	予算委員会	第3号	平成26年11月4日
	第187回国会	衆議院	内閣委員会	第8号	平成26年11月5日
	第187回国会	衆議院	内閣委員会	第9号	平成26年11月7日
	第187回国会	衆議院	文部科学委員会	第6号	平成26年11月7日
	第187回国会	衆議院	経済産業委員会	第8号	平成26年11月12日
	第187回国会	参議院	地方創生に関する特別委員会	第2号	平成26年11月12日
	第187回国会	参議院	地方創生に関する特別委員会	第3号	平成26年11月14日

資料-①(4) カジノ合法化におけるキーワード「カジノ・IR」が現れた国会年表

2015	第189回国会	参議院	予算委員会	第4号	平成27年2月5日
	第189回国会	衆議院	国土交通委員会	第2号	平成27年3月20日
	第189回国会	衆議院	内閣委員会	第2号	平成27年3月25日
	第189回国会	参議院	財政金融委員会	第7号	平成27年4月7日
	第189回国会	衆議院	文部科学委員会	第6号	平成27年4月22日
	第189回国会	参議院	国の統治機構に関する調査会	第4号	平成27年5月13日
	第189回国会	衆議院	内閣委員会	第9号	平成27年5月27日
	第189回国会	衆議院	内閣委員会	第10号	平成27年5月29日
	第189回国会	参議院	沖縄及び北方問題に関する特別委員会	第7号	平成27年6月17日
	第189回国会	参議院	国土交通委員会	第18号	平成27年7月2日
	第189回国会	衆議院	内閣委員会	第22号	平成27年9月25日
2016	第190回国会	衆議院	予算委員会第一分科会	第1号	平成28年2月25日
	第190回国会	衆議院	予算委員会	第18号	平成28年3月1日
	第190回国会	衆議院	内閣委員会	第9号	平成28年3月25日
	第190回国会	衆議院	国土交通委員会	第12号	平成28年5月10日
	第190回国会	参議院	外交防衛委員会	第16号	平成28年5月10日
	第192回国会	衆議院	経済産業委員会	第3号	平成28年10月21日
	第192回国会	衆議院	厚生労働委員会	第2号	平成28年10月21日
	第192回国会	衆議院	消費者問題に関する特別委員会	第3号	平成28年11月22日
	第192回国会	衆議院	本会議	第15号	平成28年11月29日
	第192回国会	衆議院	内閣委員会	第8号	平成28年11月30日
	第192回国会	参議院	議院運営委員会	第15号	平成28年12月1日
	第192回国会	衆議院	内閣委員会	第9号	平成28年12月2日
	第192回国会	衆議院	議院運営委員会	第16号	平成28年12月6日
	第192回国会	衆議院	法務委員会	第13号	平成28年12月6日
	第192回国会	衆議院	厚生労働委員会	第11号	平成28年12月7日
	第192回国会	参議院	本会議	第16号	平成28年12月7日
	第192回国会	参議院	議院運営委員会	第17号	平成28年12月7日
	第192回国会	国家基本政策委員会合同審査会	第1号	平成28年12月7日	
	第192回国会	衆議院	地方創生に関する特別委員会	第3号	平成28年12月8日
	第192回国会	参議院	厚生労働委員会	第10号	平成28年12月8日
	第192回国会	参議院	内閣委員会	第9号	平成28年12月8日
	第192回国会	衆議院	国土交通委員会	第8号	平成28年12月9日
	第192回国会	参議院	本会議	第17号	平成28年12月9日
	第192回国会	参議院	環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会	第15号	平成28年12月9日
	第192回国会	参議院	内閣委員会	第10号	平成28年12月12日
	第192回国会	参議院	厚生労働委員会	第13号	平成28年12月13日
	第192回国会	参議院	内閣委員会	第11号	平成28年12月13日
	第192回国会	衆議院	本会議	第18号	平成28年12月14日
	第192回国会	衆議院	議院運営委員会	第18号	平成28年12月14日
	第192回国会	参議院	本会議	第18号	平成28年12月14日
	第192回国会	参議院	議院運営委員会	第19号	平成28年12月14日
	第192回国会	衆議院	本会議	第19号	平成28年12月15日

資料-①(5) カジノ合法化におけるキーワード「カジノ・IR」が現れた国会年表

2017	第193回国会	衆議院	本会議	第2号	平成29年1月23日
	第193回国会	衆議院	予算委員会	第3号	平成29年1月27日
	第193回国会	衆議院	予算委員会	第4号	平成29年2月1日
	第193回国会	衆議院	予算委員会	第6号	平成29年2月3日
	第193回国会	衆議院	予算委員会	第9号	平成29年2月8日
	第193回国会	衆議院	予算委員会第一分科会	第1号	平成29年2月22日
	第193回国会	衆議院	予算委員会第七分科会	第1号	平成29年2月22日
	第193回国会	衆議院	予算委員会	第16号	平成29年2月27日
	第193回国会	衆議院	内閣委員会	第2号	平成29年3月8日
	第193回国会	参議院	内閣委員会	第2号	平成29年3月9日
	第193回国会	参議院	法務委員会	第3号	平成29年3月22日
	第193回国会	参議院	予算委員会	第16号	平成29年3月24日
	第193回国会	衆議院	内閣委員会	第5号	平成29年4月7日
	第193回国会	衆議院	内閣委員会	第6号	平成29年4月12日
	第193回国会	衆議院	文部科学委員会	第10号	平成29年4月14日
	第193回国会	参議院	内閣委員会	第7号	平成29年4月25日
	第193回国会	衆議院	国土交通委員会	第13号	平成29年5月9日
	第193回国会	参議院	内閣委員会	第8号	平成29年5月11日
	第193回国会	参議院	農林水産委員会	第15号	平成29年5月23日
	第193回国会	衆議院	国土交通委員会	第20号	平成29年5月26日
	第193回国会	衆議院	内閣委員会	第8号	平成29年6月16日
	第195回国会	衆議院	内閣委員会	第2号	平成29年11月24日
2018	第196回国会	衆議院	本会議	第2号	平成30年1月24日
	第196回国会	衆議院	予算委員会	第2号	平成30年1月29日
	第196回国会	衆議院	予算委員会	第14号	平成30年2月20日
	第196回国会	衆議院	財務金融委員会	第4号	平成30年2月23日
	第196回国会	衆議院	予算委員会第八分科会	第1号	平成30年2月23日
	第196回国会	衆議院	財務金融委員会	第6号	平成30年3月2日
	第196回国会	衆議院	国土交通委員会	第2号	平成30年3月6日
	第196回国会	衆議院	内閣委員会	第2号	平成30年3月9日
	第196回国会	衆議院	内閣委員会	第3号	平成30年3月14日
	第196回国会	参議院	財政金融委員会	第3号	平成30年3月15日
	第196回国会	衆議院	国土交通委員会	第5号	平成30年3月20日
	第196回国会	参議院	内閣委員会	第3号	平成30年3月20日
	第196回国会	参議院	国土交通委員会	第6号	平成30年4月3日
	第196回国会	衆議院	国土交通委員会	第6号	平成30年4月4日
	第196回国会	参議院	本会議	第11号	平成30年4月4日
	第196回国会	参議院	財政金融委員会	第10号	平成30年4月5日
	第196回国会	参議院	財政金融委員会	第11号	平成30年4月10日
	第196回国会	衆議院	内閣委員会	第9号	平成30年4月11日
	第196回国会	参議院	消費者問題に関する特別委員会	第3号	平成30年4月13日
	第196回国会	衆議院	本会議	第28号	平成30年5月22日
	第196回国会	衆議院	内閣委員会	第19号	平成30年5月23日
	第196回国会	衆議院	内閣委員会	第20号	平成30年5月24日

資料-①(6) カジノ合法化におけるキーワード「カジノ・IR」が現れた国会年表

2018	第196回国会	衆議院	内閣委員会	第21号	平成30年5月25日
	第196回国会	衆議院	内閣委員会	第22号	平成30年5月30日
	第196回国会	衆議院	内閣委員会	第23号	平成30年5月31日
	第196回国会	衆議院	内閣委員会	第24号	平成30年6月1日
	第196回国会	衆議院	内閣委員会	第25号	平成30年6月6日
	第196回国会	衆議院	本会議	第35号	平成30年6月8日
	第196回国会	衆議院	地方創生に関する特別委員会	第7号	平成30年6月8日
	第196回国会	衆議院	内閣委員会	第26号	平成30年6月8日
	第196回国会	衆議院	本会議	第37号	平成30年6月14日
	第196回国会	参議院	法務委員会	第17号	平成30年6月14日
	第196回国会	衆議院	本会議	第38号	平成30年6月15日
	第196回国会	衆議院	法務委員会	第21号	平成30年6月15日
	第196回国会	衆議院	本会議	第39号	平成30年6月19日
	第196回国会	衆議院	本会議	第40号	平成30年6月20日
	第196回国会	参議院	予算委員会	第20号	平成30年6月25日
	第196回国会	参議院	内閣委員会	第23号	平成30年7月3日
	第196回国会	参議院	議院運営委員会	第38号	平成30年7月5日
	第196回国会	参議院	内閣委員会	第24号	平成30年7月5日
	第196回国会	参議院	本会議	第33号	平成30年7月6日
	第196回国会	参議院	内閣委員会	第25号	平成30年7月10日
	第196回国会	参議院	内閣委員会	第26号	平成30年7月12日
	第196回国会	参議院	内閣委員会	第27号	平成30年7月13日
	第196回国会	参議院	内閣委員会	第28号	平成30年7月17日
	第196回国会	衆議院	本会議	第43号	平成30年7月18日
	第196回国会	参議院	本会議	第35号	平成30年7月18日
	第196回国会	衆議院	本会議	第44号	平成30年7月19日
	第196回国会	参議院	本会議	第36号	平成30年7月19日
	第196回国会	参議院	内閣委員会	第29号	平成30年7月19日
	第196回国会	衆議院	本会議	第45号	平成30年7月20日
	第196回国会	参議院	本会議	第37号	平成30年7月20日
	第196回国会	参議院	議院運営委員会	第43号	平成30年7月20日
	第197回国会	衆議院	予算委員会	第2号	平成30年11月1日
	第197回国会	参議院	予算委員会	第1号	平成30年11月5日
	第197回国会	衆議院	内閣委員会	第1号	平成30年11月7日

**資料-②(1) カジノ合法化におけるキーワード「カジノ・IR」が現れた
国会年及び主要発言内容の抜粋**

年 度	主要発言内容の抜粋
昭和24年（1949） 第6回	・「別府市を、国際文化の向上を図り、恒久平和の理想を達成するところの国際観光文化都市として建設することは、世界平和の理想に合致し、またわが国経済復興に寄与するゆえんである」 ・特別都市の計画におきましては、観光遊覧設備、それから土地の区画整理、街路事業、いわゆる緑地地帯の設定あるいは運動場、上下水道の拡張、河川の改修であるとか砂防の普及ということが都市計画については内容をなすものであります。さらに設備につきましては、世界の別府である点にかんがみまして、ヨット・ハーバーを設ける、あるいは飛行場の発着場、さらに内部に入りましては外客誘致にふさわしいゴルフ・リンク、ドライブ・ウエーを設けることもいいでしょうし、運動場を拡張する、あるいは新たに設ける、あるいはカジノを設置する、ということもその内容としては、ぜひこの法案に付属して考うべき事柄であろうと存ずる。
昭和61年（1986） 第104回	・私は、結論的には沖縄に国家ベースの一大リゾートエリアをつくったらどうだということをちょっと提案申し上げたいのです。私は、この構想についてはずっと前から考えておりまして、やはり日本もそういうものが必要なんじゃないかと思ったのですけれども、たまたま沖縄の委員になりましたのでこの場で提案させていただきたいわけです。私の構想といいますのは、後で詳しく説明しますが、まず真ん中に国営のカジノをつくって、それで周りに大きなホテルをつくる。これはもちろん外国人がどんどん来れる観光ホテルですけれどもね。そのまた外側に、今度はフリーゾーンとして免税のショッピングセンターをつくる。その地域全体を一つのリゾートエリアにして、隔離とまではいかないのですけれども、ハワイとかグアムのような、もう少しあれよりも規模の大きいものをつくったらどうだということをかねがね考えていたわけです。
昭和62年（1987） 第109回	・第八次石炭対策の答申が出されました昨年十一月に、私の地元長崎県におきましては三菱高島炭鉱が閉山いたしました。今後の閉山に伴う地域対策あるいは産炭地域振興の問題を考えます際に、八次策に先駆けて閉山されたこの高島炭鉱は極めて重要な先例であると考えられます。私も本委員会の国政調査委員派遣団の一員として去る六月九日に高島の現地を訪ね、閉山後の町の実情をつぶさに視察してまいりました。 ・特に高島町というのは離島という特性を生かした観光レジャー地といたしまして、フリーゾーン指定とかカジノなどの設置といった思い切った要望が町当局からなされているわけでございます。またその後、地元では競艇とかオートレースなどの誘致の話が出てきておるといようなことも聞いておるわけでございますが、国におかれましては、今後高島町の振興に関してどのような施策を講ずべきであると考えておるのか、政府の見解をお聞きしたいと思います。
平成元年（1989） 第114回	公営競技でも種々のものがあるわけでございますが、公営としても許されるかどうかというのは国民感情なり国民意識の問題かと思えます。野球の場合には、これは国民感情としては青少年のスポーツということが主体でございまして、野球場には青少年の方が入っている、その中にギャンブルを持ち込むのは現在の国民感情としてはなかなか許されないのではないか、かように考えます。カジノ等の問題につきましては、諸外国にはかなり例があるわけでございます。これについて現在の国民意識として我が国で了解できるかどうか、ちょっと判断しかねるところかと思えます。
平成7年（1995） 第132回	・いろいろありますが、たばこ、酒の税金ぐらいた上げてもいい。酒を飲みながら、気の毒だねと言って、少し余計税金を払うというのはあってもいいと思えますし、まあついでに、これは余計なことかもしれませんが、神戸に大カジノを開いたらどうなのだろう。諸外国にカジノがあつて、日本では何でないのだろうかと前から思っていますが、もうかるカジノをひとつやったらどうだろう。
平成10年（1998） 第142回	先進国ではほとんどカジノというのは合法化されておりまして、そのかわり法規を非常に厳格に定める。つまり、やみの部分に沈んでしまう犯罪というものを減らす、そういう前向きな考え方をしていくわけですね。したがって、法規を厳格にどうするか、運営ノウハウをどうするか、ここに尽きるわけでありまして。
平成11年（1999） 第145回	・例えば、この昨年の改正で、特別自由貿易地域制度の創設なんというのが出ましたので、先般の新聞を見ていますと、カジノが導入されるのじゃないか、これを研究してと。なかなかユニークで、そういうふうなものも研究をされている。 ・ドイツでは、あそこはカジノがございまして、金融機関等またはカジノは、資金洗浄に役立ち、またその実施の場において役立つであろうということが推論されるような事実が認められる場合、これらを権限のある刑事訴追官庁に遅滞なく届けること、こうされております。
平成13年（2001） 第151回	・貴重な干潟をつぶして人工ビーチをつくるというようなもので大変な計画なんですね。ホテルを四つも計画して、九百五十室が三百六十五日全部埋まるとしても一室二万七千円以上の宿泊料でないと成り立たない、そういうホテル計画もある。全国で大型リゾート計画が破綻をしているそういう状況のもとで、およそ採算の見込みもない非現実的な計画だと思います。地元ではカジノでもつくらなければ採算がとれない、そういう声さえあります。リスクが大き過ぎて進展しなくて、ついに九八年に沖縄総合事務局が事業参画するということになってこの計画は一気に動き出したということだそうなんですけれども、なぜこの大変貴重な干潟を埋め立てるというふうな計画に沖縄総合事務局が参画をするようになったのでしょうか。 ・沖縄県における観光振興の一つの起爆剤、材料として、カジノ構想を推進していらっしゃるグループがあるというふうには私は承っておりますけれども、政府としてはその事実を承知しておられるかどうか。あるいは、その構想というものに本格的に、東京都の石原都知事なんかは、お台場にカジノ、カジノとずっとおっしゃっていらっしゃるようでありまして、沖縄県がそれに本格的に取り組むというふうなことがなった場合、政府としてはどういうお考えでこの件に関してサポートをしていくおつもりなのか、この点に関して伺いをさせていただきたいと存じます。

**資料-②(2) カジノ合法化におけるキーワード「カジノ・IR」が現れた
国会年及び主要発言内容の抜粋**

年 度	主要発言内容の抜粋
平成14年（2002） 第154回 第155回	・その沖縄の観光の将来像の中に、今大きく、沖縄の地元でも、エンターテインメントというかアミューズメントパークというかあるいはカジノというか、そういう構想というのが持ち上がっているわけでありまして、沖縄の県議会でも、昨年の十月にはカジノ構想に関して反対陳情が出ております。この二月の県議会には賛成の陳情が二件。今のところ反対が一件、賛成が二件出ているということをお聞きしているわけでありまして、 ・東京都の石原知事もカジノについて言及をされていらっしゃるし、また大阪の知事もそのようなことをおっしゃっていらっしゃる。あるいはいろいろな自治体でカジノについての言及というものが次々に起きてきているわけでありまして、そういう中では、私は、どうせそういうものを実現させていくとすれば、まず私は沖縄県でやっていただくのが一番いいのではないかと個人的には思っているわけでありまして、 ・例えばカジノの例が出ましたけれども、その場合は例えば刑法をどのようにするかとか、それぞれのクリアすべき法律がそれぞれにあると思います。そうしたものも踏まえて、まず枠組みを作って、その上で各地域に、これはもう我々が、私が考える問題ではなくて、各地域にアイデアを出していただく問題でありますので、そこは是非ともアイデアを競っていただきたいと思っている次第であります。 ・今、委員おっしゃいましたように、この地球上でカジノオーケーと言ってやっているところが百十二か国ございます。アメリカは、ユタ州とハワイ州を除いたすべてでやっている。ニュージャージーという州では、参考に聞いていただきたいんですけど、四百三十億円の粗利益があると、三千人ぐらいの雇用が創出されている。こういうことを考えれば捨てたものじゃないというふうに思うわけでございますけれども、ただこれは、地域の意思が、やはり住民の意思が、県民の意思が、合意がある程度できてこないことにはなかなか難しいことではないかと思っております。もう一つは、これ、刑法にかかわることでもございますので、特区担当とすれば、いろいろこれから関係者の意見、あるいはいろんな、見学をしたりしながら、実は私カジノ行ったことないんです、松谷委員は非常に強いそうなんですけれども。経験を積みながら方向付けをしていきたい、このように考えておるところであります。
	・この地球上の国連加盟国、百八十九カ国だと聞いておりますけれども、そのうちの七十三カ国だけがカジノを認めていないということなんです。その七十三のうちに我が国も入っております。そのほかはどういう国かといえますと、一つずつ精査しておりませんけれども、聞くところによりますと、イスラム教国家であるとか砂漠が随分多いところであるとか密林が多いところであるとかといったようなイメージでお考えいただければいいところではないかと思っております。そういう意味で、先進諸国といえますか、一応のいろいろなものが買える、売っている、あるいは食事がいつでもできるというような国にはほとんどカジノがあるというふうに私は聞かせていただいております。 ・南からいきますと、宮崎、大阪、加賀、岐阜と東京都の荒川区であります。そういうところが出てまいりましたけれども、現在、これをすぐさま検討に入るといことはささか、国民的、世論的なもの考えた場合には先に送った方が、私は何でも先送りするのは大嫌いな方なんですけれども、これだけはちょっと先に送った方がいいんじゃないかという判断をいたしました。やはり、出してこられたところの県民、住民の意思はいかにあるべきか、あるいはこれを全国レベルで導入するのがいいのかどうか、刑法との関係はどうなっているのかといったことをいましばらく勉強する必要がありますし、私自身もカジノというものに足を入れたこともございませんで、一度見学をしてから十分検討したいなというふうな思いもございまして、 ・カジノの解禁の問題というのが最近この特区問題で出されてまいりました。さらにこれを敷衍して考えてまいりますならば、売春防止法の問題だと麻薬取締法、こういうふうな問題、これは、世界的に見ればそれが許可されている国もあるわけでありまして、我々は通常的にこれは社会的規制だというふうに認識しているものでございまして、このようなものは特区の中において認められるべきものなのかどうか、こういうあたりの御見解を通して、いい規制と悪い規制というのが世の中にあり得るのかどうか。また、今回の特区法案の中において、やはりある一定の制限をかけた規制緩和ということにならざるを得ないのかどうか。
平成15年（2003） 第156回	・普天間飛行場の跡地利用についてお伺いいたします。以前は、この跡地をどうするんだと、大学院大学が来るのではないかと、一時期、カジノ構想があってカジノを作った方がいいんじゃないかと、地元の経済界の方々もそういうふうな議論をされていたように聞いておりますが、大学院大学の予定地につきましては、北部、中部、南部、三か所の中からということで、今のところ北部ですかね、の方が有力であるというふうに聞いてはおりますけれども、 ・それから、この自由な社会において、特区のモザイクをつくることは我々の目的ではございませんね。しかし、この自由な社会の中で特別区と称して設置してもいいものがありますね。つまり、カジノであるとか遊郭であるとかいうことでですね。私は、国民の倫理観の確保の観点から、これは議論してはならない領域だと思って手を触れずに行くのではなくて、これは議論してもいい時期に来ているのではないかなと思っています。なぜなら、禁酒法におけるやみの犯罪がはびこったように、今、青少年のいわゆる倫理観、そして、裁判官さえもいわゆる援助交際と称する買春に手を染めるようになってきている。この状態を我々は見て見ぬふりをして通り過ぎることができませんでしようかという段階に来ていると思うんですね。これは大臣に申しませんが、例えば一等地に、不況であっても何であってパチンコ店が大駐車場を擁してできていき、そして、子供たちが通学に通うこの横で開店を待つ大人の長蛇の列ができておる。これが我が都市の中心部の姿であろうか、このように思いますときに、それを全面的に禁止すればやみがはびこる。したがって、カジノという特区を設けて、そこへ行ってやれということとは、自由主義社会における必要な政治の知恵ではないかというふうに思いますが、大臣のお考えはいかがですか。

**資料②(3) カジノ合法化におけるキーワード「カジノ・IR」が現れた
国会年及び主要発言内容の抜粋**

年 度	主要発言内容の抜粋
平成15年（2003） 第156回	・カジノという、ばくちという言葉がいいんでしょうか射幸性というか、そういうものを、パチンコ屋さんとかいろいろなところと比べずに考えた場合におきましても、やはりこれは賛否両論が今のところあります。江戸時代からばくち打ちという言葉が何となく嫌われておったように、この状況につきましては、やはりもう少し熟成する必要があるのではないかと私は個人的に判断をいたしました。しかし、カジノが日本にあってはならないという思いは一切ございません、あってしかるべきであるというふうに思っております。ただ、やりたいという地域あるいは日本全土でカジノやってしかるべきという、構わぬじゃないかという世論が五割以上確認できたときにやはりもう一度検討すべきじゃないか、このように思っております。自由民主党の中にカジノ推進議員連盟というのが誕生いたしました。そこで、推進をしようじゃないかという勉強会が始まっておりまして、担当の役所がまだ決まっておりますけれども、いろいろな相談というか便宜を図っていく、相談に乗っていくという部分につきましては、内閣府で受け持ってもらおうではないかというところまで話が来ておるわけでございます。 ・とっぴな考え方もかもしれませんけれども、成田の魅力も増していかなきゃならないということであれば、外国からの旅行者が使い残した日本の円を空港で使えるカジノを開催するとか、いろいろなアイデアというものが出てくるんじゃないかと思いますが、いずれにいたしましても、成田と羽田の関係というものにつきまして質問をさせていただきます。 ・まず最初に、担当大臣、鴻池大臣の特区に対する基本的な考え方と決意をお伺いしたいと思うんですが、この問題は、小泉総理が改革なくして成長なしという基本的なお考えで進めておられる問題でございまずけれども、私、昨年、内閣府の大臣政務官をさせていただくときにもこれが問題に出たんですが、最初は、日本にもカジノが作れないかという話から始まったものでございましたが、こういう形で非常に大きな課題になってきたと。
平成16年（2004） 第159回	・実際に私、じゃ、新しいものをつくれ、こういうふうに提言をしたいわけですが、石原大臣とは本当につながらりが深い東京都知事がカジノをかつて提言されておられましたが、例えば、私の地元の堺でも、カジノをつくれれば雇用が六千人ふえ、さらには観光の経済効果が四百三十二億円になる、こういったことを試算しております。こういった都市型エンターテインメントとして、カジノであるとか、今のは日本版ラスベガスですね、あるいは今、例えば日本版のハリウッドであるとか、あるいは日本版のブロードウェイであるとか、こういった斬新なことをしないと、どんと世界から、あるいはアジアから訪れてくるというインセンティブに非常に欠けると思うんですが、そういったことに対して、新しいそういった観光資源をつくることに対して、どう思われますか。 ・私の風営法の改善点の一つの考え方としては、今、地域主権という流れがあるわけです。やはり地域のことは地域で考え、地域のことは地域で決めていくという流れがあるわけですから、風営法、今局長がおっしゃったように、都道府県というものにゆだねているわけですが、これは市町村というところにこうした権限をもっと与えていく。その市、その町、その村単位で、例えばカジノを日本にもという話もあるわけですから、今後、我が町はぜひともカジノが欲しい、パチンコが欲しい、こういうふうな町があってもいいわけです。 ・特区大臣来ていただいておりますので、カジノ特区、可能性があるのか、お伺いしたいと思います。先生のお地元の鳥羽市を含めて、全国から九か所ほどでしょうか、これまでに特区での御要請もありました。ただ一方で、今、刑法に関するものという部分については、本当に特区になじむのかという議論、それから子供の教育ですとか暴力団の資金源というような問題もございしますので、本当に国民の理解が得られるのか、この議論がまだ必ずしも成熟していないのかなと。否定はいたしません。特区で考えるのか、あるいは全国の特例法で将来考えていくのか、そういうものも含めて更なる勉強はさせていただきたいと思っております。
平成17年（2005） 第162回	・税金のことについてちょっとお伺いしたいんですが、税収を何らかの形で増やしていかないと地方はやっていけないと思います。その意味で、例えば公営カジノなどを認めて、公営カジノなどを認めていくようなことを考えていってはどうなのかなと、そう思っています。 ・青少年対策とか、まあギャンブルというのは依存症みたいな人が確実に出てくる点もありますので、そこらのところを考えると、これよほどうまくきんとした整理をしないとなかなか難しいという面はありますので、そんなのはしよせん個人の問題なんじゃないのかと言われれば誠におっしゃるとおりなんだとは存じますけれども、これはなかなか簡単に、即行け行けどんどんという話とは少し違うのではないかと。これは随分いろいろ、検討をされているところが多いありまして、ギャンブルの議論やら何やらいろいろ、東京都を始めいろいろされておられると理解をいたしておりますけれども、慎重な審議が必要であるということもまた確かだろうと存じます。

資料②(4) カジノ合法化におけるキーワード「カジノ・IR」が現れた

国会年及び主要発言内容の抜粋

年 度	主要発言内容の抜粋
平成17年（2005） 第162回	・競馬法の場合にはこれはもう全国一律でできるようになっているはずで。問題は、例えば宮城県なら宮城県で、観光の目的で、その特区でカジノをつくりたいと。その特区の申請をした場合にはどうなるんでしょうか。これは所管省庁があと議論していただくことになるので、済みません、後で結構でございますので、教えていただければ有り難いと、そう思います。 ・魅力があるためには、何か大きな観光資源というものの、具体的なものを、例えばカジノをつくるのであるとかファミリーエンターテインメントのとんでもない、世界が見たらサプライズするような施設をつくるのであるとか、そういったことをしていけないと、訳すところ、案内は充実しても、案内すべき場所が充実していないといった状態になるわけですから、今、日本というのは観光ではもう三兆円赤字になっております。今後、こういった収益、二〇二〇年には全世界で実に十六億人もの外国旅行者が予測される、そんな中で、多くの国が誘致合戦をしている、アジアから日本への旅行者が増加しようとしている中で、観光資源をもっと充実していかなければ集客のチャンスをおのれに失うんじゃないか。 ・三番目にカジノ導入ということで、入るをはかって出るを制すということもありますので、財政収入の、税制の一環としてカジノを導入するお考えはないのかというような視点。 ・カジノ構想というのは、構造改革特区構想の中で三重県鳥羽市、静岡県熱海市などが名乗り出て、一昨年の三月には東京、大阪、静岡、和歌山、宮崎の各都府県知事が連名で、カジノ合法化を求める要望書を当時の鳩山首相に出されております。また、新たな需要をもたらすとして大企業や財界が熱い目を注いでおりまして、一連の動きをバックアップしておるという状況であります。とりわけ、経済財政諮問会議で奥田日本経団連会長が四国にカジノ誘致論を展開したほか、日本プロジェクト産業協議会、JAPICが都市型複合観光事業研究会をつくり、既に数次にわたって海外調査団を繰り出しておる。総合商社の三井物産や総合広告・イベント大手の博報堂などが社内にカジノプロジェクトを設けておるというような状況は、御案内のとおりでございます。そこで、現在、カジノについては世界の過半数の国、地域において合法化されておる状況にあります。これらの国におけるカジノの設置の目的というのは、観光促進、税収入の確保、外貨獲得などさまざまありますけれども、その経済波及効果については、税収入はもとより、雇用などに対しても大きな効果を及ぼしているとの報告があります。他方、こうした施設を設置することにより、犯罪の誘発、教育、地域への悪影響等が懸念されております。現在、こうしたカジノ施設の合法化に向けた検討については、地方レベルでの動きが活発であると認識しておりますが、国レベルの検討状況はいかがかということについてまずお伺いしたいと思います。 ・昨今ではシンガポールもカジノを導入しようということに踏み切って、おやりになっている。あれが果たしてどういう影響を及ぼしていくのか、またどういう効果等々を上げていくのかということとは、実は私も関心を持っております。恐らく、カジノを議論しますときは、今、鈴木委員もおっしゃいましたように、地域地域の活性化というようなことがやはり根底にあって、特区のような形でカジノをやって地域の振興に使えないかというような発想が背後にあるのではないかと考えております。そういう観点から私もシンガポールの動向等を注視しているわけですが、もちろん、竹花局長が答弁されましたように、青少年に対する影響であるとか、治安に対する影響とか、いろいろ考えなきゃならないこともあると思います。また、地域の振興ということを考えますと、税収を考えるとおっしゃいましたけれども、私はこれはもし考えるとすれば地方税なのかなというような気もいたしております。必ずしも国税の観点から考えられるんだらうか。もちろん、どういった税体系にしていこうかというようなことも、まだ全く検討に手がついていない状況でございますから、今即断は避けさせていただきますが、私としては、そのシンガポール等々の実験も注視していきたいと考えている段階でございます。
平成18年（2006） 第164回 第165回	・一部情報によると、政府は、辺野古崎に基地を建設する見返りとして、沖縄県内の高速道路料金の無料化、那覇空港での航空機の離発着料金の無料化、沖縄県内でのカジノ建設認可など考えているということです。このような見返りをするつもりなのか否か、小池大臣に伺いたい。 ・例えば、いろいろなことがあるんですけども、法人税なんかで見ますと、現行制度では、本社の所在地であるところから一括納付ということになっていきますよね。これでいくと、大体、やはり首都圏に税金が集中するだけですからね。そうすると、地方はちょっとメリットが薄いのかなというふうにも思うわけですね。または、考えられるに、例えば、これをどうのこうのというわけじゃないですけども、北海道でカジノをやるとか、そういうものも含めたような新しい自主財源のことを与える、そういうお気持ちというのは、どうなんでしょう、財務省はおありなんですかね。 ・地域活性化のために極めて魅力的だというお話がある一方で、地域住民の方々の、特にPTAを始めとする教育関係の親御さんを中心とした方々から、やっぱりその地域の風紀を乱すというか、いろんな負の影響もあるんじゃないかという懸念なんかもよく出ているということでもございまして、これから、私も北海道のこの疲弊の状況というのはなかなか、特に夕張を中心として厳しいものもございまして、いろんな可能性についていろんな自治体との議論を深めながら私どもとしての考え方をまとめていきたいと考えております。

資料-②(5) カジノ合法化におけるキーワード「カジノ・IR」が現れた
国会年及び主要発言内容の抜粋

年 度	主要発言内容の抜粋
平成19年（2007） 第166回	・公共事業の公営ギャンブルの在り方も含めて抜本的な対策を私は引き続き検討する必要があるのではないかなというふうに思いますし、その一つに私はカジノのような、先ほど言ったラスベガスのようなものも一つ私は検討に値すべきものではないかなというふうに思っております。確かに射幸心をあおるとか、あるいはギャンブル依存症になるという御指摘はありますけれど、じゃパチンコはそうじゃないかという必ずしもそうじゃない部分も、そういう側面もないわけじゃないんで、根本的にやっぱりゼロベースですね、考える必要があるんじゃないかなというふうに思っているところでございます。 ・経済産業省の管轄下にある競輪、オートレースを、産構審という中である程度、経済産業省の中の審議会ですから、事業継続を前提としたやっぱり小手先にならざるを得ないのではないかなという感じもしていますんで、抜本的に、私はなくせなんて言ってないんです。やっぱり将来展望で、もっとパラダイムシフトで新しい競輪、オートレースの在り方をやっぱり考えてほしいということを申し上げているわけでありまして、その一環として、さっきのカジノじゃないですけど、先進諸国もうほとんどの国でやっています。百十二か国ですか、世界各国を見ますと合法化されているということですし、暴力団云々というお話もありましたけれど、それこそ、だから公営、公的管理の下でギャンブルを行うということが必要じゃないかなというふうに思っていますんで、併せてそういう議論も含めて抜本的な見直しを行っていただきたいと思います。 ・その中で、例えば、こういふくちというんですか、ちょっと言葉は悪いですけども、フィンランドに私行ったときに、あっちもカジノがあるんですけども、その収益というのはお年寄りのために使う、そういう限定的なものなんですよ。 ・沖縄県におきましては、カジノの導入に向けた検討委員会が立ち上がりまして、各種調査、そして視察、導入に向けた動きが今本格化しています。仲井真知事も沖縄振興特別措置法の改正によるカジノ構想を模索していますが、この構想に対しまして前沖縄担当の高市大臣は、本年六月十二日の閣議後の記者会見におきまして、カジノは刑法で規定される賭博開張罪等に触れる行為にもなる、もし国内でカジノを開設するならば刑法の特例を設ける必要があるが、沖縄振興特別措置法を根拠に刑法の特例を設けるのは法の趣旨や性格から見て適当かどうか疑問を感じると述べていらっしゃいますが、岸田大臣も同様な御認識なのでしょうか、お伺いしたいと思います。 ・沖縄の観光振興という意味で、いきなりカジノに飛び付くという傾向が実は一部であるということも事実であります。しかし、沖縄の環境から考えていきますと、例えば、青少年を育てていくという健全育成という立場、それから地域社会の崩壊等、あらゆる観点から考えていきますと、やっぱり県民のコンセンサス、極めて重要ということで、短絡的にカジノに飛び付くというのはいかがかという動きがあるということも是非御認識をいただきたいと思います。 ・国は、金を出さないけれども、地方の知恵と工夫で地域の経済活性化に取り組み、そのかわり規制も十分にいろいろ考える、外す、本来そういう形の中で構造改革特区というのが始まったんだろうというふうに私は思っております。そのときに、まだはっきりしない中で、東京はカジノ特区をやろうよとか、宮城県ですとIT特区をやろう、そういう議論がなされた記憶がございます。
平成20年（2008） 第168回 第169回	・今後の特区制度について重ねてお伺いするわけですが、特区制度は発足当初においては構造改革の試行の面が強調され、特区地域での実験を経て全国展開されるということで、規制改革の推進に相当の効果があつたことは高く評価されるべきであります。しかし、地域の活性化、地域再生の施策としての特区制度ということであれば、特区で緩和される規制の選定において異なった視点が出てくるものと思われれます。例えば、例としては適切でないかも知れませんが、カジノ特区の構想など、単なる規制改革の視点からは容認し難い面があるとしても、地域の活性化の視点からは共感を呼ぶ部分があると考えられます。 ・カジノについては、基本的に私はちょっと心配なのは、リゾート法と同じように、カジノやりますよという、あっちこっちでうちもカジノ、私もカジノということになってしまうというのがちょっと心配だなというふうに思っております。由布院にカジノがあつたら多分似つかわないというのでカジノを導入することはないと思うんですが、少し人気が落ちてきている、あるいは評価が低くなってきてお客さんが少なくなっているところがあちらこちらでカジノ、カジノ、カジノというふうになったときに、そのパイを吸収できるかというとなかなかそこはできないだろうし、本来の魅力というのは全く無視してしまつて、カジノという非常に短絡的に持つてくることになりがちであることをちょっと懸念をしております。カジノがいけないということではないんですが、若干そのところはしっかり、地域が自分の魅力は何かということを考えた上で導入をするということが重要なのかなというふうには思いました。 ・国際コンベンション機能を中心に日本の地位がこれだけ落ちてきた。経済だけではない。そうしたときに、実は今、新聞でもよく載っておりますけれども、自民党を中心に、他党のことを言つて恐縮ですが、カジノ議連というものが出て、自民党においては政調のあれになっています。これについて、私も、仙台だ、あるいは沖縄だ、北海道だ、地域活性化という意味もある、新しいエンターテインメント産業を育成したいというような思いもあつて、勉強させていただきました。

資料-②(6) カジノ合法化におけるキーワード「カジノ・IR」が現れた

国会年及び主要発言内容の抜粋

年 度	主要発言内容の抜粋
平成21年（2009） 第171回	・サッカーに興じる間に親は料理教室や買物に行く、祖父母は趣味を楽しむ、そんな光景があるスタジアムです。ショッピングモール、そしてジャスコとか、スタジアムと一緒になくても駐車場はすごく広いものがあります。そして、レストラン、ホテル、ビジネス施設、テナントとして貸し出すことも可能です。試合の日以外にも町の人々が集まって交流する。温泉施設もあったり、外国ではカジノのあるスタジアムもあります。 ・特区制度の検討段階から議論をされてまいりましたカジノ特区についてであります。これについてはいろいろな地域で結構期待する声が多いものがあります。経済の活性化の効果も大変大きいというような試算が数多く出されているわけでありまして。しかしながら、特区制度の前提となった総合規制改革会議の中間取りまとめにおいて、刑法に関するものは特区制度の対象外とすべきであるというようなまとめがされた経緯もあります。このカジノ特区について、私はもうこれ議論を進めていってもいいのではないかとこのように思うんですね。鳩山大臣は本委員会の趣旨説明で、特区制度というのはそもそも構造改革を更に加速させるための突破口となるんだということでもありますから、その意味では、聖域を設けることなく刑法分野での規制改革の議論というのも避けるべきではないというふうに思うわけなんです。是非、このカジノ特区の議論を避けるべきではないという考え方について、カジノをおやりになれば恐らく強いであろう鳩山大臣の御見解を賜りたいと存じます。
平成22年（2010） 第174回	・やっぱりこれ、カジノは特区でいかなくちならぬよということを岩屋代議士からも言われたり、いろいろ言われたりしております、正直言って、カジノというのはやりたい、観光産業としてやれたらいいと、そう思っているんですが、刑法の賭博罪との関係があって、特区という形で、これを破るような形でいいのかどうかというのは、実はまだ私の頭の中で、今朝から考えておりますが、結論が出ておりません。 ・カジノ特区をやってくださいと言っているのではなくて、ある意味、議論をしていくということは大事ですし、どこからカジノ特区についての申請が上がったときに、これはもう対象外ですよとはねつけるようなことはあってはならないという思いについては共有をしていただけないかと思うんですが、もう一度お願いします。
平成23年度（2011） 第177回 第179回	・アジアの先進事例というのがたくさん出てきて、マカオは二〇〇〇年にカジノを解禁して、そして二〇〇六年にはラスベガスを追い抜いて売り上げでは世界一になった。シンガポールは二〇〇五年にカジノを解禁して、そして昨年、二つの大きなリゾートが開業、いきなり、シンガポールの観光客はそれまで九百万人だったのが一千二百万人、大体三〇％観光客はふえている。構造改革特区でもカジノの解禁を地域限定で求める提案は数々あったが、刑法に絡むものは取り上げないということで全部門前払いを受けてきた。 ・今回、東京都が改めて、国際戦略総合特区でカジノ総合特区構想というのを提案されているので、今回は、こうしたカジノのような刑法に触れる中身についても実現の可能性があるということか？総合特区においてまたいろいろな提案が出されてくるが現時点で、それについてどうするか、どうできるかという見通しをまだ述べる時期にはない。
平成24年度（2012） 第180回	・新たな沖縄振興計画の中で、その柱の一つになっているのが観光振興。今、多くの県民が危惧しているのが、沖縄県が観光振興の起爆剤として位置付けているカジノの誘致。 ・カジノを構造改革特区制度で実施しようとする動きが各地で見られたが、いずれもそれぞれの制度になじまないということで実現されてこなかった。一方、いわゆるカジノ議連が今、国会の中ではカジノ特区のための法案を立案しつつあるようで、カジノの効果として観光振興あるいは東日本大震災の復興や地方自治体の財政再建を掲げている。ただ、カジノが地域社会、特に教育環境、治安に与える悪影響も懸念されており、カジノ誘致の結果が地域振興ではなく地域の荒廃につながっては元も子もないというふうに思う。
平成25年度（2013） 第183回	・世界においても、シンガポールあるいはマカオが、カジノによって世界からたくさんの人たちを呼び込むことに、あるいは国際会議を誘致することにも成功している。 ・一般的にカジノについては、ギャンブル依存症や多重債務に陥った方への対策や、治安とか青少年への影響といった負の側面ということをしかりと認識、検討していく必要がある。

資料-②(7) カジノ合法化におけるキーワード「カジノ・IR」が現れた

国会年及び主要発言内容の抜粋

年 度	主要発言内容の抜粋
平成26年度（2014） 第186回 第187回	・IR法案において規定されるカジノについては、産業振興をもたらす、そして活性化にもつながるものというふうに考えるが、同時に、カジノについては、治安や青少年への影響を懸念する声もあり、この法案をきっかけに、こうした利点と課題に関する議論が深まるものと考え。 ・今回の推進法案では、基本理念や方針など、IRを実現するための枠組みをまず定めよう、そして、カジノ施設のあり方とか具体的な規制などの詳細については、政府において策定される実施法案の中で定めていくこととすることが適当ではないかと考えた。 ・日本から大陸側、特にこの東北地方の対岸になりますと、やはりロシア、ウラジオストクが距離的には一番近いわけでございます。このウラジオストクでは非常に最近には需要が拡大しておりまして、ロシア連邦政府もウラジオストクにカジノの開設を許可を下ろしております。そして、このカジノの開設で世界級の豪華施設を、娯楽施設を建設する計画ですとか、世界的なホテルチェーンが入ってくる話ですとか、まあウラジオストクというのは今その話題になっているわけでございますけれども。 ・統合型リゾート、いわゆるIRについては、私も五月にシンガポールを訪れた際に視察をしたところ。家族連れで楽しめる水族館があったりと、総合的なリゾート施設となっております、言わば、面積でいえばいわゆるカジノは3%にすぎない。観光振興や雇用創出といった効果は非常に大きいということを実感した。リー・シェンロン首相からもいろいろなお話を伺った。これはまさにシンガポールにおいても大変な議論があった。そこで、シンガポールにおいても、ギャンブル依存症や治安の問題などについて慎重に検討を重ねた上、厳格な対応が行われているということも印象に残った。我が国においても、IRが観光振興、地域振興、産業振興等に資することが期待される一方で、カジノについては治安や青少年への悪影響等の観点から制度上の措置の検討も必要。政府としては、現在国会で審議中のIR推進法案の状況やIRに関する国民的な議論を踏まえ、関係省庁で検討を進めたい。 ・カジノを中心とした統合型リゾート施設の整備を促す推進法案の成立を見据え、五十人体制の推進本部事務局を設置する方針を固めた、内閣官房の検討チームの人員を倍増し、関連法案や規制機関のあり方など具体化に向けた協議を行う、また、有識者による審議会も設けて治安上の問題点や依存症対策を検討。
平成27年度（2015） 第189回	・カジノを合法化する特別立法がなされる場合、警察としては、地域の風俗環境の保持、少年の健全育成、暴力団等の排除等といった観点から対策を講じる必要があるものと認識をしている。 ・六月の十三日、十四日に実施した日本世論調査会の世論調査では、反対が六五・四％、賛成が二九・九％。反対が一番多い理由というのはギャンブル依存症の人が増えるということ。
平成28年度（2016） 第190回 第192回	・東京オリンピック・パラリンピックの開催後、訪日客を継続して呼び込んでいくための手段として、今我が国にないIRのような施設整備が求められる。カジノ法案という見方だけではなくて、幅広い視点で検討する必要がある。また、これに伴って、犯罪、治安対策や青少年の健全育成、依存症防止などの課題を乗り越えるべく、着実に検討を積み重ねて実行に移していくことが大切。 ・リー・クアンユーさんの有名な言葉があって、私はカジノは嫌いだ、しかし、カジノを含むそういった統合リゾート、まさに国際会議場とかショッピングモールとか、そういった施設で人を呼び込むという話は極めて戦略的に重要だ、それをやらなければシンガポールはパスされてしまう、トータルに考えて私は賛成をすることにした、こういう演説がある。IRについては、日本再興戦略二〇一六において、IR推進法案の状況や国民的な議論を踏まえて関係省庁において検討を進めることとしている。・経産省としては、まず、施設の建設、運営による直接的な経済効果、これが海外からの投資ということにもなるんだと思う。そして、観光客の増加による地域経済の活性化にもつながると期待をしている。その一方で、犯罪防止、治安維持、青少年の健全育成、また今御指摘の依存防止などの観点から、問題を生じさせないための制度上の措置は検討しておく必要がある。 ・我が国は、薬物依存症だけでなく依存症全般に関して、対策やリハビリ可能な施設というのが極端に不足している。今国会でIR法案の審議がどうなるか、今まだまだわからないところだが、IR、いわゆるカジノとかを含めて考えるのであれば、この機会に、依存症対策、精神疾患の社会生活プログラムの充実が望まれる。 ・IRの導入により、国際観光の振興、国際会議機能の強化、文化の振興、魅力ある都市づくり、地域活性化など、幅広い波及効果が期待されている。具体的には、施設整備に伴う建設需要、直接的、間接的な雇用創出、第三に国内外の観光客の増加による経済効果、第四にカジノ収益による財政改善が期待される。また、これらの経済効果は、IR施設の設置区域以外の地域にも広域的に波及するのではないかと考える。

資料-②(8) カジノ合法化におけるキーワード「カジノ・IR」が現れた

国会年及び主要発言内容の抜粋

年 度	主要発言内容の抜粋
平成28年度（2016） 第190回 第192回	・東京オリンピック・パラリンピックの開催後、訪日客を継続して呼び込んでいくための手段として、今我が国にないIRのような施設整備が求められる。カジノ法案という見方だけではなくて、幅広い視点で検討する必要がある。また、これに伴って、犯罪、治安対策や青少年の健全育成、依存症防止などの課題を乗り越えるべく、着実に検討を積み重ねて実行に移していくことが大切。 ・リー・クアンユーさんの有名な言葉があって、私はカジノは嫌いだ、しかし、カジノを含むそういった統合リゾート、まさに国際会議場とかショッピングモールとか、そういった施設で人を呼び込むという話は極めて戦略的に重要だ、それをやらなければシンガポールはパスされてしまう、トータルに考えて私は賛成をすることにした、こういう演説がある。IRについては、日本再興戦略二〇一六において、IR推進法案の状況や国民的な議論を踏まえて関係省庁において検討を進めることとしている。・経産省としては、まず、施設の建設、運営による直接的な経済効果、これが海外からの投資ということにもなるんだと思う。そして、観光客の増加による地域経済の活性化にもつながると期待をしている。その一方で、犯罪防止、治安維持、青少年の健全育成、また今御指摘の依存防止などの観点から、問題を生じさせないための制度上の措置は検討しておく必要がある。 ・我が国は、薬物依存症だけでなく依存症全般に関して、対策やリハビリ可能な施設というのが極端に不足している。今国会でIR法案の審議がどうなるか、今まだまだわからないところだが、IR、いわゆるカジノとかを含めて考えるのであれば、この機会に、依存症対策、精神疾患の社会生活プログラムの実施が望まれる。 ・IRの導入により、国際観光の振興、国際会議機能の強化、文化の振興、魅力ある都市づくり、地域活性化など、幅広い波及効果が期待されている。具体的には、施設整備に伴う建設需要、直接的、間接的な雇用創出、第三に国内外の観光客の増加による経済効果、第四にカジノ収益による財政改善が期待される。また、これらの経済効果は、IR施設の設置区域以外の地域にも広域的に波及するのではないかと考える。
平成29年度（2017） 第193回 第195回	・IR法については、IR法の目的や基本理念にも掲げられているとおり、カジノを含む特定複合観光施設区域の整備については、観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資するものとして、その実施法の内容が検討されるべきもの。実施法の検討に当たっては、特定複合観光施設区域に民間事業者が設置及び運営するカジノが含まれることから、刑法の賭博に関する法制との整合性のみならず、国会における審議やあるいは附帯決議の内容等も踏まえた適切な制度が構築されるよう、丁寧に検討する。 ・夢洲にIRの誘致も大阪府が目指しておられるということは認識しているが、万博と御指摘のカジノの間には直接関係はない。読売新聞の調査によれば、賛成は大阪府民で五九％。安倍内閣の支持率に匹敵する賛成。・カジノ場は、他国の例を見ても、入場のチェックをすごくしている。ゲートで、誰が来たか、カメラで、顔認証で、誰が来て、誰がどのテーブルで幾らかけたかまでわかるような仕組みをしている。 ・現段階で、特定の地方公共団体、あるいは特定の地方公共団体に立地を目指す方々の試算の内容、個別の検討内容について、政府の立場ではちょっと今コメントできる立場ではない。 ・大阪府と大阪市がというふうに言ったが、あれは市長と知事が一生懸命になっているわけで、全ての府民、市民が万博とカジノ、IRがすぐに来てほしいというふうに思っているわけではない。カジノ、IRと万博はセットで誘致を目指しているというところの認識を私は包み隠す必要はないと思う。 ・IR推進法の第五条では、政府は、特定複合観光施設区域の整備に必要な法制上の措置について、法施行後一年以内をめどとして講じなければならないとされている。 ・ギャンブル等依存症患者への対策の抜本的な強化、厳格な入場規制の導入、あるいは世界最高水準の厳格なカジノ営業規制の構築、そしてマネーロンダリング対策などなどについて指摘をたくさん受けており、きちんと検討を進める。 ・日本共産党は万博そのものに反対しているわけではない。この万博の開催地が夢洲という非常に災害に不安の残る無人島、埋め立て人工島であるということ、また、カジノ、IRの計画地でもあること、さらに、巨額のインフラ整備が住民負担となるおそれがあることなどを理由に反対している。・大阪市の吉村市長も、この地下鉄整備などはIR事業者によっていただくとして、また、昨年十二月二日の内閣委員会でカジノ解禁法が議論された際、私の質問に対して法案提出者の維新の方が、当然これは民間事業者が負担をするというふうに答弁した。ところが、今回、世耕大臣は、万博単体でやるんだと。IRが誘致されるかどうかは別として、万博単体でやるんだということになれば、この鉄道延伸事業についても、その負担の所在というのは、やはりこれは自治体負担、住民負担になってくる可能性というのが非常に高まってくる。・大阪は、カジノ誘致を今推進している。しかし、府民、市民からはやはり心配の声がある。不安に応えるために、IR実施法案の策定の前提として、やはり、ギャンブル等依存症対策基本法案、こギャンブル依存症対策基本法案の成立があると承知している。

**資料-②(9) カジノ合法化におけるキーワード「カジノ・IR」が現れた
国会年及び主要発言内容の抜粋**

年 度	主要発言内容の抜粋
平成30年度（2018） 第196回 第197回	・カジノ収益も活用し、このMICE施設を始め、さまざまな誘客施設が一体となって国際競争力を有するIRを整備することにより、これまでにないような国際的な展示、会議ビジネスを展開し、新たなビジネスの起爆剤とすることに加え、日本の伝統、文化、芸術を生かしたコンテンツの導入による世界に向けた日本の魅力の発信をすること、それから、これらにより世界じゅうから今後観光客を集める滞在型観光モデルを確立すること、これらを実現することによって、我が国を観光先進国へと引き上げる原動力をこの日本型IRは持っているものというふうを考える。第196回国会衆議院内閣委員会第26号/米国のアトランティックシティにおいては、二〇一四年及び二〇一六年に一部のカジノ事業者の撤退が見られ、その結果、二〇一三年の十二施設から二〇一六年末時点で七施設に減少した。その要因は、二〇〇六年以降、近隣のペンシルベニア州においてカジノが開業したこと等により過当競争に陥り、シェアが奪われた結果、カジノ売上げが大きく減少したこと、主な市場と想定されるニューヨーク等からのアクセスが容易でない等立地条件が悪いこと、諸施設が海外観光客を呼び込む国際競争力を有する規模や内容とは必ずしも言えないこと、カジノを中心とした集客に頼っていたこと等が考えられる。 ・長崎県そして佐世保市、ここは数年前から、県の執行部が所信表明でIR誘致を表明をし、そして県議会も佐世保の市議会も、大多数がIR導入に賛成をしている。 ・IRを全国で三カ所に限定をし、そしてIRの延べ床面積の三％以内という規制をかけられたカジノによって、どの程度ギャンブル依存症の方々がふえるのかは今わからないが、しかし、シンガポールの例などを見ると、カジノ合法化を契機としてギャンブル依存症対策を強化することで、既存の公営ギャンブルや遊技場に起因する人も含めた依存症患者の数を全体として減らすことは十分可能。第196回国会参議院本会議第37号/IR実施法案の審議に先立ち、ギャンブル等依存症対策基本法案が今国会で成立した。カジノができることでギャンブル依存症の人が増えるのではないかという懸念が示されてきたが、今回のギャンブル等依存症対策基本法案ができたことで、これまで抜本的かつ具体的な対策がなかなか取られてこなかったギャンブル依存に正面から取り組み、国や都道府県でしっかり対策を立て、パチンコを中心とした全体の依存症患者を減らしていく、これが実現すれば、今回、ギャンブル等依存症対策基本法案とともにIR法案を審議した大きな効果の一つでもある。

資料-③(1) 朝日新聞内の国会関連の記事抜粋

2006年（合計5記事/全体21記事中）
自民党は15日、国内でのカジノ解禁に向けた基本方針を今夏に策定することを決めた。昨年まで有志による議員連盟が議論してきたが、党内に正式な検討組織をこの日発足させ、観光振興のための課題として、本格的な議論を始める。（06年②）
自民党のカジノ・エンターテインメント検討小委がこの6月にもカジノ導入の基本方針を策定するらしい。その上で、に入り、来年の通常国会で法案提出を目指すという。（06年⑪）
カジノの合法化を目指す自民党のカジノ・エンターテインメント検討小委員会（岩屋毅委員長）は27日、中間報告を発表した。カジノ導入の目的について、外国人観光客らを対象にした新たな観光資源とするほか、雇用創出や地域振興・再生、新たな税源の創出などと定めた。また、国の厳格な規制や監視、管理を求めている。（06年⑫）
自民党のカジノ・エンターテインメント検討小委員会（岩屋毅委員長）が27日にカジノ合法化に向けての中間報告をまとめたことで、カジノ解禁が一步前進した。新たな観光・地域振興の目玉と期待する自治体が後押しした格好だが、犯罪の防止など課題は少なくなく、道のりは険しい。（06年⑬）
自民党の「カジノ・エンターテインメント検討小委員会」が4月、カジノ合法化への中間報告をまとめた。振興策か、悪影響か。知事の考えを聞いた。（06年⑮）
2012年（合計1記事/全体26記事中）
カジノを日本でも合法化する法案をめぐり、民主、自民両党がそれぞれ24日、党内で関係会議を開いた。自民党は早々に了承したのに対し、民主党は「ギャンブル依存が増える」との反論が出ており、まとまっていない。超党派で今国会での提出をめざすが、見通しは立っていない。（12年⑬）
2013年（合計8記事/全体31記事中）
日本維新の会は7日、カジノ解禁を推進する法案を衆院に提出した。カジノの施設整備に必要な法的措置を1年以内につくることを求める内容だ。ただ、今国会中に成立する見通しは立っていない。（13年⑩）
カジノ解禁をめざす超党派の「国際観光産業振興議員連盟」（会長・細田博之自民党幹事長代行）は23日、政府にカジノ設置を求める推進法案を議員立法で今国会に提出する方針を決めた。（13年⑲）
安倍晋三政権は観光立国を目指しカジノ施設整備の検討を始めた。首相らが最高顧問を務める超党派議連「国際観光産業振興議員連盟」（IR議連）は政府にカジノ設置を求める推進法案を今国会に提出する。（13年⑳）
カジノの解禁をめざす超党派の「国際観光産業振興議員連盟」は、カジノ設置の制度設計を定める実施法案の骨格をまとめた。不正の温床になりかねないとの懸念を意識し、施設を運営する民間事業者は免許制とし、経営者らに詳細な審査を課すなど規制・監視の仕組みを厳しくした。（13年㉑）
自民党、日本維新の会、生活の党などの10議員が5日、カジノ設置の推進法案を議員立法で国会に共同提出した。外国からの観光客誘致を狙い、超党派の「国際観光産業振興議員連盟」（会長・細田博之自民党幹事長代行）がまとめた。（13年㉒）
カジノ解禁をめざして自民党、日本維新の会、生活の党など超党派の10議員が推進法案を議員立法で先の国会に共同提出、実施に向けてうごめき始めた。2020年の東京五輪の上げ潮ムードに便乗して、日本でもカジノを合法化しようという狙いのようだ。（13年㉓）
自民党や日本維新の会など超党派の議員が今月、カジノ設置の推進法案を国会に共同提出した。観光振興や雇用効果をうたうが、一方でギャンブル依存症の拡大が懸念されている。（13年㉔）
カジノ解禁をめざして自民党、日本維新の会、生活の党など超党派の10議員が推進法案を議員立法で先の国会に共同提出、実施に向けてうごめき始めた。2020年の東京五輪の上げ潮ムードに便乗して、日本でもカジノを合法化しようという狙いのようだ。（13年㉕）
2014年（合計11記事/全体99記事中）
カジノ設置の推進法案が国会で審議されようとしている。カジノを解禁しようと、超党派の議員が「国際観光産業振興議員連盟」を結成している。議連メンバーには安倍政権幹部らも含まれている。（14年⑫）
カジノ解禁を目指す「カジノ設置の推進法案」を巡り、与野党の攻防が続いている。推進法という名称からは見えにくいですが、成立すれば日本の法制上、初の民営ギャンブルが実現する可能性が大きくなる。与党内も賛否が分かれており、集団的自衛権の議論も微妙に影を落としながら、会期末が近づいている。（14年⑭）
安倍政権が成長戦略の素案で「検討する」とうたったのに続き、自民、維新、生活の3党による法案が衆議院で審議され、次の国会へ引き継がれた。（14年⑰）

資料-③(2) 朝日新聞内の国会関連の記事抜粋

自民党の二階俊博幹事長と細田博之総務会長、茂木敏充政調会長は3日、国会内で会談し、継続審議となっている統合型リゾート（IR）の整備を促すカジノ解禁法案について、11月上旬の審議再開を目指す方針を確認した。（16年⑩）
カジノを含む統合型リゾート（IR）の設置を目指す超党派の議員連盟は12日に総会を開き、IRの整備を促すカジノ解禁法案＝キーワード＝の臨時国会での審議再開と成立を訴えた。カジノ誘致をめざす自治体からも早期成立を求める声上がるが、公明、民進両党の執行部にはなお慎重意見が残る。（16年⑪）
カジノを含む統合型リゾート（IR）の整備を促すカジノ解禁法案について、自民党は15日、衆院内閣委員会で16日から審議入りすることを野党に提案した。民進党は「審議する環境にない」と反対し、同日の審議入りは見送られた。（16年⑫）
民進党の長島昭久元防衛副大臣らが22日、国会内で会合を開き、カジノを含む統合型リゾート（IR）の整備を促す議員連盟を24日に設立することを決めた。（16年⑬）
民進党の長島昭久元防衛副大臣らが24日、国会内で、カジノを含む統合型リゾート（IR）の整備を推進する議員連盟の設立総会を開き、自民と日本維新の会両党が求めるカジノ解禁法案の審議入りを民進執行部に促すことを確認した。執行部は審議入りに否定的だ。（16年⑭）
カジノなどの統合型リゾート（IR）の整備を促すカジノ解禁法案について、自民党の竹下亘国会対策委員長は27日、「（審議入りの）環境は整ってきた」と述べ、「できれば今国会で成立させたい」と意欲を示した。（16年⑮）
与党は28日、カジノなどの統合型リゾート（IR）の整備を促すカジノ解禁法案について近く審議入りさせる方針を固めた。29日の衆院議院運営委員会で、衆院内閣委員会への法案付託を採決する方針だ。（16年⑯）
統合型リゾート（IR）の整備を促すカジノ解禁法案について、与党は29日、衆院内閣委員会で30日に審議入りすることを決めた。民進、共産両党の反対を押し切って設定した。（16年⑰）
自民、公明両党の幹事長と国会対策委員長が30日午前、東京都内で会談し、統合型リゾート（IR）の整備を促すカジノ解禁法案について、自民党の竹下亘国会対策委員長が衆院内閣委員会での審議を計2日間で終えて来月2日の委員会採決、6日に衆院通過の案を示し、「（12月14日が会期末の）今国会で成立させたい」と要望した。（16年⑱）
統合型リゾート（IR）の整備を政府に促すカジノ解禁法案の審議が30日、衆院内閣委員会にわかに動き出した。推進派は首相官邸の意向を後ろ盾に、12月14日に会期末を迎える今国会でのスピード成立をめざす。慎重派の懸念の声は強まっている。（16年㉑）
カジノを含む統合型リゾート（IR）の整備を政府に促す「カジノ解禁法案」＝キーワード＝が30日、衆院内閣委員会で審議入りした。自民党は同日、連立を組む公明党に対し、12月2日に委員会で採決したうえで、6日に衆院を通過させる方針を伝えた。（16年㉒）
公明党が「カジノ解禁法案」の衆院内閣委員会での採決を容認することになった。今国会成立へ向け急ぐ自民が推進派の日本維新の会と段取りを進める中、連立与党として取り残されないためにも協力せざるを得ない状況に追い込まれた。慎重議員を数多く抱える党内はきしんでいる。（16年㉓）
カジノを含む統合型リゾート（IR）の整備を政府に促す議員立法「カジノ解禁法案」が2日午後の衆院内閣委員会で自民党、日本維新の会などの賛成多数で可決した。自民が採決を強行した。民進党は採決に抗議して棄権。共産党は反対した。公明党は党議拘束をかけず、議員個人の判断に委ねる「自主投票」で委員3人の賛否が分かれた。（16年㉔）
カジノを含む統合型リゾート（IR）の整備を政府に促す議員立法「カジノ解禁法案」をめぐる、自民党は1日、衆院内閣委員会の理事懇談会で2日の委員会採決を提案した。公明党は法案への賛否の結論を出していないが、採決を容認する。（16年㉕）
自民党が採決を強行して可決させた統合型リゾート（IR）の整備を政府に促す議員立法「カジノ解禁法案」。ギャンブル依存症など数多くの問題点が残る中、日本維新の会とタッグを組み、決る連立パートナー公明党を押し切った。（16年㉖）
カジノを含む統合型リゾート（IR）の整備を政府に促す議員立法「カジノ解禁法案」＝キーワード＝が6日の衆院本会議で可決され、衆院を通過する見通しになった。（16年㉗）
（カジノを含む統合型リゾート（IR）の整備を政府に促す議員立法「カジノ解禁法案」について）これだけ論点がある議員立法を、わずか6時間で審議を打ち切って決めてしまうというのは、強引さが目立ちすぎる。（16年㉘）
カジノを含む統合型リゾート（IR）の整備を政府に促す議員立法「カジノ解禁法案」をめぐる、参院自民党が5日開いた勉強会で、法案への懸念の声が相次いだ。党幹部は6日の衆院通過を目指す、公明党だけでなく、自民党内の反対も根強いことを露呈した格好だ。（16年㉙）
カジノを含む統合型リゾート（IR）の整備を政府に促す議員立法「カジノ解禁法案」が6日午後の衆院本会議で、自民党や日本維新の会などの賛成多数で可決され、衆院を通過した。（16年50）

資料-③(3) 朝日新聞内の国会関連の記事抜粋

29日開会の臨時国会で、カジノを含む統合型リゾート施設（特定複合観光施設、IR）の整備を促す「IR法案」（カジノ解禁法案）が本格的に審議される。安倍政権がカジノを成長戦略の柱に位置づける中、超党派の議員連盟が提出した法案で、今国会で可決される可能性もある。経済効果を期待する声がある半面、ギャンブル依存症の増加など負の側面も指摘され、与野党とも賛否両論がある。（14年70）
公明党の井上義久幹事長は1日、臨時国会で本格的に審議されるカジノを含む統合型リゾート施設（特定複合観光施設、IR）の整備を促す「IR法案」（カジノ解禁法案）について、「マイナス面が非常にあり、懸念もある。慎重に党内で議論していきたい」と語った。（14年71）
カジノ解禁をめざす超党派「国際観光産業振興議員連盟」は、7日の幹部会合で、議員提案した国内でカジノを含む統合型リゾート施設（特定複合観光施設、IR）の整備を促す法案（カジノ解禁法案）について、日本人のカジノ利用や規制については別の法案で定めるとの修正方針を決めた。ギャンブル依存者の増加などカジノ導入への懸念が根強いなか、日本人の是非を巡る議論を先送りし、解禁法案の今国会成立を優先させるのが狙いだ。（14年75）
太田昭宏国土交通相は10日の閣議後会見で、議員提案されているカジノを含む統合型リゾート施設（特定複合観光施設、IR）の整備を促す法案（カジノ解禁法案）について、「論議自体はなかなか成熟していない」と慎重な姿勢を示した。（14年77）
超党派でカジノを含む統合型リゾート（IR）立地の推進をめざす「国際観光産業振興議員連盟」は16日に総会を開き、IRの整備を促す法案（カジノ解禁法案）に、日本人利用についての対策を政府に求める修正案を正式に決めた。（14年80）
統合型リゾート（IR）の整備を促す法案（カジノ解禁法案）の今国会成立が難しくなったとの見方が、与党内で広がっている。閣僚のダブル辞任などで審議が停滞しているうえ、公明党内の慎重論が強く与党間調整がつかないためだ（14年90）
自民党は7日、旧日本維新の会、生活の党とともに議員立法で提出していた統合型リゾート（IR）の整備を促す法案（カジノ解禁法案）について、今国会での成立を断念する方針を固めた。公明党などに反対論が強く、閣僚辞任などの影響で国会審議が停滞しているためだ。（14年96）
安倍政権が成長戦略の一つに掲げた「カジノ解禁法案」＝キーワード。衆院解散でいったん廃案となったが、衆院選の結果次第では国会での審議が一気に進み、カジノを中心とした統合型リゾート（IR）が実現する可能性が高まる。大阪・夢洲（ゆめしま）へのIR誘致を進める大阪府市も法案の行方を注視するが、ギャンブル依存症への懸念もあり、世論も割れている。（14年99）
2015年（合計7記事/全体27記事中）
自民党、維新の党、次世代の党は、昨年末の衆院解散で廃案になった統合型リゾート（IR）の整備を促す法案（カジノ解禁法案）を今国会に共同で再提出する方針を固めた。ただ、自民党と連立を組む公明党内には反対論も根強く、現時点で成立の見通しは立っていない。（15年⑦）
超党派による「国際観光産業振興議員連盟」（会長＝自民党の細田博之元官房長官）は24日の幹部会で、統合型リゾート（IR）の整備を促す法案（カジノ解禁法案）について、30日にも国会へ再提出する方針を決めた。自民党、維新の党、次世代の党、太陽の党の4党合同で提出する。（15年⑨）
自民、公明両党は27日、超党派の「国際観光産業振興議員連盟」が30日の国会提出を目指している統合型リゾート（IR）の整備を促す法案（カジノ解禁法案）について、法案の内容を両党で確認する方針を決めた。（15年⑩）
公明党の井上義久幹事長が31日、国会内で開かれた党幹部会合で、超党派の「国際観光産業振興議員連盟」が今国会に提出を目指す統合型リゾート（IR）の整備を促す法案（カジノ解禁法案）について、「党議拘束を外すのは例外中の例外だ」との認識を示していたことが分かった。（15年⑪）
公明党の井上義久幹事長は17日の記者会見で、超党派の議員連盟が統合型リゾート（IR）の整備を促す法案（カジノ解禁法案）を今国会に提出することを容認する姿勢を示した。（15年⑫）
自民、維新、次世代の3党は28日、統合型リゾート（IR）の整備を促す法案（カジノ解禁法案）を国会に再提出した。自民は今国会での成立を目指す。連立を組む公明党が慎重姿勢を崩しておらず、法案成立の見通しは立っていない。（15年⑬）
カジノを含む統合型リゾート（IR）の整備を促す法案（カジノ解禁法案）について、自民党は今国会での成立を断念する方針を固めた。（15年⑰）
2016年（合計41記事/全体145記事中）
公明党の山口那津男代表は6日（日本時間7日）、統合型リゾート（IR）の整備を促すカジノ解禁法案について、「観光振興の切り札とは必ずしも言えず、むしろ（ギャンブル依存症などの）副作用の現実を見てきた」と述べた。（16年⑥）
カジノを含む統合型リゾート（IR）の設置を目指す超党派の「国際観光産業振興議員連盟」（会長＝細田博之・自民党総務会長）は29日、国会内で役員会を開き、継続審議となっているIRの整備を促すカジノ解禁法案の成立を目指す方針を確認した。ただ、公明党などに慎重論は強く、審議再開のハードルは高そうだ。（16年⑨）

資料-③(4) 朝日新聞内の国会関連の記事抜粋

カジノ解禁法案が衆院で可決され、カジノ導入が現実味を帯びてきたことを受け、弁護士や消費者団体でつくる「全国カジノ賭博場設置反対連絡協議会」は6日、法案に反対する声明を出した。「ギャンブル依存や多重債務問題が懸念され、有効な手立てが講じられると思われぬ」とし、参院での否決を求めた。(16年51)
カジノ解禁法案が6日に衆院で可決され、国内のリゾート施設などへのカジノ導入が現実味を帯びてきた。誘致に前向きな施設がある一方で、ギャンブル依存症の増加や暴力団の資金源につながる懸念など、課題も山積している。(16年52)
議連の岩屋毅幹事長(自民)は「人口減少が続く中、我が国の国力を維持していくためにも必要だ」と述べた。ギャンブル依存症などの対策不足が指摘されたことに会長の細田博之・自民党総務会長は「社会的に大きな問題だ。良い議論のきっかけになっているとさえ思う」として今後に生かす考えを強調した。(16年58)
起立採決となった6日の衆院本会議場。35人が所属する公明党の席では、賛成で立ち上がる議員と反対で座ったままの議員が入り乱れた。結果は賛成22人、反対11人、退席が1人、欠席が1人だった。(16年59)
参院本会議では、提案者の細田博之・自民総務会長が趣旨説明。「(IRは)観光および地域経済の振興に寄与するとともに財政の改善に資する」と述べ、法案の意義を強調した。これに対して、小西氏は「どのような規制のもとでどのような賭博行為を解禁しようとしているのか、条文では一言も触れていない」と追及。(16年60)
民進の山井和則国対委員長は同日、記者団に「ギャンブル依存症対策をどうするかなど、国民の不安は大きい。何としても私たちはブレーキをかけなければならない」と述べた。(16年61)
カジノ解禁法案が衆院を通過した。誘致に向けて名乗りを上げる自治体も既に出てきている。私は、この法案は個人の存在と尊厳を無視していると感じる。(16年69)
カジノを含む統合型リゾート(IR)の整備を政府に促す議員立法「カジノ解禁法案」の審議をめぐり、自民、民進両党の参院国会対策委員長は8日午前、国会内で会談し、12日に参院内閣委員会で参考人質疑を行うことで合意した。(16年71)
カジノを含む統合型リゾート(IR)の整備を政府に促す議員立法「カジノ解禁法案」について、自民党は8日、週内の成立を断念した。今国会で法案成立を目指す考えに変わりはない。(16年80)
カジノを含む統合型リゾート(IR)の整備を政府に促す議員立法「カジノ解禁法案」をめぐり、自民党の松山政司参院国対委員長は12日午前、民進党の榛葉賀津也参院国対委員長と国会内で会談し、13日に参院内閣委員会で採決することを提案した。(16年87)
カジノを含む統合型リゾート(IR)の整備を政府に促す議員立法「カジノ解禁法案」を審議する参院内閣委員会で12日、参考人質疑があった。研究者や弁護士ら4人が出席。賛成派は経済効果を強調し、反対派はギャンブル依存症の増加の危険性を指摘した。自民党は会期末の14日の参院本会議で法案を可決・成立させる方針だ。(16年90)
カジノ解禁法案がわずかな修正で成立することになった。廃案に追い込むとしていた民進党が採決を受け入れ、参院内閣委員会が円満形で修正可決した。国会はカジノ解禁へと道を開くことになり、「廃案」を掲げたはずの民進党幹部間のバラバラ感があらわになった形だ。(16年94)
民進、共産、社民、自由の4野党は14日午前、国会内で幹事長・書記局長会談を開き、安倍内閣不信任決議案を同日に大島理森衆院議長に共同提出する方針を決めた。(16年95)
カジノを含む統合型リゾート(IR)の整備を政府に促す議員立法「カジノ解禁法案」が13日、参院内閣委員会で自民党や日本維新の会の賛成多数で可決された。(16年96)
与野党が互いを批判しあうなかで臨時国会が幕を閉じる。衆参で単独過半数を得た自民党は「数の力」で採決強行を連発。党内の意思疎通を欠いた民進党は肝心な局面で結束に乱れが生じて、結果的に与党を助けた。言論の府を構成する与野党は、ともに寒い状況だ。(16年108)
カジノ解禁法案をめぐる14日の参院本会議採決では、党議拘束を外して「自主投票」にした公明党25人のうち、西田実仁参院幹事長ら18人が賛成、山口那津男代表、魚住裕一郎参院会長ら7人が反対した。(16年109)
臨時国会の最終盤での成立をめぐり、与野党間でギリギリの攻防が展開されたカジノ解禁法案。衆参合わせて24時間足らずの審議ではギャンブル依存症やマネーロンダリング(資金洗浄)に対する心配は解消されなかった。与党内にも懸念が残る中、対策を丸投げされた省庁は頭を抱えている。(16年110)
カジノを含む統合型リゾート(IR)の整備を政府に促す議員立法「カジノ解禁法案」は15日未明の衆院本会議で、自民党や日本維新の会の賛成多数で可決、成立した。民進、共産、自由、社民の野党4党は法案の廃案を狙って内閣不信任決議案を提出したが、会期を3日間延ばす「カジノ延長」に踏み切った自民に押し切られた。(16年111)
カジノを含む統合型リゾート(IR)の整備を政府に促す議員立法「カジノ解禁法案」が14日夜の参院本会議で、自民党や日本維新の会の賛成多数で可決された。参院で修正が加わったため、再び衆院に送られ、15日未明の衆院本会議で可決、成立した。(16年112)

資料-③(5) 朝日新聞内の国会関連の記事抜粋

カジノを含む統合型リゾート（ＩＲ）の整備を政府に促す議員立法「カジノ解禁法」の成立を受けて、与野党や政府内で態勢づくりが始まった。議論の焦点は、国会で再三指摘されたギャンブル依存症の問題だ。刑法の賭博罪との整合性やマネーロンダリング（資金洗浄）対策など、多岐にわたる懸念を解消できるかが問われる。（16年128）
政府は、ギャンブル依存症の対策をまとめた法案を来年の通常国会に出す方針を固めた。カジノを含む統合型リゾート（ＩＲ）の整備を政府に促す「カジノ解禁法」が成立したことを受け、依存症を防ぐ取り組みを進め、世論の理解を得る狙いがある。（16年144）
2017年（合計8記事/全体117記事中）
法律は首相を本部長とする推進本部設置やカジノの規制基準などを盛り込んだ実施法案をつくるよう政府に求めるといった基本的な内容を定めているだけだ。ＩＲでのカジノを合法化したり、ギャンブル依存症対策を示したりする規定は、政府が早ければ秋の臨時国会にも提出する実施法案に「丸投げ」されている。（17年②）
カジノを含む統合型リゾート（ＩＲ）の制度づくりに向け、政府が4日、本格的に動き出した。有識者でつくるＩＲ推進会議を立ち上げ、「世界最高水準の規制」（安倍晋三首相）と観光振興などが両立する仕組みづくりを検討する。今秋の臨時国会に実施法案の提出をめざすが、カジノ解禁には反対論も根強い。（17年③）
政府内でカジノ解禁へ向けた検討が進む中、自民、公明両党は7日、ギャンブル依存症対策の基本理念などを定める基本法案について議論するワーキングチームの設置を決めた。来週から検討に入り、議員立法で今国会への提出を目指す。（17年⑤）
自民、公明両党は16日、競馬や競輪といった公営競技、パチンコなど既存のギャンブルでの依存症の対策を強化するための基本法案をまとめた。（17年⑦）
昨年末、自民党や日本維新の会が主導して、ＩＲ整備を促す「推進法」を強引に成立させたのは記憶に新しい。これを受けて政府は、事業のやり方やギャンブル依存症を抑える方策を盛りこんだ「実施法」案を、秋の臨時国会に提出する方針だ。（17年91）
自民党の萩生田光一幹事長代行は13日、政府が臨時国会に提出予定のカジノを含む統合型リゾート（ＩＲ）の実施法案について、「短期間ではなかなか成立しない。（来年1月召集の）通常国会にまたがって継続審議になる」との見通しを明らかにした。（17年94）
《カジノを含む統合型リゾート（ＩＲ）の実施法案》も滞っている。昨年12月に成立した「推進法」は、1年以内をめどに規制基準などを定める実施法策定を義務づけたが、衆院解散で提出が遅れている。（17年103）
自民党の萩生田光一幹事長代行は13日、政府が臨時国会に提出予定のカジノを含む統合型リゾート（ＩＲ）の実施法案について、「短期間ではなかなか成立しない。（来年1月召集の）通常国会にまたがって継続審議になる」との見通しを明らかにした。（17年94）
2018年（合計49記事/全体288記事中）
ＩＲ推進法に基づき、日本型の複合観光施設を整備するための実施法案を提出します。これまでの国会における議論を踏まえ、依存症対策などの課題に対応しながら、世界中から観光客を集める滞在型観光を推進してまいります。（18年④）
超党派の「国際観光産業振興議員連盟（ＩＲ議連）」が14日、国会内で開かれ、与野党の国会議員が集まった。誘致を目指す道府県の知事らも参加。議連顧問の山東昭子・元参院副議長は「いよいよ形にしていかなければならない」とあいさつした。議連は議員立法の既存ギャンブルの依存症対策の法案とともに、政府が提出予定の実施法案の今国会での成立を目指す。（18年⑪）
政府は27日、カジノを含む統合型リゾート（ＩＲ）の実施法案を閣議決定した。全国の設定数を最大3カ所とし、入場料を6千円に設定した。相次ぐ政権の不幸事で国会の混乱が続いており、今国会での成立は見通せていない。（18年④⑧）
自民、公明両党の幹事長と国会対策委員長は9日、ギャンブル依存症対策法案とカジノを含む統合型リゾート（ＩＲ）実施法案を6月20日までの会期内に成立させる方針を確認した。（18年63）
政権・与党は一方で、首相が今国会の最重要法案と位置づける働き方改革関連法案やカジノを含む統合型リゾート（ＩＲ）の実施法案などを、野党の反対を押し切っても今国会で成立させる構えで、審議を加速させている。（18年68）
政府・与党が重視するカジノを含む統合型リゾート（ＩＲ）実施法案の審議も内閣委で行われる。野党党首の一人は「今国会のもう一つのヤマはＩＲだ」と言う。会期末の6月20日までの成立を阻むため、次のカードである内閣委員長の解任動議などを視野に入れる。（18年69）
国内のカジノ設置を可能とする統合型リゾート（ＩＲ）実施法案が22日、衆院本会議で審議入りした。度重なる不幸事のあおりで審議日程は窮屈になり、依存症への根強い懸念の声も残る。（18年75）
政府・与党は最重要法案と位置づける働き方改革関連法案やカジノを含む統合型リゾート（ＩＲ）実施法案の今国会成立をめざし、審議を加速させる方針だ。（18年76）

資料-③(6) 朝日新聞内の国会関連の記事抜粋

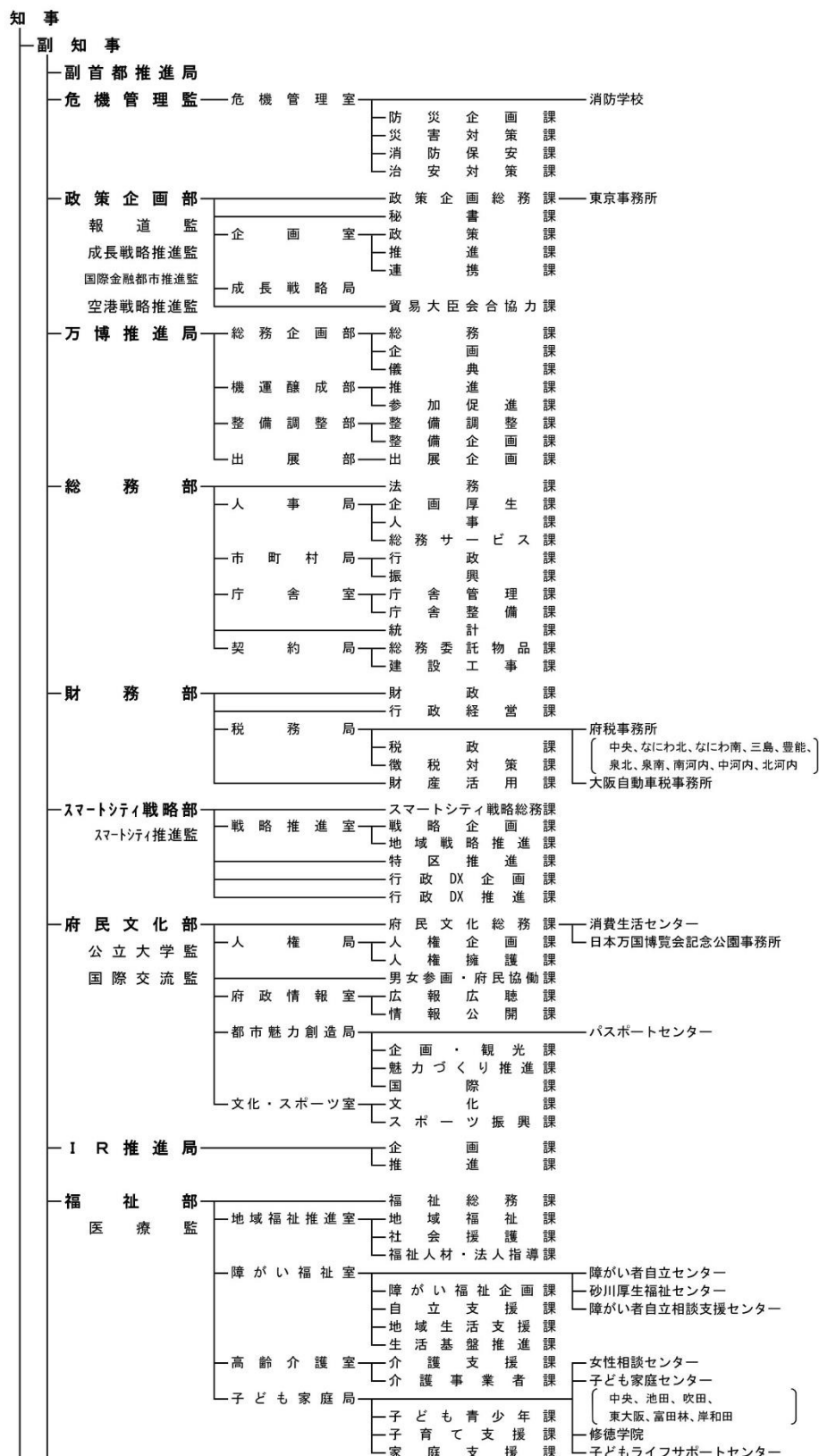
議員立法のギャンブル依存症対策基本法案が23日、衆院内閣委員会で審議入りした。(18年77)
議員立法のギャンブル依存症対策基本法案が25日、衆院内閣委員会で自民、公明、国民民主、日本維新の会の賛成多数で可決した。同日午後の本会議に緊急上程され、衆院を通過する見通し。(18年80)
国内のカジノ設置を可能とする統合型リゾート(IR)実施法案が25日、衆院内閣委員会で実質審議入りした。(18年82)
政府・与党は28日、6月20日に会期末を迎える通常国会を7月10日ごろまで20日間程度、会期を延長する方向で最終調整に入った。カジノ設置を可能とする統合型リゾート(IR)実施法案を確実に成立させ、参院選の一票の格差是正のための公職選挙法改正案の今国会成立をねらうためだ。(18年84)
国内のカジノ設置を可能にする統合型リゾート(IR)実施法案の国会審議が始まった。法案の前段として2016年に成立した「カジノ解禁法」の審議で、参考人として賛否それぞれの立場から意見を述べた有識者2人に、法案への評価や国会への注文を聞いた。(18年86)
同党内には「カジノ(実施法案)のためだけに会期を延長するのは望ましくない」という懸念もあり、会期延長の「大義」として参院自民党とひそかに検討したのが、参院選の一票の格差を是正するための公選法改正案だった。(18年87)
立憲民主党など野党5党と衆院会派「無所属の会」の国会対策委員長は30日午前、国会内で会談し、カジノを含む統合型リゾート(IR)実施法案について、衆院内閣委員会で50時間の審議を与党に求める方針を決めた。(18年88)
カジノを含む統合型リゾート(IR)実施法案の衆院審議が大詰めを迎えている。今国会中の成立をめざす与党は8日の内閣委員会で採決に踏み切る構えだが、野党は反発。カジノを成長戦略とすることの是非や賭博を禁じる刑法との整合性など、重要な論点の議論は尽くされていない。(18年95)
カジノを含む統合型リゾート(IR)実施法案について、与党は8日午前の衆院内閣委員会の理事会で、同日の委員会で採決するよう提案した。(18年97)
カジノを含む統合型リゾート(IR)実施法案の審議が続く衆院内閣委員会で8日、監督機関である「カジノ管理委員会」のあり方が議論された。(18年99)
カジノを含む統合型リゾート(IR)実施法案を審議する衆院内閣委員会の理事懇談会が12日開かれ、山際大志郎委員長(自民党)が13日の委員会採決を職権で決めた。だが、野党6党・会派は山際委員長の解任決議案を提出し対抗したため、採決と衆院通過は15日以降にずれ込む。(18年105)
カジノを含む統合型リゾート(IR)実施法案について、与党は14日、野党の反対を押し切って15日の衆院内閣委員会で採決する方針を決めた。(18年109)
衆院内閣委員会は15日午前の理事会で、同日午後の衆院本会議後に委員会を開くことを決めた。山際大志郎委員長(自民党)の職権でカジノを含む統合型リゾート(IR)実施法案の採決を強行し、可決させる。与党は19日に衆院を通過させる方針だ。(18年110)
国内初のカジノ解禁につながる統合型リゾート(IR)実施法案が、15日の衆院内閣委員会で可決された。ただ、ギャンブル依存症への懸念は根強く、影響は患者本人だけにとどまらない。(18年112)
怒号が飛び交う中で、カジノ実施法案の採決が15日、衆院内閣委員会で強行された。ギャンブル依存症が増える懸念もあり、世論の反対も根強い。だが、わずか18時間10分の審議で、指摘された問題点は解消されないままだった。「数の力」を背景に、与党が最終盤国会を突き進み始めた。(18年114)
カジノを含む統合型リゾート(IR)実施法案が15日の衆院内閣委員会で、自民、公明両党と日本維新の会の賛成多数で可決された。(18年115)
与党が衆院委員会で採決を強行した、カジノを含む統合型リゾート(IR)の実施法案についても聞いた。今国会で「成立させるべきだ」は17%にとどまり、「必要はない」が73%。(18年116)
カジノを含む統合型リゾート(IR)実施法案が、19日の衆院本会議で可決、参院に送られる見通しだ。今国会での成立を急ぐ政府に対し、野党や一部の識者からは「刑法が禁止するカジノをなぜ合法にできるのか」といった根本的な疑問の声が相次いでいる。(18年118)
カジノを含む統合型リゾート(IR)実施法案が19日午後、衆院本会議で採決される。(18年119)
カジノを含む統合型リゾート(IR)実施法案が、国会会期末の直前に衆院を通過した。問題点は解消されないまま、法案の前提となるカジノ解禁法には反対した公明党議員も一転して賛成に回った。一方、批判を強める野党の結束には、ほころびもみられる。(18年125)
19日の衆院本会議では、カジノ実施法案が自民、公明、日本維新の会などの賛成多数で可決され、参院に送られた。法案は、監督機関である「カジノ管理委員会」の免許を受けた事業者が設けるカジノを刑法の賭博罪の適用除外とする。IRの設置数は全国で最大3カ所とし、ギャンブル依存症対策も盛りこんだ。(18年127)
延長国会の焦点となるカジノを含む統合型リゾート(IR)実施法案めぐり、共産党の大門実紀史氏は「カジノなんかいらぬ。健全な観光政策を進めるべきだ」と批判した。これに対し、安倍晋三首相はカジノを統合型リゾート施設の収益源と位置づけた上で、「新たなビジネスの起爆剤」「雇用創出も見込める」「さらなる海外からの観光客が期待される」などとIR誘致後に想定されるメリットを並べた。(18年136)

資料-③(7) 朝日新聞内の国会関連の記事抜粋

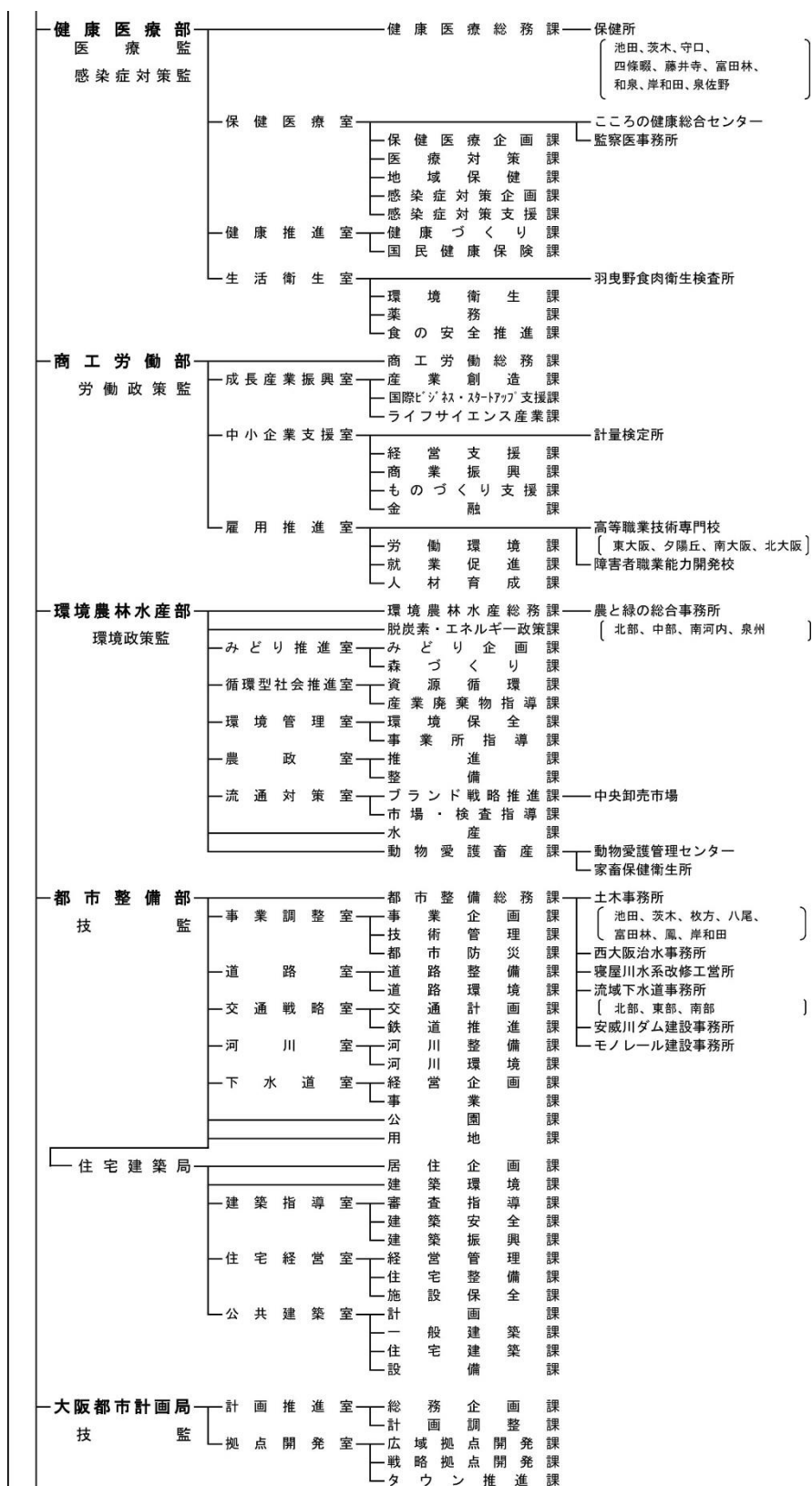
重要法案の成立を受け、政府・与党は今後、カジノを含む統合型リゾート（ＩＲ）実施法案、参院選の定数を「6増」する公職選挙法改正案などの成立を目指す。（18年137）
カジノ実施法案について自民参院幹部は「衆院以上の審議時間をかける」と言う。その場合、日程は窮屈になるが、委員長解任決議案について野党の足並みの乱れを誘うことができることになる。（18年138）
参院内閣委員会は5日、ギャンブル依存症対策基本法案を自民、公明両党と日本維新の会、国民民主党の賛成多数で可決した。（18年142）
カジノを含む統合型リゾート（ＩＲ）実施法案が6日午前、参院本会議で審議入りした。与党は19日にも参院内閣委員会で可決し、会期末の22日までに成立させる構えだ。また、6日の参院本会議ではギャンブル依存症対策基本法が可決、成立した。（18年143）
カジノを含む統合型リゾート（ＩＲ）実施法案の審議が、豪雨被害対応を優先するよう求める野党の批判を押し切り、国会で進んでいる。（18年147）
カジノを含む統合型リゾート（ＩＲ）実施法案をめぐり、ギャンブル依存症対策として盛り込まれた入場回数制限の実効性が12日の参院内閣委員会で焦点となった。（18年149）
国民民主党、立憲民主党など野党は17日、石井啓一国土交通相（公明党）に対する問責決議案を参院に提出した。与党がカジノを含む統合型リゾート（ＩＲ）実施法案を17日中に参院内閣委員会で採決するよう提案したため、野党側は問責決議案で採決阻止を狙った。（18年161）
カジノを含む統合型リゾート（ＩＲ）実施法案を担当する石井啓一国土交通相（公明党）の問責決議案は、18日の参院本会議で与党や日本維新の会などの反対多数で否決された。（18年162）
政府が今国会での成立を目指すカジノを含む統合型リゾート（ＩＲ）実施法案。安倍晋三首相は「世界中から観光客を集める」と経済効果を見込む。カジノは日本を潤すのか。弊害はないのか。先行するアジア2カ国の実情を見た。（18年164）
与党は18日、カジノを含む統合型リゾート（ＩＲ）実施法案を参院内閣委員会で採決するよう野党に提案した。衆院内閣委での審議時間を上回ったのが理由。与党は審議時間を採決の目安にするが、審議時間が長くなれば議論を尽くしたと言えるのだろうか。（18年165）
カジノを含む統合型リゾート（ＩＲ）実施法案について与党は18日、参院内閣委員会で19日に可決させる方針を決めた。20日にも参院本会議で可決、成立させる。立憲民主党や国民民主党など野党は、早ければ19日に安倍内閣に対する不信任決議案を提出する方向で最終調整に入った。（18年166）
カジノを含む統合型リゾート（ＩＲ）実施法案が19日、参院内閣委員会で自民、公明両党や日本維新の会の賛成多数で可決される。法案は20日の参院本会議で可決、成立する見通しだ。（18年167）
与党は不信任案が否決された後、参院本会議を開き、カジノ実施法案を採決する方針。法案は同日夜にも与党と日本維新の会などの賛成多数で可決、成立する見通しだ。法案は、刑法の賭博罪にあたるカジノについて、国内に最大3カ所の設置を例外的に認める内容。成立すれば2020年代前半にも、カジノと国際会議場などが一体となったＩＲが開業する。（18年173）
カジノを含む統合型リゾート（ＩＲ）実施法案が19日、参院内閣委員会で自民、公明の与党と日本維新の会の賛成多数で可決された。法案は20日の参院本会議で可決、成立する。（18年174）
国のあり方に深く関わる法案なのに、十分な審議をせず、数の力で押し切る。そんな光景がまたも繰り返された。カジノを含む統合型リゾート（ＩＲ）実施法案が、参院本会議で与党と日本維新の会などの賛成により可決、成立した。（18年182）
統合型リゾート（ＩＲ）実施法が20日に成立した。実施法の前提となるカジノ解禁法の採決時には反対者も出した公明党は今回、党として賛成に転じた。与党の立場と支持者の間で板挟みとなった末の方針変更、党内には不安が残る。（18年184）
今国会では働き方改革関連法や、カジノを含む統合型リゾート（ＩＲ）実施法などの審議で与党が委員会採決に動こうとした際、野党側が採決阻止戦術として積極的に提出した。（18年195）
ＩＲ法については31項目もあり、たとえば「法に基づく政省令等を定めるに当たっては（中略）国会及び国民に対し十分な説明を尽くすこと」とある。国会審議を経ずに決められる政省令に釘を刺す内容だ。（18年197）
刑法が禁じる賭博を例外的に認めるカジノ実施法には、立憲民主党など野党6党・会派が反対した。国民も、だ。しかし、立憲などが法案の採決そのものに抵抗したのに対し、国民だけは付帯決議で政府に注文を付けることを条件に採決を容認した。（18年205）
刑法が禁じる賭博を例外的に認めるカジノ実施法には、立憲民主党など野党6党・会派が反対した。国民も、だ。しかし、立憲などが法案の採決そのものに抵抗したのに対し、国民だけは付帯決議で政府に注文を付けることを条件に採決を容認した。（18年205）

資料編（第3章）

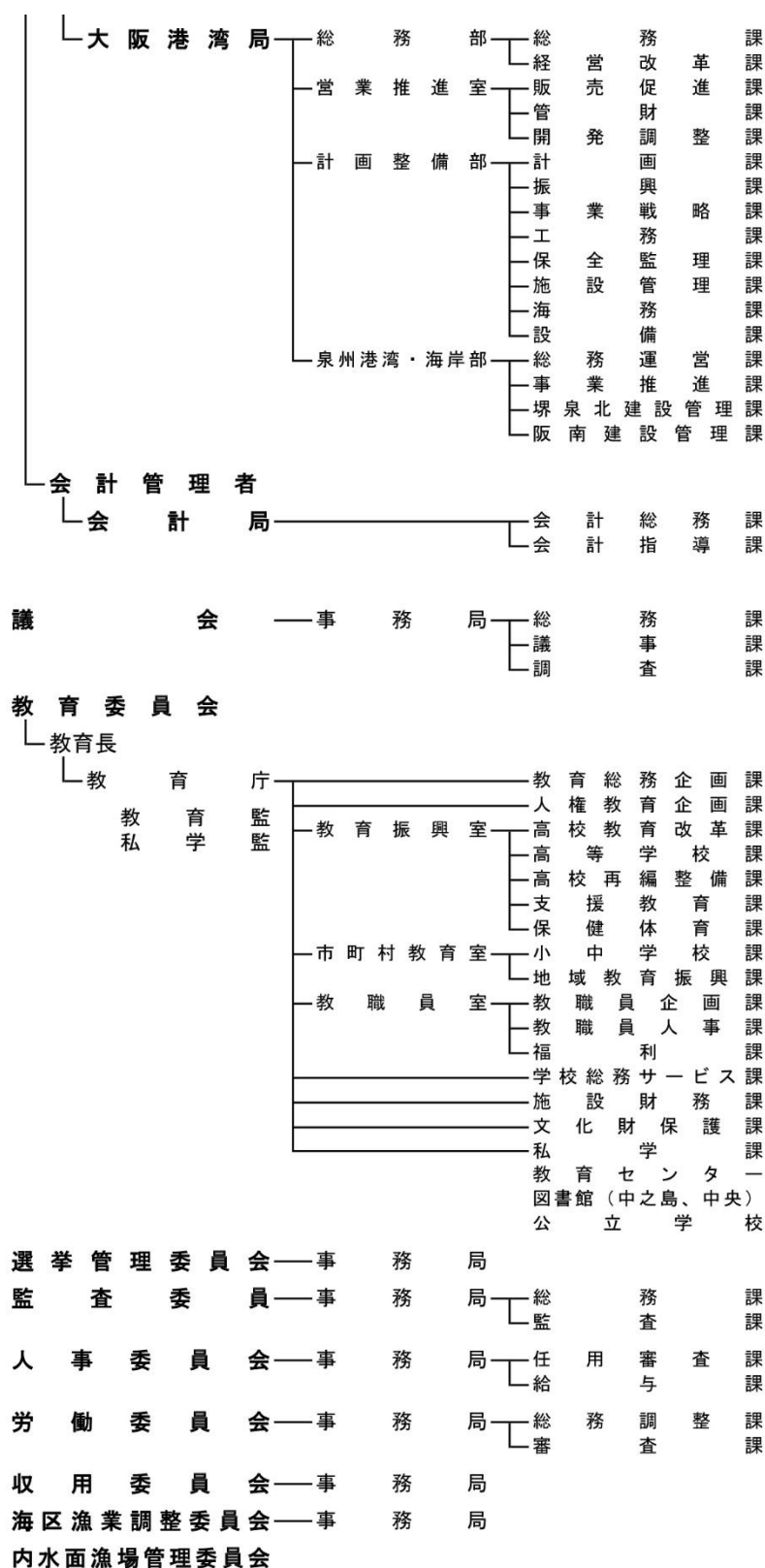
資料-①(1) 大阪府行政組織図 ※引用：大阪府公式HP, 最終閲覧日 2023 年 10 月 01 日



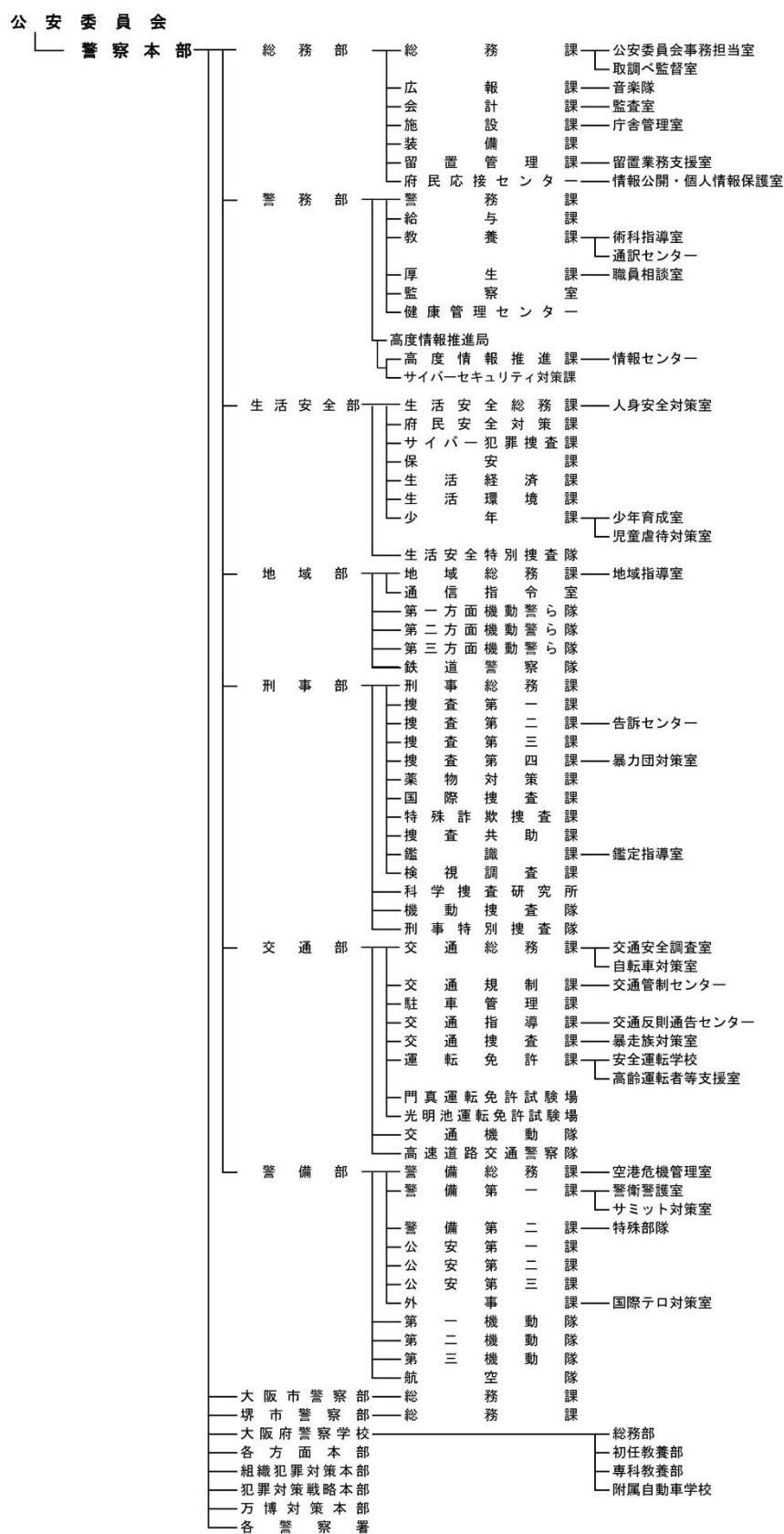
資料-①(2) 大阪府行政組織図 ※引用：大阪府公式HP



資料-①(3) 大阪府行政組織図 ※引用：大阪府公式HP



資料-①(4) 大阪府行政組織図 ※引用：大阪府公式HP



資料編（第5章）

シンガポール行政組織図 ※引用：財団法人 自治体国際化協会



INTEGRATED LAND USE PLANNING

19 July 2022 to 22 July 2022
Venue: URA Centre



INTRODUCTION

The course aims to foster a deeper understanding of Singapore's land use planning system, provide an understanding of the strategies adopted to transform Singapore into a modern city today and our plans for the future.

COURSE OUTLINE

Singapore in Perspective

- What are Singapore's challenges in land use planning?
- How does our planning system address these challenges and constraints

Planning for Development in Singapore

- Principles and strategies of long term strategic planning
- How detailed local plans are used to guide development
- How the requirements for transport, parks and recreation, water management and other infrastructure are integrated in master planning

From Planning to Implementation

- How planning visions and ideas are transformed into reality
- Implementing plans through Government Land Sales and Development Control



SPEAKERS

The lectures will be conducted at the URA Centre by experienced practitioners comprising Directors, Senior Architects/Planners from URA and the relevant agencies.

WHO SHOULD ATTEND

Government officials, policy makers, planners, architects, professionals and practitioners in related disciplines

CONTACT US

For more enquiries, please email us at amirah_zahari@ura.gov.sg or magdalene_wong@ura.gov.sg

Registration

\$2,500 (Early Bird)
By 21 June 2022

\$3,000 (Standard)
* Registration closes on 30 June 2022

The Urban Redevelopment Authority is Singapore's land use planning and conservation authority. Our mission is to make Singapore a great city to live, work and play. We strive to create a vibrant and sustainable city of distinction by planning and facilitating Singapore's physical development in partnership with the community.



URBAN
REDEVELOPMENT
AUTHORITY

